# 広島県グリーン購入方針

平成 30 年 4 月

# 目 次

第1	目的等	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
1	目的 •	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•			•	1
2	対象機関		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
3	基本的な	考	え	方		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
第2	グリーン	購	入	を	推	進	す	`る	環	:境	物	品	·等	(	平	成	30	) 左	F度	Ē)			•	•	•	•			•	3
1	紙類 •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•			•	•	•	•			•		•	•	•	3
2	納入印刷	物		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1 0
3	文具類	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1 7
4	オフィス	家	具	等		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	2 7
5	OA機器	:	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	3 0
6	移動電話	i	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	7 4
7	家電製品	ı	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	7 7
8	エアコン	デ	イ	シ	ヨ	ナ		等		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8 5
9	温水器等		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	9 0
10	照明 •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	98
11	自動車等		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	104
12	消火器	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•		•	•	•	•		•	•	•	•		•	116
13	制服・作	業	服		•	•	•		•	•	•	•	•		•	•	•		•	•	•	•			•	•	•	,	•	1 1 7
14	インテリ	ア	•	寝	装	寝	具		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•		•	120
15	作業手袋	i	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	1 3 0
16	その他繊	維	製	品		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	,	•	1 3 1
17	設備 •	•	•	•				•	•	•	•	•	•			•	•		•			•			•	•	•	,		1 3 8
18	災害備蓄	用	品			•			•	•	•	•	•			•	•		•			•			•	•	•	,		1 4 6
19	公共工事		•	•					•	•	•	•	•			•					•	•			•	•	•		•	153
20	登録リサ		ク	ル	製	品品						•	•	•	•	•	•	•	•			•	•	•	•	•	•		•	1 7 9
21	役務 •		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•						•			•	•	•			180

# 広島県グリーン購入方針

平成 13 年 3 月 28 日策定 平成 13 年 8 月 20 日改定 平成 14 年 3 月 27 日改定 平成 15 年 3 月 20 日改定 平成16年4月9日改定 平成 17 年 4 月 20 日改定 平成 18 年 4 月 27 日改定 平成 19 年 4 月 18 日改定 平成 20 年 3 月 31 日改定 平成 21 年 3 月 30 日改定 平成 22 年 6 月 16 日改定 平成 23 年 3 月 28 日改定 平成 24 年 3 月 27 日改定 平成25年5月2日改定 平成26年4月1日改定 平成27年4月1日改正 平成28年4月1日改正 平成29年4月1日改正 平成30年4月1日改正

広島県地球環境対策推進会議

#### 第1 目的等

#### 1 目 的

今日の環境問題は、地球温暖化の進行、廃棄物問題など多岐にわたっており、その解決には、 従来の大量生産、大量消費、大量廃棄を前提とするこれまでのライフスタイルや経済社会シス テムを変革し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築していくことが不可欠で ある。

そのためには、あらゆる活動において環境負荷の低減に努めていく必要があり、国や地方公共団体が率先して環境への負荷の少ない物品等(以下「環境物品等」という。)の購入(リース・レンタル契約等を含む。以下同じ。)を進めることにより、環境物品等の需要が増え、これらの開発・生産がさらに積極的に行われ、より多様な環境物品等をより低価格で供給されることが可能となるなど需要面からの取組も促進していくことが重要である。

広島県では、環境への負荷を低減し、環境に配慮した行動に率先的に取り組むため、平成 13 年4月に施行された「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」の趣旨を踏まえ、「広島県グリーン購入方針」を策定し、取組の強化を図ることとする。

#### 2 対象機関

知事部局, 企業局, 病院事業局, 議会事務局, 各行政委員会

#### 3 基本的な考え方

- (1) 物品等の購入に当たっては、価格や品質などに加えて、環境負荷の低減を判断基準とする ことが環境物品等の普及促進に繋がっていくことから、できる限り広範な物品等について、 環境負荷の低減が可能かどうかを考慮して調達に努めるものとする。
- (2) 環境負荷をできるだけ低減させる観点から、可能な限り、再生資材を多く使用していることやリサイクルが可能であることなど製品の製造・使用・廃棄全体についての環境負荷の低減を考慮した物品等の選択に努めるものとする。
- (3) 環境物品等の購入に当たっては、調達総量をできるだけ抑制するよう、物品等の合理的な使用等に努めるものとし、環境物品等の調達推進を理由として調達総量が増加することのないものとする。

また,各機関は購入した環境物品等について,適正使用や長期使用,分別廃棄などに留意 し,環境負荷の低減が着実に行われるよう努めるものとする。

- (4) 購入実績については、毎年度集計し、調達目標を設定している分野について、その概要を公表するものとする。
- (5) 購入方針については、環境物品等の開発・普及の状況、購入実績等を踏まえ、見直しを行っていくものとする。
- (6) 公共工事については、県の調達の中でも金額が大きく、県経済への影響力を有し、また、県が 率先して環境負荷の低減に資する方法で公共工事を実施することは、市町や民間事業者の取組を 促す効果も大きいと考えられる。このため、次の点に留意しつつ、その調達に努めるものとする。

公共工事の目的となる工作物(建築物を含む。)は、県民の生命、生活に直接的に関連し、長期にわたる安全性や機能が確保されることが必要であるため、公共工事の構成要素である資材等の使用に当たっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能を備えていることについて、特に留意する必要がある。また、公共工事のコストについては、予算の適正な使用の観点からその縮減に鋭意取り組んできていることにも留意する必要がある。調達目標の設定は、事業の目的、工作物の用途、施工上の難易により資材等の使用形態に差異があること、調達可能な地域や数量が限られている資材等もあることなどの事情があるため、当面は困難であるが、今後とも国の取扱等も踏まえながら、引き続き検討するものとする。

また,公共工事の環境負荷低減方策としては,資材等の使用の他に,環境負荷の少ない工 法等を含む種々の方策が考えられ,ライフサイクル全体にわたった総合的な観点から検討を 進めていくこととする。

# 第2 グリーン購入を推進する環境物品等(平成30年度)

# 1 紙類

#### (1) 対象品目

- ①コピー用紙
- ②フォーム用紙
- ③インクジェットカラープリンター用塗工紙
- ④塗工されていない印刷用紙
- ⑤塗工されている印刷用紙
- ⑥トイレットペーパー
- ⑦ティッシュペーパー

#### (2) 環境物品等の判断基準等

#### 【情報用紙】

①コピー用紙	【環境物品等の判断基準】	【調達目標】
	①紙パルプ配合率,森林認証材パルプ利用割合,間伐材等	100%
	パルプ利用割合,その他の持続可能性を目指した原料の	
	調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合,白色度及	
	び坪量を備考5の算定式により総合的に評価した総合	
	評価値が80以上であること。	
	②バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料	
	の原木は, 伐採に当たって, 原木の生産された国又は地	
	域における森林に関する法令に照らして手続が適切に	
	なされたものであること。ただし、合板・製材工場から	
	発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製	
	造されたバージンパルプには適用しない。	
	③製品に総合評価値及びその内訳(指標項目ごとの,指標	
	値又は加算値,及び評価値)が記載されていること。た	
	だし、製品にその内訳が記載出来ない場合は、ウエブサ	
	イト等で容易に確認できるようにし,参照先を明確にす	
	ること。	

- 備考) 1 「持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ」とは、次のいずれ かをいう。
  - ア. 森林の有する多面的機能を維持し、森林を劣化させず、森林面積を減少させないようにするなど森林資源を循環的・持続的に利用する観点から経営され、かつ、生物多様性の保全等の環境的優位性、労働者の健康や安全への配慮等の社会的優位性の確保について配慮された森林から産出された木材に限って調達するとの方針に基づいて使用するパルプ
  - イ. 資源の有効活用となる再・未利用木材(廃木材、建設発生木材、低位利用木材(林地 残材、かん木、木の根、病虫獣害・災害などを受けた丸太から得られる木材、曲がり 材、小径材などの木材)及び廃植物繊維)を調達するとの方針に基づいて使用するパ ルプ
  - 2 「間伐材等」とは、間伐材又は竹をいう。

3 「指標項目」とは、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合、白色度及び坪量をいう。

また、「その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合」とは、森林認証材パルプ利用割合及び間伐材パルプ利用割合に数量計上したものを除く持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプをいう。

4 「総合評価値」とは備考5に示されるYの値をいう。

「指標値」とは,備考 5 に示される  $x_1$ ,  $x_2$ ,  $x_3$ ,  $x_4$  の指標項目ごとの値を,「加算値」とは, 備考 5 に示される  $x_5$ ,  $x_6$  の指標項目ごとの値をいう。

「評価値」とは、備考 5 の  $y_1$ ,  $y_2$ ,  $y_3$ ,  $y_4$ ,  $y_5$  について示される式により算出された数値をいう。

5 総合評価値, 評価値, 指標値, 加算値は以下の式による。

Y 及び y<sub>1</sub>, y<sub>2</sub>, y<sub>3</sub>, y<sub>4</sub>, y<sub>5</sub>, x<sub>1</sub>, x<sub>2</sub>, x<sub>3</sub>, x<sub>4</sub>, x<sub>5</sub>, x<sub>6</sub> は次の数値を表す。

Y(総合評価値): y<sub>1</sub>, y<sub>2</sub>, y<sub>3</sub>, y<sub>4</sub>, y<sub>5</sub>の合計値を算出し小数点以下を切り捨てた数値

y<sub>1</sub>: 古紙パルプ配合率に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y<sub>2</sub>:森林認証材パルプ及び間伐材パルプ等の合計利用割合に係る評価値を算出し小 数点第二位を四捨五入した数値

y<sub>3</sub>: その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合に係る評価値を算出し小数点第 二位を四捨五入した数値

v。: 白色度に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y<sub>5</sub>: 坪量に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

x<sub>1</sub>:最低保証の古紙パルプ配合率(%)

x2: 森林認証材パルプ利用割合(%)

 $x_2 = (森林認証材パルプ/バージンパルプ) × (100-x<sub>1</sub>)$ 

x。: 間伐材パルプ等利用割合(%)

 $x_3 = (間伐材パルプ等/バージンパルプ) × (100-x_1)$ 

x<sub>4</sub>: その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合(%)

 $\mathbf{x_4} =$  (その他の持続可能性を目指したパルプ/バージンパルプ)×  $(100-\mathbf{x_1})$ 

x<sub>5</sub>:白色度(%)

白色度は生産時の製品ロットごとの管理標準値とし、管理標準値±3%の範囲内については許容する。ただし、ロットごとの色合わせの調整以外に着色された場合 (意図的に白色度を下げる場合)は加点対象とならない。

X<sub>6</sub>: 坪量 (g/m²)

坪量は生産時の製品ロットごとの管理標準値とし、管理標準値の±5%の範囲内については許容する。

- 6 調達を行う各機関は、坪量の小さいコピー用紙は、複写機等の使用時に相対的にカール、 紙詰まり、裏抜け等が発生するリスクが高まる場合があるため、過度に坪量の小さい製品 の調達には留意が必要である。
- 7 調達を行う各機関は、コピー用紙を複写機、プリンタ等に使用する場合は、原料表示や

製品仕様等、紙製造事業者等が製品及びウエブサイトに公表する情報提供を踏まえ、本体機器への適性や印刷品質に留意し、調達を行うこと。

- 8 紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林から の産出に係る確認を行う場合には、木材関連事業者にあっては、「合法伐採木材等の流通及 び利用の促進に関する法律(平成28年法律第48号。以下「クリーンウッド法」という。)」 に即するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のための ガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。また、木材関連事業者 以外にあっては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。
- 9 紙の原料となる間伐材の確認は、林野庁作成の「間伐材チップの確認のためのガイドライン (平成21年2月13日)」に準拠して行うものとする。
- 10 紙の場合は、複数の木材チップを混合して生産するため、製造工程において製品ごとの 実配合を担保することが困難等の理由を勘案し、間伐材の管理方法は「森林認証材・間伐 材に係るクレジット方式運用ガイドライン(平成21年2月13日)」に準拠したクレジット 方式を採用することができる。また、森林認証材については、各制度に基づくクレジット 方式により運用を行うことができる。

なお、「クレジット方式」とは、個々の製品に実配合されているか否かを問わず、一定期間に製造された製品全体に使用された森林認証材・間伐材等とそれ以外の原料の使用量に基づき、個々の製品に対し森林認証材・間伐材等が等しく使われているとみなす方式をいう。

## ②フォーム用紙 【環境物品等の判断基準】 【調達目標】 ①古紙パルプ配合率70%以上かつ白色度70%程度以下であ 100% ②バージンパルプが使用される場合にあっては、その原 料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又 は地域における森林に関する法令に照らして手続が適 切になされたものであること。ただし、 合板・製材工 場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源 により製造されたバージンパルプには適用しない。 ③塗工されているものについては、塗工量が両面で12g/ m<sup>2</sup>以下であること。 ③インクジェットカ 【環境物品等の判断基準】 ラープリンター用 ①古紙パルプ配合率70%以上であること。 塗工紙 ②バージンパルプが使用される場合にあっては、その原 料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又 は地域における森林に関する法令に照らして手続が適 切になされたものであること。及び合板・製材工場か ら発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源によ り製造されたバージンパルプには適用しない。 ③塗工量が両面で20g/m²以下であること。ただし、片面 の最大塗工量は12g/㎡とする。

備考) 紙の材料原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林から の産出に係る確認を行う場合には、木材関連事業者にあっては、クリーンウッド法に則すると ともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成 18 年 2 月 15 日)」に準拠して行うものとする。また、木材関連事業者以外にあっては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。

#### 【印刷用紙】

- ④塗工されていな い印刷用紙
- ⑤塗工されている 印刷用紙

# 【環境物品等の判断基準】

- ①次のいずれかの要件を満たすこと。
  - ア. 塗工されていないものにあっては、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材パルプ等利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合及び白色度を備考5の算定式により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。

【調達目標】

100%

- イ. 塗工されているものにあっては、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材パルプ等利用割合、 その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合及び塗工量を備考5の算定式により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。
- ②バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
- ③製品の総合評価値及びその内訳(指標項目ごとの,指標値又は加算値,及び評価値)がウエブサイト等で容易に確認できること。
- ④再生利用しにくい加工が施されていないこと。
- 備考) 1 「持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ」とは、次のいずれか をいう。
  - ア. 森林の有する多面的機能を維持し、森林を劣化させず、森林面積を減少させないようにするなど森林資源を循環的・持続的に利用する観点から経営され、かつ、生物多様性の保全等の環境的優位性、労働者の健康や安全への配慮等の社会的優位性の確保について配慮された森林から産出された木材に限って調達するとの方針に基づいて使用するパルプ
  - イ. 資源の有効活用となる再・未利用木材(廃木材、建設発生木材、低位利用木材(林地残材、かん木、木の根、病虫獣害・災害などを受けた丸太から得られる木材、曲がり材、 小径材などの木材)及び廃植物繊維)を調達するとの方針に基づいて使用するパルプ
  - 2 「間伐材等」とは、間伐材又は竹をいう。
  - 3 「指標項目」とは、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材パルプ等利用割合、その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合、白色度及び塗工量をいう。また、「その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合」とは、森林認証材パルプ利用割合及び間伐材パルプ等利用割合に数量計上したものを除く持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプをいう。
  - 4 「総合評価値」とは備考 5 に示される  $Y_1$  又は  $Y_2$  の値をいう。 「指標値」とは,備考 5 に示される  $x_1$ ,  $x_2$ ,  $x_3$ ,  $x_4$  の指標項目ごとの値を,「加算値」とは, 備考 5 に示される  $x_5$ ,  $x_6$  の指標項目ごとの値をいう。

「評価値」とは、備考5の  $y_1$ ,  $y_2$ ,  $y_3$ ,  $y_4$ ,  $y_5$  について示される式により算出された数値又は 定められた数値をいう。

5 総合評価値,評価値,指標値,加算値は以下の式による。

$$Y_{1} = (y_{1} + y_{2} + y_{3}) + y_{4}$$

$$Y_{2} = (y_{1} + y_{2} + y_{3}) + y_{5}$$

$$y_{1} = x_{1} - 10 \quad (60 \le x_{1} \le 100)$$

$$y_{2} = x_{2} + x_{3} \quad (0 \le x_{2} + x_{3} \le 40)$$

$$y_{3} = 0.5 \times x_{4} \quad (0 \le x_{4} \le 40)$$

$$y_{4} = -x_{5} + 75 \quad (60 \le x_{5} \le 75, x_{5} < 60 \rightarrow x_{5} = 60, x_{5} > 75 \rightarrow x_{5} = 75)$$

$$y_{5} = -0.5x_{6} + 20 \quad (0 < x_{6} \le 10 \rightarrow x_{6} = 10, 10 < x_{6} \le 20 \rightarrow x_{6} = 20, 20 < x_{6} \le 30 \rightarrow x_{6} = 30,$$

$$x_{6} > 30 \rightarrow x_{6} = 40)$$

- $Y_1, Y_2$ 及び  $y_1, y_2, y_3, y_4, y_5, x_1, x_2, x_3, x_4, x_5, x_6$ は次の数値を表す。
  - $Y_1$ (塗工されていない印刷用紙に係る総合評価値):  $y_1$ ,  $y_2$ ,  $y_3$ ,  $y_4$ の合計値を算出し小数 点以下を切り捨てた数値
  - $Y_2$  (塗工されている印刷用紙に係る総合評価値):  $y_1$ ,  $y_2$ ,  $y_3$ ,  $y_5$  の合計値を算出し小数点以下を切り捨てた数値
  - y<sub>1</sub>: 古紙パルプ配合率に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値
  - y<sub>2</sub>:森林認証材パルプ及び間伐材パルプ等の合計利用割合に係る評価値を算出し小数 点第二位を四捨五入した数値
  - y<sub>3</sub>: その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値
  - $y_4$ : 白色度に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値(ファンシーペーパー又は抄色紙(色上質紙及び染料を使用した色紙一般を含む。)には適用しない。)

ファンシーペーパー又は抄色紙であって、印刷に係る判断基準(印刷参照)に示された A ランク(紙へのリサイクルにおいて阻害とならないもの)の紙である場合は 5、それ以外の紙である場合は 0

- y<sub>5</sub>: 塗工量に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値
- x<sub>1</sub>: 最低保証の古紙パルプ配合率(%)
- x2: 森林認証材パルプ利用割合(%)

 $x_0 = (森林認証材パルプ/バージンパルプ) × (100-x_1)$ 

x3:間伐材パルプ等利用割合(%)

 $x_3 = (間伐材パルプ等/バージンパルプ) × (100-x_1)$ 

x<sub>a</sub>: その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合(%)

 $\mathbf{x}_4 = (その他の持続可能性を目指したパルプ/バージンパルプ) <math>\times (100-\mathbf{x}_1)$ 

x5: 白色度(%)

白色度は生産時の製品ロットごとの管理標準値とし、管理標準値±3%の範囲内については許容する。ただし、ロットごとの色合わせの調整以外に着色された場合(意図的に白色度を下げる場合)は加点対象とならない。

 $x_6: 塗工量 (g/m^2)$ 

塗工量 (両面への塗布量) は、生産時の製品ロットごとの管理標準値とする。

- 6 調達を行う各機関は、印刷用紙を複写機、プリンタ等に使用する場合は、原料表示や製品 仕様等、紙製造事業者等が製品及びウエブサイトに公表する情報提供を踏まえ、本体機器へ の適性や印刷品質に留意し、調達を行うこと。
- 7 紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林から

の産出に係る確認を行う場合には、木材関連事業者にあっては、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(平成28年法律第48号。以下「クリーンウッド法」という。)」に即するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。また、木材関連事業者以外にあっては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。

- 8 紙の原料となる間伐材の確認は、林野庁作成の「間伐材チップの確認のためのガイドライン (平成21年2月13日)」に準拠して行うものとする。
- 9 紙の場合は、複数の木材チップを混合して生産するため、製造工程において製品ごとの実配合を担保することが困難等の理由を勘案し、間伐材の管理方法は「森林認証材・間伐材に係るクレジット方式運用ガイドライン(平成21年2月13日)」に準拠したクレジット方式を採用することができる。また、森林認証材については、各制度に基づくクレジット方式により運用を行うことができる。

なお、「クレジット方式」とは、個々の製品に実配合されているか否かを問わず、一定期間に製造された製品全体に使用された森林認証材・間伐材とそれ以外の原料の使用量に基づき、個々の製品に対し森林認証材・間伐材が等しく使われているとみなす方式をいう。

#### 【衛生用紙】

⑥トイレット	【環境物品等の判断基準】	【調達目標】
ペーパー	○古紙パルプ配合率100%であること。	100%
⑦ティッシュ		
ペーパー		

#### (3) 古紙及び古紙パルプ配合率

各品目において判断基準となっている古紙及び関連する用語,古紙パルプ配合率の定義は,以下のとおりとする。

## 【古紙及び関連する用語の定義】

古紙	市中回収古紙及び産業古紙。
市中回収古紙	店舗、事務所及び家庭などから発生する使用済みの紙であって、紙製造事
	業者により紙の原料として使用されるもの(商品として出荷され流通段階
	を経て戻るものを含む。)。
産業古紙	原紙の製紙工程後の加工工程から発生し、紙製造事業者により紙の原料と
	して使用されるもの。
	ただし、紙製造事業者等(当該紙製造事業者の子会社、関連会社等の関係
	会社を含む。)の紙加工工場,紙製品工場,印刷工場及び製本工場など,紙
	を原料として使用する工場若しくは事業場において加工を行う場合、又は
	当該紙製造事業者が製品を出荷する前に委託により他の事業者に加工を行
	わせる場合に発生するものであって、商品として出荷されずに当該紙製造
	事業者により紙の原料として使用されるものは、古紙としては取り扱わな
	い(当該紙製造事業者等の手を離れ、第三者を介した場合は、損紙を古紙
	として取り扱うための意図的な行為を除き、古紙として取り扱う。)。
損紙	以下のいずれかに該当するもの。
	・製紙工程において発生し、そのまま製紙工程に戻され原料として使用さ
	れるもの(いわゆる「回流損紙」。ウェットブローク及びドライブローク)。
	・製紙工場又は事業場内に保管されて原料として使用されるもの(いわゆ
	る「仕込損紙」)。
	・上記産業古紙の定義において、「ただし書き」で規定されているもの。
紙製造事業者	日本標準産業分類(平成 21 年 3 月 23 日総務省告示第 175 号)の中分類に
	掲げる「紙製造業(142)」であり、小分類の「洋紙製造業(1421)」「板紙
	製造業(1422)」「機械すき和紙製造業(1423)」及び「手すき和紙製造業
	(1424)」をいう。
子会社,関連会社及び	金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号)第 193 条の規定に基づく「財務
関係会社	諸表等の用語,様式及び作成方法に関する規則」第8条の各項に定めるも
	のをいう。

# 【古紙パルプ配合率の定義】

古紙パルプ配合率= <u>古紙パルプ</u> ×100 (%)

パルプは含水率 10%の重量とする。 上記算定式の分母及び分子には損紙は含まないものとする。

## 2 納入印刷物

#### (1) 対象品目

①納入印刷物

#### (2) 環境物品等の判断基準等

#### ①納入印刷物

#### 【環境物品等の判断基準】

#### < 共通事項>

- ①印刷・情報用紙に係る判断基準(「紙類」参照。)を満たす用紙が使用されていること。ただし、冊子形状のものについては表紙を除くものとし、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
- ②表1に示されたB、C及びDランクの紙へのリサイクル において阻害要因となる材料が使用されていないこと。 ただし、印刷物の用途・目的から使用する場合は、使用 部位、廃棄又はリサイクル方法を記載すること。
- ③印刷物ヘリサイクル適性を表示すること。
- ④印刷の各工程において、表2に示された環境配慮のための措置が講じられていること。

#### <個別事項>

- ①オフセット印刷
  - ア. 植物由来の油を含有したインキであって、かつ、芳香族成分が1%未満の溶剤のみを用いるインキが使用されていること。
  - イ. インキの化学安全性が確認されていること。
- ②デジタル印刷
  - ア. 電子写真方式(乾式トナーに限る。)にあっては、トナーカートリッジの化学安全性に係る判断基準(「トナーカートリッジ」参照。)を満たすトナーが使用されていること。
  - イ. 電子写真方式(湿式トナーに限る。) 又はインクジェット方式にあっては、トナー又はインクの化学安全性が確認されていること。
- 備考) 1 本項の判断基準の対象とする「印刷」は、紙製の報告書類、ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷物を印刷する役務とし、文具類等他の品目として調達する場合を除く。ただし、他の品目として調達する場合にあっても、可能な限り本項の判断基準を満たすよう努めること。
  - 2 「オフセット印刷」とは、印刷版の印刷インキを転写体に転移し、さらにこれを紙など に再転移する印刷方式をいう。
  - 3 「デジタル印刷」とは、無版印刷であって電子写真方式またはインクジェット方式による印刷方式をいう。
  - 4 判断基準<共通事項>②及び③の印刷物リサイクル適性の表示等については、古紙再生

# 【調達目標】

100% (複写式 などの特 殊な印刷 物を除 く) 促進センター作成,日本印刷産業連合会運用の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」を参考とすること。ただし、使用する材料に古紙リサイクル適性ランクが定められていない場合には、適用しないものとする。

- 5 判断基準<共通事項>③の「リサイクル適性の表示」は、次の表現とすること。ただし、 長期間にわたり保存・保管する等リサイクルを前提としない印刷物については、適用しな いものとする。なお、古紙リサイクル適性ランク及び表示方法については、「リサイクル対 応型印刷物製作ガイドライン」の検討結果を踏まえ、適切に見直しを行うものとする。
  - ア. Aランクの材料のみ使用する場合は「印刷用の紙にリサイクルできます」
  - イ. AまたはBランクの材料のみ使用(ア. の場合を除く)する場合は「板紙にリサイクルできます」
  - ウ. CまたはDランクの材料を使用する場合は「リサイクルに適さない資材を使用しています」

なお、製本加工したカレンダーであって、綴じ部と本紙が分離可能なものについては、 本紙の用紙ごとにリサイクル適性を表示すること。

- 6 調達を行う各機関は、表3の資材確認票を参考とし、使用される資材等について確認すること。なお、印刷物の長期使用、強度補強等のため光沢ラミネート等を行うことが望ま しい場合もあることを勘案し、使用目的等にあった資材を適切に選択すること。
- 7 「植物由来の油を含有したインキ」とは、植物由来の油含有量の比率が、インキの種類 ごとに下表のとおり定める要件を満たすものをいう。

インキの種類	植物由来の油含有量比率
新聞オフ輪インキ	30%以上
ノンヒートオフ輪インキ	30%以上
枚葉インキ	20%以上
(ただし、金、銀、パール、白インキ)	(10%以上)
ビジネスフォームインキ	20%以上
ヒートセットオフ輪インキ	7%以上
各種 UV インキ	7%以上

- 8 「芳香族成分」とは、JIS K 2536 に規定されている石油製品の成分試験法をインキ溶剤 に準用して検出される芳香族炭化水素化合物をいう。
- 9 判断基準<共通事項>④については、日本印刷産業連合会作成の「日印産連『オフセット印刷サービスグリーン基準』及び『グリーンプリンティング (GP) 認定制度』ガイドライン」を参考とすること。
- 10 調達を行う各機関は、必要に応じ表4のチェックリストを参考とし、印刷の各工程における基準について確認すること。
- 11 判断基準<個別事項>①イの「化学安全性」とは、次のア及びウを満たすことをいう。 また、判断基準<個別事項>②イの「化学安全性」とは、次のア又はイのいずれかを満た し、かつ、ウを満たすことをいう。
  - ア. 印刷インキ工業連合会の「印刷インキに関する自主規制 (NL 規制)」(平成 23 年 9 月 1 日改訂)に適合していること。
  - イ.特定の化学物質(鉛及びその化合物,水銀及びその化合物,カドミウム及びその化合物,六価クロム化合物,ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテル)が含有率基準値を超えないこと。特定の化学物質の含有率基準値については、JIS C 0950:2008(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の附属書Aの表 A.1 (特定の化学物質,化学物質記号,算出対象物質及び含有率基準値)の含有率基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950:2008に準ずるものとする。
  - ウ. 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律の対象物

質を特定していること (MSDS (化学物質等安全データシート) を備えていること。)。

- 12 調達を行う各機関は、印刷物の必要な部数・量を適正に見積り、過大な発注とならないよう努めること。
- 13 紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林から の産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性 の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。なお、 都道府県等による森林、木材等の認証制度も合法性の確認に活用できることとする。

表1 古紙リサイクル適性ランクリスト

	【Aランク】	【Bランク】	【Cランク】	【Dランク】
	紙,板紙へのリサイク	紙へのリサイクルに	紙、板紙へのリサイク	微量の混入でも除去
	ルにおいて阻害にな	は阻害となるが、板紙	ルにおいて阻害になる	することが出来ない
	らない	へのリサイクルには		ため、紙、板紙への リサイクルが不可能
		阻害とならない		リリイクルか不可能   になる
(1)	【普通紙】	_	_	_
紙	アート紙/コート紙			
" '	/上質紙/中質紙/			
	更紙			
	【加工紙】	【加工紙】	【加工紙】	【加工紙】
	抄色紙(A)*/ファン	抄色紙(B)*/ファン	抄色紙(C)*/ファン	捺染紙/昇華転写紙
	シーペーパー(A)*/	シーペーパー(B)*/	シーペーパー(C)*/	/感熱性発泡紙/芳
	樹脂含浸紙(水溶性のもの)	ポリエチレン等樹脂 コーティング紙/ポ	樹脂含浸紙(水溶性のものを除く)/硫酸紙	香紙
	( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( (	リエチレン等樹脂ラ	/ターポリン紙/ロウ	
		ミネート紙/グラシ	紙/セロハン/合成紙	
		ンペーパー/インデ	/カーボン紙/ノーカ	
		イアペーパー	ーボン紙/感熱紙/圧	
			着紙	
2	【通常インキ】	【通常インキ】	_	_
イン	凸版インキ/平版イ   ンキ (オフセットイン	水性グラビアインキノ水性フレキソイン		
キ	ナー (オノセットイン  キ) /溶剤型グラビア	/ 小性 / レヤノイン     キ		
類	インキ/溶剤型フレ			
	キソインキ/スクリ			
	ーンインキ			
	【特殊インキ】	【特殊インキ】	【特殊インキ】	【特殊インキ】
	リサイクル対応型 UV	UVインキ/グラビア	感熱インキ/減感イン	昇華性インキ/発泡
	インキ☆/オフセッ	用金・銀インキ/OCR	キ/磁性インキ	インキ/芳香インキ
	ト用金・銀インキ/パ ールインキ/OCR イン	UV インキ/EB インキ /蛍光インキ		
	キ(油性)	/ 虫ルインギ		
	【特殊加工】	_	_	_
	OP ニス			
	【デジタル印刷イン	【デジタル印刷イン		
	キ類】	キ類】		
	リサイクル対応型ド	ドライトナー		
	ライトナー☆			

	【Aランク】	【Bランク】	【Cランク】	【Dランク】
	紙,板紙へのリサイク	紙へのリサイクルに	紙、板紙へのリサイク	微量の混入でも除去
	ルにおいて阻害にな	は阻害となるが、板紙	ルにおいて阻害になる	することが出来ない
	らない	へのリサイクルには		ため、紙、板紙への
		阻害とならない		リサイクルが不可能
				になる
3	【製本加工】	【製本加工】	【製本加工】	_
加	製本用針金/ホッチ	製本用糸/EVA 系ホッ	クロス貼り(布クロス,	
工	キス等/難細裂化 EVA	トメルト	紙クロス)	
資	系ホットメルト☆/			
材	PUR 系ホットメルト☆			
	/水溶性のり			
	【表面加工】	【表面加工】	_	_
	光沢コート(ニス引	光沢ラミネート (PP		
	き, プレスコート)	貼り) /UV コート, UV		
		ラミコート/箔押し		
	【その他加工】	【その他加工】	【その他加工】	_
	リサイクル対応型シ	シール (リサイクル対	立体印刷物(レンチキ	
	ール(全離解可能粘着	応型を除く)	ュラーレンズ使用)	
	紙)☆			
4	_	【異物】	【異物】	【異物】
そ		粘着テープ(リサイク	石/ガラス/金物(製	芳香付録品(芳香剤,
の		ル対応型)	本用ホッチキス、針金	香水,口紅等)
他			等除く)/土砂/木片	
			/プラスチック類/布	
			類/建材(石こうボー	
			ド等)/不織布/粘着	
			テープ(リサイクル対	
			応型を除く)	

- 備考) 1 ☆印の資材 (難細裂化 EVA 系ホットメルト, PUR 系ホットメルト, リサイクル対応型 UV インキ, リサイクル対応型シール, リサイクル対応型ドライトナー) は, 日本印刷産業連合会の「リサイクル対応型印刷資材データベース」に掲載されていることを確認すること。
  - 2 \* 印の資材(抄色紙,ファンシーペーパー)は、環境省の「グリーン購入法.net」に掲載されている各製品のリサイクル適性を確認すること。

表 2 オフセット印刷又はデジタル印刷に関連する印刷の各工程における環境配慮項目及び基準

工	程	項目	基準
		デジタル化	工程のデジタル化 (DTP 化)率が 50%以上であること。
		廃液及び製版フィルムか	製版フィルムを使用する工程において, 廃液及び製版フィルムか
		らの銀回収	ら銀の回収を行っていること。
刷版		印刷版の再使用又はリサ	印刷版 (アルミ基材のもの) の再使用又はリサイクルを行ってい
) Lith/	ЛХ	イクル	ること。
	オ	VOC の発生抑制	廃ウェス容器や洗浄剤容器に蓋をする等の VOC の発生抑制策を
	A フ		講じていること。
	ナ		輪転印刷工程の熱風乾燥印刷の場合にあっては,VOC 処理装置を
ĽП	_		設置し,適切に運転管理していること。
印	ツト	製紙原料へのリサイクル	損紙等(印刷工程から発生する損紙,残紙)の製紙原料へのリサ
刷	1,		イクル率が 80%以上であること。
巾巾	デ	印刷機の環境負荷低減	省電力機能の活用,未使用時の電源切断など,省エネルギー活動
	ジ		を行っていること。
	タ	製紙原料等へのリサイク	損紙等(印刷工程から発生する損紙,残紙)の製紙原料等へのリ
	ル	ル	サイクル率が 80%以上であること。
=	<del>=</del>	VOC の発生抑制	アルコール類を濃度30%未満で使用していること。
	面工	製紙原料等へのリサイク	損紙等(光沢加工工程から発生する損紙,残紙,残フィルム)の
/JI		ル	製紙原料等へのリサイクル率が80%以上であること。
		騒音・振動抑制	窓、ドアの開放を禁止する等の騒音・振動の抑制策を講じている
製	本		こと。
加	エ	製紙原料へのリサイクル	損紙等(製本工程から発生する損紙)の製紙原料へのリサイクル
			率が 70%以上であること。

- 備考) 1 本基準は、印刷役務の元請、下請を問わず、印刷役務の主たる工程を行う者に適用する ものとし、オフセット印刷又はデジタル印刷に関連する印刷役務の一部の工程を行う者に は適用しない。
  - 2 製版工程においては、「デジタル化」又は「廃液及び製版フィルムからの銀回収」のいずれかを満たせばよいこととする。
  - 3 製版工程の「銀の回収」とは、銀回収システムを導入している又は銀回収システムを有するリサイクル事業者、廃棄物回収業者に引き渡すことをいう。なお、廃液及び製版フィルムからの銀の回収は、技術的に不可能な場合を除き、実施しなければならない。
  - 4 刷版工程の印刷版の再使用又はリサイクル(印刷版に再生するものであって,その品質が低下しないリサイクルを含む)は、技術的に不可能な場合を除き、実施しなければならない。
  - 5 オフセット印刷工程における「VOC の発生抑制」,デジタル印刷工程における「印刷機の環境負荷低減」及び製本加工工程における「騒音・振動抑制」については,当該対策を実施するための手順書等を作成・運用している場合に適合しているものとみなす。
  - 6 デジタル印刷工程,表面加工工程の「製紙原料等へのリサイクル」には,製紙原料への リサイクル以外のリサイクル (RPF への加工やエネルギー回収等)を含む。

		作成年月日:	年	月	日
	御中				
件名:	.,,				

資 材 確 認 票

○○印刷株式会社

印刷資材		使用 有無	リサイクル 適性ランク	資材の種類	製造元・銘柄名	備考
	本文	0	A	上質紙	○○製紙/○○	
	表紙	0	A	コート紙	○○製紙/○○	
用紙	見返し	0	A	上質紙	○○製紙/○○	
用拟	カバー	_				
		0	A	平版インキ	00インキ/00	
インキ	類					
	<i>&gt;&gt;</i>					
	製本加工	0	A	PUR 系ホットメルト	○○化学/○○	
加工	表面加工	$\circ$	A	0P ニス	○○化学/○○	
	その他加工	_	_			
その他						
C 47 IE						

Ţ

使用資材	リサイクル適性	判別
Aランクの資材のみ使用	印刷用の紙にリサイクルできます	0
AまたはBランクの資材のみ使用	板紙にリサイクルできます	
CまたはDランクの資材を使用	リサイクルに適さない資材を使用しています	

- 備考) 1 資材確認票に記入する印刷資材は、最新の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」 に掲載された古紙リサイクル適性ランクリストを参照すること。
  - 2 古紙リサイクル適性ランクが定められていない用紙,インキ類等の資材を使用する場合は,「リサイクル適性ランク」の欄に「ランク外」と記載すること。
  - 3 内容に関する問合せに当たって必要となる項目や押印等の要否については、様式の変更等を行うことができる。

## 表 4 オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト様式 (例)

作成年月日: 年 月 日

御中

オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト

○○印刷株式会社

工	程	実 現	基準(要求内容)
製版		はい/いいえ	①次のA又はBのいずれかを満たしている。
			A 工程のデジタル化(DTP 化)率が 50%以上である。
			B 製版フィルムを使用する工程において, 廃液及び製版フィルムか
			ら銀の回収を行っている。
刷	版	はい/いいえ	②印刷版(アルミ基材のもの)の再使用又はリサイクルを行っている。
	オ	はい/いいえ	③廃ウェス容器や洗浄剤容器に蓋をする等の VOC の発生抑制策を講じ
	A フ		ている。
	セ	はい/いいえ	④輪転印刷工程の熱風乾燥印刷の場合にあっては,VOC 処理装置を設置
ÉΠ	_		し,適切に運転管理している。
Hì	印 ツ はい/いいえ		⑤損紙等(印刷工程から発生する損紙,残紙)の製紙原料へのリサイク
刷	1.		ル率が 80%以上である。
Միվ	デ	はい/いいえ	⑥省電力機能の活用、未使用時の電源切断など、省エネルギー活動を行
	ジ		っている。
	タ	はい/いいえ	⑦損紙等(印刷工程から発生する損紙, 残紙)の製紙原料等へのリサイ
	ル		クル率が 80%以上である。
丰	面	はい/いいえ	⑧アルコール類を濃度30%未満で使用している。
		はい/いいえ	⑨損紙等(光沢加工工程から発生する損紙,残紙,残フィルム)の製紙
///	加工		原料等へのリサイクル率が 80%以上である。
告月	製本はい/いいえ		⑩窓,ドアの開放を禁止する等の騒音・振動の抑制策を講じている。
	工	はい/いいえ	⑪損紙等(製本工程から発生する損紙)の製紙原料へのリサイクル率が
///	上 _		70%以上である。

備考) 内容に関する問合せに当たって必要となる項目や押印等の要否については、様式の変更等を 行うことができる。

#### 3 文具類

# (1) 対象品目 (83 品目)

品目名	用品指定	品目名	用品指定	品目名	用品指定
シャープペンシル	0	はさみ		バインダー	
シャープペンシル替芯		マグネット (玉)		ファイリング用品	0
ボールペン	0	マグネット (バー)		アルバム	
マーキングペン	0	テープカッター		つづりひも	
鉛筆	0	パンチ(手動)		カードケース	
スタンプ台		モルトケース(紙めくり用スポンジケース)		事務用封筒(紙製)	0
朱肉		紙めくりクリーム		窓付き封筒 (紙製)	
印章セット		鉛筆削(手動)		各種様式(けい紙)	0
印箱		OAクリーナー (ウエット)		各種様式(起案用紙等)	0
公印		O A クリーナー (液)		ノート	
ゴム印		ダストブロワー		パンチラベル	
回転ゴム印		レターケース		タックラベル	0
定規		メディアケース(CD・DVD・BD用)		インデックス	0
トレー		マウスパッド		付箋紙	0
消しゴム	0	OAフィルター(枠あり)		付箋フィルム	
ステープラー(汎用型)		丸刃式紙裁断機		黒板拭き	0
ステープラー(汎用型以外)		カッターナイフ		ホワイトボード用イレーザー	
ステープラー針リムーバー		カッティングマット		額縁	
連射式クリップ(本体)		デスクマット		ごみ箱	
事務用修正具(テープ)	0	OHPフィルム		リサイクルボックス	
事務用修正具(液状)		絵筆		缶・ボトルつぶし機 (手動)	
クラフトテープ	0	絵の具		名札(机上用)	
粘着テープ(布粘着)	0	墨汁		名札(衣服取付型・首下げ型)	0
両面粘着紙テープ	0	のり(液状)	0	鍵かけ	
製本テープ		のり(澱粉のり)		チョーク	
ブックスタンド		のり(固形)	0	グラウンド用白線	
ペンスタンド		のり(テープ)	0	梱包用バンド	
クリップケース		ファイル	0		

<sup>※「○」</sup>は総務事務課の用品指定品目(ただし、本庁のみ又は地方機関のみの品目も含む。)

#### (2) 環境物品等の判断基準等

#### 【共通】

# 文具類共涌 【調達目標】 【環境物品等の判断基準】 ○金属を除く主要材料が、プラスチックの場合は①、木質 100% の場合は②、紙の場合は③の要件を満たすこと。また、 主要材料以外の材料に木質が含まれる場合は②、紙が含 まれる場合で原料にバージンパルプが使用される場合は ③イの要件をそれぞれ満たすこと。 ①再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用 されていること。ただし、ポストコンシューマ材料か らなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重 量の20%以上使用されていること。 ②間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資 源であること,又は,原料の原木は,伐採に当たって, 原木の生産された国又は地域における森林に関する法 令に照らして手続が適切になされたものであること。 ③次の要件を満たすこと。 ア. 紙の原料は古紙パルプ配合率50%以上であること。 イ. 紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあ っては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木 の生産された国又は地域における森林に関する法令 に照らして手続が適切になされたものであること。 ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及 び合板・製材工場から発生する端材、 林地残材・小 径木等の再生資源により製造されたバージンパルプ には適用しない。 注) 文具類に定める特定調達品目については、共通して上記 の判断基準を適用する。ただし、個別の特定調達品目につ いて判断基準(●印)を定めているものについては、上記 の判断基準に代えて、当該品目について定める判断基準(●

印)を適用する。また、適用箇所を定めているものについ

ては、 適用筒所のみに上記の判断基準を適用する。

# 【品目別】

1	シャープペンシル	
2	シャープペンシル 替芯	〔環境物品等の判断基準は容器に適用〕
3	ボールペン	【環境物品等の判断基準】
		●文具類共通の判断基準を満たすこと、かつ、芯が交換できること。
4	マーキングペン	
5	鉛筆	
6	スタンプ台	【環境物品等の判断基準】  ●主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること(消耗部分を除く。)。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断基準を満たすこと。
7	朱肉	【環境物品等の判断基準】  ●主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること(消耗部分を除く。)。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断基準を満たすこと。
8	印章セット	
9	印箱	
10	公印	
11	ゴム印	
12	回転ゴム印	
13	定規	
14	トレー	
15	消しゴム	〔環境物品等の判断基準は巻紙(スリーブ)又はケースに適用〕
16	ステープラー (汎用型)	【環境物品等の判断基準】  ●主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが プラスチック重量の70%以上使用されていること(機構部分を除 く。)。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断基準を満た すこと。
17	ステープラー (汎用型以外)	
18	ステープラー針 リムーバー	

19	連射式クリップ (本体)	【環境物品等の判断基準】 ●主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること(消耗部分を除く。)。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断基準を満たすこと。
20	事務用修正具 (テープ)	【環境物品等の判断基準】 ●●主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること(消耗部分を除く。)。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断基準を満たすこと。
21	事務用修正具 (液状)	〔環境物品等の判断基準は容器に適用〕
22	クラフトテープ	【環境物品等の判断基準】 ●テープ基材については古紙パルプ配合率40%以上であること。また,紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
23	粘着テープ (布粘着)	【環境物品等の判断基準】 ●テープ基材 (ラミネート層を除く。) については再生プラスチック がプラスチック重量の40%以上使用されていること。
24	両面粘着紙テープ	【環境物品等の判断基準】 ●テープ基材については古紙パルプ配合率40%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
25	製本テープ	〔環境物品等の判断基準はテープ基材に適用〕
26	ブックスタンド	【環境物品等の判断基準】  ●主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断基準を満たすこと。
27	ペンスタンド	
28	クリップケース	
29	はさみ	
30	マグネット(玉)	

31	マグネット(バー)	
32	テープカッター	
33	パンチ(手動)	
34	モルトケース (紙めく り用スポンジケース)	
35	紙めくりクリーム	〔環境物品等の判断基準は容器に適用〕
36	鉛筆削(手動)	
37	O A ク リ ー ナ ー (ウェットタイプ)	【環境物品等の判断基準】 〔環境物品等の判断基準は容器に適用〕 ●主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断基準を満たすこと。
38	O A クリーナー (液タイプ)	〔環境物品等の判断基準は容器に適用〕
39	ダストブロワー	【環境物品等の判断基準】  ●フロン類が使用されていないこと。ただし、可燃性の高い物質が使用されている場合にあっては、製品に、その取扱いについての適切な記載がなされていること。
40	レターケース	
41	メディアケース	【環境物品等の判断基準】 ●次のいずれかの要件を満たすこと。 ①主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断基準を満たすこと。 ②CD及びDVD及びBD用にあっては、厚さ5mm程度以下のスリムタイプケースであること。 ③植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。
42	マウスパッド	
43	O A フィルター (枠あり)	【環境物品等の判断基準】 ●次のいずれかの要件を満たすこと。 ①文具類共通の判断基準を満たすこと、又は植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。 ②枠部は、再生プラスチックが枠部全体重量の50%以上使用されていること。
44	丸刃式紙裁断機	
45	カッターナイフ	
46	カッティングマット	
47	デスクマット	

48	ОНРフィルム	【環境物品等の判断基準】  ●次のいずれかの要件を満たすこと。 ①再生プラスチックがプラスチック重量の30%以上使用されていること。 ②インクジェット用のものにあっては、上記①の要件を満たすこと、又は植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。
49	絵筆	【環境物品等の判断基準】  ●主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断基準を満たすこと。
50	絵の具	〔環境物品等の判断基準は容器に適用〕
51	墨汁	〔環境物品等の判断基準は容器に適用〕
52	のり (液状)	〔環境物品等の判断基準は容器に適用〕
	(補充用を含む。)	
53	のり (澱粉のり)	
	(補充用を含む。)	
54	のり (固形)	〔環境物品等の判断基準は容器・ケースに適用〕
	(補充用を含む。)	
55	のり (テープ)	
56	ファイル	【環境物品等の判断基準】
		●金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料は古紙パルプ配合率70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。それ以外の場合にあっては、次のいずれかの要件を満たすこと。 ②クリアホルダーにあっては、上記①の要件を満たすこと、又は、植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。

57	バインダー	【環境物品等の判断基準】 ●金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料は古紙パルプ配合率70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断基準を満たすこと。
58	ファイリング用品	
59	アルバム (台紙を含む。)	
60	つづりひも	<ul> <li>●次のいずれかの要件を満たすこと。</li> <li>①主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料が古紙パルプ配合率70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</li> <li>②主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。</li> <li>③上記①又は②以外の場合にあっては、文具類共通の判断基準を満たすこと。</li> </ul>
61	カードケース	
62	事務用封筒(紙製)	【環境物品等の判断基準】 ●古紙パルプ配合率40%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。

63	窓付き封筒(紙製)	【環境物品等の判断基準】 ●古紙パルプ配合率40%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。〔窓部分に紙を使用している場合は、古紙パルプ配合率の判断基準を窓部分には適用しない。〕 ●窓部分にプラスチック製フィルムを使用している場合は、窓フィルムについては再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること、又は植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。
64	けい紙	【環境物品等の判断基準】
65	起案用紙	●古紙パルプ配合率70%以上であること。また,紙の原料にバージン
66	ノート	パルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ●塗工されているものにあっては塗工量が両面で30g/㎡以下であること又は塗工されている印刷用紙に係る判断の基準を満たすこと。 ●塗工されていないものにあっては、白色度が70%程度以下であること。
67	パンチラベル	
68	タックラベル	【環境物品等の判断基準】 ●主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料が古紙パルプ配合率 70%以上であること(粘着部分を除く。)。また、紙の原料にバー
69	インデックス	ジンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐
70	付箋紙	採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断基準を満たすこと。
71	付箋フィルム	
72	黒板拭き	
73	ホワイトボード用 イレーザー	
74	額縁	

75	ごみ箱	【環境物品等の判断基準】  ●主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断基準を満たすこと。
76	リサイクルボック ス	【環境物品等の判断基準】 ●主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断基準を満たすこと。
77	缶・ボトルつぶし 機 (手動)	
78	名札 (机上用)	
79	名札(衣服取付 型・首下げ型)	
80	鍵かけ (フックを 含む。)	
81	チョーク	【環境物品等の判断基準】 ●再生材料が10%以上使用されていること。
82	グラウンド用白線	【環境物品等の判断基準】 ●再生材料が70%以上使用されていること。
83	梱包用バンド	【環境物品等の判断基準】  ●主要材料が紙の場合にあっては、古紙パルプ配合率100%であること。  ●主要材料がプラスチックの場合にあっては、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックがプラスチック重量の25%以上使用されていること。ただし、廃ペットボトルのリサイクル製品は除く。

- 備考) 1 本項の判断基準の対象とする「ステープラー (汎用型)」とは、JIS S 6036 の 2. に規定するステープラつづり針の種類 10 号を使用するハンディタイプのものをいう。また、「ステープラー (汎用型以外)」とは、ステープラー (汎用型) 以外のものをいい、針を用いない方式のものを含む。
  - 2 「ファイル」とは、穴をあけてとじる各種ファイル(フラットファイル、パイプ式ファイル、とじこみ表紙、ファスナー(とじ具)、コンピュータ用キャップ式等)及び穴をあけずにとじる各種ファイル(フォルダー、ホルダー、ボックスファイル、ドキュメントファイル、透明ポケット式ファイル、スクラップブック、Z式ファイル、クリップファイル、用箋挟、図面ファイル、ケースファイル等)等をいう。
  - 3 「バインダー」とは、MP バインダー、リングバインダー等をいう。
  - 4 「ファイリング用品」とは、ファイル又はバインダーに補充して用いる背見出し、ポケット及び仕切紙をいう。
  - 5 「古紙」及び「古紙パルプ配合率」とは、本基本方針「1.紙類」の「(3) 古紙及び古 紙パルプ配合率」による。
  - 6 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しく

は一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。

- 7 「ポストコンシューマ材料」とは、製品として使用された後に、廃棄された材料又は製品をいう。
- 8 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境 負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
- 9 文具類に係る判断基準は、金属以外の主要材料としてプラスチック、木質又は紙を使用している場合について定めたものであり、金属が主要材料であって、プラスチック、木質又は紙を使用していないものは、本項の判断基準の対象とする品目に含まれないものとする。
- 10 「消耗部分」とは、使用することにより消耗する部分をいう。なお、消耗部分が交換可能な場合(カートリッジ等)は、交換可能な部分すべてを、消耗部分が交換不可能な場合(ワンウエイ)は、当該部分(インク等)のみを製品全体重量から除く。
- 11 「粘着部分」とは、主としてラベル等に用いる感圧接着剤を塗布した面をいう。なお、 粘着材及び剥離紙・剥離基材(台紙)を製品全体重量から除く。
- 12 ダストブロワーに係る判断基準②の「地球温暖化係数が 140 未満の物質」は、二酸化炭素、炭化水素及びハイドロフルオロオレフィン(HF01234ze)等。
- 13 ダストブロワーに係る判断の基準については、フロン類の使用の合理化及び管理の適正 化に関する法律(平成13年法律第64号)第2条第2項の指定製品の対象となる製品に適 用するものとする。
- 14 本項の判断基準の対象となる「メディアケース」は、CD, DVD 及びBD 用とする。
- 15 塗工されている印刷用紙に係る判断の基準は、本基本方針「2.紙類」の「塗工されている印刷用紙」による。
- 16 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている 森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持 続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。

なお、都道府県等による森林、木材等の認証制度も合法性の確認に活用できることとする。 ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している 原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管して いる者が予め当該原料・製品等を特定し、毎年1回林野庁に報告を行うとともに、証明書 に特定された原料・製品であることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法 な木材であることの証明は不要とする。なお、本ただし書きの設定期間については、市場 動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。

# 4 オフィス家具等

- (1) 対象品目
  - ①いす
  - ②机
  - ③棚
  - ④収納用什器 (棚以外)
  - ⑤ローパーティション
  - ⑥コートハンガー
  - ⑦傘立て
  - ⑧掲示板
  - ⑨黒板
  - ⑪ホワイトボード

#### (2) 環境物品等の判断基準等

- ①いす
- ②机
- ③棚
- ④収納用什器 (棚以外)
- ⑤ローパーティション
- ⑥コートハンガー
- ⑦傘立て
- ⑧掲示板
- ⑨黒板
- ⑩ホワイトボード

#### 【環境物品等の判断基準】

- ○大部分の材料が金属類である棚又は収納用什器にあっては①及び⑤の要件を、それ以外の場合にあっては、金属を除く主要材料が、プラスチックの場合は②及び⑤、木質の場合は③及び⑤、紙の場合は④及び⑤の要件を満たすこと。また、主要材料以外の材料に木質が含まれる場合は③ア、イ及びウ、紙が含まれる場合は④イの要件をそれぞれ満たすこと。
  - ①表1に示された区分の製品にあっては、次のア、イ及びウの要件を、それ以外の場合にあっては、イ及びウの要件を満たすこと。
    - ア. 区分ごとの基準を上回らないこと。
    - イ. 単一素材分解可能率が90%以上であること。
    - ウ. 表2の評価項目ごとに評価基準に示された環境配 慮設計がなされていること。
  - ②次のいずれかの要件を満たすこと。
    - ア. 再生プラスチックがプラスチック重量の10%以上使用されていること。
    - イ. 植物を原料とするプラスチックであって環境負荷 低減効果が確認されたものがプラスチック重量の 25%以上使用されていること,かつ,バイオベース 合成ポリマー含有率が10%以上であること。
  - ③次の<u>エの</u>要件を満たす<u>とともに、使用している原料に</u> 応じ、ア、イ及びウの要件を満たすこと。
    - ア. 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再 生資源であること。
    - イ.間伐材は、伐採に当たって、原木の生産された国 又は地域における森林に関する法令に照らして手続 が適切になされたものであること。
    - ウ. 上記ア以外の場合にあっては、原料の原木は、伐 採に当たって、原木の生産された国又は地域におけ る森林に関する法令に照らして手続が適切になされ

【調達目標】

100%

たものであること。

- エ. 材料からのホルムアルデヒドの放散速度が、
- 0.02mg/m<sup>2</sup> h 以下又はこれと同等のものであること。 ④次の要件を満たすこと。
  - ア. 紙の原料は古紙パルプ配合率 50%以上であること。
  - イ. 紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。
  - ウ. 上記イについては、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプのうち、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
- ⑤保守部品又は消耗品の供給期間は、当該製品の製造終 了後5年以上とすること。
- 備考) 1 本項の判断基準の対象とする「ホワイトボード」とは、黒板以外の各種方式の筆記ボードをいう。
  - 2 「大部分の材料が金属類」とは、製品に使用されている金属類が製品全体重量の 95%以上であるものをいう。
  - 3 判断基準①の「単一素材分解可能率」は次式の算定方法による。
    - 単一素材分解可能率(%)=単一素材まで分解可能な部品数/製品部品数×100

次のいずれかに該当するものは、単一素材分解可能率の算定対象となる部品に含まれないものとする。

- ①盗難,地震や操作上起こりうる転倒を防止するための部品(錠前,転倒防止機構部品,安定保持部品等)
- ②部品落下防止の観点から、本体より張り出しが起きる部位を保持する部品(ヒンジ、引出レール等)
- ③日本工業規格又はこれに準ずる部品の固定又は連結等に使用する付属のネジ
- 4 「古紙」及び「古紙パルプ配合率」とは、本基本方針「1.紙類」の「(3) 古紙及び古紙パルプ配合率」による。
- 5 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。
- 6 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境 負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
- 7 「バイオベース合成ポリマー含有率」とは、プラスチック重量に占める、植物を原料と するプラスチックに含まれる植物由来原料分の重量の割合をいう。
- 8 放散速度が 0.02mg/m²h 以下と同等のものとは、次によるものとする。
  - ア. 対応した日本工業規格又は日本農林規格があり、当該規格にホルムアルデヒドの放散 量の基準が規定されている木質材料については、F☆☆☆の基準を満たしたもの。JIS S 1031 に適合するオフィス用机・テーブル、JIS S 1032 に適合するオフィス用いす、 JIS S 1039 に適合する書架・物品棚、及び JIS S 1033 に適合するオフィス用収納家具 は、本基準を満たす。
  - イ. 上記 ア. 以外の木質材料については、JIS A 1460 の規定する方法等により測定した数

値が次の数値以下であるもの。

平均值	最大値	
0.5mg/L	0.7mg/L	

- 9 判断の基準③イについては、クリーンウッド法の対象物品に適用することとする。
- 10 判断の基準④ウについては、クリーンウッド法の対象物品以外にあっては、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しないこととする。
- 11 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には次による。
  - ア. クリーンウッド法の対象物品にあっては、木材関連事業者は、クリーンウッド法に則 するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のための ガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。<u>また、木材関連事</u> 業者以外にあっては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。
  - イ. クリーンウッド法の対象物品以外にあっては、上記ガイドラインに準拠して行うものとする。なお、都道府県等による森林、木材等の認証制度も合法性の確認に活用できるものとする。

ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が予め当該原料・製品等を特定し、毎年1回林野庁に報告を行うとともに、証明書に特定された原料・製品等であることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。なお、本ただし書きの設定期間については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。

表 1 大部分の材料が金属類である棚又は収納用什器(収納庫)の棚板に係る機能重量の基準

区分	基準
収納庫(カルテ収納棚等の特殊用途は除く。)の棚板	0. 1
棚(書架・軽量棚・中量棚)の棚板	0. 1

備考)棚板に適用される機能重量の基準の算出方法は、次式による。

機能重量の基準=棚板重量(kg)÷棚耐荷重(kg)

表 2 大部分の材料が金属類である棚又は収納用什器に係る環境配慮設計項目

目 的	評 価 項 目	評 価 基 準
リデュース配慮設計	原材料の使用削減	原材料の使用量の削減をしていること。
リアューへ配應設計	軽量化・減量化	部品・部材の軽量化・減量化をしていること。
	再生可能材料の使用	再生可能な材料を使用していること。
	再生可能材料部品の分離・分解の容易化	再生可能な材料を使用している部分は部品ごとに 簡易に分離・分解できる接合方法であること。
リサイクル配慮設計	極・分階の各例化	その他の部品は容易に取り外しができること。
	再生資源としての利用	合成樹脂部分の材料表示を図っていること。
	丹生貝伽としての利用	材質ごとに分別できる工夫を図っていること。

# 5 OA機器

#### (1) 対象品目

- ①コピー機
- ②複合機
- ③拡張性のあるデジタルコピー機
- ④プリンタ
- ⑤プリンタ複合機
- ⑥ファクシミリ
- ⑦スキャナ
- ⑧プロジェクタ
- ⑨トナーカードリッジ
- ⑩インクカードリッジ
- ⑪電子計算機
- 迎磁気ディスク装置
- ③ディスプレイ
- (4)記録用メディア
- ①シュレッダー
- 16デジタル印刷機
- ①掛時計
- 18電子式卓上計算機
- ⑩一次電池又は小形充電式電池

#### (2) 環境物品等の判断基準等

#### 5-1 画像機器等

# 5-1-1 コピー機等

# ②複合機③拡張性のあるデジタルコピ

①コピー機

一機

#### 【環境物品等の判断基準】

- <共涌事項>
- ①使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は,特定調達物品等を使用することが可能であること。
- ②次のいずれかの要件を満たすこと。
  - ア. リユースに配慮したコピー機及び複合機並びに拡張性 のあるデジタルコピー機(以下「コピー機等」という。) であること。
  - イ. 特定の化学物質の使用が制限されたコピー機等であること。
- ③使用済製品の回収及び部品の再使用又は材料のマテリア ルリサイクルのシステムがあること。また,回収した機器 の再使用又は再生利用できない部分については,減量化等 が行われた上で,適正処理され,単純埋立されないこと。

#### <個別事項>

①コピー機又は拡張性のあるデジタルコピー機 ア.コピー機又は拡張性のあるデジタルコピー機(カラー コピー機能を有するもの及び大判機を除く。) にあって 【調達目標】

- は、表1-1に示された区分ごとの基準を満たすこと。 イ.カラーコピー機能を有するコピー機又は拡張性のある デジタルコピー機(大判機を除く。)にあっては、表1 -2に示された区分ごとの基準を満たすこと。
- ウ. 大判コピー機又は拡張性のある大判デジタルコピー機 にあっては、表3に示された区分ごとの基準を満たすこ と。
- ②複合機 (インクジェット方式を除く)
  - ア. モノクロ複合機(大判機を除く。)にあっては、表 2 -1に示された区分ごとの基準を満たすこと。
  - イ.カラー複合機(大判機を除く。)にあっては、表2-2に示された区分ごとの基準を満たすこと。
  - ウ. 大判複合機にあっては、表3に示された区分ごとの基準を満たすこと。
- 備考) 1 「複合機」とは、コピー機能に加えて、プリント、ファクシミリ送信又はスキャンのうち、1以上の機能を有する機器をいう。
  - 2 「リユースに配慮したコピー機等」とは、製造時にリユースを行なうシステムが構築・維 持され、そのシステムから製造されたものであり、以下の「再生型機」及び「部品リユー ス型機」を指す。
    - ア.「再生型機」とは、使用済みの製品を部分分解・洗浄・修理し、新品同等品質又は一定 品質に満たない部品を交換し、専用ラインで組み立てた製品をいう。
    - イ.「部品リユース型機」とは、使用済みの製品を全分解・洗浄・修理し、新造機と同一品質を保証できる部品を新造機と同等の製造ラインで組み立てた製品をいう。
  - 3 特定の化学物質とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。
  - 4 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950:2008(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の附属書Aの表 A.1 (特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値)に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950:2008 に準ずるものとする。
  - 5 「マテリアルリサイクル」とは、材料としてのリサイクルをいう。エネルギー回収や油化、ガス化、高炉還元、コークス炉化学原料化は含まない。
  - 6 「大判機」とは、幅が 406mm 以上の連続媒体に対応する製品を含み、A2 判又はそれ以上 の媒体用に設計された製品が含まれる。
  - 7 「希少金属類」とは、昭和59年8月の通商産業省鉱業審議会レアメタル総合対策特別小 委員会において特定された31鉱種(希土類は17元素を1鉱種として考慮)の金属をいう。
  - 8 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しく は一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を 再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。
  - 9 リユースに配慮したコピー機等は、使用済みの製品を回収し、厳密な品質検査を経て生産工程に供給され、当該機器の製造が可能となることから、安定的な製品供給が必ずしも保証されない場合がある。このため、調達に当たり、環境側面に関して調達を行う各機関が特定調達物品等であること以外の入札等の要件を示す場合は、判断基準の共通事項②ア及びイについて併記すること。
  - 10 コピー機等の調達時に、機器本体の消耗品としてトナー容器単体で構成される消耗品を有する場合にあっては、本基本方針に示した品目「トナーカートリッジ」の判断基準⑤の

「トナーの化学安全性が確認されていること」を満たす場合は、特定調達物品等と同等の 扱いとすること。

- 11 判断基準<共通事項>①については、本体機器への影響や印刷品質に問題がなく使用できる用紙であることが前提となる。
- 12 リユースに配慮したコピー機等の判断基準の個別事項については、使用済みの製品の回収までに相当程度期間を要することから、表1-1、表1-2、表2-1、表2-2及び表3の基準を満たす製品が市場に供給されるまでの期間は、表5-1から表5-6の該当する要件を満たすことで特定調達物品等とみなすこととする。なお、期間については、市場動向を勘案しつつ、検討を実施することとする。

表1-1 コピー機又は拡張性のあるデジタルコピー機(カラーコピー機能を有するもの及び大判機を除く。)に係る標準消費電力量の基準

製品速度(ipm)	基準 (kWh)	自動両面要件	
ipm≦5	<b>≤</b> 0.3		
5 <ipm≦20< td=""><td><math>\leq 0.04 \times ipm + 0.1</math></td><td>要件なし</td></ipm≦20<>	$\leq 0.04 \times ipm + 0.1$	要件なし	
$20 < ipm \leq 24$	$\leq 0.06 \times \text{ipm} - 0.3$		
$24 < ipm \leq 30$	<b>≥</b> 0.00∧1pm−0.3	基本製品に内蔵されている,	
30 < ipm < 37	≦0.11×ipm−1.8	あるいは任意の付属品	
$37 \leq i  \text{pm} \leq 40$	<b>≥</b> 0.11∧1piii−1.8		
40 <ipm≤65< td=""><td><math>\leq 0.16 \times \text{ipm} - 3.8</math></td><td>基本製品に内蔵されている</td></ipm≤65<>	$\leq 0.16 \times \text{ipm} - 3.8$	基本製品に内蔵されている	
65 <ipm≦90< td=""><td><math>\leq 0.2 \times \text{ipm} - 6.4</math></td><td colspan="2" rowspan="2">                                     </td></ipm≦90<>	$\leq 0.2 \times \text{ipm} - 6.4$		
90 < ipm	$\leq 0.55 \times ipm - 37.9$		

- 備考) 1 「製品速度」とは、モノクロ画像を生成する際の最大公称片面印刷速度であり、すべての場合において、算出された ipm 速度は、最も近い整数に四捨五入される。1ipm (分当たりの画像数) とは、1分間に A4 判又は  $8.5''\times11''$ の用紙 1 枚の片面を印刷することとする。 A4 判用紙と  $8.5''\times11''$ 用紙とで異なる場合は、その 2 つの速度のうち速い方を適用する。 以下表 1-2、表 2-1、表 2-2、表 3、表 4-1 及び表 4-2 において同じ。
  - 2 A3 判の用紙に対応可能な製品(幅が 275mm 以上の用紙を使用できる製品。)については、区分ごとの基準に 0.3kWh を加えたものを基準とする。以下表 1-2 ,表 2-1 及び表 2-2 において同じ。
  - 3 標準消費電力量の測定方法については、「国際エネルギースタープログラム要件 画像機器の製品基準 画像機器のエネルギー使用量を判断するための試験方法バージョン 2.0」による。以下表1-2、表2-1及び表2-2において同じ。

表 1-2 カラーコピー機又は拡張性のあるカラーデジタルコピー機(大判機を除く。)に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準(kWh)	自動両面要件	
ipm≦10	<b>≦</b> 1. 3		
10 <ipm≤15< td=""><td><math>\leq 0.06 \times ipm + 0.7</math></td><td>要件なし</td></ipm≤15<>	$\leq 0.06 \times ipm + 0.7$	要件なし	
15 <ipm≤19< td=""><td><math>\leq 0.15 \times \text{ipm} - 0.65</math></td><td colspan="2"></td></ipm≤19<>	$\leq 0.15 \times \text{ipm} - 0.65$		
19 <ipm≤30< td=""><td><b>≥0.</b> 13 ∧ 1µm − 0. 03</td><td>基本製品に内蔵されている,</td></ipm≤30<>	<b>≥0.</b> 13 ∧ 1µm − 0. 03	基本製品に内蔵されている,	
30 < ipm < 35	≦0.2×ipm−2.15	あるいは任意の付属品	
$35 \leq i  \text{pm} \leq 75$	<b>≥</b> 0. 2 ∧ 1piii − 2. 15	基本製品に内蔵されている	
75 < ipm	$\leq 0.7 \times ipm - 39.65$	本学表面に対域されている	

表2-1 モノクロ複合機(大判機を除く。)に係る標準消費電力量の基準

製品速度(ipm)	基準 (kWh)	自動両面要件	
ipm≦5	<b>≤</b> 0.4	要件なし	
5 <ipm≦24< td=""><td><math>\leq 0.07 \times ipm + 0.05</math></td></ipm≦24<>	$\leq 0.07 \times ipm + 0.05$		
$24 < ipm \leq 30$	<b>≥</b> 0.07 ∧ 1pm + 0.05	基本製品に内蔵されている,	
30 < ipm < 37	≦0.11×ipm−1.15	あるいは任意の付属品	
$37 \leq i  \text{pm} \leq 50$	<b>≥</b> 0.11∧1piii−1.15		
50 <ipm≦80< td=""><td><math>\leq 0.25 \times \text{ipm} - 8.15</math></td><td>基本製品に内蔵されている</td></ipm≦80<>	$\leq 0.25 \times \text{ipm} - 8.15$	基本製品に内蔵されている	
80 < ipm	$\leq 0.6 \times \text{ipm} - 36.15$		

表2-2 カラー複合機(大判機を除く。)に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準(kWh)	自動両面要件			
ipm≦10	<b>≦</b> 1. 5				
10 <ipm≤15< td=""><td><math>\leq 0.1 \times ipm + 0.5</math></td><td colspan="2" rowspan="2">要件なし</td></ipm≤15<>	$\leq 0.1 \times ipm + 0.5$	要件なし			
15 <ipm≦19< td=""><td><math>\leq 0.13 \times \text{ipm} + 0.05</math></td></ipm≦19<>	$\leq 0.13 \times \text{ipm} + 0.05$				
19 <ipm≤30< td=""><td><b>≥</b>0.13∧1pm+0.03</td><td>基本製品に内蔵されている,</td></ipm≤30<>	<b>≥</b> 0.13∧1pm+0.03	基本製品に内蔵されている,			
30 < ipm < 35	≦0.2×ipm−2.05	あるいは任意の付属品			
35≦ipm≦70	<b>≤</b> 0. 2 ∧ 1piii − 2. 03				
70 <ipm≦80< td=""><td><math>\leq 0.7 \times \text{ipm} - 37.05</math></td><td>基本製品に内蔵されている</td></ipm≦80<>	$\leq 0.7 \times \text{ipm} - 37.05$	基本製品に内蔵されている			
80 < ipm	$\leq 0.75 \times \text{ipm} - 41.05$				

表3 大判コピー機,拡張性のある大判デジタルコピー機又は大判複合機に係るスリープ移行時間, 基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力,待機時消費電力の基準

製品速度(ipm)	スリープへの 移行時間	基本マーキングエンジンの スリープモード消費電力	待機時消費電力
ipm≦30	30 分	≤8.2W	≤0.5W
30 < ipm	60 分	≥0.2W	≥0.5W

- 備考) 1 「スリープ」とは、電源を実際に切らなくても、一定時間の無動作後自動的に入る電力 節減状態をいう。
  - 2 スリープモード消費電力の基準は、本表の基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力に表4の追加機能に対するスリープモード消費電力許容値を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。
  - 3 消費電力の測定方法については、「国際エネルギースタープログラム要件 画像機器の製品基準 画像機器のエネルギー使用量を判断するための試験方法バージョン 2.0」による。

表 4 追加機能に対するスリープモード消費電力許容値

追加機能の 種類	接続の 種類	最大データ 速度 r (Mbit/秒)	詳細	追加機能 許容値 (W)
		r<20	例:USB1.x, IEEE488, IEEE1284/パラレル /セントロニクス, RS232C	0. 2
	有線	20≦r<500	例: USB2.x, IEEE1394/ファイヤワイヤ/ i.LINK, 100Mb イーサネット	0.4
	HWK	r≧500	例:USB3.x, 1Gb イーサネット	0.5
インター フェース		任意	例:フラッシュメモリカード/スマートカードリーダー,カメラインターフェース,ピクトブリッジ	0.2
	ファックス モデム	任意	ファクシミリと複合機のみに適用	0.2
	無線,無線周 波数 (RF)	任意	例:ブルートゥース,802.11	2. 0
	無線,赤外線 (IR)	任意	例:IrDA	0.1
コードレス 電話機	該当なし	該当なし	コードレス電話機と通信する画像製品の能力。画像製品が対応するように設計されているコードレス電話機の数に関係なく,1回のみ適用される。コードレス電話機自体の消費電力要件に対応していない。	0.8
メモリ	該当なし	該当なし	画像製品においてデータ保存用に利用可能な内部容量に適用される。内部メモリの全容量に適用され、RAMに応じて増減する。この許容値は、ハードディスク又はフラッシュメモリには適用されない。	0.5/GB
スキャナ	該当なし	該当なし	複合機及び複写機にのみ適用例: 冷陰極蛍光ランプ (CCFL) あるいは、発光ダイオード (LED)、ハロゲン、熱陰極蛍光管 (HCFT)、キセノン又は管状蛍光灯 (TL) 技術等の CCFL ではない他の技術 (ランプの大きさ、又は採用されているランプ/電球の数に関係なく、1 回のみ適用される)。	0. 5
電源装置	該当なし	該当なし	標準形式のインクジェット又はインパクトマーキング技術を使用する製品における銘板出力電力(Pout)が10Wを超える内部及び外部電源装置の両方に対して適用される。	0.02× (Pout – 10.0)
タッチパネル ディスプレイ	該当なし	該当なし	モノクロ及びカラーの両方のタッチパネル ディスプレイに適用される。	0.2
内部ディスク ドライブ	該当なし	該当なし	ハードディスク及び半導体ドライブを含め、あらゆる大容量ストレージ製品が含まれる。外部ドライブに対するインターフェイスは対象ではない。	0. 15

備考) 追加機能の種類のうち、インターフェース追加機能のファクシミリ機能を含めた許容値の数は2以下であり、非インターフェース追加機能の許容値の数は無制限である。

表5-1 リユースに配慮したコピー機に係る低電力モード消費電力等の基準

コピー速度 (CPM:1分当たり のコピー枚数)	低電力モード 消費電力	低電力モード への 移行時間	低電力モード からの 復帰時間	オフモード消費電力	オフモード への 移行時間	両面コピ 一機能
$0 < \text{CPM} \leq 20$	_	_	_	≦ 5W	≦30分	推奨
20 <cpm≦44< td=""><td><math>\leq 3.85 \times CPM + 5W</math></td><td>≦15分</td><td>≦30秒</td><td>≦15W</td><td>≦60分</td><td>必須</td></cpm≦44<>	$\leq 3.85 \times CPM + 5W$	≦15分	≦30秒	≦15W	≦60分	必須
44 < CPM	$\leq 3.85 \times CPM + 5W$	≦15分	≦30 秒 (推奨)	≦20W	≦90分	必須

備考) 1 「コピー速度」とは、1分当たりのコピー枚数 (CPM) をいう。以下表 5 - 2 において同じ。 両面コピーについてはコピー枚数を 2 枚と計算する。

大判コピー機を除くコピー機については、A4 サイズの用紙を用いた場合のコピー速度とする。また、大判コピー機については、当該機器の最大サイズの1分当たりのコピー枚数を次のように A4 サイズの用紙のコピー枚数に換算してコピー速度を算定する。

- ①A2 サイズの用紙は、コピー枚数を 4 倍すること。
- ②A1 サイズの用紙は、コピー枚数を8倍すること。
- ③A0 サイズの用紙は、コピー枚数を 16 倍すること。
- 2 「両面コピー機能」とは、自動的に両面をコピー又は画像出力することができる機能とする。以下表5-3及び表5-5において同じ。
- 3 「推奨」とは、両面コピー機能を備えていること又は両面コピー機能を付加的に備えることができることが望ましいことをいう。以下表5-3及び表5-5において同じ。
- 4 「必須」とは、両面コピー機能を備えていること又は両面コピー機能を付加的に備えることができることをいう。以下表5-3及び表5-5において同じ。
- 5 「低電力モード」とは,一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられ実現さ れる低電力状態をいう。以下表 5 - 2 から表 5 - 6 において同じ。
- 6 「オフモード」とは、一定時間が経過した後に自動オフ機能によって電源を切った状態をいう。以下表5-2、表5-5及び表5-6において同じ。
- 7 消費電力の測定方法については、国際エネルギースタープログラム制度運用細則(平成 18 年 1 月 1 日施行)別表第 2 による。以下表 5-2 から表 5-6 において同じ。
- 8 低電力モードの消費電力が常にオフモードの消費電力を満たす場合は、オフモードを備える必要はない。以下表5-2、表5-5及び表5-6において同じ。

表5-2 リユースに配慮した大判コピー機に係る低電力モード消費電力等の基準

コピー速度	低電力モード	低電力モード	低電力モード	オフモード	オフモード
(CPM:1分当たり	消費電力	<b>へ</b> の	からの	消費電力	<b>へ</b> の
のコピー枚数)	何其 电刀	移行時間	復帰時間	何其 电刀	移行時間
0 <cpm≦40< td=""><td>_</td><td>_</td><td>_</td><td>≦10W</td><td>≦30分</td></cpm≦40<>	_	_	_	≦10W	≦30分
40 < CPM	$\leq 3.85 \times CPM + 5W$	≦15分	≦30 秒 (推奨)	≦20W	≦90分

表 5-3 リユースに配慮した複合機(カラーコピー機能を有するものを含む。)に係る低電力モード消費電力等の基準

画像再生速度	低電力モード	低電力モード	スリープ	スリープ	両面
(ipm:1分当たり の画像出力枚数)	消費電力	からの 復帰時間	モード 消費電力	モード への移行時間	コピー 機能
*>固隊田///(数/		後卅时间	1月1月1日/月	- 107/多/11 时间	17交 月上
0 <ipm≦ 10<="" td=""><td>_</td><td>_</td><td>≦ 25W</td><td>≦ 15分</td><td>推奨</td></ipm≦>	_	_	≦ 25W	≦ 15分	推奨
10 <ipm≦ 20<="" td=""><td>_</td><td>_</td><td>≦ 70W</td><td>≦ 30分</td><td>推奨</td></ipm≦>	_	_	≦ 70W	≦ 30分	推奨
20 <ipm≦ 44<="" td=""><td>≦3.85×ipm+</td><td>≦30秒</td><td>≦ 80W</td><td>≦ 60分</td><td>必須</td></ipm≦>	≦3.85×ipm+	≦30秒	≦ 80W	≦ 60分	必須
	50W				
44 <ipm≤100< td=""><td><math>\leq 3.85 \times ipm +</math></td><td>≦30 秒 (推奨)</td><td>≤ 95W</td><td>≦ 90分</td><td>必須</td></ipm≤100<>	$\leq 3.85 \times ipm +$	≦30 秒 (推奨)	≤ 95W	≦ 90分	必須
	50W				
100 <ipm< td=""><td>≦3.85×ipm+</td><td>≦30 秒 (推奨)</td><td>≦105W</td><td>≦120分</td><td>必須</td></ipm<>	≦3.85×ipm+	≦30 秒 (推奨)	≦105W	≦120分	必須
	50W				

- 備考) 1 「スリープモード」とは、低電力モードに移行後に引き続き出力動作が行われなかった場合、電源を切ることなしに自動的に切り替えられ連続的に実現される第二の低電力状態をいう。以下表 5 4 について同じ。
  - 2 低電力モードの消費電力が常にスリープモードの消費電力を満たす場合は、スリープモードを備える必要はない。以下表5-4において同じ。
  - 3 低電力モードへの移行時間は出荷時に15分以下にセットする。以下表5-4から表5-6において同じ。

表5-4 リユースに配慮した大判複合機に係る低電力モード消費電力等の基準

画像再生速度 (ipm:1分当たり の出力枚数)	低電力モード 消費電力	低電力モード からの復帰時間	スリープモード 消費電力	スリープモード への移行時間
0 <ipm≤40< td=""><td>_</td><td>_</td><td>≦70W</td><td>≦30分</td></ipm≤40<>	_	_	≦70W	≦30分
40 < ipm	$\leq 4.85 \times ipm + 50W$	≦30 秒(推奨)	≦105W	≦90分

# 表5-5 リユースに配慮した拡張性のあるデジタルコピー機に係る低電力モード消費電力等の基準

		- 1	※10から内電グ	2 - 1 11424	
画像再生速度 (ipm:1 分当たりの 画像出力枚数)	低電力モード 消費電力	低電力モード からの 復帰時間	オフモード消費電力	オフモード への 移行時間	両面コピー 機能
0 <ipm≤10< td=""><td>_</td><td>_</td><td><b>≦</b>5₩</td><td>≦15分</td><td>推奨</td></ipm≤10<>	_	_	<b>≦</b> 5₩	≦15分	推奨
10 <ipm≦20< td=""><td>_</td><td>_</td><td>≦5W</td><td>≦30分</td><td>推奨</td></ipm≦20<>	_	_	≦5W	≦30分	推奨
20 <ipm≤44< td=""><td><math>\leq 3.85 \times ipm + 5W</math></td><td>≦30秒</td><td>≦15W</td><td>≦60分</td><td>必須</td></ipm≤44<>	$\leq 3.85 \times ipm + 5W$	≦30秒	≦15W	≦60分	必須
44 <ipm≤100< td=""><td><math>\leq 3.85 \times ipm + 5W</math></td><td>≦30 秒(推奨)</td><td>≦20W</td><td>≦90分</td><td>必須</td></ipm≤100<>	$\leq 3.85 \times ipm + 5W$	≦30 秒(推奨)	≦20W	≦90分	必須
100 <ipm< td=""><td><math>\leq 3.85 \times ipm + 5W</math></td><td>≦30 秒(推奨)</td><td>≦20W</td><td>≦120分</td><td>必須</td></ipm<>	$\leq 3.85 \times ipm + 5W$	≦30 秒(推奨)	≦20W	≦120分	必須

# 表 5-6 リユースに配慮した拡張性のある大判デジタルコピー機に係る低電力モード消費電力等の 基準

画像再生速度 (ipm:1分当たりの	低電力モード 消費電力	低電力モード からの復帰時間	オフモード 消費電力	オフモードへの移行時間
画像出力枚数)	,		, , =- :	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
0 <ipm≤40< td=""><td>_</td><td>_</td><td>≦65W</td><td>≦30分</td></ipm≤40<>	_	_	≦65W	≦30分
40 < ipm	$\leq 4.85 \times ipm + 45W$	_	≦100W	≦90分

# 5-1-2 プリンタ等

	プ	11	1/	27
( <del>1</del> )		ソ	/	ン

# 【環境物品等の判断基準】

# 【調達目標】

- ⑤プリンタ複合機
- ①プリンタ又はプリンタ複合機(大判機を除く。)にあっては、次の基準を満たすこと。
  - ア. モノクロプリンタ (高性能インクジェット方式を含み、インクジェット方式及びインパクト方式を除く。) にあっては、表1-1に示された区分ごとの基準。モノクロプリンタ複合機にあっては、表1-2に示された区分ごとの基準。
  - イ.カラープリンタ(高性能インクジェット方式を含み,インクジェット方式及びインパクト方式を除く。)にあっては、表2-1に示された区分ごとの基準。カラープリンタ複合機にあっては、表2-2に示された区分ごとの基準。
  - ウ. インクジェット方式又はインパクト方式のプリンタに あっては、表3-1に示された区分ごとの基準。インク ジェット方式のプリンタ複合機にあっては、表3-2に 示された区分ごとの基準。
- ②大判機のうちインクジェット方式のプリンタ又はプリンタ複合機にあっては、表4-1に示された区分ごとの基準、インクジェット方式以外のプリンタにあっては、表4-2に示された区分ごとの基準を満たすこと。
- ③使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は,特定調達物品等を使用することが可能であること。
- ④特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。
- **備考**) 1 「プリンタ複合機」とは、プリント機能に加えて、コピー、ファクシミリ送信又はスキャンのうち、1以上の機能を有する機器をいう。
  - 2 「大判機」とは、幅が 406mm 以上の連続媒体に対応する製品を含み、A2 判又はそれ以上の媒体用に設計された製品が含まれる。
  - 3 特定の化学物質とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。
  - 4 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950:2008 (電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の附属書Aの表 A.1 (特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値)に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記.JIS の附属書Bに準ずるものとする。
  - 5 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しく は一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を 再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。
  - 6 プリンタ等の調達時に、機器本体の消耗品としてトナー容器単体又はインク容器単体で構成される消耗品を有する場合にあっては、本基本方針の「5-6 カートリッジ等」に示した品目「トナーカートリッジ」に係る判断基準⑤の「トナーの化学安全性が確認されていること」又は「インクの化学安全性が確認されていること」を満たす場合は、特定調達物品等と同等の扱いとする。
  - 7 判断基準③については、本体機器への影響や印刷品質に問題がなく使用できる用紙であることが前提となる。

表 1-1 モノクロプリンタ(インクジェット方式、インパクト方式及び大判機を除く。)に係る標準 消費電力量の基準

製品速度(ipm)	基準 (kWh)	自動両面要件	
ipm≦5	<b>≤</b> 0.3		
5 <ipm≦20< td=""><td><math>\leq 0.04 \times ipm + 0.1</math></td><td>要件なし</td></ipm≦20<>	$\leq 0.04 \times ipm + 0.1$	要件なし	
$20 < ipm \le 24$	<0.06×inm-0.2		
24 <ipm≤30< td=""><td><math>\leq 0.06 \times \text{ipm} - 0.3</math></td><td>基本製品に内蔵されている,</td></ipm≤30<>	$\leq 0.06 \times \text{ipm} - 0.3$	基本製品に内蔵されている,	
30 < ipm < 37	≦0.11×ipm−1.8	あるいは任意の付属品	
$37 \leq i  \text{pm} \leq 40$	≦0.11∧1piii—1.8		
$40 < ipm \leq 65$	$\leq 0.16 \times \text{ipm} - 3.8$	- 基本製品に内蔵されている	
65 <ipm≤90< td=""><td><math>\leq 0.2 \times \text{ipm} - 6.4</math></td><td>  本平表品に円限されている</td></ipm≤90<>	$\leq 0.2 \times \text{ipm} - 6.4$	本平表品に円限されている	
90 <ipm< td=""><td><math>\leq 0.55 \times \text{ipm} - 37.9</math></td><td></td></ipm<>	$\leq 0.55 \times \text{ipm} - 37.9$		

- 備考) 1 「製品速度」とは、モノクロ画像を生成する際の最大公称片面印刷速度であり、すべての場合において、算出された ipm 速度は、最も近い整数に四捨五入される。lipm (分当たりの画像数) とは、1分間に A4 判又は  $8.5''\times11''$ の用紙 1 枚の片面を印刷することとする。 A4 判用紙と  $8.5''\times11''$ 用紙とで異なる場合は、その 2 つの速度のうち速い方を適用する。 以下表 1-2、表 2-1 及び表 2-2 において同じ。
  - 2 A3 判の用紙に対応可能な製品(幅が 275mm 以上の用紙を使用できる製品。)については, 区分ごとの基準に 0.3 kWh を加えたものを基準とする。以下表 1-2 ,表 2-1 及び表 2-2 において同じ。

表 1-2 モノクロプリンタ複合機(インクジェット方式,インパクト方式及び大判機を除く。)に係る標準消費電力量の基準

製品速度(ipm)	基準 (kWh)	自動両面要件	
ipm≦5	<b>≤</b> 0.4	要件なし	
5 <ipm≦24< td=""><td><math>\leq 0.07 \times ipm + 0.05</math></td><td>女件なし</td></ipm≦24<>	$\leq 0.07 \times ipm + 0.05$	女件なし	
$24 < ipm \leq 30$	<b>≥</b> 0.07 × 1pm + 0.05	基本製品に内蔵されている,	
30 < ipm < 37	≦0.11×ipm−1.15	あるいは任意の付属品	
$37 \leq ipm \leq 50$	<b>≥</b> 0.11∧1piii−1.15	基本製品に内蔵されている	
$50 < \text{ipm} \leq 80$	$\leq 0.25 \times \text{ipm} - 8.15$		
80 < ipm	$\leq 0.6 \times ipm - 36.15$		

# 表 2-1 カラープリンタ(インクジェット方式,インパクト方式及び大判機を除く。)に係る標準消費電力量の基準

製品速度(ipm)	基準 (kWh)	自動両面要件	
ipm≦10	<b>≦</b> 1. 3		
10 <ipm≤15< td=""><td><math>\leq 0.06 \times ipm + 0.7</math></td><td colspan="2" rowspan="4">要件なし 基本製品に内蔵されている, あるいは任意の付属品</td></ipm≤15<>	$\leq 0.06 \times ipm + 0.7$	要件なし 基本製品に内蔵されている, あるいは任意の付属品	
15 <ipm≦19< td=""><td><math>\leq 0.15 \times \text{ipm} - 0.65</math></td></ipm≦19<>	$\leq 0.15 \times \text{ipm} - 0.65$		
19 <ipm≤30< td=""><td><b>≥0.</b> 13 ∧ 1µm − 0. 03</td></ipm≤30<>	<b>≥0.</b> 13 ∧ 1µm − 0. 03		
30 < ipm < 35	≦0.2×ipm−2.15		
$35 \leq i  \text{pm} \leq 75$	<b>≥</b> 0. 2 ∧ 1piii − 2. 15	基本製品に内蔵されている	
75 < ipm	$\leq 0.7 \times \text{ipm} - 39.65$	本半表面に内殿されている	

表 2 - 2 カラープリンタ複合機(インクジェット方式、インパクト方式及び大判機を除く。)に係る標準消費電力量の基準

製品速度(ipm)	基準 (kWh)	自動両面要件
ipm≦10	<b>≦</b> 1. 5	
10 <ipm≤15< td=""><td><math>\leq 0.1 \times ipm + 0.5</math></td><td>要件なし</td></ipm≤15<>	$\leq 0.1 \times ipm + 0.5$	要件なし
15 <ipm≦19< td=""><td>&lt; 0.12 \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \</td><td></td></ipm≦19<>	< 0.12 \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	
19 <ipm≦30< td=""><td><math>\leq 0.13 \times \text{ipm} + 0.05</math></td><td>基本製品に内蔵されている,</td></ipm≦30<>	$\leq 0.13 \times \text{ipm} + 0.05$	基本製品に内蔵されている,
30 < ipm < 35	<0.9 \\ i = = .9.0 \\	あるいは任意の付属品
35≦ipm≦70	$\leq 0.2 \times \text{ipm} - 2.05$	
70 <ipm≦80< td=""><td><math>\leq 0.7 \times \text{ipm} - 37.05</math></td><td>基本製品に内蔵されている</td></ipm≦80<>	$\leq 0.7 \times \text{ipm} - 37.05$	基本製品に内蔵されている
80 < ipm	$\leq 0.75 \times \text{ipm} - 41.05$	

# 表 3-1 インクジェット方式又はインパクト方式のプリンタ (大判機を除く。) に係るスリープ移行 時間,基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力,待機時消費電力の基準

製品速度(ipm)	スリープへの 移行時間	基本マーキングエ ンジンのスリープ モード消費電力	待機時消費電力
ipm≦10	5分		
10 <ipm≤20< td=""><td>15 分</td><td>≦0.6W</td><td>≤0.5W</td></ipm≤20<>	15 分	≦0.6W	≤0.5W
20 <ipm≤30< td=""><td>30 分</td><td>≥ 0.0W</td><td>⇒U.OW</td></ipm≤30<>	30 分	≥ 0.0W	⇒U.OW
30 < ipm	60 分		

- 備考) 1 「スリープ」とは、電源を実際に切らなくても、一定時間の無動作後自動的に入る電力 節減状態をいう。表 3-2、表 4-1 及び表 4-2 において同じ。
  - 2 スリープモード消費電力の基準は、本表の基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力に表5の追加機能に対するスリープモード消費電力許容値を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。表3-2、表4-1及び表4-2において同じ。
  - 3 消費電力の測定方法については、「国際エネルギースタープログラム要件 画像機器の製品基準 画像機器のエネルギー使用量を判断するための試験方法バージョン 2.0」による。以下表 3-2,表 4-1 及び表 4-2 において同じ。

# 5-1-3 ファクシミリ

⑥ファクシミリ	環境物品等の判断基準】	【調達目標】
	①モノクロファクシミリ(インクジェット方式を除く。) に	100%
	あっては、表1に示された区分ごとの基準を満たすこと。	
	②カラーファクシミリ(インクジェット方式を除く。)にあ	
	っては、表2に示された区分ごとの基準を満たすこと。	
	③インクジェット方式のファクシミリにあっては,表3に示	
	された基準を満たすこと。	
	④特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。	

- 備考) 1 特定の化学物質とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。
  - 2 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950:2008 (電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の附属書Aの表 A.1 (特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値)に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記.JIS の附属書Bに準ずるものとする。
  - 3 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しく は一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を 再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。

表1 モノクロファクシミリ (インクジェット方式を除く。) に係る標準消費電力量の基準

製品速度(ipm)	基準(kWh)
ipm≦5	<b>≤</b> 0.3
5 <ipm≤20< td=""><td><math>\leq 0.04 \times \text{ipm} + 0.1</math></td></ipm≤20<>	$\leq 0.04 \times \text{ipm} + 0.1$
20 <ipm≤30< td=""><td><math>\leq 0.06 \times \text{ipm} - 0.3</math></td></ipm≤30<>	$\leq 0.06 \times \text{ipm} - 0.3$
30 <ipm≤40< td=""><td><math>\leq 0.11 \times ipm - 1.8</math></td></ipm≤40<>	$\leq 0.11 \times ipm - 1.8$
40 <ipm≤65< td=""><td><math>\leq 0.16 \times \text{ipm} - 3.8</math></td></ipm≤65<>	$\leq 0.16 \times \text{ipm} - 3.8$
65 <ipm≤90< td=""><td><math>\leq 0.2 \times \text{ipm} - 6.4</math></td></ipm≤90<>	$\leq 0.2 \times \text{ipm} - 6.4$
90 <ipm< td=""><td><math>\leq 0.55 \times ipm - 37.9</math></td></ipm<>	$\leq 0.55 \times ipm - 37.9$

- 備考)1 「製品速度」とは、モノクロ画像を生成する際の最大公称片面印刷速度であり、すべての場合において、算出された ipm 速度は、最も近い整数に四捨五入される。lipm (分当たりの画像数) とは、1分間に A4 判又は 8.5″×11″の用紙 1 枚の片面を印刷することとする。 A4 判用紙と 8.5″×11″用紙とで異なる場合は、その 2 つの速度のうち速い方を適用する。 表 2 において同じ。
  - 2 A3 判の用紙に対応可能な製品(幅が 275mm 以上の用紙を使用できる製品。)については、 区分ごとの基準に 0.3kWh を加えたものを基準とする。表 2 において同じ。
  - 3 標準消費電力量の測定方法については、「国際エネルギースタープログラム要件 画像機器の製品基準 画像機器のエネルギー使用量を判断するための試験方法バージョン 2.0」による。以下表2及び表3において同じ。

表2 カラーファクシミリ(インクジェット方式を除く。)に係る標準消費電力量の基準

製品速度(ipm)	基準 (kWh)
ipm≦10	<b>≦</b> 1. 3
10 <ipm≤15< td=""><td><math>\leq 0.06 \times ipm + 0.7</math></td></ipm≤15<>	$\leq 0.06 \times ipm + 0.7$
15 <ipm≤30< td=""><td><math>\leq 0.15 \times \text{ipm} - 0.65</math></td></ipm≤30<>	$\leq 0.15 \times \text{ipm} - 0.65$
$30 < ipm \le 75$	$\leq 0.2 \times ipm-2.15$
75 < ipm	$\leq 0.7 \times \text{ipm} - 39.65$

表3 インクジェット方式のファクシミリに係るスリープ移行時間,基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力,待機時消費電力の基準

スリープへの移行時間	基本マーキングエンジンの スリープモード消費電力	待機時消費電力
5分	≦0.6W	≦0.5W

- 備考) 1 「スリープ」とは、電源を実際に切らなくても、一定時間の無動作後自動的に入る電力 節減状態をいう。
  - 2 スリープモード消費電力の基準は、本表の基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力に表4の追加機能に対するスリープモード消費電力許容値を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。

表 4 追加機能に対するスリープモード消費電力許容値

追加機能の 種類	接続の 種類	最大データ 速度 r	詳細	追加機能 許容値
		(Mbit/秒) r<20	例: USB1. x, IEEE488, IEEE1284/パラレル /セントロニクス, RS232C	(W) 0.2
	有線	20≦r<500	例: USB2.x, IEEE1394/ファイヤワイヤ/ i.LINK, 100Mb イーサネット	0.4
	1 形	r≧500	例: USB3.x, 1Gb イーサネット	0.5
インター フェース		任意	例:フラッシュメモリカード/スマートカードリーダー,カメラインターフェース,ピクトブリッジ	0. 2
	ファックス モデム	任意	ファクシミリと複合機のみに適用	0.2
	無線,無線周 波数 (RF)	任意	例:ブルートゥース,802.11	2. 0
	無線,赤外線 (IR)	任意	例: IrDA	0. 1
コードレス 電話機	該当なし	該当なし	コードレス電話機と通信する画像製品の能力。画像製品が対応するように設計されているコードレス電話機の数に関係なく,1回のみ適用される。コードレス電話機自体の消費電力要件に対応していない。	0.8
メモリ	該当なし	該当なし	画像製品においてデータ保存用に利用可能 な内部容量に適用される。内部メモリの全 容量に適用され、RAM に応じて増減する。 この許容値は、ハードディスク又はフラッ シュメモリには適用されない。	0.5/GB
スキャナ	該当なし	該当なし	複合機及び複写機にのみ適用例: 冷陰極蛍光ランプ (CCFL) あるいは,発光ダイオード (LED), ハロゲン, 熱陰極蛍光管 (HCFT), キセノン又は管状蛍光灯(TL)技術等の CCFL ではない他の技術 (ランプの大きさ,又は採用されているランプ/電球の数に関係なく,1回のみ適用される)。	0. 5

追加機能の 種類	接続の 種類	最大データ 速度 r (Mbit/秒)	詳細	追加機能 許容値 (W)
電源装置	該当なし	該当なし	標準形式のインクジェット又はインパクトマーキング技術を使用する製品における銘板出力電力(Pout)が10Wを超える内部及び外部電源装置の両方に対して適用される。	0.02× (Pout – 10.0)
タッチパネル ディスプレイ	該当なし	該当なし	モノクロ及びカラーの両方のタッチパネル ディスプレイに適用される。	0.2
内部ディスク ドライブ	該当なし	該当なし	ハードディスク及び半導体ドライブを含め、あらゆる大容量ストレージ製品が含まれる。外部ドライブに対するインターフェイスは対象ではない。	0. 15

備考) 追加機能の種類のうち、インターフェース追加機能のファクシミリ機能を含めた許容値の数は2以下であり、非インターフェース追加機能の許容値の数は無制限である。

## 5-1-4 スキャナ

⑦スキャナ	【環境物品等の判断基準】	【調達目標】
	①表1に示された基準を満たすこと。	100%
	②特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。	,

- 備考) 1 特定の化学物質とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。
  - 2 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950:2008 (電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の附属書Aの表 A.1 (特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値)に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書Bに準ずるものとする。
  - 3 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しく は一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を 再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。

# 表1 スキャナに係るスリープ移行時間,基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力,待機時消費電力の基準

スリープへの移行時間	基本マーキングエンジンの スリープモード消費電力	待機時消費電力
15 分	≦2.5W	≦0.5W

- 備考) 1 「スリープ」とは、電源を実際に切らなくても、一定時間の無動作後自動的に入る電力 節減状態をいう。
  - 2 スリープモード消費電力の基準は、本表の基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力に表2の追加機能に対するスリープモード消費電力許容値を加算して算出された値 を適合判断に用いるものとする。
  - 3 消費電力の測定方法については、「国際エネルギースタープログラム要件 画像機器の製品基準 画像機器のエネルギー使用量を判断するための試験方法バージョン 2.0」による。

### 表2 追加機能に対するスリープモード消費電力許容値

追加機能の 種類	接続の 種類	最大データ 速度 r (Mbit/秒)	詳細	追加機能 許容値 (W)
		r<20	例: USB1.x, IEEE488, IEEE1284/パラレル /セントロニクス, RS232C	0.2
		20≦r<500	例: USB2.x, IEEE1394/ファイヤワイヤ/ i.LINK, 100Mb イーサネット	0.4
	有線	r≧500	例: USB3.x, 1Gb イーサネット	0.5
インター フェース		任意	例:フラッシュメモリカード/スマートカードリーダー,カメラインターフェース,ピクトブリッジ	0.2
	無線,無線周 波数(RF)	任意	例:ブルートゥース,802.11	2. 0
	無線,赤外線 (IR)	任意	例:IrDA	0.1

追加機能の 種類	接続の 種類	最大データ 速度 r (Mbit/秒)	詳細	追加機能 許容値 (W)
コードレス 電話機	該当なし	該当なし	コードレス電話機と通信する画像製品の能力。画像製品が対応するように設計されているコードレス電話機の数に関係なく,1回のみ適用される。コードレス電話機自体の消費電力要件に対応していない。	0.8
メモリ	該当なし	該当なし	画像製品においてデータ保存用に利用可能な内部容量に適用される。内部メモリの全容量に適用され、RAM に応じて増減する。この許容値は、ハードディスク又はフラッシュメモリには適用されない。	0. 5/GB
スキャナ	該当なし	該当なし	複合機及び複写機にのみ適用 例:冷陰極蛍光ランプ(CCFL)あるいは、 発光ダイオード(LED)、ハロゲン、熱陰極 蛍光管(HCFT)、キセノン又は管状蛍光灯 (TL)技術等の CCFL ではない他の技術(ラ ンプの大きさ、又は採用されているランプ /電球の数に関係なく、1 回のみ適用され る)。	0. 5
電源装置	該当なし	該当なし	標準形式のインクジェット又はインパクトマーキング技術を使用する製品における銘板出力電力(Pout)が10Wを超える内部及び外部電源装置の両方に対して適用される。	0.02× (Pout – 10.0)
タッチパネル ディスプレイ	該当なし	該当なし	モノクロ及びカラーの両方のタッチパネル ディスプレイに適用される。	0. 2
内部ディスク ドライブ	該当なし	該当なし	ハードディスク及び半導体ドライブを含め、あらゆる大容量ストレージ製品が含まれる。外部ドライブに対するインターフェイスは対象ではない。	0.15

備考) 追加機能の種類のうち、インターフェース追加機能の許容値の数は 2 以下であり、非インターフェース追加機能の許容値の数は無制限である。

# 5-1-5 プロジェクタ

## ⑧プロジェクタ

## 【環境物品等の判断基準】

- ①製品本体の重量が表1に示された区分ごとの算定式を用いて算出された基準の数値を上回らないこと。
- ②消費電力が表2に示された区分ごとの算定式を用いて算 出された基準の数値を上回らないこと。
- ③待機時消費電力が0.5W以下であること。ただし、ネットワーク待機時は適用外とする。
- ④光源ランプに水銀を使用している場合は,次の要件を満た すこと。
  - ア. 水銀の使用に関する注意喚起及び適切な廃棄方法に関する情報提供がなされていること。
  - イ. 使用済の光源ランプ又は製品を回収する仕組みがある こと。
- ⑤保守部品又は消耗品の供給期間は,当該製品の製造終了後 5年以上とすること。
- ⑥特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また,当 該化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認で きること。
- 備考) 1 本項の判断基準の対象となる「プロジェクタ」は、コンピュータ入力端子を有し、コンピュータ等の画像を拡大投写できるフロント投写方式の有効光束が 5,0001m 未満の機器であって、一般の会議室、教室等で使用するものをいい、1m 以内の距離で 60 インチ(1.2m×0.9m)以上のスクリーンに投写できるプロジェクタ(以下「短焦点プロジェクタ」という。短焦点プロジェクタのうち、特に 0.5m 以内の距離で同様に投写できるプロジェクタを「超短焦点プロジェクタ」という。)を含むものとする。
  - 2 「待機時消費電力」とは、製品が主電源に接続され、不定時間保たれる最低消費電力を いう。待機(スタンバイ)は、製品の最低消費電力モードである。
  - 3 判断基準③については、AC 遮断装置付の製品及び主として携帯目的の軽量型の製品には 適用しない。
  - 4 判断基準④アの「情報提供がなされていること」とは、光源ランプ及び製品本体の包装、同梱される印刷物、取扱説明書又はウエブサイトのいずれかでユーザに対し水銀が使用されている旨、及び使用済の光源ランプの適正な廃棄方法に関する情報提供がなされていることをいう。
  - 5 判断基準④イの「回収する仕組みがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。
    - ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済の光源ランプ又は製品を回収(自ら回収し,又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。)するルート(販売店における回収ルート,逆流通ルートによる回収,使用者の要請に応じた回収等)を構築していること。
    - イ.回収が適切に行われるよう、光源ランプ及び製品本体に製品名及び事業者名(ブランド名なども可)がユーザに見やすく記載されていること。
    - ウ. 光源ランプ及び製品本体の包装,同梱される印刷物,取扱説明書又はウエブサイトのいずれかでユーザに対し使用済の光源ランプ又は製品の回収に関する具体的な情報 (回収方法,回収窓口等)提供がなされていること。
  - 6 特定の化学物質とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。
  - 7 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950:2008(電気・電子機器の特定の化学物質

【調達目標】

の含有表示方法)の附属書Aの表 A.1 (特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値)に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950:2008 に準ずるものとする。

- 8 「光源ランプの交換時期」とは,光源ランプが初期照度の 50%まで低下する平均点灯時間 であって,適正なランプ交換を促すための目安の時間をいう。
- 9 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう (ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。
- 10 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。
  - ア. 調達に当たって、使用目的・業務内容を十分勘案し、必要な機器・機能のみを要件とすること。
  - イ.マニュアルや付属品については必要最小限とするような契約の方法を検討すること。
  - ウ. 物品の調達時に取扱説明書等に記載されている配慮事項を確認し、使用・廃棄等に当 たって当該事項に配慮すること。
  - エ. 使用済の光源ランプ又は製品を回収する仕組みが構築されている場合は、回収の仕組 みを利用した適切な処理を行うこと。

#### 表1 製品本体重量の基準

有効光束: φ (1m)	光源ランプの数	重量の基準の算定式 (kg)
$\phi < 2,500$	_	$4.0 \times \alpha \times \beta$
$2,500 \le \phi < 4,000$	_	$5.0 \times \alpha \times \beta$
$4,000 \le \phi < 5,000$	1 個	$0.003 \times \phi \times \alpha \times \beta$
	2個以上	$0.003 \times \phi \times \alpha \times \beta \times 1.1$

- 備考) 1  $\alpha$  は係数であって、短焦点プロジェクタの場合は 1.2、それ以外の場合は 1.0 とする。
  - 2 βは係数であって、発光ダイオード (LED)、半導体レーザ (LD) 等の固体 (物質) に電気などのエネルギーを供給し、励起されたときに物質特有の光放射をする固体デバイス (以下「固体光源」という。) の場合は 1.2、それ以外の場合は 1.0 とする。
  - 3 有効光束が 4,0001m 未満の機器であって、超短焦点プロジェクタの場合は、重量の基準の算定式によらず 7.5kg 以下とする。

#### 表 2 消費電力の基準

有効光束: φ (1m)	消費電力の算定式 (W)
$\phi < 2,500$	$0.085 \times \phi \times \alpha \times \beta \times \gamma + 80$
$2,500 \le \phi < 5,000$	$0.077 \times \phi \times \alpha \times \beta \times \gamma + 80$

- 備考)  $\alpha$ ,  $\beta$ 及び $\gamma$ は係数であって,次の数値を表す。
  - $\alpha$ :解像度が WXGA (1,280×768 ドット) 以上のプロジェクタの場合は 1.1, それ以外の場合は 1.0
  - $\beta$ : 超短焦点プロジェクタ又は短焦点プロジェクタの場合は  $1/\cos\theta$ , それ以外の場合は 1.0。ただし、 $\theta$  は打上角(プロジェクタのレンズ(ミラー)中心を通る水平線と投射 画面中心の角度)とし、最大で 1.3 とする
  - γ:光源にランプを2個以上使用する場合 <u>又は固体光源を使用する場合は</u>1.5, それ以外 の場合は1.0

表 2 追加機能に対するスリープモード消費電力許容値

		最大データ		追加機能
追加機能の	接続の	速度r	詳細	許容値
種類	種類	巡及1 (Mbit/秒)	p+ //μ	(W)
		(MD1 t/ 1/9)	例:USB1.x, IEEE488, IEEE1284/パラレル	(₩)
		r < 20		0.2
			/セントロニクス, RS232C	
		20≦r<500	例: USB2. x, IEEE1394/ファイヤワイヤ/	0.4
	有線		i.LINK, 100Mb イーサネット	
	13 ///34	r≧500	例: USB3.x, 1Gb イーサネット	0.5
インター			例:フラッシュメモリカード/スマートカ	
フェース		任意	ードリーダー, カメラインターフェース,	0.2
			ピクトブリッジ	
	無線, 無線周	H #.	例:ブルートゥース,802.11	2. 0
	波数 (RF)	任意		2.0
	無線,赤外線		例:IrDA	
	(IR)	任意	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	0. 1
	(111)		コードレス電話機と通信する画像製品の能	
			力。画像製品が対応するように設計されて	
コードレス	該当なし	該当なし	いるコードレス電話機の数に関係なく,1	0.8
電話機		吸当なし		0.8
			回のみ適用される。コードレス電話機自体 の消費電力要件に対応していない。	
			画像製品においてデータ保存用に利用可能	
,	該当なし	該当なし	な内部容量に適用される。内部メモリの全	
メモリ			容量に適用され,RAM に応じて増減する。	0.5/GB
			この許容値は、ハードディスク又はフラッ	
			シュメモリには適用されない。	
			複合機及び複写機にのみ適用	
			例:冷陰極蛍光ランプ (CCFL) あるいは,	
			発光ダイオード (LED), ハロゲン, 熱陰極	
	=ナルノ よ、1	コナハノ よく 1	蛍光管 (HCFT), キセノン又は管状蛍光灯	0.5
スキャナ	該当なし	該当なし	(TL) 技術等の CCFL ではない他の技術 (ラ	0.5
			ンプの大きさ、又は採用されているランプ	
			/電球の数に関係なく、1 回のみ適用され	
			3)。	
			標準形式のインクジェット又はインパクト	
			マーキング技術を使用する製品における銘	0.02×
電源装置	該当なし	該当なし	板出力電力(Pout)が10Wを超える内部及	(Pout —
中小水巴		14 コイン	び外部電源装置の両方に対して適用され	10.0)
				10.0)
タッチパネル			る。 モノクロ及びカラーの両方のタッチパネル	
	該当なし	該当なし		0.2
ディスプレイ			ディスプレイに適用される。	
			ハードディスク及び半導体ドライブを含	
内部ディスク	該当なし	該当なし	め、あらゆる大容量ストレージ製品が含ま	0. 15
ドライブ			れる。外部ドライブに対するインターフェ	
			イスは対象ではない。	

備考) 追加機能の種類のうち、インターフェース追加機能の許容値の数は 2 以下であり、非インターフェース追加機能の許容値の数は無制限である。

# 5-1-6 カートリッジ等

⑨トナーカート	【環境物品等の判断基準】	【調達目標】
リッジ	①使用済トナーカートリッジの回収及びマテリアルリサイ	100%
	クルのシステムがあること。	
	②回収したトナーカートリッジ部品の再使用・マテリアルリ	
	サイクル率が回収した使用済製品全体質量(トナーを除	
	く。)の50%以上であること。	
	③回収したトナーカートリッジ部品の再資源化率が回収し	
	た使用済製品全体質量(トナーを除く。)の95%以上である	
	こと。	
	④回収したトナーカートリッジ部品の再使用又は再生利用	
	できない部分については、減量化等が行われた上で、適正	
	処理され、単純埋立されないこと。 ⑤トナーの化学安全性が確認されていること。	
	⑥ドナーの化子女主性が確認されていること。   ⑥感光体は,カドミウム,鉛,水銀,セレン及びその化合物	
	の窓元体は、カドミケム、鉛、水脈、ピレン及いての化合物   を処方構成成分として含まないこと。	
	で処力構成成分として占まないこと。   ⑦使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調	
	・	
⑩インクカートリ	【判断基準】	【調達目標】
ッジ	①使用済インクカートリッジの回収システムがあること。	100%
	②回収したインクカートリッジ部品の再使用・マテリアルリ	100 /6
	サイクル率が回収した使用済製品全体質量(インクを除	
	く。) の25%以上であること。	
	<ul><li>③回収したインクカートリッジ部品の再資源化率が回収し</li></ul>	
	た使用済製品全体質量(インクを除く。)の95%以上である	
	こと。	
	④回収したインクカートリッジ部品の再使用又は再生利用	
	できない部分については、減量化等が行われた上で、適正	
	処理され、単純埋立されないこと。	
	⑤インクの化学安全性が確認されていること。	
	⑥使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は,特定調	
	達物品等を使用することが可能であること。	
/#+ #* \	断其淮の対象とする「トナーカート   ッジ」 マルナ「インクカート   ッジ	3. (NI <del>- I</del> I.)

- 備考) 1 本項の判断基準の対象とする「トナーカートリッジ」又は「インクカートリッジ」(以下「カートリッジ等」という。)は、新たに購入する補充用の製品であって、コピー機やプリンタなどの機器の購入時に装着又は付属しているものは含まない。
  - 2 「トナーカートリッジ」とは、電子写真方式を利用したコピー機、プリンタ及びファクシミリ等の機器に使用されるトナーを充填したトナー容器、感光体又は現像ユニットのいずれか2つ以上を組み合わせて構成される印字のためのカートリッジであって、「新品トナーカートリッジ」又は「再生トナーカートリッジ」をいう。ただし、現像ユニット及び感光体から構成されるカートリッジについては、トナー容器とのセット販売品に限り対象とし、トナー容器単体、感光体単体又は現像ユニット単体で構成される製品は対象外とする。
    - ア.「新品トナーカートリッジ」とは、本体機器メーカーによって製造又は委託製造されたトナーカートリッジをいう。
    - イ.「再生トナーカートリッジ」とは、使用済トナーカートリッジにトナーを再充填し、必要 に応じて消耗部品を交換し、包装又は同梱される印刷物又は取扱説明書のいずれかに再 生カートリッジであることの表記をされたトナーカートリッジをいう。
  - 3 「インクカートリッジ」とは、インクジェット方式を利用したコピー機、プリンタ及びフ

ァクシミリ等の機器に使用されるインクを充填したインクタンク及び印字へッド付きインクタンクである印字のためのカートリッジであって、「新品インクカートリッジ」又は「再生インクカートリッジ」をいう。ただし、インク容器単体で構成される製品は、インクカートリッジには含まれないものとする。

- ア.「新品インクカートリッジ」とは、本体機器メーカーによって製造又は委託製造されたインクカートリッジをいう。
- イ.「再生インクカートリッジ」とは、使用済インクカートリッジにインクを再充填し、必要 に応じて消耗部品を交換し、包装又は同梱される印刷物又は取扱説明書のいずれかに再 生カートリッジであることの表記をされたインクカートリッジをいう。
- 4 「マテリアルリサイクル」とは、材料としてのリサイクルをいう。エネルギー回収や油化、 ガス化、高炉還元、コークス炉化学原料化は含まない。
- 5 「再使用・マテリアルリサイクル率」とは、使用済みとなって排出され、回収されたカートリッジ等の質量のうち、再使用又はマテリアルリサイクルされた部品質量の割合をいう。 ただし、「回収されたカートリッジ等」の対象から、ウエブサイト又はカタログ等において回収対象外として公表しているカートリッジ等は除く。
- 6 「再資源化率」とは、使用済みとなって排出され、回収されたカートリッジ等質量のうち、 再使用、マテリアルリサイクル、エネルギー回収や油化、ガス化、高炉還元又はコークス炉 化学原料化された部品質量の割合をいう。ただし、「回収されたカートリッジ等」の対象から、 ウエブサイト又はカタログ等において回収対象外として公表しているカートリッジ等は除 く。
- 7 トナーカートリッジに係る判断基準①及びインクカートリッジに係る判断基準①の「回収システムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。
  - ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みのカートリッジ等を回収(自ら回収し, 又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。) するルート (販売店における回収ルート,逆流通ルートによる回収,使用者の要請に応じた回収等) を構築していること。
  - イ.カートリッジ本体に、製品名及び事業者名(ブランド名なども可)をユーザが見やすいように記載していること。
  - ウ. 製品の包装,同梱される印刷物,本体機器製品の取扱説明書又はウエブサイトのいずれかでユーザに対し使用済カートリッジ等の回収に関する具体的な情報(回収方法,回収窓口等)提供がなされていること。
- 8 トナーカートリッジに係る判断基準④及びインクカートリッジに係る判断基準④の「適正 処理」とは、再使用又は再生利用できない部分については、使用済カートリッジ等を回収し た事業者が自らの責任において適正に処理・処分していることをいい、他の事業者が実施す る回収システムによって行う処理(事業者間において交わされた契約、合意等によって行う 場合を除く。)は含まれない。ただし、その対象から、ウエブサイト又はカタログ等において 回収対象外として公表しているカートリッジ等は除く。
- 9 トナー及びインクの「化学安全性」とは、次の基準による。
  - ア.トナー及びインクには、以下の①~④の各物質が処方構成成分として添加されていないこと。ただし、②及び③の各物質が処方構成成分として添加されている場合にあっては、 技術的に使用が不可避であり、かつ直ちに代替えが困難である場合は、適用免除に関する根拠資料等の情報が開示され、容易に確認できる場合はその限りではない。
    - ①カドミウム,鉛,水銀,六価クロム,ニッケル及びその化合物。ただし,着色剤として用いられる分子量の大きいニッケルの錯化合物を除く。
    - ②規則(EC)No. 1272/2008 の Annex VI、の表 3.1 の CMR カテゴリ 1A、1B 又は 2 に分類される別表 1 の各物質。

# 別表1 使用を制限する物質

危険有害性クラス	<u>危険有害性</u> カテゴリコード	CLP 規則(EC)No.1272/2008
<u>発がん性</u>	Carc.1A 及び 1B	<u>H350:発がんのおそれ</u>
<u> 発がん性</u>	Carc.1A 及び 1B	<u>H350i:吸入による発がんのおそれ</u>
<u> 発がん性</u>	Carc.2	<u>H351:発がんのおそれの疑い</u>
生殖細胞変異原性	Muta.1A 及び 1B	<u> H340:遺伝性疾患のおそれ</u>
生殖細胞変異原性	Muta.2	H341:遺伝性疾患のおそれの疑い
生殖毒性	Repr.1A 及び 1B	H360:生殖能または胎児への悪影響のおそれ
<u>生殖毒性</u>	Repr.2	H361:生殖能または胎児への悪影響のおそれの疑い

<u>REACH 規則第59条第1項に記載のリスト(いわゆる SVHC 候補リスト)に掲げられた物質は対象に含まれる。</u>

③規則 (EC) No. 1272/2008 の Annex I に定められた以下のHフレーズを伴う混合物のタベリングを要する,または同種混合物分類の要求に合致する別表 2 の物質

# 別表2 使用を制限する物質

危険有害性クラス	<u>危険有害性</u> カテゴリコード	CLP 規則(EC)No.1272/2008
<u>特定標的臟器有害性、単回暴露</u>	STOT SE1	<u>H370:臓器の障害</u>
特定標的臟器有害性、単回暴露	STOT SE2	<u> H371:臓器の障害のおそれ</u>
特定標的臓器有害性、反復暴露	STOT RE1	<u>H372:長期にわたる、または反復暴</u> <u>露により臓器の障害</u>
特定標的臓器有害性、反復暴露	STOT RE2	H373:長期にわたる、または反復暴 露により臓器の障害のおそれ

④REACH 規則(EC)No.1097/2006 の Annex XVII Appendix8(別表3)にリストされた発が ん性芳香族アミンを生成するアゾ着色料(染料または顔料)。

別表3 アゾ基の分解により生成してはならないアミン

	化学物質名	CAS No.
1	<u>4-アミノジフェニル</u>	92-67-1
2	<u>ベンジジン</u>	92-87-5
<u>3</u>	<u>4-クロロ-o-トルイジン</u>	95-69-2
<u>4</u>	2-ナフチルアミン	91-59-8
<u>5</u>	<u>o-アミノアゾトルエン</u>	97-56-3
<u>6</u>	2-アミノ-4-ニトロトルエン	99-55-8
<u>7</u>	<u>p-クロロアニリン</u>	106-47-8
8	2,4-ジアミノアニソール	615-05-4
9	<u>4,4'-ジアミノジフェニルメタン</u>	101-77-9
<u>10</u>	3,3' -ジクロロベンジジン	91-94-1
<u>11</u>	<u>3, 3' -ジメトキシベンジジン</u>	119-90-4
<u>12</u>	3,3'-ジメチルベンジジン	<u>119-93-7</u>
<u>13</u>	<u>3, 3'-ジメチル-4, 4'-ジアミノジフェニルメタン</u>	838-88-0
<u>14</u>	<u>p-クレシジン</u>	120-71-8
<u>15</u>	4,4'-メチレンービスー(2ークロロアニリン)	101-14-4
<u>16</u>	<u>4,4'-オキシジアニリン</u>	101-80-4
<u>17</u>	<u>4,4'-チオジアニリン</u>	<u>139-65-1</u>
<u>18</u>	<u>o-トルイジン</u>	95-53-4
<u>19</u>	2,4-トルイレンジアミン	95-80-7
<u>20</u>	2, 4, 5-トリメチルアニリン	137-17-7
<u>21</u>	<u>o-アニシジン</u>	90-04-0
<u>22</u>	<u>4-アミノアゾベンゼン</u>	60-09-3

- イ.トナー及びインクに殺虫・殺菌性物質を使用する場合には、「殺生物製品の市場での入手と使用を可能とすることに関する 2012 年 5 月 22 日付の欧州議会及び理事会規則 (EU)No528/2012」の Annex I にリストされ、製品分類6に該当する成分のみを処方構成成分として添加していること。ただし、リストされていない物質を使用する場合には、当該指令に基づいて承認申請が提出されていれば添加は許されるが、不認可が決定された場合にはその限りでない。
- ウ.トナー及びインクに関し、Ames 試験において陰性であること。
- エ. トナー及びインクの SDS (安全データシート)を備えていること。
- 10 調達を行う各機関は、カートリッジ等の調達に当たって、本体機器への影響や印刷品質を勘案し、次の事項に十分留意すること。
  - ア. 以下のカートリッジ等の品質保証がなされていること。
    - ①自社規格によって品質管理が十分なされたものであり、印字不良・ジャム・トナー/ インク漏れ・ノズル詰り・本体破損などの品質不良についての品質保証(使用される 製品に起因する品質不良が発生した場合において、代替品の手配、機器本体の修理等) がなされていること(一般に本体機器の保証外のカートリッジ等の使用に起因する不 具合への対応は、保守契約又は保証期間内であっても有償となる場合が多い。)。
    - ②本項の判断基準を満たす製品の使用に起因するコピー機,プリンタ等の機器本体への 破損故障等の品質に係る問題が発生した場合は,当該製品の情報(製品名,事業者名, ブランド名,機器本体名等)及び発生した問題を記録するよう努めること。
  - イ. 使用目的・用途等を踏まえインクカートリッジを選択すること。
    - ①写真画質等の高い印刷品質が必要な場合,長期保存する場合,直射日光の当たる場所での使用を想定する場合等は、耐光性、耐オゾン性、耐水性等に優れ、本体機器と連携のとれたインクカートリッジを選択すること。

- ②新品インクカートリッジに充填されているインクと再生インクカートリッジに充填されているインクは同一のものではないことから発色が異なることを認識し、使用するインクカートリッジを選択すること。
- 11 調達を行う各機関は、カートリッジ等の調達に当たって、製品の化学安全性及び事業者の回収システム・リサイクルシステム・適正処理システム等の構築に関する信頼性の確保の観点から、事業者が次の書類を備えていること(例えば、事業者の判断で公開するウエブサイト等で確認できることなど)に十分留意すること。
  - ア.トナー又はインクに関する Ames 試験に係る報告書等
  - イ. トナー又はインクに関する SDS (安全データシート)

# 5-2 電子計算機等

## 5-2-1 電子計算機

#### ①電子計算機

## 【環境物品等の判断基準】

- ①サーバ型電子計算機にあっては、次のいずれかの要件を満 たすこと。
  - ア.表1に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率から算定したエネルギー基準達成率が 180 以上であること。ただし、CPU の種別が専用 CISC の場合は、エネルギー消費効率が表1に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を上回らないこと。
  - イ. オフモード消費電力が 1.0W 以下であること,かつ, 長期アイドルモード消費電力が備考6の算定式により 算定された最大アイドルモード消費電力以下であること。
- ②クライアント型電子計算機にあっては、アの要件又はイ、 ウ及びエのいずれかの要件を満たすこと。
  - ア.表2に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率から算定したエネルギー基準達成率が 200 以上であること。
  - イ. デスクトップコンピュータ, 一体型デスクトップコンピュータ又はノートブックコンピュータの場合は, 備考7アの算定式により算定した標準年間消費電力量が備考7イの算定式により算定した最大年間消費電力量以下であること。
  - ウ. ワークステーションの場合は、備考8アの算定式により算定した加重消費電力が備考8イの算定式により算定した最大加重消費電力以下であること。
  - エ.シンクライアントの場合は、備考7アの算定式により 算定した標準年間消費電力量が備考9の算定式により 算定した最大年間消費電力量以下であること。
- ③特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また,当 該化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認で きること。
- ④一般行政事務用ノートパソコンの場合にあっては,搭載機器・機能の簡素化がなされていること。
- 備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断基準の対象とする「電子計算機」に含まれないものとする。
  - ①サーバ型電子計算機のうち、複合理論性能が1秒につき20万メガ演算以上のもの
  - ②256 を超えるプロセッサからなる演算処理装置を用いて演算を実行することができる もの
  - ③入出力用信号伝送路(最大データ転送速度が 1 秒につき 100 メガビット以上のものに限る。)が 512 本以上のもの
  - ④演算処理装置,主記憶装置,入出力制御装置及び電源装置がいずれも多重化された構造のもの
  - ⑤複合理論性能が1秒につき100メガ演算未満のもの
  - ⑥専ら内蔵された電池を用いて、電力線から電力供給を受けることなしに使用されるも

# 【調達目標】

100%

のであって,磁気ディスク装置を内蔵していないもの

- 2 「サーバ型電子計算機」とは、ネットワークを介してサービス等を提供するために設計 された電子計算機をいう。
- 3 「クライアント型電子計算機」とは、サーバ型電子計算機以外の電子計算機をいう。
- 4 エネルギー基準達成率の算出方法は、次式による。なお、小数点以下は切り捨てるものとする。

エネルギー基準達成率=Eu/E×100

E:エネルギー消費効率(単位:W/ギガ演算)

Ew: 基準エネルギー消費効率 (単位: W/ギガ演算)

- 5 判断基準①イ、判断基準②イ、ウ及びエ、備考6から備考9において使用するコンピュータの種類及び動作モードは、以下のとおり。
  - ア. コンピュータの種類
    - 1. デスクトップコンピュータとは、主要装置(本体)が机又は床の上等に設置されることを想定したコンピュータであって、携帯用には設計されておらず、外付けのモニタ、キーボード、マウス等を使用するものをいう。
    - 2. 一体型デスクトップコンピュータとは、1 つのケーブルを通じて交流電力の供給を受ける単一機器としてコンピュータとコンピュータディスプレイが機能するデスクトップコンピュータをいう。
    - 3. ノートブックコンピュータとは、携帯用に設計され、交流電力源への直接接続有り又は無しのいずれかで長時間動作するように設計されたコンピュータであって、一体型ディスプレイ、一体型の物理キーボード及びポインティングデバイスを装備しているものをいう。
    - 4. ワークステーションとは、集約的演算タスクのうち、グラフィックス、CAD、ソフトウェア開発、金融や科学的用途などに通常使用される高機能単一ユーザコンピュータをいう。
    - 5. シンクライアントとは、主要機能を得るために遠隔コンピュータ資源への接続に依存する独立給電型コンピュータであって、携帯用ではなく、卓上等の常設場所への設置を想定しているものをいう(回転式記憶媒体のない機器に限る。)。また、ハードウェアとディスプレイが 1 つのケーブルを通じて交流電力の供給を受ける一体型シンクライアントを含む。なお、携帯用として設計され、シンクライアント及びノートブックコンピュータの定義をともに満たすコンピュータは、本項においてノートブックコンピュータに含まれるものとする。

## イ.動作モード

- 1. オフモードとは、主電源に接続され、製造事業者の説明書に従って使用される製品において、最低消費電力状態であり、使用者が解除する(影響を与える)ことができない状態。
- 2. スリープモードとは、一定時間使用されない時に、自動的に又は手動選択により入る 低電力状態をいう。
- 3. アイドル状態とは、オペレーティングシステムやその他のソフトウェアの読込が終了し、ユーザプロファイルが作成され、初期設定によって当該コンピュータが開始する基本アプリケーションに動作が限定されており、スリープモードではない状態をいう。アイドル状態は、長期アイドルモードと短期アイドルモードの2つのモードにより構成される。
- 4. 長期アイドルモードとは、コンピュータがアイドル状態に達しており、画面を表示しない低電力状態に移行しているが、作業モードに維持されている時のモードをいう。
- 5. 短期アイドルモードとは、コンピュータがアイドル状態に達しており、画面はオン状

態で、長期アイドルは開始していないモードをいう。

各動作モードにおける消費電力の測定方法については、「国際エネルギースタープログラム制度運用細則(平成 26 年 7 月施行) 別表 2-1」による。

6 判断基準①イのオフモード消費電力については、出荷時にイーサネットを介したネットワークからの要求に応じて、コンピュータをスリープモード又はオフモードから復帰させる機能(以下「ウェイクオンラン(WOL)」という。)が有効にされている場合は許容値として 0.4W を加算した 1.4W を適合判断に用いるものとする。

また、最大アイドルモード消費電力の算定方法は、次式による。

最大アイドルモード消費電力 (W) =24.0+ (N-1) ×8.0+P<sub>FFE</sub>

N: HDD (ハードディスクドライブ) 又は SSD (半導体ドライブ) の搭載数

 $P_{\text{EEE}}$ : IEEE802. 3az 準拠型(節電型イーサネット)ギガビットイーサネットポートご とに適用する許容値 0. 2W/ギガビット

7 デスクトップコンピュータ、一体型デスクトップコンピュータ、ノートブックコンピュータ及びシンクライアントに係る標準年間消費電力量の算定方法、デスクトップコンピュータ、一体型デスクトップコンピュータ及びノートブックコンピュータに係る最大年間消費電力量の算定方法は、以下の式による。

#### ア. 標準年間消費電力量

 $E = (8,760/1,000) \times (P_{0FF} \times T_{0FF} + P_{SL} \times T_{SL} + P_{LJ} \times T_{LJ} + P_{SJ} \times T_{SJ})$ 

E:標準年間消費電力量(単位:kWh/年)

P<sub>OFF</sub>: オフモード消費電力(単位: W)

 $P_{SL}:$  スリープモード消費電力(単位:W)

P.: 長期アイドルモード消費電力(単位:W)

Psi: 短期アイドルモード消費電力(単位: W)

 $T_x: 表 3-1$ 及び表 3-2に規定する年間の時間割合(単位:%)

スリープモードに替わり、代替低電力モード(10W以下の場合に限る。)を用いるデスクトップコンピュータ、一体型デスクトップコンピュータ及びノートブックコンピュータ並びに独立したシステムのスリープモードを持たないシンクライアントについては、上記算定式において、スリープモード消費電力( $P_{SL}$ )の代わりに長期アイドルモード消費電力( $P_{LL}$ )を使用することができる。

#### イ. 最大年間消費電力量

 $E_{MAX} = (1+A) \times (TEC_{BASE} + TEC_{MEM} + TEC_{GR} + TEC_{ST} + TEC_{DIS} + TEC_{SW} + TEC_{EEE})$ 

E<sub>MAX</sub>:最大年間消費電力量(単位:kWh/年)

A:表3-3に規定する効率を満たす電源装置に付与される許容値

TEC<sub>BASE</sub>:表3-4に規定する基本許容値(単位:kWh)

 $TEC_{MEM}$ :表3-5に規定するシステム搭載メモリの追加許容値(単位:kWh/ギガバイト)

 $TEC_{GR}$ :表3-5に規定する独立型グラフィックス許容値(単位:kWh)

TEC<sub>st</sub>:表3-5に規定する内部記憶装置 (ストレージ) の追加許容値 (単位:kWh)

 $TEC_{DIS}$ :表3-5に規定する性能強化ディスプレイの追加許容値(単位:kWh)

TECsw:表3-5に規定する切替可能グラフィックスの追加許容値(単位:kWh)

 $TEC_{EEE}$ :表3-5に規定する IEEE802.3az 準拠型(節電型イーサネット)ギガビットイーサネットポートごとに適用する追加許容値(単位:kWh/ギガビット)

8 ワークステーションに係る加重消費電力及び最大加重消費電力の算定方法は、以下の式による。

## ア. 加重消費電力

加重消費電力 (₩) =0.35×P<sub>OFF</sub>+0.10×P<sub>SL</sub>+0.15×P<sub>LI</sub>+0.40×P<sub>SI</sub>

Poff:オフモード消費電力(単位:W)

P<sub>SL</sub>:スリープモード消費電力(単位:W)

P...:長期アイドルモード消費電力(単位:W)

P<sub>s1</sub>: 短期アイドルモード消費電力(単位:W)

### イ. 最大加重消費電力

最大加重消費電力 (W) = 0.28×  $(P_{MAX}+N_{HDD}\times5)$  + 8.76× $P_{FFE}\times0$ .65

P<sub>MAX</sub>:最大消費電力測定値(単位:W)

 $N_{ ext{ inp}}: ext{ inp}$  (ハードディスクドライブ) 又は SSD(半導体ドライブ)の搭載数

 $P_{\text{EEE}}$ : IEEE802. 3az 準拠型(節電型イーサネット)ギガビットイーサネットポートごとに適用する許容値 0.2W/ギガビット

9 シンクライアントに係る最大年間消費電力量の算定方法は、次式による。

 $E_{TMAX} = TEC_{BASE} + TEC_{GR} + TEC_{WOL} + TEC_{DIS} + TEC_{EEE}$ 

E<sub>TMAX</sub>:最大年間消費電力量(単位:kWh/年)

TEC<sub>BASE</sub>: 基本許容值 60W

TECGR:独立型グラフィックス許容値36W

TECwor: ウェイクオンラン (WOL) 許容値 2W

 $TEC_{DIS}$ :表3-5に規定する一体型デスクトップコンピュータに対する一体型ディスプレイ許容値(単位:kWh)

 $TEC_{EEE}$ :表3-5に規定する IEEE802.3az 準拠型(節電型イーサネット)ギガビットイーサネットポートごとに適用する追加許容値(単位:kWh/ギガビット)

ただし、 $TEC_{GR}$ 、 $TEC_{WOL}$ 、 $TEC_{DIS}$  及び  $TEC_{EEE}$  の許容値の加算については、出荷時に初期設定で有効にされている場合に限る。

- 10 特定の化学物質とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。
- 11 判断基準③については、パーソナルコンピュータに適用することとし、特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950:2008(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の附属書Aの表 A.1 (特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値)に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の付属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950:2008 に準ずるものとする。
- 12 「一般行政事務用ノートパソコン」とは、クライアント型電子計算機のうち電池駆動型 のものであって、通常の行政事務の用に供するもの(携帯を行う場合や一般行政事務以外 の用途に使用されるものは除く。)をいう。
- 13 「搭載機器・機能の簡素化」とは、次の要件を満たすことをいう。なお、赤外線通信ポート、シリアルポート、パラレルポート、PCカード、S-ビデオ端子等のインターフェイスは、装備されていないことが望ましい。
  - ア. 内蔵モデム, CD/DVD, BD 等は, 標準搭載されていないこととし, 調達時に選択又は外部接続可能であること。
  - イ. 周辺機器を接続するための USB インターフェイスを複数備えていること。
- 14 一般行政事務用ノートパソコンの二次電池 (バッテリ) に必要な駆動時間とは、停電等 の緊急時において、コンピュータを終了させ、電源を遮断する (シャットダウン) ための

時間が確保されていることをいう。

- 15 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう (ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。
- 16 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境 負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
- 17 植物を原料とするプラスチックを使用する場合にあっては、次の事項が担保されていること。
  - ア. 環境負荷低減効果に係る情報が開示・公表されていること。
  - イ. 使用済製品の回収及びリサイクルのシステムがあること。
  - ウ. リサイクルの阻害要因とならないよう,植物を原料とするプラスチックの使用部位に 関する情報開示がなされていること。
- 18 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。
  - ア. 化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、 当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。
  - イ. 調達に当たって、使用目的・業務内容を十分勘案し、必要な機器・機能のみを要件と すること。
  - ウ. マニュアルやリカバリ CD 等の付属品については必要最小限とするようなライセンス契約の方法を検討すること。

表 1	サーバ型電子計算機は	アダス	、其淮エネ	:ルギー	消費効率
11 1		→ DN 'a.		1/2-1	111 11 11 11 11

ス1 9 / 主电 1 町						
	区 分		基準エネルギー			
CPU の種別	I/0 スロット数	CPU ソケット数	消費効率			
専用 CISC	32 未満		1,950			
<b>守用 U13U</b>	32 以上		2,620			
	8 未満		13			
RISC	8 以上 40 未満		31			
	40 以上		140			
T A C 4	10 未満		6. 2			
IA64	10 以上		22			
	0		1.3			
		2 未満	1.2			
IA32	1以上7未満	2以上4未満	1. 9			
		4以上	6. 7			
	7以上		7.4			

- 備考)1 「専用 CISC」とは、ビット数の異なる複数の命令を実行できるように設計された CPU の うち、電子計算機毎に専用に設計されたものをいう。
  - 2 「RISC」とは、ビット数の異なる複数の命令を実行できるように設計された CPU 以外の CPU をいう。
  - 3 「IA64」とは、ビット数の異なる複数の命令を実行できるように設計された CPU のうち、 専用 CISC 以外のものであって、64 ビットアーキテクテャのものをいう。
  - 4 「IA32」とは,ビット数の異なる複数の命令を実行できるように設計された CPU のうち, 専用 CISC 以外のものであって,32 ビットアーキテクテャのものをいう。
  - 5 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基

づく経済産業省告示第74号(平成22年3月31日)の「3エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。以下表2において同じ。

表2 クライアント型電子計算機に係る基準エネルギー消費効率

	区 分		<u>.                                    </u>	++ >/4-
クライアント型電子計算機の電源 及びメモリチャネル数の種別		独立型 GPU	画面サイズ	基準エネルギー 消費効率
	16 ギガバイト以上			2. 25
	4 ギガバイト超 16 ギガバイト未満			0.34
電池駆動型のものであってメモリ チャネル数が2以上のもの			17 型以上	0.31
	4 ジボベノ L DIT	搭載	17 型未満	0. 21
	4 ギガバイト以下	4++4	12 型以上 17 型未満	0. 15
		非搭載	12 型未満	0. 21
電池駆動型以外のものであって メモリチャネル数が2以上のも ののうち電源装置にACアダプタ ーを用いるもの				0. 29
電池駆動型以外のものであって	16 ギガバイト以上			2. 25
メモリチャネル数が2以上のも	4 ギガバイト超	搭載		0. 51
ののうち電源装置にACアダプタ	16 ギガバイト未満	非搭載		0.64
一を用いないもの	4 ギガバイト以下			0. 53
メモリチャネル数が2未満のもの				0. 51

- 備考) 1 「メモリチャネル数」とは、メモリコントローラから分岐する主記憶装置へのバスインターフェースの論理チャネルの数をいう。
  - 2 「電池駆動型」とは、専ら内蔵された電池を用いて、電力線から電力供給を受けることなしに使用され得るものをいう。
  - 3 「独立型 GPU」とは、画像データ処理用のプロセッサのうち、専用のローカルメモリを有するものをいう。
  - 4 「画面サイズ」とは、表示画面の対角外径寸法をセンチメートル単位で表した数値を 2.54 で除して小数点第 2 位以下を四捨五入した数値をいう。

表 3-1 デスクトップコンピュータ, 一体型デスクトップコンピュータ及びシンクライアントのモード別比率

		プロキシ対応型(完全なネットワーク接続性)				
モード 従来型		基本能力	遠隔復帰	サービス検知/ ネームサービス	全対応	
$T_{\mathrm{OFF}}$	45%	40%	30%	25%	20%	
$T_{SL}$	5%	15%	28%	36%	45%	
$T_{LI}$	15%	12%	10%	8%	5%	
T <sub>SI</sub>	35%	33%	32%	31%	30%	

- 備考) プロキシ対応型(完全なネットワーク接続性)とは、スリープモード又は10W以下の電力での代替低電力モードの間、ネットワークの存在を維持し、さらなる処理を要求された場合に判断良く復帰するコンピュータの能力をいう。以下表3-2において同じ。
  - ①基本能力とは、低電力の間、システムがネットワークへの対応とネットワークの存在 を維持するためインターネットプロトコル(IPv4 及び IPv6)に対応する能力があるこ

とをいう。

- ②遠隔復帰とは、低電力の間、システムがローカルネットワークの外部からの要求に応じて復帰することをいい、基本能力を含む。
- ③ネットワーク検知/ネームサービスとは、低電力の間、システムがホストサービス及 びネットワーク名の公表を可能にすることをいい、基本能力を含む。
- ④全対応とは、低電力の間、システムが基本能力、遠隔復帰及びネットワーク検知/ネームサービスに対応することをいう。

表3-2 ノートブックコンピュータのモード別比率

		プロキシ対応型 (完全なネットワーク接続性)				
モード	従来型	基本能力	遠隔復帰	サービス検知/ ネームサービス	全対応	
$T_{\mathrm{OFF}}$	25%	25%	25%	25%	25%	
$T_{ m SL}$	35%	39%	41%	43%	45%	
$T_{LI}$	10%	8%	7%	6%	5%	
$T_{\mathrm{SI}}$	30%	28%	27%	26%	25%	

表 3-3 電源装置許容値(A)

電源装置	対象機器	負荷条件別最低効率				最低平均	電源装置
电你表电	<i>入</i> ] 多个成分	10%	20%	50%	100%	効率	許容値
	デスクトップ	0.81	0.85	0.88	0.85	_	0.015
内部電源 装置	ノヘク トツノ	0.84	0.87	0.90	0.87	_	0.03
表旦 (IPS)	一体型 デスクトップ	0.81	0.85	0.88	0.85	_	0. 015
		0.84	0.87	0.90	0.87	_	0.04
	ノートブック	0.83	_	_	_	0.88	0. 015
外部電源 装置 (EPS)	ノートノック	0.84	_	_	_	0.89	0.03
	一体型	0.83	_	_	_	0.88	0. 015
. ,	ノートブック	0.84	_	_	_	0.89	0.04

備考) 平均効率とは、定格出力電流の 25%, 50%, 75%及び 100%で試験したときの効率の相加平均 をいう。

表3-4 基本許容値(TEC<sub>BASE</sub>)

	TO 1 ZEYTH A IE (1BU BASE)						
区分	グラフィックスの種類		ップ又は スクトップ	ノートブック			
		性能	基本許容値	性能	基本許容値		
0	グラフィックス全て	P≦3	69. 0	P≦2	14. 0		
I1	一体型又は切替可能 グラフィックス	3 <p≦6< td=""><td>112.0</td><td>2<p≦5.2< td=""><td>22. 0</td></p≦5.2<></td></p≦6<>	112.0	2 <p≦5.2< td=""><td>22. 0</td></p≦5.2<>	22. 0		
I2		6 <p≦7< td=""><td>120.0</td><td>5.2<p≦8< td=""><td>24. 0</td></p≦8<></td></p≦7<>	120.0	5.2 <p≦8< td=""><td>24. 0</td></p≦8<>	24. 0		
13		P>7	135. 0	P>8	28. 0		
D1	独立型グラフィックス	3 <p≦9< td=""><td>115. 0</td><td>2<p≦9< td=""><td>16. 0</td></p≦9<></td></p≦9<>	115. 0	2 <p≦9< td=""><td>16. 0</td></p≦9<>	16. 0		
D2	独立宝ソフノイツクへ	P>9	135. 0	P>9	18. 0		

## 備考) Pの算定方法は、次式による。

P=CPU のコア数×CPU クロック周波数 (GHz)

コア数は物理的な CPU のコア数を表し、CPU クロック周波数 (GHz) は、TDP の最大 周波数を表し、ターボブースト周波数ではない。

表3-5 デスクトップコンピュータ,一体型デスクトップコンピュータ,ノートブックコンピュータ及びシンクライアントにおける独立型グラフィックス許容値(TEC<sub>GR</sub>)及び追加許容値

許容値区分			デスクトップ	一体型 デスクトップ	ノートブック
TEC <sub>MEM</sub> (kWh)		0.8			
	G1 FB_BW≦16			36	
	G2 16 <fb_bw≦32< td=""><td colspan="2">51</td><td>20</td></fb_bw≦32<>		51		20
	G3	32 <fb_bw≦64< td=""><td></td><td>64</td><td>26</td></fb_bw≦64<>		64	26
	G4	64 <fb_bw≦96< td=""><td></td><td>83</td><td>32</td></fb_bw≦96<>		83	32
$TEC_{GR}$	G5	96 <fb_bw≦128< td=""><td></td><td>105</td><td>42</td></fb_bw≦128<>		105	42
(kWh)	G6	FB_BW>128 フレームバッファ幅< 192bit		115	48
	G7	FB_BW>128 フレームバッファ幅≧ 192bit	130		60
	$TEC_{SW}$	(kWh)	0.5×G1		適用なし
TEC <sub>EEE</sub> (kWh)		$8.76 \times 0.2 \times (0.15 + 0.35)$		$8.76 \times 0.2 \times $ (0.10+0.30)	
TEC <sub>st</sub> (kWh)		26		2.6	
TEC <sub>DIS</sub> (kWh)		8.76×0.35× 適用なし (1+EP) × (4×r+0.05×A)		$8.76 \times 0.30 \times (1+EP) \times (2 \times r + 0.02 \times A)$	

- 備考) 1 TEC<sub>GR</sub> は、システムに搭載した独立型グラフィックスに適用するものとする。切替可能なグラフィックスには適用しない。
  - 2  $FB_BW$  は、ギガバイト毎秒 (GB/s) によるディスプレイフレームバッファ幅であり、算定方法は、次式による。

 $FB_BW$ =データレート (MHz) ×フレームバッファ幅/ (8×1000)

- 3 切替可能グラフィックス (TEC<sub>SW</sub>) には、独立型グラフィックス許容値 (TEC<sub>GR</sub>) を適用することはできないものとする。ただし、切替可能グラフィックスを提供し、初期設定により独立型グラフィックスを有効にするデスクトップ及び一体型デスクトップコンピュータについては、該当する G1 グラフィックス許容値の 50%に相当する許容値を適用することができる。
- 4  $TEC_{st}$ は、製品に 2 つ以上の内部記憶装置(ストレージ)が存在する場合に、1 回のみ適用することができる。
- 5 TEC<sub>DIS</sub>における EP は、性能強化ディスプレイに関する許容値であり、次のとおり。

EP=0:性能強化ディスプレイなし

EP=0.3:性能強化ディスプレイであり、画面の対角線が27インチ未満

EP=0.75: 性能強化ディスプレイであり、画面の対角線が27インチ以上

r はスクリーン解像度 (メガピクセル), A は可視スクリーン面積 (平方インチ)

# 5-2-2 磁気ディスク装置

⑫磁気ディスク装	【環境物品等の判断基準】	【調達目標】
置	<ul><li>○エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの算定式を 用いて算出した基準エネルギー消費効率を上回らないこ</li></ul>	100%
	一 と。	

- 備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断基準の対象とする「磁気ディスク装置」に 含まれないものとする。
  - ①記憶容量が1ギガバイト以下のもの
  - ②ディスクの直径が 40mm 以下のもの
  - ③最大データ転送速度が1秒につき270ギガバイトを超えるもの
  - 2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しく は一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を 再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。

## 表 磁気ディスク装置に係る基準エネルギー消費効率の算定式

Φ /\						
	区 分	1		基準エネルギー		
磁気ディスク 装置の種別	磁気ディスク装置の形状及び性能	回転数	用途	消費効率の算定式		
	ディスクサイズが 75mm 超であって ディスク枚数が 1 枚のもの			$E = \exp(2.98 \times 1n(N) - 30.8)$		
	ディスクサイズが 75mm 超であって ディスク枚数が 2 枚又は 3 枚のもの			$E = \exp(2.98 \times \ln(N) - 31.2)$		
	ディスクサイズが 75mm 超であって ディスク枚数が 4 枚以上のもの			$E = \exp(2.11 \times 1n(N) - 23.5)$		
		5000 回毎 分以下		$E = \exp(2.98 \times 1n(N) - 29.8)$		
	ディスクサイズが 50mm 超 75mm 以下 であってディスク枚数が 1 枚のもの	5000 回毎 分超 6000 回毎分以下		$E = \exp(2.98 \times \ln(N) - 31.2)$		
		6000 回毎 分超		$E = \exp(4.30 \times 1n(N) - 43.5)$		
単体ディスク		5000 回毎 分以下		$E = \exp(2.98 \times \ln(N) - 31.5)$		
	ディスクサイズが 50mm 超 75mm 以下 であってディスク枚数が 2 枚又は 3 枚のもの	5000 回毎 分超 6000 回毎分以下		$E = \exp(2.98 \times 1n(N) - 32.2)$		
		6000 回毎 分超		$E = \exp(4.58 \times \ln(N) - 46.8)$		
	ディスクサイズが 50mm 超 75mm 以下 であってディスク枚数が 4 枚以上の もの			$E = \exp(2.98 \times 1n(N) - 31.9)$		
	ディスクサイズが 40mm 超 50mm 以下 であってディスク枚数が 1 枚のもの			$E = \exp(2.98 \times 1n(N) - 30.2)$		
	ディスクサイズが 40mm 超 50mm 以下 であってディスク枚数が 2 枚以上の もの			$E = \exp(2.98 \times 1n(N) - 30.9)$		

	区分			基準エネルギー
磁気ディスク 装置の種別	磁気ディスク装置の形状及び性能	回転数	用途	消費効率の算定式
サブシステム			メインフ レームサ ーバ用の もの	$E = \exp(1.85 \times 1n(N) - 18.8)$
サブシステム			メインフ レームサ ーバ用以 外のもの	$E = \exp(1.56 \times 1n(N) - 17.7)$

- 備考) 1 「メインフレームサーバ」とは、専用 CISC (ビット数の異なる複数の命令を実行できるように設計された CPU のうち、電子計算機毎に専用に設計されたものをいう。) が搭載されたサーバ型電子計算機 (ネットワークを介してサービス等を提供するために設計された電子計算機をいう。) をいう。
  - 2 E及びNは次の数値を表すものとする。

E: 基準エネルギー消費効率

N:回転数(単位:回每分)

- 3 ln は底を e とする対数を表す。
- 4 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に 基づく経済産業省告示第75号(平成22年3月31日)の「3エネルギー消費効率の測定方 法」による。

# 5-2-3 ディスプレイ

## ①ディスプレイ

## 【環境物品等の判断基準】

# 【調達目標】 100%

- ①コンピュータモニタにあっては、備考3の算定式により算 定した年間消費電力量が備考4アの算定式により算定し た最大年間消費電力量以下であること。
- ②サイネージディスプレイにあっては、次の要件を満たすこ
  - ア. 備考5の算定式により算定したオンモード消費電力が 備考6アの算定式により算定した最大オンモード消費 電力以下であること。
  - イ. スリープモード消費電力が備考7の算定式により算定 したスリープモード消費電力基準以下であること。
- ③オフモード消費電力が0.5W以下であること。
- ④動作が再開されたとき、自動的に使用可能な状態に戻るこ
- ⑤特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当 該化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認で きること。
- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「ディスプレイ」は、ディスプレイスクリーン及び関連 電子装置を有する製品であって、主な機能として、一つ以上の入力を介したコンピュータ、 ワークステーション又はサーバ、外部ストレージ、若しくはネットワーク接続からの視覚 情報を表示するもの(コンピュータモニタ及びサイネージディスプレイ)とする。

コンピュータモニタは、卓上での使用を基本とし、かつ、一人の人が見ることを想定し たものである。また、サイネージディスプレイは、通常、卓上の使用を基本とせず、かつ、 複数の人が見ることを想定したものであって、次の①から④の要件のうち、2つ以上を満た すものとする。

- ①対角線画面サイズが30インチを超えるもの
- ②最大公表輝度が1平方メートル当たり400カンデラ(400cd/㎡)を超えるもの
- ③画素密度が1平方インチ当たり5,000ピクセル(5,000ピクセル/in²)以下であるもの
- ④搭載スタンドなしで出荷するもの
- 2 判断の基準②、判断の基準③及び備考3から備考7までにおいて使用する動作モードは、 以下のとおり。ただし、オフモードを備えていない製品の場合は、判断の基準③は適用し ない。
  - ①「オンモード」とは、ディスプレイが稼働し、主な機能を提供しているモードをいう。
  - ②「スリープモード」とは、ディスプレイが一つ以上の主要ではない保護機能又は継続 機能を提供する低電力モードをいう。なお、スリープモードは、以下の機能を有して いる。
    - ・遠隔スイッチ、タッチ機能、内部センサー又はタイマーを経由してオンモードに する。
    - ・時計を含む情報を提供する又は状態を表示する。
    - センサー機能を維持する。
    - ・ネットワークの存在を維持することができる。
  - ③「オフモード」とは、ディスプレイが電力源に接続され、視覚情報を提供せず、かつ 遠隔装置、内部信号又は外部信号により他のいかなるモードへも切り替えができない モードをいう。なお、ディスプレイは、使用者による統合型電源スイッチ又は制御装 置の直接的な操作によってのみ、本モードを抜け出ることができる。また、一部の製 品については、オフモードを持たないこともある。

3 コンピュータモニタに係る年間消費電力量の算定方法は、次式による。

 $E_{\text{TEC}} = 8.76 \times (0.35 \times P_{\text{ON}} + 0.65 \times P_{\text{SLEEP}})$ 

E<sub>TEC</sub>:年間消費電力量(単位:kWh)

Pon:オンモード消費電力(単位:W)

P<sub>SLEEP</sub>:スリープモード消費電力(単位:W)

4 コンピュータモニタに係る最大年間消費電力量,自動明るさ調節許容値及びタッチ機能許容値の算定方法は、次式による。

ア. 最大年間消費電力量

最大年間消費電力量  $(kWh) = (E_{TEC\_MAX} + E_{EP} + E_{ABC} + E_{N} + E_{OS} + E_{T}) \times eff_{AC\_DC}$ 

E<sub>TEC MAY</sub>:表1により算定された最大消費電力量基準(単位:kWh)

 $E_{EP}$ :表2により算定された性能強化ディスプレイに適用される許容値(単位:kWh)

E<sub>ARC</sub>: 下記イにより算定された自動明るさ調節に適用される許容値(単位: kWh)

 $E_N$ : 完全なネットワーク接続性に適用される許容値  $E_N$ =2.9 (kWh)

 $E_{os}$ : 占有センサーに適用される許容値  $E_{os}=1.7$  (kWh)

 $E_{\tau}$ : 下記ウにより算定されたタッチ機能に適用される許容値(単位: kWh)

eff<sub>AC\_DC</sub>: ディスプレイの給電で発生する交流・直流変換損失の標準補正係数であり、 交流給電ディスプレイは 1.0, 標準直流ディスプレイは 0.85

イ. 自動明るさ調節許容値

自動明るさ調節が初期設定で可能なコンピュータモニタの場合,オンモード電力低減率  $R_{ABC}$ を算定し, $R_{ABC}$ が 20%以上の場合に,自動明るさ調節許容値  $E_{ABC}$ を適用する。オンモード電力低減率  $R_{ABC}$ 及び自動明るさ調節許容値  $E_{ABC}$ の算定方法は,次式による。

 $R_{ABC} = 100 \times ((P_{300} - P_{12}) / P_{300})$ 

 $P_{300}:3001x$  の周囲光水準で試験したときのオンモード消費電力(単位:W)

 $P_{12}:121x$  の周囲光水準で試験したときのオンモード消費電力(単位:W)

 $E_{ABC}$  (kWh) = 0.05  $\times$   $E_{TEC\ MAX}$ 

E<sub>TEC MAX</sub>:最大消費電力量基準(単位:kWh)

ウ. タッチ機能許容値

 $E_{T}$  (kWh) = 0.15  $\times$   $E_{TEC\ MAX}$ 

E<sub>TEC MAX</sub>:最大消費電力量基準(単位:kWh)

5 サイネージディスプレイに係る最大オンモード消費電力の算定方法は、次式による。

 $P_{\text{ON MAX}} = \ (4.0 \times 10^{-5} \times L \times A) \ + 119 \times \tanh \ (0.0008 \times \ (A-200.0) \ + 0.11) \ + 6$ 

P<sub>ON MAX</sub>:最大オンモード消費電力(単位:W)

A:可視画面面積(単位:平方インチ)

L:最大測定輝度(単位:cd/m²)

6 サイネージディスプレイに係るオンモード消費電力及び自動明るさ調節許容値の算定方法は、次式による。

ア. オンモード消費電力

オンモード消費電力 (W) =P<sub>ON MAX</sub>+P<sub>ARC</sub>

P<sub>ON MAX</sub>:最大オンモード消費電力(単位:W)

P<sub>ABC</sub>: 下記イにより算定された自動明るさ調節に適用される許容値(単位:W)

イ. 自動明るさ調節許容値

自動明るさ調節が初期設定で可能なサイネージディスプレイの場合, 備考 4 イによりオンモード電力低減率  $R_{ARC}$  を算定し,  $R_{ARC}$  が 20%以上の場合に, 自動明るさ調節許容値  $P_{ARC}$ 

を適用する。自動明るさ調節許容値 PARC の算定方法は、次式による。

 $P_{ABC}$  (W) = 0.05  $\times$   $P_{ON\ MAX}$ 

P<sub>ON MAX</sub>:最大オンモード消費電力(単位:W)

7 サイネージディスプレイに係るスリープモード消費電力基準の算定方法は、次式による。 なお、最大スリープモード消費電力及び各許容値は、下表による。

スリープモード消費電力基準= $P_{SLEEP\_MAX} + P_N + P_{OS} + P_T$ 

P<sub>SLEEP MAX</sub>:最大スリープモード消費電力(単位:W)

 $P_N$ : 完全なネットワーク接続性に適用される許容値(単位:W)

 $P_{os}$ : 占有センサーに適用される許容値(単位: W)  $P_{\tau}$ : タッチ機能に適用される許容値(単位: W)

表 画面サイズによるスリープモード消費電力基準及び各許容消費電力

画面サイズ (インチ)	P <sub>SLEEP_MAX</sub> (W)	P <sub>N</sub> (W)	$P_{OS}$ (W)	$P_{T}$ (W)
画面サイズ≦30	0 5	2.0	0.2	0.0
画面サイズ>30	0.5	3.0	0. 3	1.5

- 8 特定の化学物質とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。
- 9 判断基準⑤については、パーソナルコンピュータ表示装置に適用することとし、特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950:2008(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の附属書Aの表 A.1 (特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値)に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の付属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950:2008に準ずるものとする。
- 10 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しく は一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を 再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。
- 11 調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。
- 12 消費電力等の測定方法については、「国際エネルギースタープログラムの制度運用細則 (平成26年7月施行) 別表第2-2 (平成28年10月発効)」による。

表1 コンピュータモニタに係る最大消費電力量基準

可視画面面積(平方インチ)	最大消費電力量基準(kWh)
A < 130	$(6.13 \times r) + (0.06 \times A) + 9$
130≦A<150	$(6.13 \times r) + (0.69 \times A) -72.38$
150≦A<180	$(6.13 \times r) + (0.21 \times A) -0.50$
180≦A<200	$(6.13 \times r) + (0.05 \times A) + 28$
200≦A<230	$(6.13 \times r) + (0.03 \times A) + 31.33$
230≦A<280	$(6.13 \times r) + (0.2 \times A) -7$
$280 \le A < 300$	$(6.13 \times r) +49$
$300 \le A < 500$	$(6.13 \times r) + (0.2 \times A) -11$
A≧500	$(6.13 \times r) +89$

備考)rは画面解像度(メガピクセル)を、Aは可視画面面積(平方インチ)をそれぞれ表す。

表 2 コンピュータモニタに係る性能強化ディスプレイの消費電力量の許容値

色域区分	許容値(kWh)		
CIE LUV の 32.9%以上	$0.15 \times (E_{\text{TEC\_MAX}} - 6.13 \times r)$		
CIE LUV の 38.4%以上	$0.65 \times (E_{\text{TEC\_MAX}} - 6.13 \times r)$		

- 備考) 1 次の①から③のすべてを満たすコンピュータモニタについては、本表に従って算定された 性能強化ディスプレイの消費電力量の許容値を最大年間消費電力量に用いることができる。
  - ①画面カバーガラスの有無にかかわらず、平面画面では少なくとも 85° から直角の水平視野角度において、曲面画面においては少なくとも 83° から直角の水平視野角度において、最低 60 対 1 のコントラスト比であること
  - ②基本解像度は2.3メガピクセル以上であること
  - ③色域は CIE LUV の 32.9%以上であること
  - 2  $E_{TEC MAX}$  は最大消費電力量基準を、r は画面解像度(メガピクセル)をそれぞれ表す。

# 5-2-4 記録用メディア

⑭記録用メディ	【環境物品等の判断基準】	【調達目標】
ア	○次のいずれかの要件を満たすこと [判断基準はケースに適	100%
	用〕。	
	①再生プラスチックがプラスチック重量の 40%以上使用さ	
	れていること。	
	②厚さ 5mm 程度以下のスリムタイプケースであること,又	
	は集合タイプ(スピンドルタイプなど)であること。	
	③植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減	
	効果が確認されたものが使用されていること。	
	④紙製にあっては、古紙パルプ配合率 70%以上であること。	
	また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあ	
	っては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生	
	産された国又は地域における森林に関する法令に照ら	
	して手続が適切になされたものであること。ただし、間	
	伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工	
	場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源に	

- 備考) 1 本項の判断基準の対象とする「記録用メディア」は、直径 12cm の CD-R、CD-RW、DVD±R、DVD±RW、DVD+RAM、BD-R、BD-REとする。
  - 2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。

より製造されたバージンパルプには適用しない。

- 3 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境 負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
- 4 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている 森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持 続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。 なお、<u>都道府県等による森林、木材等の認証制度も合法性の確認に活用できることとす</u>る。

# 5-3 オフィス機器等

## 5-3-1 シュレッダー

⑤シュレッダー	【環境物品等の判断基準】	【調達目標】
	①待機時消費電力が1.5W以下であること。	100%
	②低電力モード又はオフモードを備える機器については、こ	
	れらのモードへの移行時間が出荷時に10分以下に設定さ	
	れていること。	

- 備考) 1 次のいずれかに該当するものについては、本項の判断基準の対象とする「シュレッダー」 に含まれないものとする。
  - ①裁断モーターの出力が500W以上のもの
  - ②裁断を行っていないときに、自動的に裁断モーターが停止しないもの
  - 2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しく は一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を 再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。
  - 3 「待機時消費電力」とは、電源を入れた状態で、裁断を行っていないときに消費される電力をいう。ただし、低電力モード又はオフモードを備える機器については、これらのモードにおける消費電力をいう。
  - 4 「低電力モード」とは、一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられ実現 される低電力状態をいう。
  - 5 「オフモード」とは,一定時間が経過した後に自動オフ機能によって電源を切った状態 をいう。
  - 6 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びそ の化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテ ルをいう。
  - 7 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950:2008 (電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の附属書Aの表 A.1 (特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値)に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書Bに準ずるものとする。

# 5-3-2 デジタル印刷機

16デジタル印刷	【環境物品等の判断基準】	【調達目標】
機	①エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準の数	100%
	値を上回らないこと。	
	②使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調	
	達物品等を使用することが可能であること。	

- 備考) 1 「デジタル印刷機」とは、デジタル製版機能を有した孔版方式の全自動印刷機をいう。
  - 2 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。
  - 3 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950:2008 (電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の附属書Aの表 A.1 (特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値)に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書Bに準ずるものとする。
  - 4 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しく は一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を 再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。

### 表 デジタル印刷機のエネルギー消費効率の基準

		デジタル印刷機エネルギー消費効率 (W)			
		A3 対応機		B4 対応機, A4 対応機	
		プリンタ機能	プリンタ機能	プリンタ機能	プリンタ機能
		作動時	非作動時	作動時	非作動時
プリンタ機能標準装備型		35. 5	28	22	20
L취미세	プリンタ機能あり	35. 5		22	
上記以外	プリンタ機能なし		24		19

- 備考) 1 「プリンタ機能標準装備型」とは、パソコンの出力プリンタとして動作する機能が標準 装備として付加され、製品として切り離すことのできないものをいう。
  - 2 「上記以外」とは、拡張機能としてパソコンの出力プリンタとして動作する機能を付加 できるもの及びパソコンの出力プリンタとして動作することができないものをいう。
  - 3 「A3 対応機」,「B4 対応機」,「A4 対応機」とは,次による。

A3 対応機:最大印刷領域の各辺がそれぞれ 287mm, 409mm 以上のもの

B4 対応機:最大印刷領域の各辺がそれぞれ 250mm, 353mm 以上のもの

A4 対応機:最大印刷領域の各辺がそれぞれ 204mm, 288mm 以上のもの

4 エネルギー消費効率の算定方法については次式による。

 $E = (A + 7 \times B) / 8$ 

- A:機械立ち上げ時の1時間における消費電力量(Wh)
  - ・ 電源の投入後, 印刷速度はデフォルトで, テストチャートを使用して 1 版目を 製版し, ①の条件で印刷を行う。印刷終了後直ちに同じ条件で 2 版目の製版を 開始し, ①の条件で印刷を行う。その後その状態で放置するものとする。
  - 電源投入後速度変更はしない。
- B:通常時の1時間における消費電力量 (Wh)
  - Aの測定終了後1版目を製版し、①の条件で印刷を行う。印刷終了後直ちに同

じ条件で2版目の製版を開始し、①の条件で印刷を行う。その後その状態で放置するものとする。

## A, Bの測定条件

① 1版当たりの印刷枚数 200枚/版

② 1時間の製版枚数 2版/時

③ 1時間の印刷枚数 400枚/時

④ 印刷速度 工場出荷時に設定された電源投入時の速度

⑤ テストチャート A4, 画像面積比率 4~7%

⑥ 標準印刷用紙 64g/m<sup>2</sup>の上質紙

⑦ 測定時の環境条件 温度:21±3℃/湿度:65±10%

測定前に12時間以上放置

® プリンタ機能非作動時の測定の場合,放置時におけるオートシャットオフモード又は低電力モードへの移行を認める。

- ⑨ 低電力モード及びオートシャットオフモードへの移行時間は5分にセットする。ただし、出荷後、変更することができない構造の機械については既定値を用いる。
- ⑩ プリンタ機能作動時の測定の場合,オートシャットオフモード機能を作動させてはならない,また,放置時における低電力モードへの移行を認める。

# 5-3-3 掛時計

①掛時計	【環境物品等の判断基準】	【調達目標】
	○次のいずれかの要件を満たすこと。	100%
	①太陽電池及び小形充電式電池(二次電池)を有し、一次	
	電池を使用せず作動するものであること。	
	②太陽電池及び一次電池が使用される場合には,通常の使	
	用状態で一次電池が5年以上使用できるものであるこ	
	と。	
	③一次電池のみで使用される場合には、電池が5年以上使	
	用できるものであること。	

- 備考) 1 本項の判断基準の対象とする「掛時計」は、通常の執務室・会議室等において使用する 壁掛型の時計とし、講堂等において使用する大型のもの等は除く。
  - 2 「通常の使用状態」とは、室内の開放された壁、柱等に掛けられて使用されている状態をいう。
  - 3 判断基準③における一次電池の電池寿命の求め方は JIS B 7026 による。
  - 4 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しく は一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を 再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。

# 5-3-4 電子式卓上計算機

18電子式卓上計算	【環境物品等の判断基準】	【調達目標】
機	①使用電力の50%以上が太陽電池から供給されること。	100%
	②再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用され	
	ていること。	

- 備考) 1 本項の判断基準の対象とする「電子式卓上計算機」は、通常の行政事務の用に供するものとする。
  - 2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しく は一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を 再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。

# 5-3-5 電池

⑩一次電池又は小	【環境物品等の判断基準】	【調達目標】
形充電式電池	○次のいずれかの要件を満たすこと。	100%
	①一次電池にあっては、表に示された負荷抵抗の区分ごと	
	の最小平均持続時間を下回らないこと。	
	②小形充電式電池(二次電池)であること。	

- 備考) 1 本項の判断基準の対象とする「一次電池又は小形充電式電池」は、我が国における形状の通称「単1形」「単2形」「単3形」又は「単4形」とする。
  - 2 「最小平均持続時間」は JIS C 8515 に規定する放電試験条件に準拠して測定するものとする。 JIS C 8515 で規定されるアルカリ乾電池に適合する一次電池は、本基準を満たす。

### 表 一次電池に係る最小平均持続時間

エノル の ソマイル		最小平均持続時間		
形状の通称 (寸法:高さ・直径)	負荷抵抗 (Ω)	初度	12 か月貯蔵後及び 使用推奨期限	
	1.5	520 分	465 分	
単1形	600mA(放電電流)	11 時間	9.9 時間	
(61.5mm·34.2mm)	10	85 時間	76 時間	
	2. 2	16 時間	14 時間	
	3.9(携帯電灯条件)	800 分	720 分	
単2形	400mA(放電電流)	8.0 時間	7.2 時間	
(50. 0mm·26. 2mm)	20	80 時間	72 時間	
(50. 0111111 20. 2111111)	3.9(モーター使用 機器・玩具)	14 時間	12 時間	
	43	60 時間	54 時間	
	3. 9	5.0 時間	4.5 時間	
	100mA(放電電流)	15 時間	13.5 時間	
単3形	250mA(放電電流)	5.0 時間	4.5 時間	
(50. 5mm·14. 5mm)	1000mA(放電電流)	220 回	195 回	
(50. 5111111 14. 5111111)	1,500mW 650mW	40 回	36 回	
	24	33 時間	29 時間	
	3. 3	190分	170分	
	5.1(携帯電灯条件)	130分	115 分	
	24	14.5 時間	13.0 時間	
単4形	5.1(モーター使用 機器・玩具)	2.0 時間	1.8時間	
(44.5mm·10.5mm)	75	44 時間	39 時間	
	600mA(放電電流)	170 回	150 回	
	100mA(放電電流)	7.0 時間	6.3 時間	

### 6 移動電話

- (1) 対象品目
  - ① 携帯電話
  - ② PHS
  - ③ スマートフォン

#### (2) 環境物品等の判断基準等

# ① 携帯電話 【調達目標】 【環境物品等の判断基準】 100% ①携帯電話又はPHSにあっては、ア又はイのいずれかの要件 ② PHS を満たすこと。 ア. 搭載機器・機能の簡素化がなされていること。 ③ スマートフォ イ.機器本体を交換せずに、端末に搭載するアプリケーシ ョンのバージョンアップが可能となる取組がなされて いること。 ②分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用の ための設計上の工夫がなされていることなど、表に掲げる 評価基準に示された環境配慮設計がなされていること。環 境配慮設計の実施状況については、その内容がウエブサイ トをはじめ環境報告書等により公表され, 容易に確認でき ること。 ③使用済製品の回収及びマテリアルリサイクルのシステム があること。回収及びマテリアルリサイクルのシステムに ついては, 取組効果の数値が製造事業者, 通信事業者又は 販売事業者等のウエブサイトをはじめ環境報告書等によ り公表され、容易に確認できること。 ④回収した製品の部品の再使用又は再生利用できない部分 については、製造事業者、通信事業者又は販売事業者にお いて適正処理されるシステムがあること。 ⑤バッテリー等の消耗品について, 製造事業者, 通信事業者 又は販売事業者において修理するシステム, 及び更新する ための部品を保管するシステムがあること(製品製造終了 後6年以上保有)。 ⑥特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当 該化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認で

備考) 1 本項の判断基準の対象とする「携帯電話」とは、携帯用に搭載される移動局電話装置で 携帯電話無線基地局に接続されるものであって、通常の行政事務の用に供するものをいう。

きること。

- 2 本項の判断基準の対象とする「PHS」とは、携帯用に搭載される移動局電話装置で公衆用 PHS 基地局に接続されるものであって、通常の行政事務の用に供するものをいう。
- 3 本項の判断基準の対象とする「スマートフォン」とは、携帯電話又は PHS に携帯情報端末を融合させたもので、音声通話機能・ウエブ閲覧機能を有し、利用者が自由にアプリケーションソフトを追加して機能拡張等が可能な端末をいう。
- 4 「搭載機器・機能の簡素化」とは、可能な限り通話及びメール機能等に限定することとする。

- 5 判断基準②については、表の評価項目ごとに評価基準に示された環境配慮設計がなされていることを指す。
- 6 判断基準③の「回収及びマテリアルリサイクルのシステムがあること」とは、次の要件 を満たすことをいう。

回収のシステムについては、次の要件ア, イ及びウを満たすこと。

- ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品等を回収(自ら回収し,又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。) するルート(販売店における回収ルート,使用者の要請に応じた回収等)を構築していること。
- イ.回収が適切に行われるよう、製品本体に製品名及び事業者名(ブランド名なども可) が廃棄時に見やすく記載されていること。
- ウ. 製品の包装,同梱される印刷物,製品本体の取扱説明書又はウエブサイトのいずれかでユーザに対し使用済製品等の回収に関する具体的な情報(回収方法,回収窓口等)の提供がなされていること。

マテリアルリサイクルのシステムについては、次の要件工及びオを満たすこと。

- エ. 金属やプラスチック等を材料としてリサイクルするための取組がなされていること。
- オ. 部品の素材情報については、廃棄時に分別が容易なよう可能な限り記載されていること。
- 7 判断の基準⑤の「製品製造終了後6年以上保有」については、スマートフォンにあっては、当該基準を満たす製品が市場に十分供給されるまでの期間は、「製品製造終了後3年以上保有」とする。なお、当該期間については、市場動向を勘案しつつ、検討を実施することとする。また、通信システムの切替等にともない、当該機器が継続的に使用できない場合には適用しないものとする。
- 8 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。
- 9 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950:2008(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の附属書Aの表 A.1 (特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値)に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950:2008 に準ずるものとする。
- 10 「希少金属類」とは、昭和59年8月の通商産業省鉱業審議会レアメタル総合対策特別小委員会において特定された31鉱種(希土類は17元素を1鉱種として考慮)の金属をいう。
- 11 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。
- 12 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。
  - ア. 調達に当たって、使用目的・業務内容を十分勘案し、必要な機器・機能を要件とする こと。
  - イ. マニュアルや充電器等の付属品については必要最小限とするような契約の方法を検討 すること。
  - ウ. 物品の調達時に取扱説明書等に記載されている配慮事項を確認し、配慮すること。
  - エ. 移動電話等端末の更新等により端末を処分するに当たっては、回収システムを利用した適切な処理を行うこと。

# 表 移動電話等に係る環境配慮設計項目

目 的	評価項目	評 価 基 準
	製品等の省資源化(小型化, 軽量化)	製品の容積や質量を、削減抑制していること。
リデュース配慮設計	製品の省電力化	製品の消費電力を抑制していること。また, 低消費電力技術等の開発に取り組んでいること。
	製品の長寿命化	製品の信頼性,耐久性が維持又は向上していること。
リユース配慮設計	共有化設計	充電器等について, リユースが容易な設計に なっていること。
リエー クロ 恵 成 司	分離・分解しやすい設計	リユースのための分離・分解が容易であること。
	リサイクル時の環境負荷低 減	希少な材料を含む部品や鉄,銅,アルミニウム等汎用金属類の種類が把握できていること。 複合材料の使用やリサイクルを阻害する加
		工等を削減していること。
リサイクル配慮設計	分離・分解が容易な構造	再資源化原料として利用が可能な材料,部品にするための分離・分解が容易であること。 異種材料の分離が容易な構造であること。
		リサイクルのための分離・分解が容易である こと。
	分別の容易性	リサイクルのための材料, 部品等の材料判別が容易であること。 製品の筐体に使用するプラスチックの種類,
		グレードが可能な限り統一されていること。

### 7 家電製品

- (1) 対象品目
  - ①電気冷蔵庫
  - ②電気冷凍庫
  - ③電気冷凍冷蔵庫
  - ④テレビジョン受信機
  - ⑤電気便座
  - ⑥電子レンジ

### (2) 環境物品等の判断基準等

# 7-1 電気冷蔵庫等

-		V-1 - 3	
1	電気冷蔵庫	【環境物品等の判断基準】	【調達目標】
		①電気冷蔵庫及び電気冷凍冷蔵庫にあっては、エネルギー消	100%
2	電気冷凍庫	費効率が表に示された区分ごとの算定式を用いて算出し	
		た基準エネルギー消費効率に100/86を乗じて小数点以下	
		を切り捨てた数値を上回らないこと。	
(3)	電気冷凍冷蔵	②電気冷凍庫にあっては、エネルギー消費効率が表に示され	
	庫	た区分ごとの算定式を用いて算出した基準エネルギー消	
		費効率に100/90を乗じて小数点以下を切り捨てた数値を	
		上回らないこと。	
		③冷媒及び断熱材発泡剤にフロン類が使用されていないこ	
		٤.	
		- ④特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また,当	
		該化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認で	
		きること。	

- 備考) 1 次の①から④のいずれかに該当するものは、本項の判断基準の対象とする「電気冷蔵庫」「電気冷凍庫」及び「電気冷凍冷蔵庫」に含まれないものとする。
  - ①熱電素子を使用するもの
  - ②業務の用に供するために製造されたもの
  - ③吸収式のもの
  - ④ワイン貯蔵が主な用途であるもの

また、上記①から③のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電気冷凍庫」に含まれないものとする。

- 2 「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年 法律第64号)第2条第1項に定める物質をいう。
- 3 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。
- 4 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950:2008(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の附属書Aの表 A.1 (特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値)に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950:2008 に準ずるものとする。ただし、判断基準④については、電気冷凍庫には適用しない。
- 5 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しく

は一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を 再生利用したものをいう(ただし,原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。

6 調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化 学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

表 電気冷蔵庫,電気冷凍冷蔵庫及び電気冷凍庫に係る基準エネルギー消費効率算定式

		区分	基準エネルギー消費効率	
種 別		冷却方式	定格内容積	の算定式
<b>電气必能度</b> I	スフド	冷気自然対流方式のもの	_	$E_1 = 0.735 \times V_1 + 122$
電気冷蔵庫及び電気冷凍冷蔵庫		冷気強制循環法式のもの	375 リットル以下	$E_1 = 0.199 \times V_1 + 265$
		行列短前相象伝式のもの	375 リットル超	$E_1=0.281\times V_1+112$
電気冷凍庫		冷気自然対流方式のもの	_	$E_2 = 0.589 \times V_2 + 74$
		冷気強制循環法式のもの	_	$E_2=1.328\times V_2+80$

備考) 1  $E_1$ ,  $V_1$ 及び  $E_2$ ,  $V_2$ は, 次の数値を表すものとする。

E<sub>1</sub>: 基準エネルギー消費効率 (単位: kWh/年)

V<sub>1</sub>:調整内容積(各貯蔵室の定格内容積に調整内容積係数を乗じた数値の総和であって, 次に掲げる算定式により算出し,小数点以下を四捨五入した数値)(単位:L)

 $V_1 = \sum (Kc i \times V i) \quad (i=1, \dots, n)$ 

Kci: 調整内容積係数(次の表の左欄に掲げる貯蔵室の種類ごとに右欄に掲げる数値)

Vi: 定格内容積(次の表の左欄に掲げる貯蔵室の種類ごとの数値)(単位:L)

n:電気冷蔵庫及び電気冷凍冷蔵庫の貯蔵室数

貯蔵室の種類	調整内容積係数(Kci)
パントリー	0.38
セラー	0.62
冷蔵	1
チラー	1.1
ゼロスター	1. 19
ワンスター	1.48
ツースター	1.76
スリースター又はフォースター	2.05

E2: 基準エネルギー消費効率 (単位: kWh/年)

V<sub>2</sub>:調整内容積(各貯蔵室の定格内容積に調整内容積係数を乗じた数値の総和であって, 次に掲げる算定式により算出し,小数点以下を四捨五入した数値)(単位:L)

 $V_2 = \sum (Kc i \times V i) \quad (i=1, \dots, n)$ 

Kci: 調整内容積係数(次の表の左欄に掲げる貯蔵室の種類ごとに右欄に掲げる数値)

Vi: 定格内容積(次の表の左欄に掲げる貯蔵室の種類ごとの数値)(単位:L)

n:電気冷凍庫の貯蔵室数

貯蔵室の種類	調整内容積係数(Kci)
ワンスター	1. 48
ツースター	1. 76
スリースター又はフォースター	2. 05

2 電気冷蔵庫及び電気冷凍冷蔵庫のエネルギー消費効率の算定法については,エネルギー の使用の合理化等に関する法律に基づく経済産業省告示第38号(平成28年3月1日)の 「3エネルギー消費効率の測定方法(3)」による。

3 電気冷凍庫のエネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく経済産業省告示第39号(平成28年3月1日)の「3エネルギー消費効率の測定方法(3)」による。

### 7-2 テレビジョン受信機

④ テレビジョン受信機

#### 【環境物品等の判断基準】

- ①液晶パネルを有するテレビジョン受信機(以下「液晶テレビ」という。)又はプラズマディスプレイパネルを有するテレビジョン受信機(以下「プラズマテレビ」という。)にあっては、エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に100/198を乗じて小数点以下を切り捨てた数値を上回らないこと。
- ②リモコン待機時の消費電力が0.5W以下であること。
- ③特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当 該化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認で きること。
- 備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断基準の対象とする「テレビジョン受信機」 に含まれないものとする。
  - ①ブラウン管を有するテレビジョン受信機
  - ②産業用のもの
  - ③水平周波数が33.8キロヘルツを超えるブラウン管方式マルチスキャン対応のもの
  - ④ツーリスト向け仕様のもの
  - ⑤リアプロジェクション方式のもの
  - ⑥受信機型サイズが 10 型若しくは 10V 型以下のもの
  - ⑦ワイヤレス方式のもの
  - ⑧電子計算機用ディスプレイであってテレビジョン放送受信機能を有するもの
  - 2 判断基準②については、赤外線リモコンに適用することとし、「リモコン待機時の消費電力」とは、リモコンで電源を切った状態の消費電力をいう。
  - 3 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。
  - 4 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950:2008(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の附属書Aの表 A.1 (特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値)に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950:2008 に準ずるものとする。
  - 5 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう (ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。
  - 6 調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化 学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。
  - 7 判断基準①については、受信機型サイズが 39V 型以下のものは、平成 30 年度 1 年間は経過措置とし、この期間においては、表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に 100/149 を乗じて小数点以下を切り捨てた数値を上回らないことで環境物品等とみなすこととする。なお、経過措置については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。

【調達目標】

表 液晶テレビ又はプラズマテレビに係る基準エネルギー消費効率又は算定式

		区分		基準エネルギー消
画素数	受信機型サイズ	動画表示	付加機能	費効率又は算定式
			付加機能を有しないもの	E=59
			付加機能を1つ有するもの	E=71
		液晶ノーマル	付加機能を2つ有するもの	E=83
	1074年1十六年		付加機能を3つ有するもの	E=95
	19V型未満		付加機能を有しないもの	E=74
			付加機能を1つ有するもの	E=86
		液晶倍速	付加機能を2つ有するもの	E=98
			付加機能を3つ有するもの	E=110
			付加機能を有しないもの	$E=2.0 \times S+21$
		液晶ノーマル	付加機能を1つ有するもの	$E=2.0 \times S+33$
			付加機能を2つ有するもの	$E=2.0 \times S+45$
			付加機能を3つ有するもの	$E=2.0 \times S+57$
			付加機能を有しないもの	$E=2.0 \times S+36$
	19V型以上	   液晶倍速	付加機能を1つ有するもの	$E=2.0 \times S+48$
	32V型未満	似即行还	付加機能を2つ有するもの	$E=2.0 \times S+60$
FHD			付加機能を3つ有するもの	$E=2.0 \times S+72$
רווט			付加機能を有しないもの	$E=2.0 \times S+58$
		液晶4倍速又は	付加機能を1つ有するもの	E=2. $0 \times S + 70$
		プラズマ	付加機能を2つ有するもの	$E=2.0 \times S+82$
			付加機能を3つ有するもの	E=2. $0 \times S + 94$
			付加機能を有しないもの	E=6. $6 \times S - 126$
		液晶ノーマル	付加機能を1つ有するもの	E=6. $6 \times S - 114$
		TIX HE /	付加機能を2つ有するもの	E=6. $6 \times S - 102$
			付加機能を3つ有するもの	$E=6.6 \times S-90$
			付加機能を有しないもの	E=6. $6 \times S-111$
	32V型以上	   液晶倍速	付加機能を1つ有するもの	E=6. $6 \times S - 99$
	327至公工	以田口丞	付加機能を2つ有するもの	E=6. $6 \times S - 87$
			付加機能を3つ有するもの	E=6. $6 \times S - 75$
			付加機能を有しないもの	$E=6.6 \times S-89$
		液晶4倍速又は	付加機能を1つ有するもの	E=6. $6 \times S - 77$
		プラズマ	付加機能を2つ有するもの	E=6. $6 \times S - 65$
			付加機能を3つ有するもの	E=6. $6 \times S - 53$
			付加機能を有しないもの	E=44
		液晶ノーマル	付加機能を1つ有するもの	E=56
		TIX HE /	付加機能を2つ有するもの	E=68
	   19V型未満		付加機能を3つ有するもの	E=80
	101 至/八岡		付加機能を有しないもの	E=59
		液晶倍速	付加機能を1つ有するもの	E=71
		1以間112	付加機能を2つ有するもの	E=83
その他の			付加機能を3つ有するもの	E=95
もの			付加機能を有しないもの	E=2. $0 \times S+6$
		液晶ノーマル	付加機能を1つ有するもの	$E=2.0 \times S+18$
		TICHEZ 1/5	付加機能を2つ有するもの	$E=2.0 \times S+30$
	19V型以上		付加機能を3つ有するもの	E=2. $0 \times S+42$
	32V型未満		付加機能を有しないもの	E=2. $0 \times S + 21$
		液晶倍速 1	付加機能を1つ有するもの	E=2. $0 \times S + 33$
			付加機能を2つ有するもの	E=2. $0 \times S+45$
			付加機能を3つ有するもの	E=2. $0 \times S + 57$

		区 分		基準エネルギー消
画素数	受信機型サイズ	動画表示	付加機能	費効率又は算定式
			付加機能を有しないもの	E=2. $0 \times S + 43$
		液晶4倍速又は	付加機能を1つ有するもの	E=2. $0 \times S + 55$
		プラズマ	付加機能を2つ有するもの	E=2. $0 \times S + 67$
			付加機能を3つ有するもの	E=2. $0 \times S + 79$
			付加機能を有しないもの	E=6. $6 \times S - 141$
		海具 ノーフル	付加機能を1つ有するもの	E=6. $6 \times S - 129$
	32V型以上	液晶ノーマル	付加機能を2つ有するもの	E=6. $6 \times S - 117$
			付加機能を3つ有するもの	E=6. $6 \times S - 105$
		液晶倍速	付加機能を有しないもの	E=6.6×S-126
			付加機能を1つ有するもの	E=6. $6 \times S - 114$
	321至从上	似即行还	付加機能を2つ有するもの	E=6. $6 \times S - 102$
			付加機能を3つ有するもの	E=6. $6 \times S - 90$
			付加機能を有しないもの	E=6. $6 \times S - 104$
		液晶4倍速又は	付加機能を1つ有するもの	E=6. $6 \times S - 92$
		プラズマ	付加機能を2つ有するもの	E=6. $6 \times S - 80$
			付加機能を3つ有するもの	E=6.6×S-68

- 備考) 1 「FHD」とは、垂直方向の画素数が 1,080 以上、かつ、水平方向の画素数が 1,920 以上のものをいう。
  - 2 「受信機型サイズ」とは、駆動表示領域の対角寸法をセンチメートル単位で表した数値を 2.54で除して小数点以下を四捨五入した数値をいう。
  - 3 「動画表示」とは、次のものとする。

液晶ノーマル:液晶パネルを用い、1 秒間に 60 コマ以上 120 コマ未満の静止画を表示す

るもの

液晶倍速 : 液晶パネルを用い、1 秒間に 120 コマ以上 240 コマ未満の静止画を表示す

スもの

液晶 4 倍速 : 液晶パネルを用い、1 秒間に 240 コマ以上の静止画を表示するもの

プラズマ: プラズマディスプレイパネルを用い表示するもの

- 4 「付加機能」とは、ダブルデジタルチューナー、DVD (録画機能を有するものに限る。)、 磁気ディスク装置、ブルーレイディスクレコーダーをいう。
- 5 E及びSは次の数値を表すものとする。

E:基準エネルギー消費効率 (単位:kWh/年)

S:受信機型サイズ

6 エネルギー消費効率の算定方法については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく経済産業省告示第 24 号 (平成 22 年 2 月 18 日) の「2 エネルギー消費効率の測定方法 2-2」による。

### 7-3 電気便座

⑤ 電気便座	【環境物品等の判断基準】	【調達目標】
	○エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネ	100%
	ルギーを上回らないこと。	

- 備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断基準の対象とする「電気便座」に含まれないものとする。
  - ①他の給湯設備から温水の供給を受けるもの
  - ②温水洗浄装置のみのもの
  - ③可搬式のもののうち、福祉の用に供するもの
  - ④専ら鉄道車両において用いるためのもの
  - ⑤幼児用大便器において用いるためのもの
  - 2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しく は一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を 再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。

#### 表 電気便座に係る基準エネルギー消費効率

区	区分	
洗浄機能の有無	貯湯タンクの有無	基準エネルギー消費効率   
暖房便座 (洗浄機能無し)		141
泪·火洗洛. ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (	貯湯式 (貯湯タンク有り)	<u>175</u>
温水洗浄便座(洗浄機能有り)	瞬間式(貯湯タンク無し)	<u>97</u>

- 備考) 1 「暖房便座」とは、暖房用の便座のみを有するものをいう。
  - 2 「温水洗浄便座」とは、暖房便座に温水洗浄装置を組み込んだものいう。
  - 3 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に 基づく経済産業省告示第 288 号(平成 19 年 11 月 26 日)の「3エネルギー消費効率の測定 方法(2)」による。

# 7-4 電子レンジ

(C)	電子	120	33
6	电丁	$\vee$	/

#### 【環境物品等の判断基準】

- ①エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を上回らないこと。
- ②待機時消費電力が0.05W未満であること。
- ③特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また,当 該化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認で きること。

【調達目標】

100%

- 備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断基準の対象とする「電子レンジ」に含まれないものとする。
  - ①ガスオーブンを有するもの
  - ②業務の用に供するために製造されたもの
  - ③定格入力電圧が200ボルト専用のもの
  - ④庫内高さが135ミリメートル未満のもの
  - ⑤システムキッチンその他のものに組み込まれたもの
  - 2 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。
  - 3 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950:2008(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の附属書Aの表 A.1 (特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値)に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950:2008 に準ずるものとする。
  - 4 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しく は一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を 再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。
  - 5 調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化 学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

# 8 エアコンディショナ一等

- (1) 対象品目
  - ①エアコンディショナー
  - ②ガスヒートポンプ式冷暖房機
  - ③ストーブ
- (2) 環境物品等の判断基準等
- 8-1 エアコンディショナー

#### ①エアコンディ ショナー

#### 【環境物品等の判断基準】

- ①家庭用品品質表示法施行令別表第3号(七)のエアコンディショナーであって、直吹き形で壁掛け形のもの(マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別制御するものを除く。)のうち冷房能力が4.0kW以下のものについては、エネルギー消費効率が表1に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率に114/100を乗じて小数点以下1桁未満の端数を切り捨てた数値を下回らないこと。
- ②上記①以外の家庭用のエアコンディショナーについては、エネルギー消費効率が表2に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率に114/100を乗じて小数点以下1桁未満の端数を切り捨てた数値を下回らないこと。
- ③業務の用に供するエアコンディショナーについては、エネルギー消費効率が表3に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算定した基準エネルギー消費効率に88/100を乗じて小数点以下1桁未満の端数を切り捨てた数値を下回らないこと。
- ④冷媒に<u>使用される物質の地球温暖化係数は750以下である</u> こと
- ⑤特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また,当該化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できること。
- 備考) 1 次のいずれかに該当するものについては、本項の判断基準の対象とする「エアコンディショナー」に含まれないものとする。
  - ①冷房能力が 28kW (マルチタイプのものは 50.4kW) を超えるもの
  - ②ウィンド形・ウォール形及び冷房専用のもの
  - ③水冷式のもの
  - ④圧縮用電動機を有しない構造のもの
  - ⑤電気以外のエネルギーを暖房の熱源とする構造のもの
  - ⑥機械器具の性能維持若しくは飲食物の衛生管理を目的とするもの
  - ⑦専ら室外の空気を冷却して室内に送風する構造のもの
  - ⑧スポットエアコンディショナー
  - ⑨車両その他の輸送機関用に設計されたもの
  - ⑩高気密・高断熱住宅用ダクト空調システム
  - ⑪冷房のための熱を蓄える専用の蓄熱槽(暖房用を兼ねるものを含む。)を有する構造のもの

【調達目標】

- ②専用の太陽電池モジュールで発生した電力によって圧縮機,送風機その他主要構成機器を駆動する構造のもの
- (13)床暖房又は給湯の機能を有するもの
- (4)熱回収式マルチエアコン
- 2 「マルチタイプのもの」とは、1の室外機に2以上の室内機を接続するものをいう。
- 3 判断の基準④については、経済産業省関係フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に 関する法律施行規則(平成 27 年経済産業省令第 29 号)第 3 条に規定する家庭用エアコン ディショナー及び店舗・事務所用エアコンディショナーのうち、平成 27 年経済産業省告示 第 50 号(エアコンディショナーの製造業者等の判断の基準となるべき事項)により目標値 及び目標年度が定められる製品に適用するものとする。
- 4 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に 対する比を示す数値をいう。
- 5 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。
- 6 判断基準⑤については、ユニット型エアコンディショナー(パッケージ用のものを除く。)に適用することとし、特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950:2008(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の附属書Aの表 A.1 (特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値)に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950:2008 に準ずるものとする。
- 7 調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。
- 表1 家庭用品品質表示法施行令別表第3号(七)のエアコンディショナーであって直吹き形で壁掛け形のもの(マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別制御するものを除く。)のうち冷房能力が4.0kW以下のものに係る基準エネルギー消費効率

	区分	基準エネルギー	
冷房能力	室内機の寸法タイプ	消費効率	
2 01-W 17 12	寸法規定タイプ	5.8	
3. 2kW 以下	寸法フリータイプ	6.6	
3.2kW 超	寸法規定タイプ	4. 9	
4.0kW以下	寸法フリータイプ	6. 0	

- 備考) 1 「室内機の寸法タイプ」とは、室内機の横幅寸法800ミリメートル以下かつ高さ295ミリメートル以下の機種を寸法規定タイプとし、それ以外を寸法フリータイプとする。
  - 2 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく経済産業省告示第 213 号 (平成 21 年 6 月 22 日) の「3 エネルギー消費効率の測定方法 (2)」による。表 2 において同じ。

表 2 家庭用のエアコンディショナーに係る基準エネルギー消費効率

[	基準エネルギー	
ユニットの形態	冷房能力	消費効率
	4. 0kW 超 5. 0kW 以下	5. 5
直吹き形で壁掛け形のもの	5. 0kW 超 6. 3kW 以下	5. 0
	6. 3kW 超 28. 0kW 以下	4. 5
直吹き形で壁掛け形以外のもの(マ	3. 2kW 以下	5. 2
ルチタイプのもののうち室内機の	3. 2kW 超 4. 0kW 以下	4.8
運転を個別制御するものを除く。)	4. 0kW 超 28. 0kW 以下	4. 3
	4. 0kW 以下	5. 4
マルチタイプのものであって室内 機の運転を個別制御するもの	4. 0kW 超 7. 1kW 以下	5. 4
10人・ファード で 回から 日本 ション・ファー	7. 1kW 超 28. 0kW 以下	5. 4

### 表3 業務の用に供するエアコンディショナーに係る基準エネルギー消費効率

	基準エネルギー消費効率		
形態及び機能	室内機の種類	冷房能力	又は算定式
		3.6kW 未満	E=6.0
		3.6kW以上10.0kW未満	$E=6.0-0.083 \times (A-3.6)$
	四方向カセット形	10.0kW以上20.0kW未満	$E=6.0-0.12\times(A-10)$
複数組合せ形のもの		20.0kW以上28.0kW以下	E=5. 1-0. $060 \times (A-20)$
及び下記以外のもの		3.6kW 未満	E=5. 1
	四方向カセット形	3.6kW以上10.0kW未満	E=5. 1-0. $083 \times (A-3.6)$
	以外	10.0kW以上20.0kW未満	E=5. 1-0. $10 \times (A-10)$
		20.0kW以上28.0kW以下	$E=4.3-0.050 \times (A-20)$
マルチタイプのもの		10.0kW 未満	E=5. 7
で室内機の運転を個		10.0kW以上20.0kW未満	E=5. 7-0. $11 \times (A-10)$
別制御するもの		20.0kW以上40.0kW未満	E=5. 7-0. $065 \times (A-20)$
20 0 6 h和fulltut		40.0kW以上50.4kW以下	$E=4.8-0.040 \times (A-40)$
室内機が床置きでダ	   直吹き形	20.0kW 未満	E=4.9
全内機が水直さでク	世界で形	20.0kW以上28.0kW以下	E=4.9
びこれに類するもの	ダクト形	20.0kW 未満	E=4. 7
O CAUICAR 9 3 0 00	2 2 11/12	20.0kW以上28.0kW以下	E=4. 7

備考) 1 「ダクト接続形のもの」とは、吹き出し口にダクトを接続するものをいう。

2 E及びAは次の数値を表すものとする。

E:基準エネルギー消費効率 (単位:通年エネルギー消費効率)

A:冷房能力(単位:kW)

3 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく経済産業省告示第213号(平成21年6月22日)の「3エネルギー消費効率の測定方法(3)」による。

# 8-2 ガスヒートポンプ式冷暖房機

②ガスヒートポ	【環境物品等の判断基準】	【調達目標】
ンプ式冷暖房	①期間成績係数が1.07以上であること。	100%
機	②冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。	

- 備考) 1 本項の判断基準の対象とする「ガスヒートポンプ式冷暖房機」は, JIS B 8627 に規定されるもので, 定格冷房能力が, 7.1kW を超え 28kW 未満のものとする。
  - 2 期間成績係数については、JIS B 8627 に規定する方法により算出するものとする。
  - 3 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

### 8-3 ストーブ

③ストーブ	【環境物品等の判断基準】	【調達目標】
	○次のいずれかの要件を満たすこと。	100%
	①ガスストーブにあっては、エネルギー消費効率が表1に	
	示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回ら	
	ないこと。	
	②石油ストーブにあっては、エネルギー消費効率が表2に	
	示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定	
	式を用いて算出した基準エネルギー消費効率を下回ら	
	ないこと。	

- 備考) 1 本項の判断基準の対象とする「ストーブ」は、ガス又は灯油を燃料とするものに限り、 次のいずれかに該当するものは、これに含まれないものとする。
  - ①開放式のもの
  - ②ガス(都市ガスのうち 13A のガスグループ(ガス事業法施行規則(昭和 45 年通商産業省令第 97 号)第 25 条第 3 項のガスグループをいう。以下同じ。)に属するもの及び液化石油ガスを除く。)を燃料とするもの
  - ③半密閉式ガスストーブ
  - ④最大の燃料消費量が 4.0 L/h を超える構造の半密閉式石油ストーブ
  - ⑤最大の燃料消費量が 2.75L/h を超える構造の密閉式石油ストーブ
  - 2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。

表1 ガスストーブに係る基準エネルギー消費効率

Ī	区	分	基準エネルギー消費効率
	密閉式		82. 0

備考) エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第55号(平成18年3月29日)の「3エネルギー消費効率の測定方法」による。以下表2において同じ。

表 2 石油ストーブに係る基準エネルギー消費効率又はその算定式

	区分	基準エネルギー消費効率
給排気方式	伝熱方式	又はその算定式
密閉式	自然対流式	83. 5
省闭入	強制対流式	86.0
	放射式	69. 0
半密閉式	放射式以外のものであって最大の燃料消費 量が 1.5 L/h 以下のもの	67. 0
	放射式以外のものであって最大の燃料消費 量が 1.5 L/h を超えるもの	$E = -3.0 \times L + 71.5$

備考) E及びLは、次の数値を表す。

E:基準エネルギー消費効率(単位:%)

L:最大燃料消費量(単位:L/h)

### 9 温水器等

- (1) 対象品目
  - ①ヒートポンプ式電気給湯器
  - ②ガス温水機器
  - ③石油温水機器
  - ④ガス調理機器
- (2) 環境物品等の判断基準等

#### 9-1 電気給湯器

①ヒートポンプ	【環境物品等の判断基準】	【調達目標】
式電気給湯器	①家庭用ヒートポンプ式電気給湯器にあっては, エネルギー	100%
	消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費	
	効率を下回らないこと。	
	②業務用ヒートポンプ式電気給湯器にあっては,成績係数が	
	3.50以上であること。	
	③冷媒にフロン類が使用されていないこと。	

- 備考) 1 暖房の用に供することができるものは、本項の判断基準の対象とする「家庭用ヒートポンプ式電気給湯器」に含まれないものとする。
  - 2 業務用ヒートポンプ式電気給湯器の成績係数の算出方法は、次式による。

成績係数(COP) = 定格加熱能力/定格消費電力

定格加熱能力:ヒートポンプユニットが別表に規定された定格加熱条件で運転した 時に、循環する湯水に与えられる熱量。加熱ヒータにより同時に加

熱を行うシステムの場合は、その熱量も加えたものとする(単位:

kW)

定格消費電力:ヒートポンプユニットが別表に規定された定格加熱条件で運転した

時に、消費する電力の合計。加熱ヒータにより同時に加熱を行うシステムの場合は、その消費電力も加えたものとする(単位:kW)

#### 別表 定格加熱条件

7 T T T T T T T T T T T T T T T T T T T	
項目	定格加熱条件(単位:℃)
外気温度 (DB/WB)	16/12
給水温度	17
出湯温度	65

給水温度:ヒートポンプ式給湯器に供給される市水温度(単位:℃)

出湯温度:ヒートポンプユニットの出口温度(単位:℃)

- 3 「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年 法律第64号)第2条第1項に定める物質をいう。
- 4 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に 対する比を示す数値をいう。
- 5 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しく は一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を 再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。
- 6 判断基準③は、業務用ヒートポンプ式電気給湯器については適用しないものとする。ただし、冷媒にオゾン層を破壊する物質は使用されていないこととする。

表 家庭用ヒートポンプ式電気給湯器に係る基準エネルギー消費効率

想定世帯	貯湯容量	仕様	保温機能	貯湯缶数	基準エネルギー 消費効率
			+	一缶	2.8
		寒冷地仕様	有	多缶	2. 4
		以外のもの	無	一缶	3. 0
	240リットル未満		***	多缶	2.6
	240 グ グ 下/レ/八個		有	一缶	2. 3
		寒冷地仕様	(F)	多缶	2.0
		冬川地上水	無	一缶	2.6
			27/2	多缶	2. 3
			有	一缶	2.8
		寒冷地仕様	1.1	多缶	2.8
		以外のもの	無	一缶	3. 2
	240リットル以上		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	多缶	2.8
	320リットル未満		有	一缶	2. 3
		寒冷地仕様	1.1	多缶	2. 0
		べいはる日本は	無	一缶	2. 7
標準			,	多缶	2. 3
(4人世帯)			有	一缶	3. 3
	320リットル以上 550リットル未満	寒冷地仕様 以外のもの	1.4	多缶	2.8
			無	一缶	3. 2
			3///	多缶	2.8
		寒冷地仕様	有	一缶	2. 7
				多缶	2. 3
			無	一缶	2. 7
			,	多缶	2. 3
		寒冷地仕様	有	一缶	2. 9
				多缶	2. 5
		以外のもの	無	一缶	2. 9
	550リットル以上		,	多缶	2. 5
	000000171001		有	一缶	2. 4
		寒冷地仕様	1.1	多缶	2. 1
		<ul><li>ご・11・日 口   以</li></ul>	無	一缶	2. 5
				多缶	2.2
		寒冷地仕様	有		2. 4
少人数	_	以外のもの	無	_	2.8
(2人世帯)		寒冷地仕様	有		2. 0
			無		2. 4

備考) 1 「貯湯容量」とは、JIS C 9220 に規定する湯水を貯蔵できるタンクの容量をいう。

<sup>2 「</sup>寒冷地仕様」とは、JIS C 9220 に規定する冬の寒さが厳しい地域での使用を想定した 仕様をいう。

<sup>3 「</sup>保温機能」とは、ふろの湯を循環加温する機能をいう。

# 9-2 ガス温水機器

②ガス温水機器	【環境物品等の判断基準】	【調達目標】
	○エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネ	100%
	ルギー消費効率を下回らないこと。	

- 備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断基準の対象とする「ガス温水機器」に含まれないものとする。
  - ①貯蔵式湯沸器
  - ②業務の用に供するために製造されたもの
  - ③ガス(都市ガスのうち 13A のガスグループに属するもの及び液化石油ガスを除く。)を 燃料とするもの
  - ④浴室内に設置する構造のガスふろがまであって、不完全燃焼を防止する機能を有する もの
  - ⑤給排気口にダクトを接続する構造の密閉式ガスふろがま
  - 2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。

表 ガス温水機器に係る基準エネルギー消費効率

		区 分	}	基準エネルギー
ガス温水機器 の種別	通気方式	循環方式	給排気方式	消費効率
	自然通気式		開放式	83.5
ガス瞬間湯沸器	日然进入八		開放式以外のもの	78.0
カ ろ 瞬间	35年12年十		屋外式以外のもの	80.0
	強制通気式		屋外式	82. 0
			半密閉式又は密閉式(給排気部が 外壁を貫通する位置が半密閉式 と同程度の高さのもの)	75. 5
ガスふろがま(給 湯付のもの以外)	自然通気式	自然循環式	密閉式(給排気部が外壁を貫通する位置が半密閉式と同程度の高さのもの以外)	71.0
			屋外式	76.4
	強制通気式	自然循環式		70.8
		強制循環式		77. 0
ガスふろがま(給	自然通気式	自然循環式	半密閉式又は密閉式(給排気部が 外壁を貫通する位置が半密閉式 と同程度の高さのもの)	78. 0
			密閉式(給排気部が外壁を貫通する位置が半密閉式と同程度の高さのもの以外)	77. 0
湯付のもの)			屋外式	78. 9
		自然循環式		76. 1
	強制通気式	3分生1/45 7四 -15	屋外式以外のもの	78.8
	強制循 	強制循環式	屋外式	80. 4
ガス暖房機器(給湯付のもの以外)				83. 4
ガス暖房機器 (給 湯付のもの)				83. 0

備考) エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく 経済産業省告示第57号(平成18年3月29日)の「3エネルギー消費効率の測定方法」による。

### 9-3 石油温水機器

③石油温水機器	【環境物品等の判断基準】	【調達目標】
	○エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネ	100%
	ルギー消費効率を下回らないこと。	

- 備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断基準の対象とする「石油温水機器」に含まれないものとする。
  - ①ポット式バーナー付きふろがま
  - ②業務の用に供するために製造されたもの
  - ③薪材を燃焼させる構造を有するもの
  - ④ゲージ圧力 0.1MPa を超える温水ボイラー
  - 2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。

#### 表 石油温水機器に係る基準エネルギー消費効率

区分			
用途	加熱形態	給排気方式 又は制御方式	基準エネルギー消費効率
	瞬間形		86.0
給湯用のもの	貯湯式であって急速加熱形の もの		87. 0
	貯湯式であって急速加熱形以 外のもの		85. 0
		開放形	85. 3
		半密閉式	79. 4
		密閉式	82.1
暖房用のもの	貯湯式であって急速加熱形の もの	オンーオフ制御	87. 0
		オンーオフ制御以外 のもの	82.0
	貯湯式であって急速加熱形以 外のもの		84. 0
<u>※田のもの</u>	伝熱筒のあるもの		75.0
浴用のもの	伝熱筒のないもの		61.0

- 備考) 1 「給湯用のもの」とは、主として給湯用に供するものをいい、暖房用又は浴用に供するための機能が付随するものを含む。
  - 2 「暖房用のもの」とは、主として暖房用に供するものをいい、給湯用又は浴用に供するための機能が付随するものを含む。
  - 3 「浴用のもの」とは、主として浴用に供するものをいい、給湯用又は暖房用に供するため の機能が付随するものを含む。
  - 4 「急速加熱形のもの」とは、加熱時間 (JIS S3031 に規定する加熱速度の測定方法により 測定した時間をいう。) が 200 秒以内のものをいう。
  - 5 「伝熱筒」とは、貯湯部を貫通する煙道をいう。

- 6 「オンーオフ制御」とは、制御が点火又は消火に限り行われるものをいう。
- 7 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第58号(平成18年3月29日)の「3エネルギー消費効率の測定方法」による。

### 9-4 ガス調理機器

④ガス調理機器	【環境物品等の判断基準】	【調達目標】
(生) / / 明 生版的		【明建日馀】
	①こんろ部にあっては、エネルギー消費効率が表1に示さ	100%
	れた区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らない	
	こと。	
	②グリル部にあっては、エネルギー消費効率が表2に示さ	
	れた区分ごとの基準エネルギー消費効率の算定式を用	
	いて算定した基準エネルギー消費効率を上回らないこ	
	と。	
	③オーブン部にあっては、エネルギー消費効率が表3に示	
	された区分ごとの基準エネルギー消費効率の算定式を	
	用いて算定した基準エネルギー消費効率を上回らない	
	こと。	

- 備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断基準の対象とする「ガス調理機器」に含まれないものとする。
  - ①業務の用に供するために製造されたもの
  - ②ガス(都市ガスのうち 13A のガスグループに属するもの及び液化石油ガスを除く。)を 燃料とするもの
  - ③ガスグリル
  - ④ガスクッキングテーブル
  - ⑤ガス炊飯器
  - ⑥カセットこんろ
  - 2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。

#### 表1 ガス調理機器のこんろ部に係る基準エネルギー消費効率

	区	分		こんろ部
ガス調理機器の種別		設置形態	バーナーの数	基準エネルギー消費効率
ガスこんろ	卓上形			51.0
ガスこんろ	組込形			48.5
	卓上形	2 口以下	56. 3	
		3 口以上	52. 4	
ガスグリル付こんろ	組込形	2 口以下	53. 0	
		3 口以上	55. 6	
	キャビネ	ット形又は据置形		49. 7
ガスレンジ				48.4

- 備考)1 「ガスレンジ」とは、ガスオーブンとガスこんろを組み合わせたものをいう。
  - 2 「卓上形」とは、台の上に置いて使用するものをいう。
  - 3 「組込形」とは、壁又は台に組み込んで使用するものをいう。
  - 4 「キャビネット形」とは、専用のキャビネットの上に取り付けて使用するものをいう。
  - 5 「据置形」とは、台又は床面に据え置いて使用するものをいう。
  - 6 こんろ部のエネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関す

る法律に基づく経済産業省平成 18 年 3 月告示第 56 号の「3 エネルギー消費効率の測定方法(1)」による。

表 2 ガス調理機器のグリル部に係る基準エネルギー消費効率算定式

区	分	グリル部
燃焼方式	調理方式	基準エネルギー消費効率の算定式
片面焼き	水あり	E=25. 1Vg+123
月 囲焼さ	水なし	E=25. 1Vg+16. 4
両面焼き	水あり	E=12.5Vg+172
門田)光さ	水なし	E=12.5Vg+101

備考) 1 E及びVgは、次の数値を表すものとする。

E:グリル部基準エネルギー消費効率(単位:Wh)

Vg:庫内容積(単位:L)

- 2 「片面焼き」とは、食材の片側から加熱調理する方式のものをいう。
- 3 「両面焼き」とは、食材の両面から加熱調理する方式のものをいう。
- 4 「水あり」とは、グリル皿に水を張った状態で調理する方式のものをいう。
- 5 「水なし」とは、グリル皿に水を張らない状態で調理する方式のものをいう。
- 6 「庫内容積」とは、焼網面積にグリル皿底面から入口上部までの高さを乗じた数値を小 数点以下2桁で四捨五入した数値をいう。
- 7 グリル部のエネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく経済産業省平成18年3月告示第56号の「3エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。

#### 表3 ガス調理機器のオーブン部 (ガスオーブンを含む。) に係る基準エネルギー消費効率算定式

設置状態	オーブン部 基準エネルギー消費効率の算定式
卓上又は据置形	E=18.6Vo+306
組込形	E=18.6Vo+83.3

備考) 1 E及びVoは、次の数値を表すものとする。

E:オーブン部基準エネルギー消費効率(単位:Wh)

Vo:庫内容積(単位:L)

- 2 「卓上形」とは、台の上に置いて使用するものをいう。
- 3 「組込形」とは、壁又は台に組み込んで使用するものをいう。
- 4 「据置形」とは、台又は床面に据え置いて使用するものをいう。
- 5 「庫内容積」とは,庫内底面積に庫内高さを乗じた数値を小数点以下 2 桁で四捨五入し - た数値をいう。
- 6 オーブン部のエネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化等に 関する法律に基づく経済産業省平成 18 年 3 月告示第 56 号の「3エネルギー消費効率の測 定方法(2)」による。

# 10 照明

- (1) 対象品目
  - ①蛍光灯照明器具
  - ②LED 照明器具
  - ③LED を光源とした内照式表示灯
  - ④蛍光ランプ (大きさの区分40形直管蛍光ランプ)
  - ⑤電球形状のランプ

#### (2) 環境物品等の判断基準等

### 10-1 照明器具

①LED 照明器具	【環境物品等の判断基準】	【調達目標】
	①灯光器及び防犯灯を除くLED照明器具である場合は,次	100%
	<u>の要件を満たすこと。</u>	
	$\underline{\underline{r}}$ 固有エネルギー消費効率が表 $\underline{\underline{1}}$ に示された基準を満た	
	すこと。	
	イ 演色性は平均演色評価数Raが80以上であること。ただ	
	し、ダウンライト及び高天井器具の場合は、平均演色評価	
	数Raが70以上であること。	
	②灯光器及び防犯灯である場合は、次の要件を満たすこと。	
	<u>ア 固有エネルギー消費効率が表2に示された基準を満た</u>	
	<u>すこと。</u>	
	<u>イ 演色性は平均平均演色評価数Raが70以上であるこ</u>	
	<u>と。</u>   ③LEDモジュール寿命は40,000時間以上であること。	
	④特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当	
	該化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認でき	
	ること。	
	【環境物品等の判断基準】	【調達目標】
した内照式表	①定格寿命は30,000時間以上であること。	100%
示灯	②特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当	100 /0
	該化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認でき	
	ること。	

#### 備考)

- 1 本項の判断の基準の対象とする「LED 照明器具」とは、照明用白色 LED を用いた、つり下げ形、じか付け形、埋込み形及び壁付け形として使用する照明器具並びに投光器及び防犯灯とする。ただし、従来の蛍光ランプで使用されている口金と同一形状の口金を有する LED ランプを装着できる照明器具のうち、口金を経て LED ランプへ給電する構造を持つ照明器具については、当面の間、対象外とする。また、「誘導灯及び誘導標識の基準(平成 11 年消防庁告示第 2 号)」に定める誘導灯は、LED 照明器具には含まれないものとする。
- 2 本項の LED 照明器具の「LED 照明器具の固有エネルギー消費効率」とは、器具から出る全 光束を定格消費電力で割った値とする(定格消費電力は、器具外部に独立型電源装置を設 置する必要がある場合はその電源装置の定格消費電力とする。)。 なお、調光・調色機能付 器具の固有エネルギー消費効率については、最大消費電力時における全光束から算出され た値とする。
- 3 「平均演色評価数 Ra」の測定方法は,JIS C 7801(一般照明用光源の測光方法)及び JIS C 8152-2(照明用白色発光ダイオード(LED)の測光方法-第 2 部: LED モジュール及び LED

ライトエンジン) に規定する光源色及び演色評価数測定に準ずるものとする。

- 4 本項の LED 照明器具の「ダウンライト」とは、JIS Z 8113:1998「照明用語」に規定されるダウンライトをいう。
- <u>5</u> 本項のLED 照明器具の「高天井器具」とは、JIS Z 8113:1998「照明用語」に規定される 天井灯のうち、定格光東 11,0001m 以上のものをいう。
- <u>6 本項の LED 照明器具の「投光器」とは、JIS Z 8113:1998「照明用語」に規定される投光</u> 器をいう。
- 7 本項の LED 照明器具の「防犯灯」とは、道路等に設置し、犯罪の防止と安全通行の確保 等を図る観点から必要な照度を確保することを目的とした照明灯をいう。
- 8 本項の LED 照明器具の「LED モジュール寿命」とは、光源の初期の光束が 70%まで減衰するまでの時間とする。また、その測定方法は、JIS C 8152-3 (照明用白色発光ダイオード (LED) の測光方法-第3部:光束維持率の測定方法) に準ずるものとする。
- 9 LED 照明器具の全光束測定方法については、JIS C 8105-5:2011 (照明器具-第5部:配 光測定方法) に準ずるものとする。
- 10 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及び その化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエー テルをいう。
- 1 1 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950:2008 (電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の附属書Aの表 A.1 (特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値)に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950:2008 に準ずるものとする。
- 12 本項の「LED を光源とした内照式表示灯」とは、内蔵する LED 光源によって文字等を照らす表示板、案内板等とし、放熱等光源の保護に対応しているものとする。ただし、「誘導灯及び誘導標識の基準 (平成 11 年消防庁告示第 2 号)」に定める誘導灯は、内照式表示灯には含まれないものとする。
- 13 本項の LED を光源とした内照式表示灯の「定格寿命」とは、光源の初期の光束が 50% まで減衰するまでの時間とする。
- 14 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。
- 15 調達を行う各機関は、安全管理・品質管理が十分なされたものを、比較検討の上、選択するよう留意すること。
- 16 調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の 化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

#### 表 1 LED照明器具に係る固有エネルギー消費効率の基準(投光器及び防犯灯を除く)

光 源 色	固有エネルギー消費効率
昼 光 色	
昼 白 色	<u>120lm/W以上</u>
白 色	
温 白 色	95lm M/N F
電 球 色	<u>85lm/W以上</u>

備考) 1 「光源色」は,JIS Z 9112(蛍光ランプ・LED の光源色及び演色性による区分)に規定す

る光源色の区分に準ずるものとする。(表2において同じ。)。

- 2 昼光色,昼白色,白色,温白色及び電球色以外の光を発するものは,本項の「LED 照明器 具」に含まれないものとする。
- 3 ダウンライトのうち、器具埋込穴寸法が300mm以下であって、光源色が昼光色、昼白色及び白色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を951m/W以上、温白色及び電球色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を801m/W以上とする。
- 4 高天井器具のうち、光源色が昼光色、昼白色及び白色のものについては、固有エネルギー 消費効率の基準を 1301m/W 以上とする。

#### 表2 投光器及び防犯灯に係る固有エネルギー消費効率の基準

业 酒 各	固有エネルギー消費効率		
光 源 色	投光器	<u>防犯灯</u>	
<u> </u>			
<u> </u>	1051m/W以上	801m/W以上	
<u>白</u> 色			
温白色	901m/W以上	対象外	
電 球 色	901III/ W <i>P</i> /Y T.	<u>刈                                    </u>	

#### 10-2 ランプ

# 【調達目標】 ④蛍光ランプ 【環境物品等の判断基準】 ○次のいずれかの要件を満たすこと。 100% (大きさの区 ①高周波点灯専用形 (Hf) である場合は、次の基準を満た 分 40 形直管蛍 光ランプ) すこと。 ア. ランプ効率が 1001m/W 以上であること。 イ. 演色性は平均演色評価数 Ra が 80 以上であること。 ウ. 管径は25.5 (±1.2) mm以下であること。 エ. 水銀封入量は製品平均 5mg 以下であること。 オ. 定格寿命は10,000時間以上であること。 ②ラピッドスタート形又はスタータ形である場合は、次の 基準を満たすこと。 ア. ランプ効率が 851m/W 以上であること。 イ. 演色性は平均演色評価数 Ra が80 以上であること。 ウ. 管径は32.5 (±1.5) mm以下であること。 エ. 水銀封入量は製品平均 5mg 以下であること。 オ. 定格寿命は10,000時間以上であること。 【環境物品等の判断基準】 【調達目標】 ⑤電球形状のラ ンプ ○次のいずれかの要件を満たすこと。 100% ①電球形 LED ランプである場合は、次の基準を満たすこ と。 ア. ランプの種類及び形状が A 形であって、口金の種類 が E26 又は E17 の場合は、表 1 に示された光源色の区 分ごとの基準を満たすこと。 イ. 上記ア以外の場合は、ランプ効率が表2に示された 光源色の区分ごとの基準を満たすこと。ただし、ビー ム開きが90度未満の反射形タイプの場合は、ランプ 効率が 501m/W 以上であること。 ウ. 演色性は平均演色評価数 Ra が 70 以上であること。 エ. 定格寿命は 40,000 時間以上であること。ただし、 ビーム開きが 90 度未満の反射形タイプの場合は、 30,000 時間以上であること。 ②電球形蛍光ランプである場合は、次の基準を満たすこ ア. エネルギー消費効率が表3に示された区分ごとの基 準エネルギー消費効率を下回らないこと。 イ. 水銀封入量は製品平均 4mg 以下であること。 ウ. 定格寿命は6,000 時間以上であること。

- **備考**) 1 本項の判断の基準の対象とする「電球形 LED ランプ」又は「電球形蛍光ランプ」は、電球用のソケットにそのまま使用可能なランプとする。ただし、人感センサ、非常用照明(直流電源回路)等は除く。
  - 2 「平均演色評価数 Ra」の測定方法は、JIS C 7801 (一般照明用光源の測光方法) に規定する光源色及び演色評価数測定に準ずるものとする。
  - 3 「光源色」は、JIS Z 9112(蛍光ランプ・LED の光源色及び演色性による区分)に規定

する光源色の区分に準ずるものとする。

- 4 昼光色、昼白色、白色、温白色及び電球色以外の光を発するものは、本項の「蛍光ランプ」及び「電球形状のランプ」に含まれないものとする。
- 5 本項の「電球形 LED ランプ」とは、一般照明として使用する白色 LED 使用の電球形状のランプとする。
- 6本項の電球形 LED ランプの「ランプの種類及び形状が A 形」とは、JIS C 8158 (一般照明用電球形 LED ランプ (電源電圧 50V 超)) に規定する種類及び形状を表す記号が「A 形 (LDA)」であるものをいう。また、「口金の種類が E26 又は E17」とは、同 JIS の口金の種類を表す記号が「E26」又は「E17」であるものをいう。
- 7 本項の電球形 LED ランプの「定格寿命」とは、光源の初期の光束が 70%まで減衰するまでの時間とする。また、その測定方法は、JIS C 8152-3 (照明用白色発光ダイオード (LED) の測光方法-第3部:光束維持率の測定方法) に準ずるものとする。
- 8 本項の電球形蛍光ランプの「定格寿命」とは、ランプが点灯しなくなるまでの総点灯時間又は全光束が初期値の60%に下がるまでの総点灯時間のいずれか短いものとする。また、その測定方法は、JIS C 7620-2 (一般照明用電球形蛍光ランプー第2部:性能仕様)の定格寿命に準ずるものとする。
- 9 調達を行う各機関は、非常用照明器具用のランプを調達する場合、器具の適合条件を十分確認すること。

#### 表 1 A形 (E26又はE17口金) の電球形LEDランプに係るランプ効率の基準

<u>光 源 色</u>	<u>ランプ効率</u>
<u> 昼 光 色</u>	
<u>屋 白 色</u>	<u>110.0lm/W以上</u>
白 色	
<u>温 白 色</u>	00 Clm (M/1) L
電球色	98.6lm/W以上

#### 備考) 次のいずれかに該当する場合は、表2に示された光源色の区分ごとの基準を満たすこと。

- ①電源電圧 50V 以下のもの
- ②平均演色評価数 Ra が 90 以上のもの
- ③調光器対応機能付きのもの

#### 表2 電球型LEDランプに係るランプ効率の基準 (A形 (E26又はE17口金) 以外のもの)

光源色	ランプ効率		
昼 光 色			
昼 白 色	801m/W以上		
白 色			
温白色	701m/W以上		
電球色	101III/ W 1/5/		

備考) 調光・調色対応の電球形 LED ランプについては、表2の光源色別の区分のランプ効率の基準 から 51m/W を差し引いた値とする。なお、当該ランプのランプ効率については、最大消費電力時における全光束から算出された値とする。

表3 電球形蛍光ランプに係る基準エネルギー消費効率

	区	分	基準エネルギー
蛍光ランプの 大きさの区分	蛍光ランプの光源色	蛍光ランプの形状	消費効率
	電球色		60. 6
10	昼白色		58. 1
	昼光色		55. 0
15	電球色		67. 5
	昼白色		65. 0
	昼光色		60.8
25	電球色	蛍光ランプが露出しているもの	72. 4
		蛍光ランプが露出していないもの	69. 1
	昼白色	蛍光ランプが露出しているもの	69. 5
		蛍光ランプが露出していないもの	66. 4
	昼光色	蛍光ランプが露出しているもの	65. 2
		蛍光ランプが露出していないもの	62. 3

- 備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断基準の対象とする「電球形蛍光ランプ」には 含まれないものとする。
  - ①蛍光ランプに反射鏡を有する構造のもの
  - ②光束を調節する機能を有するもの
  - ③昼光色,昼白色,白色,温白色及び電球色以外の光を発するもの
  - ④鶏舎用に設計されたもの
  - ⑤蛍光ランプが分離できるもの
  - ⑥蛍光ランプを保護するためのグローブが透明なもの
  - 2 「蛍光ランプの大きさの区分」とは、JIS C 7620-2 に規定する大きさの区分をいう。
  - 3 エネルギー消費効率の算定法は、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第54号(平成22年3月19日)の「3エネルギー消費効率の測定方法」による。

# 11 自動車等

- (1) 対象品目
  - ①自動車 (一般公用車)
  - ②ITS対応車載器
  - ③タイヤ
  - ④2サイクルエンジン油
  - ⑤自動車整備

#### (2) 環境物品等の判断基準等

### 11-1 自動車

# ①自動車 【環境物品等の判断基準】

#### (一般公用車)

- ○新しい技術の活用等により従来の自動車と比較して著しく環境負荷の低減を実現した自動車であって,次に掲げる自動車であること。
  - ①電気自動車
  - ②天然ガス自動車
  - ③ハイブリッド自動車
  - ④プラグインハイブリッド自動車
  - ⑤燃料電池自動車
  - ⑥水素自動車
  - ⑦クリーンディーゼル自動車(乗車定員 10 人以下の乗用の用 に供する自動車(以下「乗用車」という。)に限る。以下同 じ。)
  - ⑧乗用車・小型バス
    - ア. ガソリン自動車

乗用車にあっては、表1に示された区分の排出ガス基準に適合し、表2に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車。乗車定員11人以上かつ車両総重量3.5t以下の乗用の用に供する自動車(以下「小型バス」という。)にあっては、表1に示された区分の排出ガス基準に適合し、表3に示された区分の燃費基準値を満たす自動車

イ. ディーゼル自動車

小型バスにあっては、表3に示された区分の燃費基準値を 満たす自動車

- ⑨小型貨物車
  - ア. ガソリン自動車

車両総重量3.5t以下の貨物自動車(以下「小型貨物車」という。)にあっては、表1に示された区分の排出ガス基準に適合し、表4に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車

イ. ディーゼル自動車

小型貨物車にあっては、表5に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車

- ⑩重量重
  - ア. 乗車定員11人以上かつ車両総重量3.5t超の乗用自動車に あっては、表6に示された区分ごとの燃費基準値を満たす 自動車

【調達目標】

100% (特殊な 車両を除 く)

※「特殊と支 用途が合にたななは を変えを適車がいるをがるをいるをある。

- イ. 車両総重量3.5t超の貨物自動車(けん引自動車を除く。 以下「トラック等」という。) にあっては、表7に示され た区分ごとの燃費基準値を満たす自動車
- ウ. 車両総重量3.5t超の貨物自動車(けん引自動車に限る。 以下「トラクタ」という。) にあっては、表8に示された 区分ごとの燃費基準値を満たす自動車

### ⑩LPガス車

- ア. 乗用車にあっては、表1に示された区分の排出ガス基準に適合し、表2に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車
- イ. 小型貨物車(車両総重量2.5t以下のものに限る。)にあっては、表1に示された区分の排出ガス基準に適合し、表9に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車
- 備考) 1 本項の判断基準の対象とする「自動車」は,道路運送車両法施行規則(昭和26年8月16日運輸省令第74号)第2条の普通自動車,小型自動車及び軽自動車(二輪自動車を除く。)とする。
  - 2 ハイブリッド自動車及びクリーンディーゼル自動車については、当該自動車の燃料種及び車種に対応する表の区分ごとの燃費基準値を満たさない場合は、本項の判断基準に適合しないものとする。
  - 3 「車両総重量」とは,道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下 同じ。
  - 4 一般公用車(通常の行政事務の用に供する乗用自動車(乗車定員 10 人以下のものに限る。) であって、普通自動車又は小型自動車であるものをいう。以下同じ。) にあっては、バイオエタノール混合ガソリン(E3, E10 及び ETBE) の供給体制が整備されている地域から、その積極的な利用に努めること。
  - <u>5 軽油を燃料として利用する自動車にあっては、バイオディーゼル燃料混合軽油(B5)の</u> 供給体制が整備されている地域から、その積極的な利用に努めること。

#### 表1 ガソリン自動車又はLPガス自動車に係る排出ガス基準

X	<u>分</u>	一酸化炭素	非メタン炭化水素	<u>窒素酸化物</u>
乗用車	<u>JC08モード</u>	1.15g/km以下	<u>0.013g/km以下</u>	<u>0.013g/km以下</u>
	WLTCモード	1.15g/km以下	<u>0.05g/km以下</u>	<u>0.025g/km以下</u>
<u>小型バス(1.7t以</u> 下)	JC08モード	<u>1.15g/km以下</u>	<u>0.025g/km以下</u>	<u>0.025g/km以下</u>
<u> 下)</u> 軽量貨物車	WLTCモード	<u>1.15g/km以下</u>	<u>0.05g/km以下</u>	<u>0.025g/km以下</u>
小型バス(1.7t超) 中量貨物車	JC08モード	<u>2.55g/km以下</u>	<u>0.025g/km以下</u>	<u>0.035g/km以下</u>
	WLTCモード	<u>2.55g/km以下</u>	<u>0.075g/km以下</u>	<u>0.035g/km以下</u>
軽貨物車	JC08モード	<u>4.02g/km以下</u>	<u>0.025g/km以下</u>	<u>0.025g/km以下</u>
	WLTCモード	<u>4.02g/km以下</u>	<u>0.05g/km以下</u>	<u>0.025g/km以下</u>

- 備考) 1 粒子状物質については、排出がないとみなされる程度であること。
  - 2 「軽量貨物車」とは、車両総重量 1.7t 以下の貨物自動車をいう。以下同じ。
  - 3 「中量貨物車」とは、車両総重量 1.7t 超 3.5t 以下の貨物自動車をいう。以下同じ。
  - 4 「軽貨物車」とは、貨物自動車のうち軽自動車であるものをいう。以下同じ。
  - 5 排出ガスの測定モードに即し JC08 モード又は WLTC モードのいずれかを満たすこと。

表2 ガソリン乗用車、ディーゼル乗用車又はLPガス乗用車に係るJC08モード燃費基準

区分	<u>燃費基準値</u>		
<u> </u>	<u>ガソリン</u>	<u>ディーゼル</u>	<u>LPガス</u>
車両重量が 741kg未満	24.6km/L以上	27.1km/L以上	19.2km/L以上
車両重量が 741kg以上 856kg未満	24.5km/L以上	27.0km/L以上	19.2km/L以上
車両重量が 856kg以上 971kg未満	23.7km/L以上	26.1km/L以上	18.5km/L以上
車両重量が 971kg以上1,081kg未満	23.4km/L以上	25.8km/L以上	18.3km/L以上
車両重量が1,081kg以上1,196kg未満	21.8km/L以上	24.0km/L以上	17.1km/L以上
<u>車両重量が1,196kg以上1,311kg未満</u>	20.3km/L以上	22.4km/L以上	15.9km/L以上
<u>車両重量が1,311kg以上1,421kg未満</u>	19.0km/L以上	20.9km/L以上	14.9km/L以上
車両重量が1,421kg以上1,531kg未満	17.6km/L以上	19.4km/L以上	13.8km/L以上
<u>車両重量が1,531kg以上1,651kg未満</u>	16.5km/L以上	18.2km/L以上	12.9km/L以上
車両重量が1,651kg以上1,761kg未満	15.4km/L以上	17.0km/L以上	12.1km/L以上
車両重量が1,761kg以上1,871kg未満	14.4km/L以上	15.9km/L以上	11.3km/L以上
<u>車両重量が1,871kg以上1,991kg未満</u>	13.5km/L以上	14.9km/L以上	10.6km/L以上
<u>車両重量が1,991kg以上2,101kg未満</u>	12.7km/L以上	14.0km/L以上	10.0km/L以上
車両重量が2,101kg以上2,271kg未満	11.9km/L以上	13.1km/L以上	9.3km/L以上
車両重量が2,271kg以上	10.6km/L以上	11.7km/L以上	8.3km/L以上

備考) 「車両重量」とは、道路運送車両の保安基準(昭和 26 年運輸省令第 67 号)第1条第6号 に規定する空車状態における車両の重量をいう。以下同じ。

表3 小型バス (車両総重量3.5t以下) に係るJC08モード燃費基準

区分	燃費基準値
ガソリンを燃料とする小型バス	8.5km/L以上
軽油を燃料とする小型バス	9.7km/L以上

## 表 4 ガソリン小型貨物車に係るJC08モード燃費基準

区分			<b>₩</b> 弗甘淮/古	
自動車の種別	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造	燃費基準値
軽貨物車	手 動 式	741kg未満	構造A	23.2km/L以上
		741kg以上		20.3km/L以上
	手動式以外のもの	741kg未満		20.9km/L以上
		741kg以上 856kg未満		19.6km/L以上
		856kg以上		18.9km/L以上
	手 動 式	741kg未満	構造B	18.2km/L以上
		741kg以上 856kg未満		18.0km/L以上
		856kg以上 971kg未満		17.2km/L以上
		971kg以上		16.4km/L以上

	T			1
		741kg未満		16.4km/L以上
	  手動式以外のもの	741kg以上 856kg未満		16.0km/L以上
	于到1人以2507 607	856kg以上 971kg未満		15.4km/L以上
		971kg以上		14.7km/L以上
	手 動 式	1,081kg未満		18.5km/L以上
	于勤以	1,081kg以上		17.1km/L以上
軽量貨物車		1,081kg未満		17.4km/L以上
	手動式以外のもの	1,081kg以上1,196kg未満		15.8km/L以上
		1,196kg以上		14.7km/L以上
	手 動 式			14.2km/L以上
	エ科士リカのもの	1,311kg未満	構造A	13.3km/L以上
	手動式以外のもの	1,311kg以上		12.7km/L以上
		1 0111 十沖	構造B1	11.9km/L以上
		1,311kg未満	構造B2	11.2km/L以上
		1 0111 101 1 4011 + 2#	構造B1	10.6km/L以上
		1,311kg以上1,421kg未満	構造B2	10.2km/L以上
	手 動 式	1,421kg以上1,531kg未満	構造B1	10.3km/L以上
			構造B2	9.9km/L以上
		1,531kg以上1,651kg未満	構造B1	10.0km/L以上
			構造B2	9.7km/L以上
		1,651kg以上1,761kg未満	構造B1	9.8km/L以上
			構造B2	9.3km/L以上
中量貨物車		1 7011 11 1.	構造B1	9.7km/L以上
		1,761kg以上	構造B2	8.9km/L以上
		1 0111 + >#:	構造B1	10.9km/L以上
		1,311kg未満	構造B2	10.5km/L以上
		1 0111 101 1 4011 + 2#	構造B1	9.8km/L以上
		1,311kg以上1,421kg未満	構造B2	9.7km/L以上
		4 4041 101 14 7041 102	構造B1	9.6km/L以上
	THEN HOLD	1,421kg以上1,531kg未満	構造B2	8.9km/L以上
	手動式以外のもの	1 5011 11 1 2511 1	構造B1	9.4km/L以上
		1,531kg以上1,651kg未満	構造B2	8.6km/L以上
		1,651kg以上	構造B2	7.9km/L以上
		1,651kg以上1,761kg未満		9.1km/L以上
		1,761kg以上1,871kg未満	構造B1	8.8km/L以上
		1,871kg以上	1	8.5km/L以上
	1	t .		

備考) 1 「構造 A」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する構造をいう。以下同じ。

- イ 最大積載量を車両総重量で除した値が 0.3 以下となるものであること。
- ロ 乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、当該車室と車体外と を固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。
- ハ 運転者室の前方に原動機を有するものであること。

- 2 「構造 B」とは、構造 A 以外の構造をいう。以下同じ。
- 3 「構造 B1」とは、構造 B のうち備考 1 口に掲げる要件に該当する構造をいう。以下同じ。
- 4 「構造 B2」とは、構造 B のうち構造 B1 以外の構造をいう。以下同じ。

表 5 ディーゼル小型貨物車に係る JC08 モード燃費基準

表 5 フィービル	<b>冰</b>			
自動車の種別	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造	燃費基準値
	手 動 式	741kg未満		25.5km/L以上
		741kg以上		22.3km/L以上
		741kg未満	構造A	23.0km/L以上
	手動式以外のもの	741kg以上 856kg未満		21.6km/L以上
		856kg以上	1	20.8km/L以上
		741kg未満		20.0km/L以上
軽貨物車	手 動 式	741kg以上 856kg未満		19.8km/L以上
	手動式	856kg以上 971kg未満		18.9km/L以上
		971kg以上	+#.\A:D	18.0km/L以上
		741kg未満	─ 構造B	18.0km/L以上
	手動式以外のもの	741kg以上 856kg未満		17.6km/L以上
	于到以从外的的	856kg以上 971kg未満		16.9km/L以上
		971kg以上		16.2km/L以上
	手 動 式	1,081kg未満		20.4km/L以上
	手動式	1,081kg以上		18.8km/L以上
軽量貨物車	手動式以外のもの	1,081kg未満		19.1km/L以上
		1,081kg以上1,196kg未満		17.4km/L以上
		1,196kg以上		16.2km/L以上
		1 4011 士洪	構造A又は構造B1	14.5km/L以上
		1,421kg未満	構造B2	14.3km/L以上
		1,421kg以上1,531kg未満	構造A又は構造B1	14.1km/L以上
			構造B2	12.9km/L以上
		1,531kg以上1,651kg未満	構造A又は構造B1	13.8km/L以上
			構造B2	12.6km/L以上
		   1,651kg以上1,761kg未満	構造A又は構造B1	13.6km/L以上
中量貨物車	手 動 式	1, OOTKgALI, TOTKg不何	構造B2	12.4km/L以上
下里貝彻里	一	  1,761kg以上1,871kg未満	構造A又は構造B1	13.3km/L以上
		1, 701Kg人工1, 071Kg人们	構造B2	12.0km/L以上
		   1,871kg以上1,991kg未満	構造A又は構造B1	12.8km/L以上
		1, U/1Kg/ヘユ-1, 331Kg/N側	構造B2	11.3km/L以上
		1,991kg以上2,101kg未満	構造A又は構造B1	12.3km/L以上
			構造B2	11.2km/L以上
		2, 101kg以上	構造A又は構造B1	11.7km/L以上
		2, 101Kg以上	構造B2	11.1km/L以上

		1 4911- 《丰港	構造A又は構造B1	13.1km/L以上
		1,421kg未満	構造B2	12.5km/L以上
		1 4011 DEL 1 5011 + H	構造A又は構造B1	12.8km/L以上
		1,421kg以上1,531kg未満	構造B2	11.8km/L以上
		1 5911	構造A又は構造B1	11.5km/L以上
		1,531kg以上1,651kg未満	構造B2	10.9km/L以上
		1,651kg以上1,761kg未満	構造A又は構造B1	11.3km/L以上
	工科士四月のよの		構造B2	10.6km/L以上
	手動式以外のもの	1,761kg以上1,871kg未満	構造A又は構造B1	11.0km/L以上
			構造B2	9.7km/L以上
		1,871kg以上1,991kg未満	構造A又は構造B1	10.8km/L以上
			構造B2	9.5km/L以上
		1,991kg以上2,101kg未満	構造A又は構造B1	10.3km/L以上
			構造B2	9.0km/L以上
		2, 101kg以上	構造A又は構造B1	9.4km/L以上
			構造B2	8.8km/L以上

#### 表 6 路線バス,一般バス (車両総重量3.5t超) に係る重量車モード燃費基準

区分	燃費基準値		
□ 万 □ □ □	路線バス	一般バス	
車両総重量が3.5t超 6t以下	6.97km/L以上	9.04km/L以上	
車両総重量が 6t超 8t以下		6.52km/L以上	
車両総重量が 8t超10t以下	6.30km/L以上	6.37km/L以上	
車両総重量が 10t超12t以下	5.77km/L以上	5.70km/L以上	
車両総重量が 12t超14t以下	5.14km/L以上	5.21km/L以上	
車両総重量が 14t超16t以下	4 991-m/I PI L	4.06km/L以上	
車両総重量が 16t超	4.23km/L以上	3.57km/L以上	

- 備考)1 「路線バス」とは,乗車定員 11 人以上かつ車両総重量 3.5t 超の乗用自動車であって, 高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自 動車をいう。
  - 2 「一般バス」とは,乗車定員 11 人以上かつ車両総重量 3.5t 超の乗用自動車であって, 路線バス以外の自動車をいう。

表7 トラック等(車両総重量3.5t超)に係る重量車モード燃費基準

区 分	最大積載量	燃費基準値
	最大積載量が1.5t以下	10.83km/L以上
車両総重量が3.5t超7.5t以下	最大積載量が1.5t超2t以下	10.35km/L以上
平岡松里里//-3.31起1.31以下	最大積載量が2t超3t以下	9.51km/L以上
	最大積載量が3t超	8.12km/L以上
車両総重量が7.5t超8t以下		7.24km/L以上
車両総重量が 8t超10t以下		6.52km/L以上
車両総重量が 10t超12t以下		6.00km/L以上
車両総重量が 12t超14t以下		5.69km/L以上
車両総重量が 14t超16t以下		4.97km/L以上
車両総重量が 16t超20t以下		4.15km/L以上
車両総重量が 20t超		4.04km/L以上

表8 トラクタ(車両総重量3.5t超のけん引自動車)に係る重量車モード燃費基準

区分	燃費基準値
車両総重量が20t以下のトラクタ	3.09km/L以上
車両総重量が20t超のトラクタ	2.01km/L以上

表9 LPガス乗用車に係る10・15モード燃費基準

区 分	燃費基準値
車両重量が 703kg未満	15.9km/L以上
車両重量が 703kg以上 828kg未満	14.1km/L以上
車両重量が 828kg以上1,016kg未満	13.5km/L以上
車両重量が1,016kg以上1,266kg未満	12.0km/L以上
車両重量が1,266kg以上1,516kg未満	9.8km/L以上
車両重量が1,516kg以上1,766kg未満	7.9km/L以上
車両重量が1,766kg以上2,016kg未満	6.7km/L以上
車両重量が2,016kg以上2,266kg未満	5.9km/L以上
車両重量が2,266kg以上	4.8km/L以上

表 10 LP ガス小型貨物車に係る 10・15 モード燃費基準

区 分					
自動車の種別	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造   燃費基準値		
		1.546	構造A	15.8km/L以上	
		703kg未満	構造B	13.3km/L以上	
	手 動 式	7001 [7] 0001 七进	構造A	14.1km/L以上	
		703kg以上 828kg未満	構造B	13.1km/L以上	
#又 √℃ #/m ===		828kg以上		12.1km/L以上	
軽貨物車		7001 士〉	構造A	14.8km/L以上	
		703kg未満	構造B	12.7km/L以上	
	手動式以外のもの	7021	構造A	12.9km/L以上	
		703kg以上 828kg未満	構造B	12.1km/L以上	
		828kg以上		11.7km/L以上	
	手動式	1,016kg未満		13.9km/L以上	
軽量貨物車	于勤八	1,016kg以上		12.3km/L以上	
<b>在</b> 里貝初中	手動式以外のもの	1,016kg未満		11.7km/L以上	
	于劉以以外のもの	1,016kg以上		10.8km/L以上	
		1 0001 土油	構造A	11.3km/L以上	
		1,266kg未満	構造B	9.6km/L以上	
中量貨物車(車 両総重量が2.5t 以下のものに限		1,266kg以上1,516kg未満		8.4km/L以上	
		1,516kg以上		7.3km/L以上	
る)		  1,266kg未満	構造A	9.8km/L以上	
	手動式以外のもの	1, 40088/个個	構造B	8.8km/L以上	
		1,266kg以上		8.1km/L以上	

## 11-2 ITS対応車載器

2	Ι	Τ	S	車載
2	器			

【環境物品等の判断基準】

- < E T C対応車載器>
- ○ノンストップ自動料金支払いシステム(ETC)に対応し、自動車に取り付け、有料道路の料金所に設置されたアンテナとの間で無線通信により車両や通行料金等に関する情報のやり取りを行う装置であること。

<カーナビゲーションシステム>

- ○走行中の自動車の運転者に対して,次に示す情報を,車載の 画面に表示あるいは音声により案内して,知らせる機能が搭載されていること。
  - ①走行中の自動車の現在位置・進行方向
  - ②周辺の道路交通状況に関する現在情報

【調達目標】 調達に努 める

#### 11-3 タイヤ

③タイヤ	【環境物品等の判断基準】 <乗用車用タイヤ> ①転がり抵抗係数が9.0以下であること。 ②スパイクタイヤでないこと。	【調達目標】 調達に努 める
	<自動車専用タイヤ更生> ○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①第一寿命を磨耗終了した自動車専用タイヤの台タイヤ (ケーシング)に、踏面部のゴムを張り替えて機能を復 元し、更生タイヤとして第二寿命における使用を可能に するものであること。 ②再生することなく再溝切り(リグルーブ)が可能である こと。	

#### 備考) <乗用車用タイヤ>

- 1 本項の判断基準の対象とする「乗用車用タイヤ」は、市販用のタイヤ(スタッドレスタイヤを除く。)であって、自動車の購入時に装着されているタイヤを規定するものではない。
- 2 「転がり抵抗係数」の試験方法は、JIS D 4234 による。
- 3 判断基準①については、EU規則「Wet Grip グレーディング試験法(案)」により測定されたウェットグリップ性能が 110 以上であるタイヤとする。
- 4 判断基準②は、スパイクタイヤ粉じんの発生を防止し、もって国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全するという「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」 (平成2年法律第55号)の趣旨を踏まえたものである。<自動車専用タイヤ更生>
- 5 本項の判断基準の「自動車専用タイヤ更生」において対象とするタイヤは、「小形トラック用タイヤ」「トラック及びバス用タイヤ」「産業車両用タイヤ」及び「建設車両用タイヤ」とする。
- 6 JIS K 6329 (更生タイヤ) に適合する更生タイヤは、判断基準①を満たす。

#### 11-4 エンジン油

④2サイクルエンジン油

【環境物品等の判断基準】

①生分解度が28日以内で60%以上であること。

②魚類による急性毒性試験の96時間 $LC_{50}$ 値が100mg/1以上であること

【調達目標】 調達に努

める

備考) 1 生分解度の試験方法は、次のいずれかの方法とする。ただし、これらの試験方法については、10-d window を適用しない。

※OECD (経済協力開発機構) 化学品テストガイドライン

- · 301B (CO, 発生試験)
- · 301C (修正 MITI(I)試験)
- · 301F (Manometric Respirometry 試験)

※ASTM (アメリカ材料試験協会)

- ・D5864 (潤滑油及び潤滑油成分の水環境中の好気的生分解度を決定する標準試験法)
- ・D6731 (密閉 respirometer 中の潤滑油,又は潤滑油成分の水環境中の好気的生分解 度を決定する標準試験法)
- 2 魚類の急性毒性試験方法は、次のいずれかの方法とする。

※JIS(日本工業規格)

- ·K 0102 (工場排水試験方法)
- ・K 0420-71 シリーズ (10, 20, 30)

(水質-淡水魚 [ゼブラフィッシュ (真骨類, コイ科)] に対する化学物質の急性毒性の測定-第1部:止水法,第2部:半止水法,第3部:流水法)

※OECD (経済協力開発機構)

・203 (魚類急性毒性試験)

なお、難水溶性の製品は、ASTM D6081(水環境中における潤滑油の毒性試験のための標準実施法: サンプル準備及び結果解釈) の方法などを参考に調製された WAF(水適応性画分)や WSF(水溶解性画分)を試料として使ってもよい。この場合、96 時間  $LL_{50}$  値が 100 mg/1 以上であること。

## 11-5 自動車整備

#### ⑤自動車整備

#### 【環境物品等の判断基準】

- ①自動車リサイクル部品(リユース部品(使用済自動車から取外され、品質確認及び清掃等を行い商品化された自動車部品をいう。)又はリビルド部品(使用済自動車から取り外され、磨耗又は劣化した構成部品を交換、再組み立て、品質確認及び清掃等を行い商品化された自動車部品をいう。)をいう。)が使用されていること。
- ②エンジン洗浄を実施する場合にあっては,以下の要件を満た すこと。
  - ア. 大気汚染物質(炭化水素及び一酸化炭素)がエンジン洗 浄実施前後において、20%以上削減されること。

なお、エンジン洗浄を実施すべき自動車の状態については、大気汚染物質の発散防止のために通常必要となる整備の実施後において、炭化水素測定器及び一酸化炭素測定器による炭化水素及び一酸化炭素の測定結果が、表の区分ごとの値を超える場合とする。

イ.エンジン洗浄の実施直後及び法定12ヶ月点検において判断基準の効果を確認し、通常必要となる整備が適切に実施されており、かつエンジン洗浄実施前の測定値から20%以上削減されていなかった場合、無償で再度エンジン洗浄を実施する等の補償を行う体制が確保されていること。

- 備考) 1 本項の判断基準①は、定期点検整備のほか、故障、事故等による自動車修理等を行うために、自動車整備事業者等に発注する役務であって、部品交換を伴うもの(消耗品の交換を除く。)を対象とする。
  - 2 本項における「自動車」とは、普通自動車、小型自動車及び軽自動車(ただし、二輪車 は除く。)をいう。
  - 3 部品の種類により、商品のないもの又は適時での入手が困難な場合においては、新品部品のみによる整備についても本項の集計の対象とする。
  - 4 本項の判断基準②の対象とする「エンジン洗浄」は、炭化水素測定器及び一酸化炭素測定器による測定を伴う定期点検整備等を行うため自動車整備事業者等に発注する役務であって、表の基準を超える場合に実施する自動車のエンジン燃焼室の洗浄により内部に蓄積されたカーボン・スラッジ等を取り除くものをいう。
  - 5 本項の判断基準②については、ガソリンを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車(2サイクル・エンジンを有するこれらのものを除く)を対象とする。
  - 6 本項の判断基準②アのエンジン洗浄を実施すべき排出ガスの基準は、大気汚染防止法に 基づく自動車排出ガスの量の許容限度(昭和49年1月21日環境庁告示第1号)による。
  - 7 エンジン洗浄を実施していない自動車整備事業者や自動車販売事業者からの当該作業の依頼については、対応を図る体制が確保されていること。

#### 表 エンジン洗浄を実施すべき排出ガスの基準

自動車の種類	一酸化炭素 (CO)	炭化水素(HC)
普通自動車, 小型自動車	1%	300ppm
軽自動車	2%	500ppm

【調達目標】 調達に努める

## 12 消火器

#### (1) 対象品目

①消火器

#### (2) 環境物品等の判断基準等

①消火器	【環境物品等の判断基準】 ①消火薬剤に、再生材料が重量比で40%以上使用されている こと。	【調達目標】
	②製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり,再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。	

- 備考) 1 本項の判断基準の対象とする「消火器」は、粉末(ABC)消火器(「消火器の技術上の規格を定める省令(昭和39年9月17日自治省令第27号)」による粉末消火器であって、A火災、B火災及び電気火災の全てに適用するものをいい、エアゾール式簡易消火具、船舶用消火器,航空用消火器は含まない。)とし、点検の際の消火薬剤の詰め替えも含むものとする。
  - 2 「回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

「回収システム」については、次のア及びイを満たすこと。

- ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に廃消火器を回収(自ら回収し,又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。)するルート(製造事業者,販売事業者における回収ルート,使用者の要請に応じた回収等)を構築していること。
- イ. 回収が適切に行われるよう、製品本体、カタログ又はウエブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報(回収方法、回収窓口等)が表示又は提供されていること。

- ウ. 回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。
- エ. 回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。

## 13 制服・作業服等

- (1) 対象品目
  - ①制服·作業服
  - ②帽子
  - ③靴

#### (2) 環境物品等の判断基準等

<ul><li>①制服・</li></ul>	・作業服	
------------------------	------	--

#### 【環境物品等の判断基準】

- ○使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。
  - ①再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が,裏生地を除く繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし,裏生地を除く繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は,再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が,繊維部分全体重量比で10%以上,かつ,裏生地を除くポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。
  - ②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
  - ③再生PET樹脂のうち,故繊維から得られるポリエステル繊維が,繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。
  - ④植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有量が10%以上であること。
  - ⑤植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が4%以上であること。さらに、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

## 【調達目標】

100%

## ②帽子 【環境物品等の判断基準】 【調達目標】 ○使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエ 100% ステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品 については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分 全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維 部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満 の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維 が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル 繊維重量比で50%以上使用されていること。 ②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分 全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使 用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムが あること。 ③再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊 維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されているこ ④植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が 確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用さ れていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率 が10%以上であること。 ⑤植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が 確認されたものが、繊維部分全体重量比で10%以上使用さ れていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率 が4%以上であること。さらに、製品使用後に回収及び再 使用又は再生利用のためのシステムがあること。 【調達目標】 ③靴 【環境物品等の判断基準】 ○甲部に使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち, 100% ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用し た製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が, 甲材の繊 維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただ し、甲材の繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維 重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリ エステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、 甲材のポリエステル繊維重量比で50%以上使用されてい ること。 ②再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊 維が、甲材の繊維部分全体重量比で10%以上使用されてい ること。 ③植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が 確認されたものが、甲材の繊維部分全体重量比で25%以 上使用されていること,かつ,バイオベース合成ポリマ 一含有率が10%以上であること。

備考) 1 「再生 PET 樹脂」とは、PET ボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。

2 「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量からボタン、ファスナ、ホック、縫糸等の付属品の重量を除いたものをいう。

なお、再生プラスチック(使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。))、植物を原料とする合成繊維又はプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものを使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維の重量、故繊維から得られるポリエステル繊維の重量又は植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものの重量」に含めてよい。

- 3 「故繊維」とは、使用済みの古着、古布及び織布工場や縫製工場の製造工程から発生する糸くず、裁断くず等をいう。
- 4 「故繊維から得られるポリエステル繊維」とは、故繊維を主原料とし、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルにより再生されたポリエステル繊維をいう。
- 5 「未利用繊維」とは,紡績時に発生する短繊維(リンター等)等を再生した繊維をいう。
- 6 「反毛繊維」とは、故繊維を綿状に分解し再生した繊維をいう。
- 7 「回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。

- ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収(自ら回収し,又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。)するルート(製造事業者,販売事業者における回収ルート,使用者の要請に応じた回収等)を構築していること。
- イ. 回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウエブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報(回収方法、回収窓口等)が表示又は 提供されていること。

- ウ.回収された製品を再使用,マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。
- エ. 回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。
- 8 「甲材」とは、JIS S 5050 (革靴) の付表 1 「各部の名称」のつま革、飾革、腰革、ベ ろ、一枚甲及びバックステーの部分に該当する部位材料をいう。
- 9 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境 負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
- 10 「バイオベース合成ポリマー含有率」とは、繊維部分全体重量に占める、植物を原料とする合成繊維に含まれる植物由来原料分の重量の割合をいう。
- 11 調達を行う各機関は、クリーニング等を行う場合には、次の事項に十分留意すること。
  - ア. クリーニングに係る判断基準(クリーニング参照)を満たす事業者を選択すること。
  - イ. JIS L 0217 (繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法) に基づく表示を 十分確認すること。

## 14 インテリア・寝装寝具

- (1) 対象品目
  - ① カーテン
  - ② 布製ブラインド
  - ③ 金属製ブラインド
  - ④ タフテッドカーペット
  - ⑤ タイルカーペット
  - ⑥ 織じゅうたん
  - ⑦ ニードルパンチカーペット
  - ⑧ 毛布
  - ⑨ ふとん
  - ⑩ ベッドフレーム
  - ① マットレス
- (2) 環境物品等の判断基準等

## 14-1 カーテン等

① カーテン

#### 【環境物品等の判断基準】

② 布製ブラインド

- ○使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。
  - ①再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が,繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし,繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は,再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が,繊維部分全体重量比で10%以上,かつ,ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。
  - ②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
  - ③再生PET樹脂のうち,故繊維から得られるポリエステル繊維が,繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。
  - ④植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。
  - ⑤植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が4%以上であること。さらに、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

【調達目標】

③ 金属製ブラ	【判断基準】	【調達目標】
インド	○日射反射率が表に示された数値以上であること。	100%

- 備考)1 「再生 PET 樹脂」とは、PET ボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。
  - 2 「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量からフック、ランナー、ブラケット、縫糸等の付属品の重量を除いたものをいう。

なお、再生プラスチック(使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)),植物を原料とする合成繊維又はプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものを使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維の重量、故繊維から得られるポリエステル繊維の重量又は植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものの重量」に含めてよい。

- 3 「故繊維」とは、使用済みの古着、古布及び織布工場や縫製工場の製造工程から発生する糸くず、裁断くず等をいう。
- 4 「故繊維から得られるポリエステル繊維」とは、故繊維を主原料とし、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルにより再生されたポリエステル繊維をいう。
- 5 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境 負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
- 6 「バイオベース合成ポリマー含有率」とは、繊維部分全体重量に占める、植物を原料と する合成繊維に含まれる植物由来原料分の重量の割合をいう。
- 7 「回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。

- ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収(自ら回収し,又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。)するルート(製造事業者,販売事業者における回収ルート,使用者の要請に応じた回収等)を構築していること。
- イ.回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウエブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報(回収方法、回収窓口等)が表示又は 提供されていること。

- ウ. 回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。
- エ. 回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。
- 8 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維(リンター等)等を再生した繊維をいう。
- 9 「反毛繊維」とは、故繊維を綿状に分解し再生した繊維をいう。
- 10 日射反射率の測定及び算出方法は、JIS R 3106、明度 L\*の測定及び算出方法は、JIS Z 8781-4 にそれぞれ準ずるものとする。
- 11 調達を行う各機関は、クリーニングを行う場合には、クリーニングに係る判断基準を満たす事業者を選択するよう十分留意すること。
- 12 判断基準⑤のバイオベース合成ポリマー含有率の基準の適用については、平成30年度の

1年間は経過措置を設けるものとし、この期間においては、当該基準を満たさない場合にあっても、環境物品等とみなすこととする。なお、経過措置については、市場動向等を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。

#### 表 日射反射率の基準

明度 L*値	日射反射率(%)
70.0 以下	40.0
70.0 超 80.0 以下	50.0
80.0 超	60.0

#### 14-2 カーペット

<ul><li>④ タフテッド カーペット</li><li>⑤ タイル カーペット</li><li>⑥ 織じゅうたん</li></ul>	【環境物品等の判断基準】 ○未利用繊維,故繊維から得られる繊維,再生プラスチック 及びその他の再生材料の合計重量が製品全体重量比で25% 以上使用されていること。	【調達目標】
⑦ ニードルパンチカーペット	【環境物品等の判断基準】 ○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①未利用繊維,故繊維から得られる繊維,再生プラスチック及びその他の再生材料の合計重量が製品全体重量比で25%以上使用されていること。 ②植物を原料とする合成繊維を使用した製品については,次のいずれかの要件を満たすこと。 ア. 植物を原料とする合成繊維又はプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが製品全体重量比で25%以上使用されていること,かつ,バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。 イ. 植物を原料とする合成繊維又はプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが,製品全体重量比で10%以上使用されていること,かつ,バイオベース合成ポリマー含有率が4%以上であること。さらに,製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。	【調達目標】

- 備考) 1 「製品全体重量」とは、繊維部分重量に樹脂部分及び無機質等を加えた製品全体の重量 をいう。
  - 2 「未利用繊維」とは,紡績時に発生する短繊維(リンター等)を再生した繊維をいう。
  - 3 「故繊維」とは、使用済みの古着、古布及び織布工場や縫製工場の製造工程から発生する糸くず、裁断くず等をいう。
  - 4 「故繊維から得られる繊維」とは、故繊維を主原料とし、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルにより再生された繊維をいう。
  - 5 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しく は一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を 再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。
  - 6 「再生材料」とは、使用された後に廃棄された製品の全部若しくは一部又は製品の製造 工程の廃棄ルートから発生する端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、 原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。
  - 7 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境 負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
  - 8 「バイオベース合成ポリマー含有率」とは、製品全体重量に占める、植物を原料とする合成繊維又はプラスチックに含まれる植物由来原料分の重量の割合をいう。
  - 9 「回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。

- ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収(自ら回収し,又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。)するルート(製造事業者,販売事業者における回収ルート,使用者の要請に応じた回収等)を構築していること。
- イ. 回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウエブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報(回収方法、回収窓口等)が表示又は提供されていること。

- ウ. 回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。
- エ. 回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。

## 14-3 毛布等

	•	Francisco en large
<b>⑧毛布</b>	【環境物品等の判断基準】	【調達目標】
	○使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエ	100%
	ステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要	
	件を満たすこと。	
	①再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分	
	全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維	
	部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満	
	の場合は,再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維	
	が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル	
	繊維重量比で50%以上使用されていること。	
	②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分	
	全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使	
	用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムが	
	あること。	
	③再生PET樹脂のうち, 故繊維から得られるポリエステル繊	
	維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されているこ	
	ار المراجع الم	
⑨ふとん	【環境物品等の判断基準】	【調達目標】
	○次のいずれかの要件を満たすこと。	100%
	①ふとん側地又は詰物に使用される繊維(天然繊維及び化	100 /0
	学繊維)のうち、ポリエステル繊維を使用した製品につ	
	いては、次のいずれかの要件を満たすこと。	
	ア. 再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、ふ	
	とん側地又は詰物の繊維部分全体重量比で 25%以上使	
	用されていること。ただし、ふとん側地又は詰物の繊	
	維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が 50%	
	未満の場合は、再生 PET 樹脂から得られるポリエステ	
	ル繊維が、ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量比	
	で 10%以上, かつ, ポリエステル繊維重量比で 50%以上	
	使用されていること。	
	イ. 再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が, ふ	
	とん側地又は詰物の繊維部分全体重量比で 10%以上使	
	用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使	
	用又は再生利用のためのシステムがあること。	
	- 一	
	フ・再生 PEI 倒脂のすら、畝椒稚から待られるホリエス テル繊維が、ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量	
	比で 10%以上使用されていること。	
	②使用済ふとんの詰物を適正に洗浄、殺菌等の処理を行い、	
	再使用した詰物が詰物の全体重量比で80%以上使用されていること	
	ていること。	

- 備考) 1 「再生 PET 樹脂」とは、PET ボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。
  - 2 「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量からボタン、ファスナ、ホック、縫糸等の付属品の重量を除いたものをいう。

なお、再生プラスチック(使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは 一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再 生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)) を使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維の重量又は故繊維から得られるポリエステル繊維の重量」に含めてよい。

- 3 「故繊維」とは、使用済みの古着、古布及び織布工場や縫製工場の製造工程から発生する糸くず、裁断くず等をいう。
- 4 「故繊維から得られるポリエステル繊維」とは、故繊維を主原料とし、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルにより再生されたポリエステル繊維をいう。
- 5 ふとんの判断基準の「詰物」とは、綿、羊毛、羽毛、合成繊維等のふとんに充てんされているものをいう。
- 6 「回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること」とは,次の要件を満たす ことをいう。

「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。

- ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収(自ら回収し,又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。)するルート(製造事業者,販売事業者における回収ルート,使用者の要請に応じた回収等)を構築していること。
- イ. 回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウエブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報(回収方法、回収窓口等)が表示又は 提供されていること。

- ウ. 回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。
- エ. 回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。
- 7 調達を行う各機関は、クリーニングを行う場合には、クリーニングに係る判断基準を満たす事業者を選択するよう十分留意すること。

#### 14-4 ベッド

## ⑩ベッド フレーム

#### 【環境物品等の判断基準】

- ○金属を除く主要材料が、プラスチックの場合は①、木質の場合は②、紙の場合は③の要件を満たすこと。また、主要材料以外の材料に木質が含まれる場合は②ア<u>、イ及びウ</u>、紙が含まれる場合は③イの要件をそれぞれ満たすこと。
  - ①再生プラスチックがプラスチック重量の10%以上使用されていること。
  - ②次の<u>エの</u>要件を満たす<u>とともに、使用している原料に応</u>じ、ア、イ及びウの要件を満たすこと。
    - ア. 間伐材, 合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること。
    - イ. 間伐材は、伐採に当たって、原木の生産された国又は 地域における森林に関する法令に照らして手続が適切 になされたものであること。
    - ウ. 上記ア以外の場合にあっては、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。
    - エ. 材料からのホルムアルデヒドの放散速度が、0.02mg/m<sup>2</sup>h以下又はこれと同等のものであること。
  - ③次の要件を満たすこと。
    - ア. 紙の原料は古紙パルプ配合率 50%以上であること。
    - イ. 紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。
    - ウ. 上記イについては、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプのうち、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。

【調達目標】

#### ①マットレス

#### 【環境物品等の判断基準】

【調達目標】

100%

- ①詰物に使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポ リエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した 製品については,次のいずれかの要件を満たすこと。
  - ア. 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部 分全体重量比で25%以上使用されていること。
  - イ. 再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル 繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されているこ
  - ウ. 植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が 確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用さ れていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が 10%以上であること。
- ②フェルトに使用される繊維は全て未利用繊維又は反毛繊維 であること。
- ③材料からの遊離ホルムアルデヒドの放出量は75ppm以下であ ること。
- ④ウレタンフォームの発泡剤にフロン類が使用されていない
- 備考) 1 医療用、介護用及び高度医療に用いるもの等特殊な用途のものについては、本項の判断 基準の対象とする「ベッドフレーム」に含まれないものとする。
  - 2 高度医療に用いるもの(手術台, ICU ベッド等)については, 本項の判断基準の対象とす る「マットレス」に含まれないものとする。
  - 「フロン類」とは,フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成 13 年 法律第64号)第2条第1項に定める物質をいう。
  - 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しく は一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を 再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。
  - 「再生 PET 樹脂」とは,PET ボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものを いう。
  - 「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量からボタン、ファスナ、ホック、縫糸等の付 属品の重量を除いたものをいう。

なお、再生プラスチック、植物を原料とする合成繊維又はプラスチックであって環境負 荷低減効果が確認されたものを使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維の重量, 故繊維から得られるポリエステル繊維の重 量又は植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものの重量」に 含めてよい。

- 「故繊維」とは、使用済みの古着、古布及び織布工場や縫製工場の製造工程から発生す る糸くず,裁断くず等をいう。
- 「故繊維から得られるポリエステル繊維」とは、故繊維を主原料とし、マテリアルリサ イクル又はケミカルリサイクルにより再生されたポリエステル繊維をいう。
- 放散速度が 0.02mg/m²h以下と同等のものとは、次によるものとする。
  - ア、対応した日本工業規格又は日本農林規格があり、当該規格にホルムアルデヒドの放散 量の基準が規定されている木質材料については、F☆☆☆の基準を満たしたもの。JIS S 1102 に適合する住宅用普通ベッドは、本基準を満たす。
  - イ. 上記 ア. 以外の木質材料については、JIS A 1460 の規定する方法等により測定した数 値が次の数値以下であるもの。

平均値	最大値
0.5mg/L	0.7mg/L

- 10 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境 負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
- 11 「バイオベース合成ポリマー含有率」とは、繊維部分全体重量に占める、植物を原料とする合成繊維に含まれる植物由来原料分の重量の割合をいう。
- 12 「フェルト」とは、綿状にした繊維材料をニードルパンチ加工によりシート状に成形したものをいう(ただし、熱可塑性素材又は接着剤による結合方法を併用したものを除く。)。
- 13 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維(リンター等)を再生した繊維をいう。
- 14 「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生した繊維をいう。
- 15 ベッドフレームに係る判断基準は、金属以外の主要材料としてプラスチック、木質又は 紙を使用している場合について定めたものであり、金属が主要材料であって、プラスチック、木質又は紙を使用していないものは、本項の判断基準の対象とする品目に含まれない ものとする。
- 16 ベッドフレーム及びマットレスを一体としてベッドを調達する場合については、それぞれの部分が上記の基準を満たすこと。
- 17 ベッドフレームに係る判断の基準②イについては、クリーンウッド法の対象物品に適用 することとする。
- 18 ベッドフレームに係る判断の基準③ウについては、クリーンウッド法の対象物品以外に あっては、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、 林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しないこととす る。
- 19 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている 森林からの産出に係る確認を行う場合には次による。
  - ア. クリーンウッド法の対象物品にあっては、木材関連事業者は、クリーンウッド法に則 するとともに、 林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のための ガイドライン(平成 18 年 2 月 15 日)」に準拠して行うものとする。また、木材関連事 業者以外にあっては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。
  - イ. クリーンウッド法の対象物品以外にあっては、上記ガイドラインに準拠して行うものとする。なお、都道府県等による森林、木材等の認証制度も合法性の確認に活用できるものとする。

ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が予め当該原料・製品等を特定し、毎年1回林野庁に報告を行うとともに、証明書に特定された原料・製品等であることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。なお、本ただし書きの設定期間については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。

## 15 作業手袋

#### (1) 対象品目

①作業手袋

## (2) 環境物品等の判断基準等

(2) 境項物品等の	判断基準寺	
①作業手袋	【環境物品等の判断基準】	【調達目標】
	○主要材料が繊維(天然繊維及び化学繊維)の場合は、次の	100%
	いずれかの要件を満たすこと。	
	①使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリ	
	エステル繊維を使用した製品については,再生PET樹脂か	
	ら得られるポリエステル繊維が、製品全体重量比(すべ	
	り止め塗布加工部分を除く。)で50%以上使用されている	
	こと。	
	②ポストコンシューマ材料からなる繊維が、製品全体重量	
	比(すべり止め塗布加工部分を除く。)で50%以上使用さ	
	れていること。	
	③未利用繊維が、製品全体重量比(すべり止め塗布加工部	
	<u>分を除く。)で50%以上使用されていること。</u>	
	④植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が	
	確認されたものが、製品全体重量比(すべり止め塗布加	
	工部分を除く。)で25%以上使用されていること,かつ,	
	バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。	

- 備考) 1 「再生 PET 樹脂」とは、PET ボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。
  - 2 「ポストコンシューマ材料」とは、製品として使用された後に、廃棄された材料又は製品をいう。
  - 3 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維(リンター等)等を再生した繊維をいう。
  - 4 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境 負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
  - <u>5</u> 「バイオベース合成ポリマー含有率」とは、製品全体重量に占める、植物を原料とする 合成繊維又はプラスチックに含まれる植物由来原料分の重量の割合をいう。
  - 6 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維(リンター等)等を再生した繊維をいう。
  - <u>7</u> 「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生した繊維をいう。

## 16 その他繊維製品

- (1) 対象品目
  - ①集会用テント
  - ②ブルーシート
  - ③防球ネット
  - ④旗
  - ⑤のぼり
  - 6幕
  - ⑦モップ

## (2) 環境物品等の判断基準等

## 16-1 テント・シート類

10-1 / 2	- <u>ノー</u> ト規	
①集会用テント	【環境物品等の判断基準】	【調達目標】
	○使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエ	100%
	ステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要	
	件を満たすこと。	
	①再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分	
	全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維	
	部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満	
	の場合は,再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維	
	が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル	
	繊維重量比で50%以上使用されていること。	
	②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分	
	全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使	
	用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムが	
	あること。	
	③再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊	
	維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されているこ	
	と。	
	④植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が	
	確認されたものが、製品全体重量比(すべり止め塗布加	
	工部分を除く。)で25%以上使用されていること、かつ、	
	バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。	
	5植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が	
	確認されたものが、繊維部分全体重量比で10%以上使用さ	
	れていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率	
	が4%以上であること。さらに、製品使用後に回収及び再	
	使用又は再生利用のためのシステムがあること。	
	及用人は行工作用のためのマステムがあること。	
②ブルーシート	【環境物品等の判断基準】	【調達目標】
	○使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエ	100%
	チレン繊維を使用した製品については、再生ポリエチレン	100/0
	繊維が繊維部分全体重量比で50%以上使用されていること。	

- 備考) 1 「再生 PET 樹脂」とは、PET ボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。
  - 2 「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量からポール、ファスナ、金属部品等の付属品

の重量を除いたものをいう。

なお、再生プラスチック(使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。))を使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生PET 樹脂から得られるポリエステル繊維の重量又は故繊維から得られるポリエステル繊維の重量」に含めてよい。

- 3 「故繊維」とは、使用済みの古着、古布及び織布工場や縫製工場の製造工程から発生する糸くず、裁断くず等をいう。
- 4 「故繊維から得られるポリエステル繊維」とは、故繊維を主原料とし、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルにより再生されたポリエステル繊維をいう。
- 5 「再生ポリエチレン」とは、使用された後に廃棄されたポリエチレン製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するポリエチレン端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。
- 6 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境 負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
- 7 「バイオベース合成ポリマー含有率」とは、繊維部分全体重量に占める、植物を原料と する合成繊維に含まれる植物由来原料分の重量の割合をいう。
- **8** 「回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。

- ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収(自ら回収し,又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。)するルート(製造事業者,販売事業者における回収ルート,使用者の要請に応じた回収等)を構築していること。
- イ.回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウエブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報(回収方法、回収窓口等)が表示又は 提供されていること。

- ウ. 回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。
- エ. 回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。

#### 16-2 防球ネット

#### ③防球ネット

#### 【環境物品等の判断基準】

- 【調達目標】
- ○使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維、ポリエチレン繊維、又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次の要件を満たすこと。
  - ①再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。
  - ②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
  - ③再生PET樹脂のうち,故繊維から得られるポリエステル繊維が,繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。
  - ④再生ポリエチレン繊維が、繊維部分全体重量比で50%以上 使用されていること。
  - ⑤植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。
- 備考) 1 「再生 PET 樹脂」とは、PET ボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。
  - 2 「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量から金属部品等の付属品の重量を除いたものをいう。

なお、再生プラスチック(使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。))、植物を原料とする合成繊維又はプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものを使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生PET 樹脂から得られるポリエステル繊維の重量、故繊維から得られるポリエステル繊維の重量又は植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものの重量」に含めてよい。

- 3 「故繊維」とは、使用済みの古着、古布及び織布工場や縫製工場の製造工程から発生する糸くず、裁断くず等をいう。
- 4 「故繊維から得られるポリエステル繊維」とは、故繊維を主原料とし、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルにより再生されたポリエステル繊維をいう。
- 5 「再生ポリエチレン」とは、使用された後に廃棄されたポリエチレン製品の全部若しく は一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するポリエチレン端材若しくは不良品を 再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。
- 6 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境 負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
- 7 「バイオベース合成ポリマー含有率」とは、繊維部分全体重量に占める、植物を原料と する合成繊維に含まれる植物由来原料分の重量の割合をいう。

8 「回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。

- ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収(自ら回収し,又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。)するルート(製造事業者,販売事業者における回収ルート,使用者の要請に応じた回収等)を構築していること。
- イ. 回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウエブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報(回収方法、回収窓口等)が表示又は提供されていること。

- ウ. 回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。
- エ. 回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。

## 16-3 旗・のぼり・幕類

#### 【環境物品等の判断基準】

# 【調達目標】

- ⑤のぼり
- ⑥幕

○使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。

- ①再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。
- ②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が,繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること,かつ,製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
- ③再生PET樹脂のうち,故繊維から得られるポリエステル繊維が,繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。
- ④植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。
- ⑤植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が4%以上であること。さらに、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
- 備考) 1 本項の判断基準の対象とする「幕」とは、横断幕又は懸垂幕をいう。
  - 2 「再生 PET 樹脂」とは,PET ボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。
  - 3 「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量から棹、金属部品等の付属品の重量を除いた ものをいう。

なお、再生プラスチック(使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)),植物を原料とする合成繊維又はプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものを使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生PET 樹脂から得られるポリエステル繊維の重量、故繊維から得られるポリエステル繊維の重量又は植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものの重量」に含めてよい。

- 4 「故繊維」とは、使用済みの古着、古布及び織布工場や縫製工場の製造工程から発生する糸くず、裁断くず等をいう。
- 5 「故繊維から得られるポリエステル繊維」とは、故繊維を主原料とし、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルにより再生されたポリエステル繊維をいう。
- 6 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境 負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
- 7 「バイオベース合成ポリマー含有率」とは、繊維部分全体重量に占める、植物を原料と

する合成繊維に含まれる植物由来原料分の重量の割合をいう。

8 「回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること」とは、次の要件を満たす ことをいう。

「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。

- ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収(自ら回収し,又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。)するルート(製造事業者,販売事業者における回収ルート,使用者の要請に応じた回収等)を構築していること。
- イ. 回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウエブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報(回収方法、回収窓口等)が表示又は提供されていること。

- ウ. 回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。
- エ. 回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。

## 16-4 モップ

<b>⑦</b> モップ	【環境物品等の判断基準】	【調達目標】
	○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①未利用繊維,リサイクル繊維及びその他の再生材料の合	100%
	計重量が繊維部分全体重量比で25%以上使用されている こと。 ②製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシス	
	テムがあること。	

備考) 1 「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量から柄、取っ手、金属部品等の付属品の重量 を除いたものをいう。

なお,再生プラスチックを使用した付属品の重量は,「繊維部分全体重量」及び「未利用 繊維,リサイクル繊維及びその他の再生材料の合計重量」に含めてよい。

- 2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。
- 3 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維(リンター等)を再生した繊維をいう。
- 4 「リサイクル繊維」とは、反毛繊維等使用された後に廃棄された製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生する端材若しくは不良品を再生利用した繊維をいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。
- 5 「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分 解し再生した繊維をいう。
- 6 「再生材料」とは、使用された後に廃棄された製品の全部若しくは一部又は製品の製造 工程の廃棄ルートから発生する端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、 原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。
- 7 「回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。

- ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収(自ら回収し,又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。)するルート(製造事業者,販売事業者における回収ルート,使用者の要請に応じた回収等)を構築していること。
- イ.回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウエブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報(回収方法、回収窓口等)が表示又は 提供されていること。

- ウ. 回収された製品を再使用すること。
- エ. 回収された製品のうち再使用できない部分は、マテリアルリサイクル、ケミカルリサイクル又はエネルギー回収すること。

## 17 設備

#### (1) 対象品目

- ①太陽光発電システム (公共・産業用)
- ②太陽熱利用システム (公共・産業用)
- ③燃料電池
- ④エネルギー管理システム
- ⑤生ゴミ処理機
- ⑥節水機器
- ⑦日射調整フィルム

#### (2) 環境物品等の判断基準等

①太陽光発電システム (公共・産業用)	【環境物品等の判断基準】 ①太陽電池モジュールのセル実効変換効率が表に示された区分ごとの基準変換効率を下回らないこと。 ②太陽電池モジュール及び周辺機器について、別表1に示された項目について、情報が開示され、ウエブサイト等により、容易に確認できること。 ③発電電力量等が確認できるものであること。 ④太陽電池モジュールの出力については、公称最大出力の80%以上を最低10年間維持できるように設計・製造されていること。 ⑤パワーコンディショナについては、定格負荷効率及び2分の1負荷時の部分負荷効率について、出荷時の効率の90%以上を5年以上の使用期間にわたり維持できるように設計・製造されていること。 ⑥太陽電池モジュールについては、エネルギーペイバックタイムが3年以内であること。 ⑦太陽電池モジュールについては、表2に掲げた環境配慮設計の事前評価が行われており、その内容が確認できること。	【調達目標】 調達に努める
②太陽熱利用シ ステム (公 共・産業用)	【環境物品等の判断基準】 ①日射量が20,930kJ/(㎡・日)かつ集熱媒体平均温度から気温を差し引いた値が10Kである時,集熱量が8,372 kJ/(㎡・日)以上であること。 ②集熱器及び周辺機器について,別表2に示された項目が,ウエブサイト等により容易に確認できること。	調達目標】調達に努める

- 備 1 本項の判断基準の対象とする「太陽光発電システム」は、商用電源の代替として、10kW 以上の太陽電 考) 池モジュールを使用した太陽光発電による電源供給ができる公共・産業用のシステムをいう。
  - 2 本項の判断基準の対象とする「太陽熱利用システム」は、給湯又は冷暖房用の熱エネルギーとして、 太陽エネルギーを利用した公共・産業用のシステムをいう。
  - 3 「太陽電池モジュールのセル実効変換効率」とは、JIS C 8960 において定められた実効変換効率を基 に、モジュール化後のセル実効変換効率をいい、次式により算出する。

セル実効変換効率=モジュールの公称最大出力/(太陽電池セルの合計面積×放射照度)

太陽電池セルの合計面積=1セルの全面積×1モジュールのセル数

放射照度=1000W/m²

1 セルの全面積には、セル内の非発電部を含む。ただし、シリコン薄膜系、化合物系のセル全面積には集積部を含まない。

- 4 「定格負荷効率」「部分負荷効率」は JIS C 8961 に準拠して算出するものとする。
- 5 「集熱効率」は JIS A 4112 に準拠して算出するものとする。
- 6 太陽電池モジュールの設計適格性確認及び形式認定については JIS C 8990 又は JIS C 8991 に準拠するものとする。
- 7 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。
  - ア. 発電量又は集熱量の適正な把握・管理のため、物品の調達時に確認した別表1又は2の設置報告項目の情報を、当該設備を廃棄するまで管理・保管すること。
  - イ. 調達にあたっては、発電又は集熱にかかる機器の設置条件・方法を十分勘案し、設置に当たっては 架台の部分が過剰に大きくなることを避けること。
  - ウ. 太陽光発電システムの導入にあたっては、太陽電池の特性を十分勘案した上で設置条件・方法を検討すること。なお、薄膜系太陽電池にあっては、設置事業者側に適切な設計体制が整っていること等、環境負荷低減効果を十分確認すること。
  - エ. 太陽熱利用システムの導入にあたっては、現在の使用熱エネルギー量を十分考慮した設計を行うこと。
  - オ. 調達にあたっては、設置事業者に設置要領の詳細の提出を求め、その内容を確認するとともに、当該設備の維持・管理に必要となる情報(製造事業者が有する情報を含む。) を、設置事業者を通じ 把握すること。

#### 表1 太陽電池モジュールのセル実効変換効率に係る基準

区分	基準変換効率
シリコン単結晶系太陽電池	16.0%
シリコン多結晶系太陽電池	15.0%
シリコン薄膜系太陽電池	8. 5%
化合物系太陽電池	12.0%

表2 太陽電池モジュールに係る環境配慮設計の事前評価方法等

<u>目 的</u>	評 価 項 目			
	<u>H H X H</u>	事前評価方法等		
減量化・共通化	減量化	<u>モジュールに使用する原材料を削減するため、質量を</u> 評価していること。		
	部品の削減	<u>モジュールに使用されている部品の点数・種類を評価</u> していること。		
	部品の共通化	<u>他機種と共通化している部品の割合を評価しているこ</u> と。		
再生資源の使用	再生資源の使用	モジュールに使用されている部品のうち、再生資源を 使用した部品の割合を評価していること。		
長期使用	耐久性の向上	モジュールの信頼性試験結果を評価していること。		
<u>文别使用</u>	耐汚染性の向上	モジュールの表面の耐汚染性を評価していること。		
撤去の容易性	撤去作業の容易性	使用済みモジュールの撤去が容易な構造となっている か(取外しに要する時間)を評価していること。		
再生資源等の活 用	リサイクル可能率の向上	モジュール全体質量のうち、リサイクル可能な部品や 材料の質量の比率を評価していること。		
	フレーム解体の容易性	分別処理のために、モジュールのフレームの解体が容 易な構造となっているか(取外しに要する時間)を評 価していること。		
	フレーム解体で取り外す			
	ネジの数量・種類の削減	ていること。		
	フレーム解体のための情 報提 <u>供</u>	フレームを取り外す際に、フレームの固定方法等の解体・分別に必要な情報を提供している又は提供する仕組みがあること。		
容易化	<u>端子箱解体の容易性</u>	端子ボックスのモジュールからの取外しが容易な構造 となっているか(取外しに要する時間)を評価してい ること。		
	端子箱解体で取り外すネ ジの数量・種類の削減	端子ボックスの取外し時に取り外すネジの数量・種類 を評価していること。		
	<u>端子箱解体のための情報</u> 提供	端子箱を取り外す際に、端子ボックスの固定方法等の 解体・分別に必要な情報を提供している又は提供する 仕組みがあること。		
環境保全性	環境負荷物質等の減量化	モジュールに含まれる環境負荷物質、適正処理・リサイクル処理に当たって負荷要因となる原材料の質量を 評価していること。		
情報の提供	使用、保守点検、安全性 に関する情報提供	使用上の注意、故障診断及びその措置、保守点検・修理、安全性等に関する情報を提供している又は提供する仕組みがあること。		
	<u>撤去、解体、適正処理・</u> <u>リサイクルに必要な情報</u> <u>提供</u>	撤去、解体、適正処理・リサイクルに必要な情報を提供している又は提供する仕組みがあること。		
	<u>ライフサイクルアセスメ</u> ントの実施	資源採取、製造段階、使用段階、撤去、解体、適正処理・リサイクルまでの一連のライフサイクルの各段階における環境負荷を定量的に評価していること。		

## 太陽光発電装置機器に係る情報開示項目

区分	項目	確認事項	
太陽電池モジュール	発電電力量の推定方法の 提示	年間の推定発電電力量	
	(基準状態)	算定条件(用いた日射量データ,太陽電池及びパワーコンディショナの損失等)	
		影の影響,日射条件(モジュールへの影のかかり方や日射条件と発電量の下がり方の対応について,具体的に記載)	
	基準状態での発電電力量 が得られない条件及び要 因	温度の影響(モジュールの温度と発電量の下がり方の対応について具体的に記載)	
		気候条件, 地理条件(気候条件や地理条件と発電量の対 応について具体的に記載)	
		その他(配線,受光面の汚れによる損失等,具体的に記載)	
周辺機器	パワーコンディショナ	形式,定格容量,出力電気方式,周波数,系統連結方式等	
	接続箱	形式 等	
	連系保護装置	可能となる設置方法	
	二次電池	使用の有無、(有の場合)回収・リサイクル方法	
保守点検・	保守点検	範囲, 内容	
修理の要件	修理	範囲, 内容	
モジュール 及び周辺機	廃棄	廃棄方法,廃棄時の注意事項 <u>(使用済製品が最終処分</u> <u>された際の適正処理に必要な情報等)</u> 等	
器	保証体制	保証履行期限 等	

## 太陽熱利用装置機器に係る情報開示項目

区分		ス		
		АН	年間の推定集熱量	
集熱器	集熱量の推定方法の提示		算定条件(用いた日射量データ,集熱器及び蓄熱槽の損 失等)	
			影の影響,日射条件(集熱器への影のかかり) 件と集熱効率の下がり方の対応について, 載)	
		発間効率 40%が得ら	温度の影響(集熱器の温度と集熱効率の下が について具体的に記載)	り方の対応
	オレない	、条件及び要因	気候条件, 地理条件(気候条件や地理条件と集熱効率の対応について具体的に記載)	
			その他(配管や配線,受光面の汚れによる損失等,具体的に記載)	
集熱器及び 周辺機器	廃棄		廃棄方法,廃棄時の注意事項 (使用済製品が最終処分された際の適正処理に必要な情報等) 等	
	保守点検		保守点検の条件(点検の頻度等)等	
	保証体制		保証条件(修理・交換の対応範囲,内容),保証履行期限等	
		【環境物品等の判断	, <b>_</b>	【調達目標】
		○商用電源の代替として、燃料中の水素及び空気中の酸素を 結合させ、電気エネルギー又は熱エネルギーを取り出すも のであること。		調達に努める
エネルギー管理		【環境物品等の判断基準】		【調達目標】
システム		○建物内で使用する電力等のエネルギーを、受入、変換・搬 調		調達に努める
〇バイオ式又は		【環境物品等の判断 )バイオ式又は乾燥 減量等を行う機器	 式等の処理方法により生ゴミの減容及び	【調達目標】 調達に努 める

#### 節水機器

# 【環境物品等の判断基準】

【調達目標】 調達に努

める

- < 共通事項 >
- ①電気を使用しないこと。
- ②吐水口装着型にあっては、単一個装置で多様な吐水口に対応できること。

### <個別事項>

- ①節水コマにあっては, 次の要件を満たすこと。
  - ア. ハンドルを 120° に開いた場合に, 普通コマを組み込んだ場合に比べ 20%を超え 70%以下の吐水流量であること。
  - イ. ハンドルを全開にした場合に、普通コマを組み込んだ場合に比べ70%以上の吐水流量であること。
- ②定流量弁にあっては、水圧0.1MPa以上、0.7MPa以下の各水 圧において、ハンドル開度全開の場合、適正吐水流量は5 ~8リットル/分であること。
- ③泡沫キャップにあっては、次の要件を満たすこと。
  - ア. 水圧 0.1MPa 以上, 0.7MPa 以下の各水圧において, ハンドル (レバー) 開度全開の場合, 適正吐水流量が, 泡沫キャップなしの同型水栓の80%以下であること。
  - イ. 水圧0.1MPa, ハンドル (レバー) 全開において5リットル/分以上の吐水流量であること。
- ④流量調整弁にあっては、次の要件を満たすこと。
  - ア. 水圧 0.1MPa 以上, 0.7MPa 以下の各水圧において, ハンドル (レバー) 開度全開の場合, 吐水流量が, 流量調整弁なしの同型水栓の80%以下であること。
  - イ. 水圧 0.1MPa, ハンドル (レバー) 全開において器具設置場所での吐水流量が、表に示す数値以上であること。
- ⑤手元止水機能付水栓にあっては、吐水切換機能、流量及び 温度の調節機能と独立して、使用者の操作範囲内に設けら れたボタンやセンサーなどのスイッチで吐水及び止水操作 ができる機能を有していること。
- ⑥小流量吐水機能付水栓にあっては、シャワーヘッドの吐水 力が、次のいずれかの要件を満たすこと。
  - ア. 流水中に空気を混入させる構造を持たないものにあっては, 0.6N以上であること。
  - イ. 流水中に空気を混入させる構造を持つものにあっては, 0.55N以上であること。
- 備考) 1 「節水コマ」とは、給水栓において、節水を目的として製作したコマをいう。なお、普通コマを組み込んだ給水栓に比べ、節水コマを組み込んだ水栓は、ハンドル開度が同じ場合、吐水量が大幅に減ずる。固定式を含む。
  - 2 本項の判断基準の対象とする「節水コマ」は、呼び径 13mm の水用単水栓に使用されるものであって、弁座パッキン固定用ナットなどを特殊な形状にするなどして、該当品に取り替えるだけで節水が図れるコマとする。
  - 3 節水コマの吐水流量の試験方法は、JIS B 2061 (給水栓) の吐水流量試験に準ずるものとする。また、JIS B 2061 で規定される「節水コマ機能を有した給水栓」に適合する節水機器は、判断基準<個別事項>①を満たす。
  - 4 「定流量弁」とは、弁の入口側又は出口側の圧力変化にかかわらず、常に流量を一定に

保持する調整弁をいう。なお、一般に流量設定が可変のものは流量調整弁、流量設定が固定式のものを定流量弁という。

- 5 本項の判断基準の対象とする「定流量弁」は、手洗い、洗顔又は食器洗浄に用いるものであって、次の要件を満たすものとする。
  - ア. ある吐水量より多く吐水されないよう,該当品に取り替えるだけで節水が図れる弁であること。
  - イ. 設置箇所以降で分岐を行わないこと。分岐の後に定流量弁を取り付けること。また、 定流量弁1個は、水栓1個に対応すること。
  - ウ. 水量的に用途に応じた設置ができるよう、用途ごとの設置条件が説明書に明記されていること。
- 6 本項の判断基準の対象とする「泡沫キャップ」は、水流にエアーを混入することにより、 節水が図れるキャップとする。
- 7 「流量調整弁」とは、弁の入口側又は出口側の圧力変化にかかわらず、常に流量を一定 に保持する調整弁のうち、流量設定が可変のものをいう。
- 8 「手元止水機能付水栓」とは、台所用又はシャワー付きの浴室用のもので、シングル、ミキシング、サーモスタットの3種の湯水混合水栓のいずれかのものをいう。
- 9 「小流量吐水機能付水栓」とは、シャワー付きの浴室用のもので、シングル、ミキシング、サーモスタットの3種の湯水混合水栓のいずれかのものをいう。
- 10 判断の基準<個別事項>⑥の吐水力の測定は、国立研究開発法人建築研究所「住宅・建築物の省エネルギー基準及び低炭素建築物の認定基準に関する技術情報(住戸の設計一次エネルギー消費量算定方法)」に定められた試験方法による。

#### 表 流量調整弁に係る機器設置場所別の吐水流量

機器設置場所	吐水流量
洗面所	5L/分
台所•調理場	5L/分
シャワー	8L/分

# 日射調整フィルム

# 【環境物品等の判断基準】

①遮蔽係数は 0.7 未満, かつ, 可視光線透過率は 10%以上であること。

調達に努める

【調達目標】

- ②熱貫流率 5.9W/(m<sup>2</sup>·K)未満であること。
- ③日射調整性能について, 適切な耐候性が確認されていること。
- ④貼付前と貼付後を比較して環境負荷低減効果が確認されていること。
- ⑤上記①から④について、ウエブサイト等により容易に確認できること、又は第三者により客観的な立場から審査されていること。
- ⑥フィルムの貼付について, 適切な施工に関する情報開示が なされていること。
- 備考) 1 「日射調整フィルム」とは、建築物の窓ガラスに貼付するフィルムであって、室内の冷 房効果を高めるために日射遮蔽の機能を持ったフィルムをいう。
  - 2 遮蔽係数,可視光線透過率,熱貫流率の計測方法は,JIS A 5759 による。
  - 3 判断基準①において、可視光線透過率が70%以上の場合は、遮蔽係数は0.8未満とする。
  - 4 日射調整性能の「耐候性」の確認とは、JIS A 5759 に規定された耐候性試験において 1,000 時間の試験を実施し、遮蔽係数の変化が判断基準①に示されたものから±0.10 の範囲であること。
  - 5 「貼付前と貼付後を比較して環境負荷低減効果が確認されていること」とは、輻射熱を 考慮した熱負荷計算システムにおけるシミュレーションで、冷房負荷低減効果が確認さ れていることをいう。併せて、年間を通じた環境負荷に関する情報を開示すること。
  - 6 調達を行う各機関は、次の事項に留意すること。
    - ア. ガラスの熱割れ等を考慮し、「建築フィルム1・2級技能士」の技術資格を有する若しくはこれと同等と認められる技能を有する者による施工について検討を行うこと。
    - イ. 電波遮蔽性能を有するものを貼付する場合は、電波遮蔽による影響について考慮すること。
    - ウ. 著しい光の反射が懸念される場所において施工する場合には、周辺の建物等への影響 について確認を行うこと。
    - エ. 照明効率及び採光性を考慮する場合は、可視光線透過率の高いフィルムを検討すること。

# 18 災害備蓄用品

## (1) 対象品目

- ①ペットボトル飲料水
- ②アルファ化米
- ③保存パン
- 4乾パン
- ⑤レトルト食品等
- 6栄養調整食品
- 7フリーズドライ食品
- 8毛布
- 9作業手袋
- 10テント
- (1)ブルーシート
- 12一次電池
- 13非常用携帯燃料
- 14携帯発電機
- 15非常用携帯電源

### (2) 環境物品等の判断基準等

# 18-1 災害備蓄用品(飲料水)

①ペットボトル飲料水	【環境物品等の判断基準】 ①賞味期限が5年以上であること。 ②製品及び梱包用外箱に名称,原材料名,内容量,賞味期限,保	【調達目標】 調達に努
714	②製品及び梱包用外相に名称,原材料名,内容里,貝味期限,保 存方法及び製造者名が記載されていること。	める

- 備考) 1 本項の判断基準の対象とする「ペットボトル飲料水」は、災害用に長期保管する目的で 調達するものとする。
  - 2 判断基準②の原材料名については、梱包用外箱には適用しない。
  - 3 個別の業務において使用する目的で購入した物品を災害用に利活用する場合は,災害備 蓄用品の対象から除外することとする。
  - 4 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。
    - ア.ペットボトル飲料水の調達に当たり、流通備蓄や災害発生時に自動販売機内の商品を 無償提供できる「フリーベンド」機能を持った災害対策用自動販売機の利用を勘案す ること。
    - イ. 災害備蓄用品を調達するに当たり、当該品目の保存期限等を勘案した備蓄・購入計画 を立案し、備蓄量及び購入量を適正に管理するとともに、継続的に更新していく仕組 みを構築すること。
    - ウ. 納入時点において当該製品の残存期限を長くする観点から、納入事業者に対し、可能な限り新しい製品の納入のための準備が可能となるよう、納期まで一定の期間を与える等の配慮を行う契約方法について検討すること。
    - エ. 災害備蓄用の飲料水は、長期にわたって備蓄・保管することから、当該製品の賞味期限内における品質・安全性等について事前に十分確認の上、調達を行うこと。
  - 5 使用するボトル,ラベル・印刷,キャップ等の環境配慮設計については、PETボトルリサイクル推進協議会作成の「指定 PET ボトルの自主設計ガイドライン」を参考とすること。

# 18-2 災害備蓄用品(食料)

②アルファ化米 ③保存パン ④乾パン	【環境物品等の判断基準】 ①賞味期限が5年以上であること。 ②製品及び梱包用外箱に,名称,原材料名,内容量,賞味期限, 保存方法及び製造者名が記載されていること。	【調達目標】 調達に努める
<u>⑤</u> レトルト食品 等	【環境物品等の判断基準】 ①次のいずれかの要件を満たすこと。 ア. 賞味期限が5年以上であること。 イ. 賞味期限が3年以上であって,容器,付属の食器及び発熱材等について回収し再利用される仕組みがあること。 ②製品及び梱包用外箱に,名称,原材料名,内容量,賞味期限,保存方法及び製造者名が記載されていること。	【調達目標】 調達に努める
<ul><li>⑥栄養調整食品</li><li>⑦フリーズドライ食品</li></ul>	【環境物品等の判断基準】 ①賞味期限が3年以上であること。 ②製品及び梱包用外箱に,名称,原材料名,内容量,賞味期限, 保存方法及び製造者名が記載されていること。	【調達目標】 調達に努める

- 備考) 1 本項の判断基準の対象とする「アルファ化米」「保存パン」「乾パン」「レトルト食品等」「栄養調整食品」及び「フリーズドライ食品」は、災害備蓄用品として調達するものに限る。
  - 2 「レトルト食品等」とは、気密性を有する容器に調製した食品を充填し、熱溶融により密封され、常温で長期保存が可能となる処理を行った製品をいう。
  - 3 「栄養調整食品」とは、通常の食品形態であって、ビタミン、ミネラル等の栄養成分を 強化した食品をいう。
  - 4 「アルファ化米」及び「乾パン」の賞味期限に係る判断基準①については、市場動向を勘案しつつ今後見直しを実施することとする。
  - 5 判断基準②の原材料名については、梱包用外箱には適用しない。
  - <u>6</u> 個別の業務において使用する目的で購入した物品を防災用に利活用する場合は、災害備蓄用品の対象から除外することとする。
  - 7 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。
    - ア. 災害備蓄用品を調達するに当たり、当該品目の保存期限等を勘案した備蓄・購入計画を立案し、備蓄量及び購入量を適正に管理するとともに、継続的に更新していく仕組みを構築すること。
    - イ. 納入時点において当該製品の残存期限を長くする観点から、納入事業者に対し、可能な限り新しい製品の納入のための準備が可能となるよう、納期まで一定の期間を与える等の配慮を行う契約方法について検討すること。
    - ウ. 災害備蓄用の食料は、長期にわたって備蓄・保管することから、当該製品の賞味期限 内における品質・安全性等について事前に十分確認の上、調達を行うこと。新してい く仕組みを構築すること。

# 18-3 災害備蓄用品(生活用品・資材)

	ann (工作用的 · 具物 /	
⑨毛布	【環境物品等の判断基準】	【調達目標】
	○使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエ	調達に努
	ステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要	める
	件を満たすこと。	
	①再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分	
	全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維	
	部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満	
	の場合は,再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維	
	が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル	
	繊維重量比で50%以上使用されていること。	
	②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部	
	分全体重量比で10%以上使用されていること,かつ,製	
	品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシス	
	テムがあること。	
	③再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル	
	繊維が,繊維部分全体重量比で10%以上使用されている	
	こと。	
⑩作業手袋	【環境物品等の判断基準】	【調達目標】
⑩作業手袋	【環境物品等の判断基準】 ○次のいずれかの要件を満たすこと。	【調達目標】 調達に努
⑩作業手袋		
⑩作業手袋	○次のいずれかの要件を満たすこと。	調達に努
⑩作業手袋	○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち,ポリ	調達に努
⑩作業手袋	○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂か	調達に努
⑩作業手袋	○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、製品全体重量比(すべり	調達に努
⑩作業手袋	○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、製品全体重量比(すべり止め塗布加工部分を除く。)で50%以上使用されているこ	調達に努
⑩作業手袋	○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、製品全体重量比(すべり止め塗布加工部分を除く。)で50%以上使用されていること。	調達に努
⑩作業手袋	○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、製品全体重量比(すべり止め塗布加工部分を除く。)で50%以上使用されていること。 ②ポストコンシューマ材料からなる繊維が、製品全体重量	調達に努
⑩作業手袋	○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、製品全体重量比(すべり止め塗布加工部分を除く。)で50%以上使用されていること。 ②ポストコンシューマ材料からなる繊維が、製品全体重量比(すべり止め塗布加工部分を除く。)で50%以上使用されていること。 ③未利用繊維が、製品全体重量比(すべり止め塗布加工部	調達に努
⑩作業手袋	○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、製品全体重量比(すべり止め塗布加工部分を除く。)で50%以上使用されていること。 ②ポストコンシューマ材料からなる繊維が、製品全体重量比(すべり止め塗布加工部分を除く。)で50%以上使用されていること。 ③未利用繊維が、製品全体重量比(すべり止め塗布加工部分を除く。)で50%以上使用されていること。	調達に努
⑩作業手袋	○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、製品全体重量比(すべり止め塗布加工部分を除く。)で50%以上使用されていること。 ②ポストコンシューマ材料からなる繊維が、製品全体重量比(すべり止め塗布加工部分を除く。)で50%以上使用されていること。 ③未利用繊維が、製品全体重量比(すべり止め塗布加工部分を除く。)で50%以上使用されていること。 ④植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が	調達に努
⑩作業手袋	○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、製品全体重量比(すべり止め塗布加工部分を除く。)で50%以上使用されていること。 ②ポストコンシューマ材料からなる繊維が、製品全体重量比(すべり止め塗布加工部分を除く。)で50%以上使用されていること。 ③未利用繊維が、製品全体重量比(すべり止め塗布加工部分を除く。)で50%以上使用されていること。 ④植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、製品全体重量比(すべり止め塗布加	調達に努
⑩作業手袋	○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、製品全体重量比(すべり止め塗布加工部分を除く。)で50%以上使用されていること。 ②ポストコンシューマ材料からなる繊維が、製品全体重量比(すべり止め塗布加工部分を除く。)で50%以上使用されていること。 ③未利用繊維が、製品全体重量比(すべり止め塗布加工部分を除く。)で50%以上使用されていること。 ④植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、製品全体重量比(すべり止め塗布加工部分を除く。)で25%以上使用されていること、かつ、	調達に努
⑩作業手袋	○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、製品全体重量比(すべり止め塗布加工部分を除く。)で50%以上使用されていること。 ②ポストコンシューマ材料からなる繊維が、製品全体重量比(すべり止め塗布加工部分を除く。)で50%以上使用されていること。 ③未利用繊維が、製品全体重量比(すべり止め塗布加工部分を除く。)で50%以上使用されていること。 ④植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、製品全体重量比(すべり止め塗布加	調達に努

①テント	【環境物品等の判断基準】 ○使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 ②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ③再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。 ①植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。 ⑤植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。  ⑤植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が4%以上であること。さらに、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。	【調達目標】 調達に努める
®ブルーシート	【環境物品等の判断基準】 ○使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエチレン繊維を使用した製品については、再生ポリエチレン繊維が繊維部分全体重量比で50%以上使用されていること。	【調達目標】 調達に努める

- 備考) 1 「再生 PET 樹脂」とは、PET ボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。
  - 2 「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量からボタン、ファスナ、ホック、縫糸やポール、金属部品等の付属品の重量を除いたものをいう。

なお、再生プラスチック(使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。))を使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生PET 樹脂から得られるポリエステル繊維の重量又は故繊維から得られるポリエステル繊維の重量」に含めてよい。

- 3 「故繊維」とは、使用済みの古着、古布及び織布工場や縫製工場の製造工程から発生する糸くず、裁断くず等をいう。
- 4 「故繊維から得られるポリエステル繊維」とは、故繊維を主原料とし、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルにより再生されたポリエステル繊維をいう。
- 5 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維(リンター等)等を再生した繊維をいう。
- 6 「反毛繊維」とは、故繊維を綿状に分解し再生した繊維をいう。

- 7 「ポストコンシューマ材料」とは、製品として使用された後に、廃棄された材料又は製品をいう。
- 8 「再生ポリエチレン」とは、使用された後に廃棄されたポリエチレン製品の全部若しく は一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するポリエチレン端材若しくは不良品を 再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。
- 9 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境 負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
- 10 「バイオベース合成ポリマー含有率」とは、繊維部分全体重量に占める、植物を原料と する合成繊維に含まれる植物由来原料分の重量の割合をいう。
- <u>11</u> 「回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。

- ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収(自ら回収し,又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。)するルート(製造事業者,販売事業者における回収ルート,使用者の要請に応じた回収等)を構築していること。
- イ. 回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウエブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報(回収方法、回収窓口等)が表示又は 提供されていること。

「再使用又は再生利用のためのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。

- ウ. 回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。
- エ. 回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。
- 12 個別の業務において使用する目的で購入した物品を災害用に利活用する場合は、災害備蓄用品の対象から除外することとする。
- 13 調達を行う各機関は災害備蓄用品を調達するに当たり、当該品目の保存期限等を勘案した備蓄・購入計画を立案し、備蓄量及び購入量を適正に管理するとともに、継続的に更新していく仕組みを構築すること。

#### ① 一次電池

#### 【環境物品等の判断基準】

【調達目標】

- ①一次電池にあっては、表に示された負荷抵抗の区分ごとの最小 平均持続時間を下回らないこと。
- 調達に努める
- ②使用推奨期限が5年以上の製品仕様であること。
- 備考)1 本項の判断基準の対象とする「一次電池」は、我が国における形状の通称「単1形」「単2形」「単3形」又は「単4形」とする。
  - 2 「最小平均持続時間」は、JIS C 8515 に規定する放電試験条件に準拠して測定するものとする。JIS C 8515 で規定されるアルカリ乾電池に適合する一次電池は、判断基準①を満たす。
  - 3 調達を行う各機関が個別の業務において使用する目的で購入した物品を災害用に利活用する場合は、災害備蓄用品の対象から除外することとする。
  - 4 調達を行う各機関は災害備蓄用品を調達するに当たり、当該品目の保存期限等を勘案した備蓄・購入計画を立案し、備蓄量及び購入量を適正に管理するとともに、継続的に更新

していく仕組みを構築すること。

5 調達を行う各機関は納入時点における当該製品の残存期限を長くする観点から、納入事業者に対し、可能な限り新しい製品の納入のための準備が可能となるよう、納期まで一定の期間を与える等の配慮を行う契約方法について検討すること。

表 一次電池に係る最小平均持続時間

形件の多数		最小平均持続時間		
形状の通称 (寸法:高さ・直径)	負荷抵抗(Ω)	初度		
単1形 (61.5mm・	1.5	520分	単1形 (61.5mm・34.2mm)	
34.2mm)	600mA(放電電流)	11 時間		
単2形	10	85 時間		
•	2.2	16 時間		
(50.0mm· 26.2mm)	3.9(携帯電灯条件)	800分	単2形 (50.0mm·26.2mm)	
	400mA(放電電流)	8.0 時間		
	20	80 時間		
単3形 (50.5mm・	3.9(モーター使用 機器・玩具)	14 時間		
14.5mm)	43	60 時間	単3形 (50.5mm·14.5mm)	
	3.9	5.0 時間		
	100mA(放電電流)	15 時間		
	250mA(放電電流)	5.0 時間		
	1000mA(放電電流)	220 回		
	1,500mW 650mW	40 回		
	24	33 時間		
	3.3	190 分		
単4形 (44.5mm・ 10.5mm)	5.1(携帯電灯条件)	130 分	単4形 (44.5mm·10.5mm)	
	24	14.5 時間		
	5.1(モーター使用 機器・玩具)	2.0 時間		
	75	44 時間		

④非常用携带	【環境物品等の判断基準】	調達目標
燃料	①品質保証期限が5年以上であること。 ②名称,原材料名,内容量,品質保証期限,保存方法及び製造者 タが記載されていること	調達に努める
	名が記載されていること。	

- 備考) 1 調達を行う各機関が個別の業務において使用する目的で購入した物品を災害用に利活用 する場合は、災害備蓄用品の対象から除外することとする。
  - 2 調達を行う各機関は災害備蓄用品を調達するに当たり、当該品目の保存期限等を勘案した備蓄・購入計画を立案し、備蓄量及び購入量を適正に管理するとともに、継続的に更新していく仕組みを構築すること。
  - 3 調達を行う各機関は納入時点における当該製品の残存期限を長くする観点から、納入事業者に対し、可能な限り新しい製品の納入のための準備が可能となるよう、納期まで一定の期間を与える等の配慮を行う契約方法について検討すること。

#### ①携带発電

機

#### 【環境物品等の判断基準】

- ①次のいずれかの要件を満たすこと。
  - ア. ガソリンエンジンを搭載する発電機(天然ガス又はLPガスを燃料として使用するものを含む。)にあっては、排出ガスが表1に示された排気量の区分ごとの基準値以下であること。
  - イ. ディーゼルエンジンを搭載する発電機にあっては、排出ガスが表2に示された基準値以下であること。
- ②騒音レベルが98デシベル以下であること。
- ③連続運転可能時間が3時間以上であること。ただし、カセットボンベ型のものにあっては1時間以上であること。
- 備考) 1 本項の判断基準の対象とする「携帯発電機」は、発電機の定格出力が 3kVA 以下の発動発 電機とする。
  - 2 騒音レベルの測定方法は「建設機械の騒音及び振動の測定値の測定方法 (平成 9 年建設 省告示第 1537 号)」による。
  - 3 調達を行う各機関が個別の業務において使用する目的で購入した物品を災害用に利活用 する場合は、災害備蓄用品の対象から除外することとする。
  - 4 調達を行う各機関は、発電する電気の周波数に留意すること。

#### 表1 ガソリンエンジン搭載発電機に係る排出ガス基準値

排気量の区分	排出ガス基準値(g/kWh)		
1950年7月	HC+NO <sub>X</sub>	CO	
66cc 未満	50		
66cc 以上 100cc 未満	40	610	
100cc 以上 225cc 未満	16. 1	010	
225cc 以上	12. 1		

備考) 排出ガスの測定方法は JIS B 8008-4 の G2 モードによる。

#### 表2 ディーゼルエンジン搭載発電機に係る排出ガス基準値

排出ガス基準値(g/kWh)			
NMHC+NOx CO PM			
7. 5	8	0. 4	

備考) 排出ガスの測定方法は JIS B 8008-4 の D2 モードによる。

# ⑯非常用携 帯電源

#### 【環境物品等の判断基準】

①電気容量が 100Wh 以上であること。

②保証期間又は使用推奨期限が5年以上であること。

備考) 本項の判断の基準の対象とする「非常用携帯電源」は、空気電池により発電し、携帯電話等の機器への充電・給電を目的とした非常用の電源をいう。

# 19 公共工事

# (1) 対象品目 67 品目(資材,建設機械,工法及び目的物)

区分	分類	品目
資材		建設汚泥から再生した処理土
	rt:	土工用水砕スラグ
	盛土材等	銅スラグを用いたケーソン中詰め材
		フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材
	地盤改良材	地盤改良用製鋼スラグ
		高炉スラグ骨材
	コンカリー 1 田っこ が典社	フェロニッケルスラグ骨材
	コンクリート用スラグ骨材	銅スラグ骨材
		電気炉酸化スラグ骨材
		再生加熱アスファルト混合物
	アスファルト混合物	鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物
		中温化アスファルト混合物
	口々 肉ル 4-4	鉄鋼スラグ混入路盤材
	路盤材	再生骨材等
	小径丸太材	間伐材
	2日 人. La ユンノ l	高炉セメント
	混合セメント	フライアッシュセメント
	セメント	エコセメント
	コンクリート及びコンクリート製品	透水性コンクリート
	鉄鋼スラグ水和固化体	鉄鋼スラグブロック
	吹付けコンクリート	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート
		下塗用塗料 (重防食)
	塗料	低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料
		高日射反射率塗料
	防水	高日射反射率防水
		再生材料を用いた舗装用ブロック(焼成)
	舗装材	再生材料を用いた舗装用ブロック類
		(プレキャスト無筋コンクリート製品)
		バークたい肥
	園芸資材	下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料
	Mark III III	(下水汚泥コンポスト)
	道路照明	環境配慮型道路照明
	中央分離帯ブロック	再生プラスチック製中央分離帯ブロック
	タイル	セラミックタイル
	建具	断熱サッシ・ドア
		製材
	製材等	集成材
		合板
		単板積層材
		直交集成板
	フローリング	フローリング

区分	分類	品目
資材		パーティクルボード
	再生木質ボード	繊維板
		木質系セメント板
	ビニル系床材	ビニル系床材
	断熱材	断熱材
	照明機器	照明制御システム
	変圧器	変圧器
		吸収冷温水機
		氷蓄熱式空調機器
	空調用機器	ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機
		送風機
		ポンプ
	配管材	排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管
	衛生器具	自動水栓
		自動洗浄装置及びその組み込み小便器
		洋風便器
	コンクリート用型枠	再生材料を使用した型枠
	コンプラード用金件	合板型枠
建設機械	_	排出ガス対策型建設機械
		低騒音型建設機械
工法	建設発生土有効利用工法	低品質土有効利用工法
	建設汚泥再生処理工法	建設汚泥再生処理工法
	コンクリート塊再生処理工法	コンクリート塊再生処理工法
	舗装 (表層)	路上表層再生工法
	舗装(路盤)	路上再生路盤工法
	法面緑化工法	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法
	山留め工法	泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法
目的物	舗装	排水性舗装
	印心	透水性舗装
	屋上緑化	屋上緑化

# (2) 環境物品等の判断基準等

# 【共通】

公共工事	【環境物品等の判断基準】	【調達目標】
	○契約図書において、一定の環境負荷低減効果が認められる	優先的に
	上記に示す資材(材料及び機材を含む),建設機械,工法又	調達する
	は目的物の使用が義務付けられていること。	

注)義務付けに当たっては、工事全体での環境負荷低減を考慮する中で実施することが望ましい。

# 【品目別:資材】

分類	品目	環境物品等の判断基準等
盛土材等	建設汚泥から 再生した処理 土	【環境物品等の判断基準】 ①建設汚泥から再生された処理土であること。 ②重金属等有害物質の含有及び溶出については、土壌汚染対策 法(平成14年5月29日法律第53号)及び土壌の汚染に係る環 境基準(平成3年8月23日環境庁告示第46号)を満たすこと。
	土工用水砕ス ラグ	【環境物品等の判断基準】 ○天然砂(海砂,山砂),天然砂利,砕砂若しくは砕石の一部 又は全部を代替して使用できる高炉水砕スラグが使用され た土工用材料であること。
	銅スラグを用 いたケーソン 中詰め材	【環境物品等の判断基準】 ○ケーソン中詰め材として、天然砂(海砂、山砂)、天然砂利、 砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用すること ができる銅スラグであること。
	フェロニッケ ルスラグを用 いたケーソン 中詰め材	【環境物品等の判断基準】 ○ケーソン中詰め材として、天然砂(海砂、山砂)、天然砂利、 砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用すること ができるフェロニッケルスラグであること。
地盤改良材	地盤改良用製鋼スラグ	【環境物品等の判断基準】 ○サンドコンパクションパイル工法において,天然砂(海砂,山砂)の全部を代替して使用することができる製鋼スラグであること。
コンクリー ト用スラグ 骨材	高炉スラグ骨 材	【環境物品等の判断基準】 ○天然砂(海砂,山砂),天然砂利,砕砂若しくは砕石の一部 又は全部を代替して使用できる高炉スラグが使用された骨 材であること。

備考)「高炉スラグ骨材」については、JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部:高炉スラグ骨材)に適合する資材は、本基準を満たす。

コンクリー	フェロニッケ	【環境物品等の判断基準】
ト用スラグ	ルスラグ骨材	○天然砂 (海砂,山砂),天然砂利,砕砂若しくは砕石の一部
骨材		又は全部を代替して使用できるフェロニッケルスラグが使
		用された骨材であること。

備考)「フェロニッケルスラグ骨材」については、JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部:フェロニッケルスラグ骨材)に適合する資材は、本基準を満たす。

コンクリー	銅スラグ骨材	【環境物品等の判断基準】
ト用スラグ		○天然砂(海砂,山砂),天然砂利,砕砂若しくは砕石の一部
骨材		又は全部を代替して使用できる銅スラグ骨材が使用された
		骨材であること。

備考)「銅スラグ骨材」については、JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部:銅スラグ骨材)に適合する資材は、本基準を満たす。

コンクリー	電気炉酸化ス	【環境物品等の判断基準】
ト用スラグ	ラグ骨材	○天然砂 (海砂,山砂),天然砂利,砕砂若しくは砕石の一部
骨材		又は全部を代替して使用できる電気炉酸化スラグ骨材が使
		用された骨材であること。

備考)「電気炉酸化スラグ骨材」については、JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部:電気炉酸化スラグ骨材)に適合する資材は、本基準を満たす。

アスファルト混合物		【環境物品等の判断基準】 ○アスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれる こと。
	鉄鋼スラグ混 入アスファル ト混合物	【環境物品等の判断基準】 ○加熱アスファルト混合物の骨材として, 道路用鉄鋼スラグが 使用されていること。

備考)「道路用鉄鋼スラグ」については、JIS A 5015 (道路用鉄鋼スラグ) に適合する資材は、本基準を満たす。

アスファル	中温化アスフ	【環境物品等の判断基準】
ト混合物	アルト混合物	○加熱アスファルト混合物において、調整剤を添加することに
		より必要な品質を確保しつつ製造時の加熱温度を30℃程度
		低減させて製造されるアスファルト混合物であること。

備考)「中温化アスファルト混合物」については、アスファルト舗装の表層・基層材料として、その使用を推進する。ただし、当面の間、新規骨材を用いることとする。また、ポーラスアスファルトには使用しない。

路盤材	鉄鋼スラグ混	【環境物品等の判断基準】
	入路盤材	○路盤材として,道路用鉄鋼スラグが使用されていること。

備考)「道路用鉄鋼スラグ」については、JIS A 5015 (道路用鉄鋼スラグ) に適合する資材は、本基準を満たす。

路盤材	再生骨材等	【環境物品等の判断基準】
		○コンクリート塊又はアスファルト・コンクリート塊から製造
		した骨材が含まれること。
小径丸太材	間伐材	【環境物品等の判断基準】 〇間伐材(林地残材・小径木等の再生資源を含む。)であって、有害な腐れ又は割れ等の欠陥がないこと。 〇林地残材・小径木等の再生資源以外の場合にあっては、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。

備考)間伐材の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの 産出に係る確認を行う場合には、木材関連事業者にあっては、クリーンウッド法に則するとともに、 林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成 18 年 2 月 15 日)」に準拠して行うものとする。また、木材関連事業者以外にあっては、同ガイドラインに 準拠して行うものとする。

国等が調達するに当たっては、当該調達品目の合法性証明に係る業界等の運用状況等を勘案する こと。\_

混合セメント	高炉セメント	【環境物品等の判断基準】
		○高炉セメントであって、原料に 30%を超える分量の高炉スラ グが使用されていること。

備考)「高炉セメント」については、JIS R 5211 で規定される B 種及び C 種に適合する資材は、本基準を満たす。

混合セメント	フライアッシ	【環境物品等の判断基準】
	ュセメント	○フライアッシュセメントであって、原料に10%を超える分量
		のフライアッシュが使用されていること。

備考)「フライアッシュセメント」については、JIS R 5213 で規定される B 種及び C 種に適合する資材は、本基準を満たす。

セメント	エコセメント	【環境物品等の判断基準】
		○都市ごみ焼却灰等を主原料とするセメントであって, 製品1
		トンにつきこれらの廃棄物が乾燥ベースで500kg以上使用さ
		れていること。

- 備考) 1 「エコセメント」は、高強度を必要としないコンクリート構造物又はコンクリート製品に おいて使用するものとする。
  - 2 「エコセメント」については、JIS R 5214 に適合する資材は、本基準を満たす。

コンクリー	透水性コンク	【環境物品等の判断基準】
ト及びコン	リート	○透水係数 1×10 <sup>-2</sup> cm/sec以上であること。
クリート製		
品		

- 備考) 1 「透水性コンクリート」は、雨水を浸透させる必要がある場合に、高強度を必要としない 部分において使用するものとする。
  - 2 「透水性コンクリート」については、JIS A 5371 (プレキャスト無筋コンクリート製品 附属書 B 舗装・境界ブロック類 推奨仕様 B-1 平板) で規定される透水性平板に適合する資材は、本基準を満たす。

鉄鋼スラグ 水和固化体	鉄鋼スラグブ ロック	【環境物品等の判断基準】 ○骨材のうち別表に示された製鋼スラグを重量比で 50%以上使用していること。かつ、結合材に高炉スラグ微粉末を使用していること。別表  種類 転炉スラグ(銑鉄予備処理スラグを含む) 電気炉酸化スラグ
吹付けコン クリート	フライアッシ ュを用いた吹 付けコンクリ ート	<u> </u>
塗料	下塗用塗料 (重防食) 低揮発性有機 溶剤型の路標 標示用水性塗料 高日射反射率 塗料	○鉛又はクロムを含む顔料が配合されていないこと。

- 備考) 1 本項の判断基準の対象とする高日射反射率塗料は、日射反射率の高い顔料を含有する塗料であり、建物の屋上・屋根等において、金属面等に塗装を施す工事に使用されるものとする。
  - 2 近赤外波長域日射反射率, 明度 L\*値, 日射反射率保持率の測定及び算出方法は, JIS K 5675 による。
  - 3 「高日射反射率塗料」については、JIS K 5675 に適合する資材は、本基準を満たす。

# 表 近赤外波長域日射反射率

明度 L*値	近赤外波長域日射反射率(%)
40.0以下	40. 0
40.0を超え80.0未満	明度 L*値の値
80.0以上	80. 0

防水	高日射反射率	【環境物品等の判断基準】
	防水	○近赤外域における日射反射率が50.0%以上であること。

- 備考) 1 本項の判断基準の対象とする高日射反射率防水は、日射反射率の高い顔料が防水層の素材に含有されているもの又は日射反射率の高い顔料を有した塗料を防水層の仕上げとして施すものであり、建築の屋上・屋根等において使用されるものとする。
  - 2 日射反射率の求め方は, JIS K 5602 に準じる。

#### 舗装材

再生材料を用いた舗装用ブロック (焼成)

# 【環境物品等の判断基準】

- ①原料に再生材料(別表の左欄に掲げるものを原料として,同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等)を用い,焼成されたものであること。
- ②再生材料が原材料の重量比で20%以上(複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計)使用されていること。 ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。
- ③土壌の汚染に係る環境基準(平成3年8月23日環境庁告示第46号) の規定に従い、製品又は使用している再生材料の焼成品を2mm 以下に粉砕したものにおいて、重金属等有害物質の溶出につい て問題のないこと。

#### 別表

無機珪砂 (キラ) 鉄鋼スラグ 非鉄スラグ 鋳物砂 陶磁器屑 石炭灰 建材廃材 廃ガラス (無色及び茶色の廃ガラスびんを除く) 製紙スラッジ アルミスラッジ 磨き砂汚泥	14	
無機珪砂 (キラ) 鉄鋼スラグ 非鉄スラグ 鋳物砂 陶磁器屑 石炭灰 建材廃材 廃ガラス (無色及び茶色の廃ガラスびんを除く) 製紙スラッジ アルミスラッジ 磨き砂汚泥	再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法
鉄鋼スラグ非鉄スラグ鋳物砂陶磁器屑石炭灰建材廃材廃ガラス (無色及び茶色の廃ガラスびんを除く)製紙スラッジアルミスラッジ磨き砂汚泥	採石及び窯業廃土	前処理方法によらず
非鉄スラグ 鋳物砂 陶磁器屑 石炭灰 建材廃材 廃ガラス (無色及び茶色の廃ガラスび んを除く) 製紙スラッジ アルミスラッジ 磨き砂汚泥	無機珪砂(キラ)	対象
鋳物砂陶磁器屑石炭灰建材廃材廃ガラス (無色及び茶色の廃ガラスびんを除く)製紙スラッジアルミスラッジ磨き砂汚泥	鉄鋼スラグ	
陶磁器層石炭灰建材廃材廃ガラス (無色及び茶色の廃ガラスびんを除く)製紙スラッジアルミスラッジ磨き砂汚泥	非鉄スラグ	
石炭灰建材廃材廃ガラス (無色及び茶色の廃ガラスびんを除く)製紙スラッジアルミスラッジ磨き砂汚泥	鋳物砂	
建材廃材         廃ガラス (無色及び茶色の廃ガラスびんを除く)         製紙スラッジ         アルミスラッジ         磨き砂汚泥	陶磁器屑	
廃ガラス (無色及び茶色の廃ガラスびんを除く)         製紙スラッジ         アルミスラッジ         磨き砂汚泥	石炭灰	
んを除く) 製紙スラッジ アルミスラッジ 磨き砂汚泥	建材廃材	
<ul><li>製紙スラッジ</li><li>アルミスラッジ</li><li>磨き砂汚泥</li></ul>	廃ガラス(無色及び茶色の廃ガラスび	
アルミスラッジ 磨き砂汚泥	んを除く)	
磨き砂汚泥	製紙スラッジ	
	アルミスラッジ	
T+++ E	磨き砂汚泥	
4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4	石材屑	
都市ごみ焼却灰溶融スラグ化	都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化
下水道汚泥 焼却灰化又は溶融ス	下水道汚泥	焼却灰化又は溶融ス
ラグ化		ラグ化
上水道汚泥 前処理方法によらず	上水道汚泥	前処理方法によらず
湖沼等の汚泥対象	湖沼等の汚泥	対象

# 【環境物品等の判断基準】

- ①原料に再生材料(別表の左欄に掲げるものを原料として,同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの)が用いられたものであること。
- ②再生材料が原材料の重量比で20%以上(複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計)使用されていること。なお、透水性確保のために、粗骨材の混入率を上げる必要がある場合は、再生材料が原材料の重量比15%以上使用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする
- ③再生材料における重金属等有害物質の含有及び溶出について問題がないこと。

则表	
再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法
都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化
下水道汚泥	

備考) 判断基準③については、JIS A 5031 (一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化したコンクリート用溶融スラグ骨材) に定める基準による。

園芸資材	バークたい肥	【環境物品等の判断基準】		
		○以下の基準を満たし, 木質部よ	り剥離された樹皮を原材料と	
		して乾燥重量比50%以上を使用	目し、かつ、発酵補助材を除く	
		その他の原材料には畜ふん, 動		
		等の有機性資源を使用していること。		
		サッカ版は真伽を使用してい。	J _ C .	
		・有機物の含有率(乾物)	70%以上	
		・炭素窒素比〔C/N比〕	35以下	
		・陽イオン交換容量〔CEC〕(乾物	70meq/100g以上	
		• pH	5.5~7.5	
		· ・水分	55~65%	
		・幼植物試験の結果	生育阻害その他異	
			常が認められない	
		・窒素全量 [N] (現物)	0.5%以上	
		・りん酸全量 [P <sub>2</sub> O <sub>5</sub> ] (現物)	0.2%以上	
		<ul><li>加里全量〔K<sub>2</sub>0〕(現物)</li></ul>	0.1%以上	
	下水汚泥を用	【環境物品等の判断基準】		
	いた汚泥発酵	○以下の基準を満たし、下水汚派	   記念   大京   大京   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日	
	肥料(下水汚	水汚泥ベース)25%以上使用し		
	泥コンポス			
	\bar{\bar{\bar{\bar{\bar{\bar{\bar{	を除くその他の原材料には畜る		
	1.)	廃棄物等の有機性資源を使用し	していること。	
		・有機物の含有率(乾物)	35%以上	
		・炭素窒素比〔C/N比〕		
		• pH	8. 5以下	
		•	50%以下	
		・ <sup>不力</sup> ・ 窒素全量〔N〕 (現物)		
		・ 室系主重(N)(現物) ・ りん酸全量〔P205〕(現物)		
		<ul><li>・アルカリ分(現物)</li></ul>		
			を矯正する目的で使用する	
			場合はこの限りでない。)	
			勿口(よこり)以り (ない。)	

- 備考) 1 「下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料」には、土壌改良資材として使用される場合も含む。
  - 2 肥料取締法第3条及び第25条ただし書の規定に基づく普通肥料の公定規格(昭和61年2月22日農林水産省告示第284号)に適合するもの。

道路照明	LED道路照	【環境物品等の判断基準】		
	明	○LEDを用いた道路照明施設であって,次のいずれかの要件を満		
		たすこと。		
		①道路照明器具(連続照明,歩道照明,局部照明)である場合		
		は、次の基準を満たすこと。		

- ア. 標準皮相電力が表1に示された設計条件タイプごとの値以下であること。
- イ. 演色性は平均演色評価数Raが60以上であること。
- ウ. LEDモジュール及びLEDモジュール用制御装置の定格寿命はそれぞれ60,000時間以上であること。
- ②トンネル照明器具(基本照明)である場合は、次の基準を満たすこと。
  - ア. 標準皮相電力が表 2 に示された設計条件タイプごとの値 以下であること。
  - イ. 演色性は平均演色評価数Raが60以上であること。
  - ウ. LEDモジュール及びLEDモジュール用制御装置の定格寿命はそれぞれ90,000時間以上であること。
- ③トンネル照明器具(入口照明)である場合は、次の基準を満たすこと。
  - ア. 標準皮相電力が表3に示された種別ごとの値以下である こと。
  - イ. 演色性は平均演色評価数Raが60以上であること。
  - ウ. LEDモジュール及びLEDモジュール用制御装置の定格寿命はそれぞれ75,000時間以上であること。
- 備考) 1 「平均演色評価数 Ra」の測定方法は、JIS C 7801 (一般照明用光源の測定方法) 及び JIS C 8152-2 (照明用白色発光ダイオード (LED) の測定方法-第2部: LED モジュール及び LED ライトエンジン) に規定する光源色及び演色評価数測定に準ずるものとする。
  - 2 「定格寿命」とは、一定の期間に製造された、同一形式の LED モジュールの寿命及び同一形式の LED モジュール用制御装置の寿命の残存率が 50%となる時間の平均値をいう。なお、「LED モジュールの寿命」は、規定する条件で点灯させた LED モジュールが点灯しなくなるまでの時間又は、光束が点灯初期に測定した値(LED モジュールの規定光束)の80%未満になった時点(不点灯とみなす)までの総点灯時間のいずれか短い時間とし、「LED モジュール用制御装置の寿命」は、規定する条件で使用したとき、LED モジュール用制御装置が故障するか、出力が定格出力未満となり、使用不能となるまでの総点灯時間とする。

表1 道路照明器具(連続照明,歩道照明,局部照明)の標準皮相電力

区分	設計条件タイプ	標準皮相電力	
	a 2 車線 路面輝度 1.0 cd/m 歩道有り	125 VA	
	b 2 車線 路面輝度 1.0 cd/m 歩道無し	120 VA	
	c 3 車線 路面輝度 1.0 cd/m 歩道有り	180 VA	
	d 3車線 路面輝度 1.0 cd/m 歩道無し	100 VA	
連	e 2 車線 路面輝度 1.0 cd/m 高規格	175 VA	
連続照明	f 2車線 路面輝度 0.7 cd/m 歩道有り	95 VA	
照照	g 2 車線 路面輝度 0.7 cd/m 歩道無し	90 VA	
197	h 3 車線 路面輝度 0.7 cd/m 歩道有り	125 VA	
	i 3車線 路面輝度 0.7 cd/m 歩道無し	120 VA	
	j 2 車線 路面輝度 0.7 cd/m² 高規格	120 VA	
	k 平均路面輝度 0.5 cd/m 歩道有り	70 VA	
	ℓ 平均路面輝度 0.5 cd/㎡ 歩道無し		
歩道照明	- 平均路面照度 5 lx	20 VA	
期	— 平均路面照度 10 lx	40 VA	
照局	m 十字路 (2 車線×2 車線) 20 1x	160 VA	
明部	n 十字路 (2 車線×2 車線) 15 1x	125 VA	

0	十字路 (2 車線×2 車線)10 1x		95 VA
n	   十字路(4 車線×2 車線)20 1x	連続照明用	125 VA
p	于昭(4 毕脉 / 2 年脉 / 20 1	交差点隅切り部用	120 VA
	   十字路(4 車線×2 車線)15 1x	連続照明用	95 VA
q		交差点隅切り部用	95 VA
q,	   十字路(4 車線×2 車線)10 1x	連続照明用	70 VA
q	于昭(4 年旅八2 年旅)10 11	交差点隅切り部用	70 VA
lr	   十字路(4 車線×4 車線)20 1x	連続照明用	125 VA
1	于昭(4 华脉八4 华脉)20 11	交差点隅切り部用	120 VA
S	   十字路(4 車線×4 車線)15 1x	連続照明用	95 VA
3	丁四(4 华林八年 华林)10 14	交差点隅切り部用	95 VA
l t	   十字路(6 車線×4 車線)20 1x	連続照明用	125 VA
	于四(0 车脉八至车脉)20 IA	交差点隅切り部用	120 VA
lu	   十字路(6 車線×4 車線)15 1x	連続照明用	95 VA
u	于四(0 华冰八年华冰)10 14	交差点隅切り部用	95 VA
_	T字路(2 車線×2 車線) 20 1x		95 VA
_	T字路(2車線×2車線) 15 1x		70 VA
_	T字路(2 車線×2 車線) 10 1x		70 VA
	│ │T字路(4 車線×2 車線)20 1x	連続照明用	125 VA
		交差点隅切り部用	120 VA
	   T字路(4 車線×2 車線)15 1x	連続照明用	95 VA
		交差点隅切り部用	95 VA
	   T字路(4 車線×2 車線)10 1x	連続照明用 交差点隅切り部用	70 VA
		70 VA	
_	Y字路 (4 車線×2 車線) 20 1x	125 VA	
_	Y字路(4車線×2車線) 15 lx	95 VA	
_	Y字路(4車線×2車線) 10 1x	70 VA	
V	歩行者の背景を照明する方式 20 1x	180 VA	
_	歩行者の背景を照明する方式 10 lx	95 VA	
W	歩行者の自身を照明する方式 20 1x	180 VA	
	歩行者の自身を照明する方式 10 lx		95 VA

- 備考) 1 「設計条件タイプ」は、「LED 道路・トンネル照明導入ガイドライン(案)」(平成 27 年 3 月 国土交通省)による。
  - 2 「標準皮相電力」は、LED 道路照明の定格寿命末期の皮相電力の値とする。
  - 3 電球色 LED を用いる場合の皮相電力は、上表の皮相電力の 1.2 倍の値を標準とする。

表2 トンネル照明器具(基本照明)の標準皮相電力

区分	設計条件タイプ		標準皮相電力
	X	設計速度 40(km/h) 2 車線	40 VA
	(1/2 低減)	0.75(cd/m²) 千鳥	40 VA
	Z	設計速度 50(km/h) 2 車線	50 VA
一般国道等	(1/2 低減)	0.95(cd/m²) 千鳥	50 VA
	bb	設計速度 60(km/h) 2 車線	65. VA
車道幅員 6~7m	(1/2 低減)	1.15(cd/m²) 千鳥	OO VA
(歩道有りの断面含む)		設計速度 40(km/h) 2 車線	65. VA
	X	1.5(cd/m²) 千鳥	OO VA
		設計速度 40(km/h) 2 車線	40 VA
	У	1.5(cd/m²) 向合せ	40 VA

	Z	設計速度 50(km/h) 2 車線 1.9(cd/m²) 千鳥	75 VA
	aa	設計速度 50(km/h) 2 車線 1.9(cd/m²) 向合せ	50 VA
	bb	設計速度 60(km/h) 2 車線 2.3(cd/m²) 千鳥	95 VA
	cc	設計速度 60(km/h) 2 車線 2.3(cd/m²) 向合せ	65 VA
	dd	設計速度 70(km/h) 2 車線 3.2(cd/m²) 千鳥	95 VA
高速自動車国道等	ee	設計速度 70(km/h) 2 車線 3.2(cd/m²) 向合せ	65 VA
	ff	設計速度 80(km/h) 2 車線 4.5(cd/m²) 千鳥	125 VA
	gg	設計速度 80(km/h) 2 車線 4.5(cd/m²) 向合せ	95 VA

- 備考) 1 「設計条件タイプ」は,「LED 道路・トンネル照明導入ガイドライン (案)」(平成 27 年 3 月 国土交通省)による。
  - 2 「標準皮相電力」は、LED 道路照明の定格寿命末期の皮相電力の値とする。

表3 トンネル照明器具(入口照明)の標準皮相電力

種 別	標準皮相電力
NH 70W 相当	50 VA
NH 110W 相当	75 VA
NH 150W 相当	105 VA
NH 180W 相当	160 VA
NH 220W 相当	205 VA
NH 270W 相当	250 VA
NH 360W 相当	290 VA

備考)「種別」は高圧ナトリウムランプ相当の LED トンネル照明器具をさす。

中央分離帯	再生プラスチ	【環境物品等の判断基準】
ブロック	ツク 製甲 央分離帯ブロック	○再生プラスチックが原材料の重量比で 70%以上使用されてい
	西田 ノロ ノノ	ること。

- 備考) 1 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは 一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生 利用したものをいう (ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。
  - 2 「再生プラスチック製中央分離帯ブロック」については、JIS A 9401 (再生プラスチック 製中央分離帯ブロック) に適合する資材は、本基準を満たす。

	1	<u>,                                      </u>		
タイル	セラミック タイル	【環境物品等の判断基準】 ①原料に再生材料(別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等)が用いられているものであること。 ②再生材料が原材料の重量比で20%以上(複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計)使用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。 ③土壌の汚染に係る環境基準(平成3年8月23日環境庁告示第46号)の規定に従い、製品又は使用している再生材料の焼成品を2mm以下に粉砕したものにおいて、重金属等有害物質の溶出について問題のないこと。		
		別表		
		再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法	
		採石及び窯業廃土 無機珪砂 (キラ) 鉄鋼スラグ 非鉄スラグ 鋳物砂 陶磁器屑 石炭灰 廃プラスチック 建材廃材 廃ゴム	が見ていまります。	
		<ul><li>廃ガラス (無色及び茶色の廃ガラスびんを除く)</li><li>製紙スラッジ</li><li>アルミスラッジ</li><li>磨き砂汚泥</li></ul>		
		石材屑	-	
		都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化	
		下水道汚泥	焼却灰化又は溶融 スラグ化	
		上水道汚泥 湖沼等の汚泥	前処理方法によら ず対象	
建具	断熱サッシ・ドア	【環境物品等の判断基準】 ○建築物の窓等を通しての熱の損失を防力のいずれかに該当すること。 ①複層ガラスを用いたサッシであること。 ②二重サッシであること。	と。	
		③断熱材の使用その他これに類する有効な断熱の措置が講じられたドアであること。		

製材等	製材	【環境物品等の判断基準】 ①間伐材、林地残材又は小径木であること、かつ、間伐材は、 伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林 に関する法令に照らして手続が適切になされたものであるこ と。 ②上記①以外の場合は、原料の原木は、伐採に当たって、原木 の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らし て手続が適切になされたものであること。
	集成材 合板 単板積層材 直交集成板	【環境物品等の判断基準】 ①間伐材,合板・製材工場から発生する端材等の残材,林地残材又は小径木の体積比割合が10%以上であり,かつ,合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材、小径木以外の原料の原木は,伐採に当たって,原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ②上記①以外の場合は,合板・製材工場から発生する端材等の残材,林地残材,小径木以外の原料の原木は,伐採に当たって,原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ③居室の内装材にあっては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。

- 備考) 1 本項の判断基準の対象とする「製材」「集成材」「合板」及び「単板積層材」及び「直交 集成板」(以下「製材等」という。) は、建築の木工事において使用されるものとする。
  - 2 「製材等」の判断基準の②は、機能的又は需給上の制約がある場合とする。
  - 3 ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、日本農林規格による。
  - 4 製材、集成材等の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、木材関連事業者にあっては、クリーンウッド法に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。また、木材関連事業者以外にあっては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。

国等が調達するに当たっては、当該調達品目の合法性証明に係る業界等の運用状況等を 勘案すること。

ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が予め当該原料・製品等を特定し、毎年1回林野庁に報告を行うとともに、証明書に特定された原料・製品等であることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。なお、本ただし書きの設定期間については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。

フローリン	フローリング	【環境物品等の判断基準】
グ		①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残
		材又は小径木等を使用していること,かつ,間伐 <mark>材、合板・</mark>
		製材工場から発生する端材等の残材,林地残材,小径木以外
		の原料の原木は、伐採に当たって,原木の生産された国又は
		地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になさ

れたものであること。

- ②上記①以外の場合は、間伐材、合板・製材工場から発生する 端材等の残材、林地残材又は小径木以外の原料の原木は、伐 採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に 関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。
- ③基材に木材を使用した場合は、原料の間伐材は伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。
- ④ 居室の内装材にあっては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。
- 備考) 1 本項の判断基準の対象は、建築の木工事において使用されるものとする。
  - 2 判断基準の②は、機能的又は需給上の制約がある場合とする。
  - 3 ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、日本農林規格による。
  - 4 <u>フローリングの原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には次による。</u>
    - ア. 基材に木材を使用したものにあっては、木材関連事業者は、当該木材についてはクリーンウッド法に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。また、国等が調達するに当たっては、当該調達品目の合法性証明に係る業界等の運用状況等を勘案すること。木材関連事業者以外にあっては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。
    - <u>イ. 上記ア以外の物品にあっては、上記ガイドラインに準拠して行うものとする。なお、都</u> 道府県等による森林、木材等の認証制度も合法性の確認に活用できることとする。

ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が予め当該原料・製品等を特定し、毎年1回林野庁に報告を行うとともに、証明書に特定された原料・製品等であることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。なお、本ただし書きの設定期間については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。

5 判断の基準③にある「基材に木材を使用した場合」及び、配慮事項①にある「(基材に木材を使用しない場合に限る。)」、備考4のアにある「基材に木材を使用したもの」の木材とはクリーンウッド法の対象となるものを示す。

再生木質	パーティクル	【判断の基準】
ボード	ボード	①間伐材, 合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解
		体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・
	繊維板	かん木・小径木等の再生資源である木質材料や植物繊維の重
		量比配合割合が50%以上であること(この場合、再生資材全体
		に占める体積比配合率が20%以下の接着剤, 混和剤等(パーテ
		ィクルボードにおけるフェノール系接着剤等で主要な原材料
		相互間を接着する目的で使用されるもの)を計上せずに、重
		量比配合率を計算することができるものとする。)。
		②間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解
		体木材,使用済梱包材、製紙未利用低質チップ,林地残材・
		かん木,小径木以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木
		の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らし
		て手続が適切になされたものであること。

③居室の内装材にあっては、ホルムアルデヒドの放散量が平均 値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。 【判断の基準】 木質系セメン 卜板 ①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解 体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・ かん木、小径木等の木質材料や植物繊維の重量比配合割合が 50%以上であること(この場合、再生資材全体に占める体積比 配合率が20%以下の接着剤、混和剤等(木質系セメント板にお けるセメント等で主要な原材料相互間を接着する目的で使用 されるもの)を計上せずに、重量比配合率を計算することが できるものとする。)。 ②合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、 使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木、 小径木以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産さ れた国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が 適切になされたものであること。 ③居室の内装材にあっては、ホルムアルデヒドの放散量が平均 値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。

#### 備考) 1 ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、JIS A 1460による。

- 2 パーティクルボード、繊維板の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。なお、都道府県等による森林、木材等の認証制度も合法性の確認に活用できることとする。
- 3 木質セメント板の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、木材関連事業者にあっては、クリーンウッド法に則するとともに、上記ガイドラインに準拠して行うものとする。また、国等が調達するに当たっては、当該調達品目の合法性証明に係る業界等の運用状況等を勘案すること。木材関連事業者以外にあっては、上記ガイドラインに準拠して行うものとする。
- 4 「パーティクルボード」及び「繊維板」については、判断の基準③について、JIS A 5908 及び A 5905 で規定される F☆☆☆☆等級に適合する資材は、本基準を満たす。

<u>木材・プラ</u> スチック複 合材製品	<u>木材・プラスチ</u> <u>ック再生複合</u> <u>材製品</u>	【判断の基準】 ①リサイクル材料等として認められる原料が原材料の重量比で60%以上(複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計)使用されていること。 ②原料として使用される木質材料は、リサイクル材料等として
		図が存在として使用される木質材料は、ファイフル材料等として 認められる木質原料の割合が100%であること。 ③重金属等有害物質の含有及び溶出について問題がないこと。 ④製品に使用されるプラスチックは、使用後に回収し、再リサイクルを行う際に支障を来さないものであること。
		【配慮事項】 ○撤去後に回収して再生利用するシステムがあること。

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「木材・プラスチック再生複合材製品」は、建築の外構工 事、都市公園における園路広場工事、港湾緑地の整備工事において使用されるものとする。
  - 2 判断の基準①②及び③については、JIS A 5741 で規定される「木材・プラスチック再生 複合材」に定める基準による。
  - 3 判断の基準①③及び④については、JIS A 5741 で規定される「木材・プラスチック再生 複合材」4.2 リサイクル材料等の含有率区分 R60, R70, R80 及び R90 は本基準を満たす。

ビニル系床	ビニル系床	【環境物品等の判断基準】
材	材	○再生ビニル樹脂系材料の合計重量が製品の総重量比で15%以
		上使用されていること。

備考) JIS A 5705 (ビニル系床材) に規定されるビニル系床材の種類で記号 KS に該当するものについては、本項の判断基準の対象とする「ビニル系床材」に含まれないものとする。

断熱材	断熱材	【環境物品等の判断基準】 ○建築物の外壁等を通しての熱の損失を防止するものであって、次の要件を満たすものとする。
		①フロン類が使用されていないこと。 ②再生資源を使用している又は使用後に再生資源として使用できること。

- 備考) 1 「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成 13 年 法律第 64 号) 第 2 条第 1 項に定める物質をいう。
  - 2 「熱損失防止性能」の定義及び測定方法は、「断熱材の性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造事業者等の判断の基準等」(平成25年12月経済産業省告示第270号)による。

照明機器	照明制御システム	【環境物品等の判断基準】 ○連続調光可能なLED照明器具及びそれらの器具を制御する照明 制御装置からなるもので、初期照度補正制御及び外光(昼光) 利用制御の機能を有していること。
変圧器	変圧器	【環境物品等の判断基準】 ○エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した数値を上回らないこと。

- 備考) 本項の判断基準の対象とする「変圧器」は、定格一次電圧が 600V を超え、7000V 以下のものであって、かつ、交流の電路に使用されるものに限り、次のいずれかに該当するものは、これに含まれないものとする。
  - ① 絶縁材料としてガスを使用するもの
  - ② H 種絶縁材料を使用するもの
  - ③ スコット結線変圧器
  - ④ 3以上の巻線を有するもの
  - ⑤ 柱上変圧器
  - ⑥ 単相変圧器であって定格容量が 5kVA 以下のもの又は 500kVA を超えるもの
  - ⑦ 三相変圧器であって定格容量が 10kVA 以下のもの又は2000kVA を超えるもの
  - (8) 樹脂製の絶縁材料を使用する三相変圧器であって三相交流を単相交流及び三相交流に変成するためのもの
  - ⑨ 定格二次電圧が 100V 未満のもの又は 600V を超えるもの
  - ⑩ 風冷式又は水冷式のもの

#### 表 変圧器に係る基準エネルギー消費効率の算定式

		区 分		基準エネルギー
変圧器の種別	相数	定格周波数	定格容量	消費効率の算定式
油入変圧器	単 相	50H z		$E=11.2S^{0.732}$
		60H z		$E=11.1S^{0.725}$
	三相	50H z	500kVA 以下	$E = 16.6S^{0.696}$
			500kVA 超	$E = 11.1S^{0.809}$
		60H z	500kVA 以下	$E = 17.3S^{0.678}$
			500kVA 超	$E = 11.7S^{0.790}$
モールド変圧	単 相	50H z		$E = 16.9S^{0674}$
器		60H z		$E = 15.2S^{0.691}$
	三相	50H z	500kVA 以下	$E=23.9S^{0.659}$
			500kVA 超	$E=22.7S^{0.718}$
		60H z	500kVA 以下	$E=22.3S^{0.674}$
			500kVA 超	$E=19.4S^{0.737}$

- 備考) 1 「油入変圧器」とは、絶縁材料として絶縁油が使用されるものをいう。
  - 2 「モールド変圧器」とは、樹脂製の絶縁材料が使用されるものをいう。
  - 3 E及びSは、次の数値を表すものとする。
    - E: 基準エネルギー消費効率(単位: W)
    - S:定格容量(単位:kVA)
  - 4 表の規定は、JIS C 4304 及び C 4306 並びに日本電機工業会規格 1500 及び 1501 に規定する標準仕様状態で使用しないものについても準用する。この場合において、表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率の算定式は、それぞれ当該算定式の右辺に 1.10 (モールド変圧器にあっては 1.05) を乗じた式として取り扱うものとする。
  - 5 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第71号(平成24年3月30日)の「3エネルギー消費効率の測定方法」による。

空調用機器	吸収冷温水機	【環境物品等の判断基準】	
		○冷房の成績係数が表に示された区分の数値以上であること。	

- 備考) 1 本項の判断基準の対象とする「吸収冷温水機」は、冷凍能力が 25kW 以上のものとする。
  - 2 吸収冷温水機の成績係数の算出方法は, JIS B 8622 による。

#### 表 冷房の成績係数

区分	成績係数
冷凍能力が 186kW 未満	1. 15
冷凍能力が 186kW 以上	1. 20

空調用機器	氷蓄熱式	【環境物品等の判断基準】
	空調機器	①氷蓄熱槽を有していること。
		②冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。
		③冷房の成績係数が別表3に示された区分の数値以上であること。

- 備考) 1 「氷蓄熱式空調機器」とは、氷蓄熱ユニット又は氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーをいう。
  - 2 「氷蓄熱式空調機器」の判断基準は、氷蓄熱ユニットについては非蓄熱形相当冷却能力が、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーについては定格蓄熱利用冷房能力がそれぞれ 28kW 以上のものに適用する。
  - 3 成績係数の算出方法は、以下の算定式により、昼間熱源機運転時間は10時間とする。
    - ①氷蓄熱ユニット

定格日量冷却能力 (kW·h)

成績係数= 定格蓄熱消費電力量(kW·h)+昼間熱源機冷却消費電力量(kW·h)

②氷蓄熱式パッケージエアコンディショナー

成績係数=日量蓄熱利用冷房効率

- 4 「非蓄熱形相当冷却能力」とは、冷房時の時間当たり平均負荷率(時間当たりのピーク 負荷の負荷率を 100%とした時の平均負荷の割合)を 85%として、この時のピーク負荷熱 量をいう。
- 5 「定格蓄熱利用冷房能力」とは、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーが別表1に 規定された一定の定格冷房温度条件で、主として蓄熱を利用して室内から除去する熱量を いう。

別表 1 温度条件

単位:℃

		室内側入口空気条件		室外側空気条件	
		乾球温度	湿球温度	乾球温度	湿球温度
冷	定格冷房	27	19	35	_
房	定格冷房蓄熱	_	_	25	_

- 6 「定格日量冷却能力」とは、蓄熱槽内に蓄熱した熱量のうちの正味有効蓄熱容量と、昼間熱源機冷却の運転によって冷却される熱量を合計して、冷水出口温度 7℃で、二次側に供給できる日積算総熱量をいう。
- 7 「定格蓄熱消費電力量」とは、別表2に規定された蓄熱温度条件で定格蓄熱容量までに 消費する電力(ブラインポンプ等の一次側補機の消費電力を含む。)を積算したものをいう。

別表 2 温度条件

単位:℃

		室外側空気条件		
		乾球温度	湿球温度	
冷	定格冷却	35	_	
却	定格冷却蓄熱	25	_	

- 8 「昼間熱源機冷却消費電力量」とは、別表2に規定された定格冷却温度条件で、熱源機 と蓄熱槽が直列に接続されて運転された時に消費する電力を積算したものをいう。
- 9 「日量蓄熱利用冷房効率」とは、日量蓄熱利用冷房能力を日量蓄熱利用冷房消費電力量で除した値をいう。

- 10 「日量蓄熱利用冷房能力」とは、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーが別表1に 規定された一定の定格冷房蓄熱温度条件で、最大10時間蓄熱運転した後、別表1に規定さ れた一定の定格冷房温度条件で、蓄熱利用冷房時間、蓄熱利用冷房運転する間に室内から 除去する熱量を積算したものをいう。
- 11 「日量蓄熱利用冷房消費電力量」とは、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーが別表1に規定された一定の定格冷房蓄熱温度条件で、最大10時間蓄熱運転した間に消費する電力、及び別表1に規定された一定の定格冷房温度条件で、蓄熱利用冷房時間、蓄熱利用冷房運転する間に消費する室外機の電力を積算したものをいう。

別表3 冷房の成績係数

区分	成績係数
氷蓄熱ユニット	2. 2
氷蓄熱式パッケージエアコンディショナー	3.0

	ンヒートポ	【環境物品等の判断基準】 ①期間成績係数が表に示された区分の数値以上であること。 ②冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。
	調和機	

- 備考) 1 本項の判断基準の対象とする「ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機」は、JISB8627 に規定されるもので、定格冷房能力が28kW以上のものとする。
  - 2 期間成績係数 (APFp) の算出方法は, JIS B 8627 による。

#### 表 期間成績係数

区分	期間成績係数(APFp)
冷房能力が 28kW 以上 35.5kW 未満	1.22以上
冷房能力が 35.5kW 以上 45kW 未満	1.37以上
冷房能力が 45kW 以上 56kW 未満	1.59以上
冷房能力が 56kW 以上	1.70以上

空調用機器	送風機	【環境物品等の判断基準】
		○プレミアム効率のモータが使用されていること。

- 備考) 1 プレミアム効率のモータは、JIS C 4213 (低圧三相かご形誘導電動機-低圧トップランナーモータ) で規定される低圧トップランナーモータとする。
  - 2 適用範囲は、定格電圧 600V 以下の三相誘導電動機を用いる空調用及び換気用遠心送風機と する。ただし、電動機直動式及び排煙機は除く。

空調用機器	ポンプ	【環境物品等の判断基準】
		○プレミアム効率のモータが使用されていること。

- 備考) 1 プレミアム効率のモータは、JIS C 4213 (低圧三相かご形誘導電動機-低圧トップランナーモータ) で規定される低圧トップランナーモータとする。
  - 2 適用範囲は、定格電圧 600V 以下の三相誘導電動機を用いる空調用ポンプのうち、軸継手により電動機とポンプ本体を直結した遠心ポンプとする。

配管材	排水・通気	【環境物品等の判断基準】
	用再生硬質	○排水用又は通気用の硬質のポリ塩化ビニル管であって,使用済み
	ポリ塩化ビ	の硬質のポリ塩化ビニル管を原料として,その使用割合が製品全
	ニル管	体における重量比で表に示された区分の数値以上であること。

- 備考) 1 判断基準は、敷地内の排水設備で、屋内の排水管・通気管及び屋外の排水管に硬質のポリ 塩化ビニル管を用いる場合の無圧配管においてのみ適用する。
  - 2 「使用済みの硬質のポリ塩化ビニル管」は、JIS Q 14021 の 7.8.1.1a) 2) 「ポストコンシューマ材料」の定義による硬質のポリ塩化ビニル管または継手類とする。

# 表 重量比

管の区分	重量比
三層管	30%
単層管	80%

- 1 三層管は、JIS K 9797 及び JIS K 9798 とする。
- 2 単層管は、使用済みの硬質のポリ塩化ビニル管を原料としたものであってかつ JIS K 6741 の規格を満たした排水・通気用の管 (使用済みの硬質のポリ塩化ビニル管を原料としたものであることが容易に判別でき、かつ書面にて確認できるもの)、及び AS58 とする。

衛生器具	自動水栓	【環境物品等の判断基準】 ○電気的制御により、水栓の吐水口に手を近づけた際に非接触にて自動で吐水し、手を遠ざけた際に自動で止水するものであること。
	自動洗浄装 置及びその 組み込み小 便器	○洗浄水量が4L/回以下であり、また、使用状況により、洗浄水量
	洋風便器	【環境物品等の判断基準】 ○洗浄水量が8.5L/回以下であること。

備考) 自動水栓の判断基準は、公共用トイレの洗面用または手洗用の水栓を対象とし、止水の際、手を遠ざけた後速やかに止水できるものであること。

コンクリ	再生材料	【環境物品等の判断基準】
一 ト 用型 枠	を 使 用 し た型枠	○再生材料を使用した型枠については、再生材料(別表に掲げる ものを原料としたもの)が原材料の重量比で50%以上(複数の材
		料が使用されている場合は,それらの材料の合計)使用されて おり,使用後の再リサイクルが行われていること。
		別表
		再生材料の原料となるものの分類区分
		廃プラスチック
		古紙パルプ

- 備考) 1 プレキャスト型枠等構造体の一部として利用する型枠及び化粧型枠は本品目の対象外とする。
  - 2 再生材料として再生プラスチックを用いる場合,「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。

コンクリ	合板型枠	【判断基準】
ート用型		①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材
枠		又は小径木等の体積比割合が10%以上であり、かつ、合板・製材
		工場から発生する端材等の残材、林地残材以外の原料の原木は、
		伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に
		関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。
		②①以外の場合は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産
		された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が
		<u>適切になされたものであること。</u>

- 備考) 1 本項の判断基準②は、機能的又は需給上の制約がある場合とする。
  - 2 合板型枠の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林 からの産出に係る確認を行う場合には、合板型枠の板面において、備考3ア.及びイ.に示 す内容が表示されていることを確認すること。
  - 3 合板型枠の板面には、次の内容を表示することとする。なお、当該表示内容については林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成 18年2月15日)」に準拠したものとする。なお、都道府県等による森林、木材等の認証制度も合法性の確認に活用できることとする。
    - ア. 本項の判断基準の①又は②の手続が適切になされた原木を使用していることを示す文 言又は認証マーク
    - イ. 認定・認証番号, 認定団体名等

なお、合板型枠の板面の表示は、各個ごとに板面の見やすい箇所に明瞭に表示していること。ただし、表面加工コンクリート型枠用合板であって、コンクリート型枠用として使用するために裏面にも塗装又はオーバーレイを施し、板面への表示が困難なものにあっては木口面の見やすい箇所に明瞭に表示していること。

また、合板型枠は、再使用に努めることとし、上記ア.及びイ.を板面への表示をした合板型枠であっても、再使用等で板面への表示が確認できなくなる場合については、公共工事の受注者が、調達を行う機関に板面への表示をした合板型枠を活用していることを示した書面を提出することをもって、板面への表示がなされているものとみなす。

# 【品目別:建設機械】

品目	環境物品等の判断基準等
排出ガラ対	Form the different and to be and to be a second and the second and

# 排出ガス対 策型建設機 械

### 【環境物品等の判断基準】

○別表1及び別表2に掲げる建設機械について、搭載されているディーゼル エンジンから排出される各排出ガス成分及び黒煙の量が、それぞれ下表の 第2次基準値又はこれより優れるものであること。

別表1 トンネル工事用建設機械

が表す。ドンネル工事用建設機械		
機種	摘    要	
バックホウ	ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下,大型ブレ	
7.77 4.9	ーカを装着したものを含む	
ホイールローダ・クロー	ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下	
ラローダ	/ 1 - Eルエンシン田刀30kw以上300kw以下	
ダンプトラック	ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下,ただし, 有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く	
	有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く	
トラックミキサ	ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下,ただし,	
トノツクミヤリ	有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く	

#### 別表 2 一般工事用建設機械

機種	摘 要
バックホウ	ディーゼルエンジン出力8kW以上560kW以下
ホイールローダ	ディーゼルエンジン出力8kW以上560kW以下
ブルドーザ	ディーゼルエンジン出力8kW以上560kW以下

# 第2次基準値

<b>为2</b> 00年间					
対象物質 (単位) 出力区分	HC (g/kW∙h)	NOx (g/kW•h)	CO (g/kW•h)	PM (g/kW•h)	黒煙 (%)
8kW以上19kW未満	1.5	9	5	0.8	40
19kW以上37kW未満	1. 5	8	5	0.8	40
37kW以上75kW未満	1. 3	7	5	0.4	40
75kW以上130kW未満	1	6	5	0. 3	40
130 kW以上560kW以下	1	6	3. 5	0.2	40

- 1. 測定方法は、別途定める「排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)による。
- 2. トンネル工事用建設機械は黒煙の基準値が表示基準値の1/5以下とする。
- ○別表3及び別表4に掲げる建設機械について、搭載されているディーゼル エンジンから排出される各排出ガス成分及び黒煙の量が、それぞれ下表の 第1次基準値又はこれより優れるものであること。

別表3 トンネル工事用建設機械

機種	摘    要
ドリルジャンボ	ディーゼルエンジン出力30kW以上260kW以下 (40.8PS以上353PS以下)
コンクリート吹付機	ディーゼルエンジン出力30kW以上260kW以下 (40.8PS以上353PS以下)

# 別表4 一般工事用建設機械

機種	摘    要
☆ 割 ☆ 雪 W	ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下
発動発電機	(10. 2PS以上353PS以下),可搬式(溶接兼用機を含む)
空気圧縮機	ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下
全风土相饿	(10.2PS以上353PS以下),可搬式
油圧コー、1	ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下
油圧ユニット	(10.2PS以上353PS以下),基礎工事用機械で独立したもの
	ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下
ローラ	(10.2PS以上353PS以下),ロードローラ,タイヤローラ,振
	動ローラ
ホイールクレーン	ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下
ハイールグレーン	(10.2PS以上353PS以下), ラフテレーンクレーン

#### 第1次基準値

,,, ,,= ,				
対象物質 (単位) 出力区分	HC (g/kW∙h)	Nox (g/kW•h)	CO (g/kW•h)	黒煙 (%)
7.5kW以上15kW未満	2.4	12. 4	5. 7	50
15kW以上30kW未満	1. 9	10. 5	5. 7	50
30kW以上272kW以下	1. 3	9. 2	5	50

- 1. 測定方法は、別途定める「排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)による。
- 2. トンネル工事用建設機械は黒煙の基準値が表示基準値の1/5以下とする。

備考)特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成17年法律第51号)において,規制対象となる建設機械を使用する際は,同法の技術基準に適合したものを使用すること。

# 低騒音型建 設機械

# 【環境物品等の判断基準】

○建設機械の騒音の測定値が別表に掲げる値以下のものであること。別表

機種	機関出力(kW)	騒音基準値 (dB)
	P < 55	102
ブルドーザー	55≦ P <103	105
	103≦ P	105
	P < 55	99
д <del>-</del>	55≦ P <103	104
バックホウ	103≦ P <206	106
	206≦ P	106
	P < 55	100
ドラグライン	55≦ P <103	104
クラムシェル	 103≦ P <206	107
	206≦ P	107
	P < 55	102
トラクターショベル	55≦ P <103	104
	103≦ P	107
	P < 55	100
クローラークレーン	P < 55 55≦ P < 103	100
トラッククレーン	_	
ホイールクレーン	103≦ P <206	107
	206≦ P	107
バイブロハンマー		107
油圧式杭抜機	P < 55	98
油圧式鋼管圧入・引抜機	55≦ P <103	102
油圧式杭圧入引抜機	103≦ P	104
	P < 55	100
アースオーガー	55≦ P <103	104
	103≦ P	107
	P < 55	100
A DESCRIPTION OF THE PROPERTY	55≦ P <103	104
オールケーシング掘削機	103≦ P <206	105
	206≦ P	107
	P < 55	100
アースドリル	55≦ P <103	104
	103≦ P	107
さく岩機 (コンクリートブレーカー)	100= 1	106
ロードローラー	P < 55	101
タイヤローラー	55≦ P	104
振動ローラー	55 <u>≅</u> 1	104
1/N 791 /	P < 55	100
コンカリートポンプ (古)		
コンクリートポンプ (車)	55≦ P <103	103
	103≦ P	107
	P < 55	99
コンクリート圧砕機	55≦ P <103	103
· / r   1/24	103≦ P <206	106
	206≦ P	107
	P < 55	101
アスファルトフィニッシャー	55≦ P <103	105
	103≦ P	107
コンクリートカッター		106
<b>売与工物</b>	P < 55	101
空気圧縮機	55≦ P	105
発動発電機	P < 55	98
ZA BITI ZX SIS TOX	55≦ P	102

# 【品目別:工法】

分類	品目	環境物品等の判断基準等
建設発生土 有効利用工 法	低品質土有効 利用工法	【環境物品等の判断基準】 ○施工現場で発生する粘性土等の低品質土を,当該現場内において利用することにより,建設発生土の場外搬出量を削減することができる工法であること。
建設汚泥再 生処理工法	建設汚泥再生 処理工法	【環境物品等の判断基準】 ①施工現場で発生する建設汚泥を,再生利用を目的として現場内で盛土材や流動化処理土へ再生する工法であること。 ②重金属等有害物質の含有及び溶出については,土壌汚染対策法(平成14年5月29日法律第53号)及び土壌の汚染に係る環境基準(平成3年8月23日環境庁告示第46号)を満たすこと。
コンクリート 塊再生処理工法	コンクリート 塊再生処理工 法	【環境物品等の判断基準】 ○施工現場で発生するコンクリート塊を,現場内再生利用を目 的としてコンクリート又は骨材に再生処理する工法である こと。

舗装(表層)	路上表層再生 工法	【環境物品等の判断基準】 ○既設アスファルト舗装の表層を粉砕し、必要に応じて新規ア スファルト混合物や添加材料を加え、混合して締め固め、現 位置又は当該現場付近で表層を再生する工法であること。
舗装(路盤)	路上再生路盤工法	【環境物品等の判断基準】 ○既設舗装の路盤材とアスファルト・コンクリート層を粉砕し て混合し、安定処理を施し、現位置で路盤を再生する工法で あること。

備考) アスファルト混合物の層の厚さが 10cm 以下の道路において使用するものとする。

法面緑化工 法	伐採材又は建 設発生土を活 用した法面緑 化工法	○施工現場における伐採材や建設発生土を、当該施工現場にお
山留め工法	泥土低減型ソ イルセメント 柱列壁工法	【環境物品等の判断基準】 ○セメント系固化剤の一部として泥土を再利用又はセメント 系固化剤の注入量を削減することにより,施工に伴い発生す る泥土が低減できる工法であること。

備考)本項の判断基準の対象とする「泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法」は、仮設工事において 使用するものとする。

# 【品目別:目的物】

分類	品目	環境物品等の判断基準等
舗装	排水性舗装	【環境物品等の判断基準】 ○雨水を道路の路面下に浸透させて排水溝に流出させ、かつ、 道路交通騒音の発生を減少させることができる舗装である こと。

備考) 道路交通騒音を減少させる必要がある場合に使用するものとする。

舗装	透水性舗装	【環境物品等の判断基準】 ○雨水を道路の路床に浸透させることができる舗装であるこ
		と。

備考)雨水を道路の路床に浸透させる必要のある歩行者道等の自動車交通がない道路の部分において 使用するものとする。

屋上緑化	屋上緑化	【環境物品等の判断基準】
		①植物の健全な生育及び生育基盤を有するものであること。 ②ヒートアイランド現象の緩和等都市環境改善効果を有する
		ものであること。

備考) 建物の屋上等において設置するものとする。

# 20 登録リサイクル製品

### (1) 対象品目

- ①第1種製品
- ②第2種製品

## (2) 環境物品等の判断基準等

①第1種製品	【環境物品等の判断基準】 ○リサイクル製品登録制度によって登録されたもの (「共通基準 (安全性に関する基準) に適合する製 品」)	【調達目標】 優先的に調達する
②第2種製品	【環境物品等の判断基準】 ○リサイクル製品登録制度によって登録されたもの (「共通基準及び品目基準(製品としての品質に関 する基準)に適合する製品」)	【調達目標】 広島県登録リサイクル 製品使用指針で分類1 へ指定された製品(別 表)は100%,これ以 外は優先的に調達する

## 別表 広島県登録リサイクル製品使用指針により、分類1へ指定された製品の品目名(細品目名)

品目名	細品目名
	再生粗粒度アスファルト混合物(最大粒径 20mm)A
	再生粗粒度アスファルト混合物(最大粒径 20mm)
	再生密粒度アスファルト混合物(最大粒径 20mm)A
再生加熱アスファルト混合物	再生密粒度アスファルト混合物(最大粒径 20mm)
	再生密粒度アスファルト混合物(最大粒径 13mm)A
	再生密粒度アスファルト混合物(最大粒径 13mm)
	再生細粒度アスファルト混合物(最大粒径 13mm)

# (3) 広島県登録リサイクル製品について

- 広島県では、県内で製造されるリサイクル製品を登録することにより、登録製品の情報を広く県民等に提供し、県内産リサイクル製品の利用促進を通じて、資源の循環的な利用、廃棄物の減量化及びリサイクル産業の育成を図ることを目的とした「広島県リサイクル製品登録制度」を実施しています。
- 製品の詳細については、県のホームページ、eco ひろしま(環境情報サイト)を参照してください。

【広島県登録リサイクル製品の紹介】

http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/hiroshima-recycle-seihin/

○ リサイクル製品登録制度では、製品の登録を随時行っているため、対象となる品目・製品 数は年度途中で増減します。

# 21 役務

### (1) 対象品目

- ①省エネルギー診断
- ②食堂
- ③庁舎管理
- ④植栽管理
- ⑤加煙試験
- 6清掃
- ⑦タイルカーペット洗浄
- 8機密文書処理
- 9害虫防除
- 10輸配送
- **⑪**旅客輸送
- 12) 蛍光灯機能提供業務
- 13庁舎等において営業を行う小売業務
- **4**クリーニング
- 15飲料自動販売機設置
- 16引越輸送
- (17)会議運営

### (2) 環境物品等の判断基準等

# 21-1 省エネルギー診断

# ①省エネルギー診断

①省エネルギー 【環境物品等の判断基準】

○表1に掲げる技術資格を有する者若しくはこれと同等と 認められる技能を有する者が、庁舎等における設備等の稼働状況、運用状況並びにエネルギー使用量その他必要な項目について調査・分析を行い、それらの結果に基づき、表2の内容を含む省エネルギー対策に係る設備・機器の導入、改修及び運用改善について提案が行われるものであること。 【調達目標】

調達に努める

## 表 1

- 一級建築士
- 一級建築施工管理技士
- 一級電気工事施工管理技士
- 一級管工事施工管理技士

技術士 (建設,電気・電子,機械,衛生工学,環境)

エネルギー管理士

建築設備士

電気主任技術者

# 表 2

過去3年間程度のエネルギー消費実績及び光熱水費実績,設備の保有 と稼働状況

設備・機器ごとのエネルギー消費量の実績又は推計及び推計根拠 設備・機器の導入、改修に伴う省エネルギー量の推計及び推計根拠 運用改善項目及びそれらに伴う省エネルギー量の推計及び推計根拠 設備・機器の導入、改修に伴う必要投資額及びその投資額に関する推 定根拠

# 21-2 食堂

②食堂	【環境物品等の判断基準】	【調達目標】
	○庁舎又は敷地内において委託契約等により営業してい	調達に努
	る食堂にあっては、次の要件を満たすこと。	める
	①生ゴミを減容及び減量する等再生利用に係る適正な	
	処理が行われるものであること。	
	②繰り返し利用できる食器が使われていること。	

備考) 会議等において提供される飲物等を庁舎又は敷地内において委託契約等により営業している 食堂・喫茶店等の飲食店から調達する場合は、本項の判断基準を準用する。

# 21-3 庁舎管理等

#### ③庁舎管理

### 【環境物品等の判断基準】

- ①庁舎管理において使用する物品が特定調達品目に該当する場合は、判断基準を満たしている物品が使用されていること。
- ②次のアからエに係る設備の管理,計測及び記録,保守及び点検について,管理標準に基づきエネルギー使用の合理化を図ること。
  - ア. 空気調和設備, 換気設備
  - イ. ボイラー設備, 給湯設備
  - ウ. 照明設備, 昇降機, 動力設備
  - 工. 受変電設備
- ③当該施設における省エネルギーに関する計画を定めるとともに、実施すべき省エネルギー対策を選定し、当該対策に係る実施基準等に基づき、その実施状況及び対策効果を施設管理者に毎月報告すること。また、対策の実施結果を踏まえ、必要な省エネルギー対策の見直しを行うこと。
- ④常駐管理にあっては、エネルギーの使用量、水の使用量及び廃棄物の排出量について施設管理者に毎月報告し、前月比又は前年同月比で著しく増加した場合は、施設管理者に次の提案が行われるものであること。また、使用量及び排出量が著しく減少した場合は、その要因についても検証すること。
  - ア. エネルギー使用量が増加した場合は、その要因分析及びその分析結果を踏まえた適切な省エネルギー対策(施設利用者と連携して行う省エネルギー対策を含む。)。
  - イ.水の使用量が増加した場合は、その要因分析及びその分析 結果を踏まえた適切な節水対策(施設利用者と連携して行う 節水対策を含む。)。
  - ウ. 廃棄物の排出量が増加した場合は、その要因分析及びその 分析結果を踏まえた適切な廃棄物排出抑制対策、省資源対策 (施設利用者と連携して行う廃棄物排出抑制対策、省資源対 策を含む。)。
- ⑤常駐管理以外にあっては、エネルギーの使用量、水の使用量及び廃棄物の排出量が前月比又は前年同月比で著しく増加した場合は、施設管理者と協力してその要因分析を行ない、削減対策について提案が行われるものであること。また、使用量及び排出量が著しく減少した場合は、その要因についても検証する
- ⑥省エネルギー診断を実施した施設にあっては、診断結果に基づき設備・機器等の運用改善の措置が講じられていること。
- ⑦エネルギー管理システムを導入している施設にあっては,エネルギー消費の可視化及び把握したデータの分析結果に基づくエネルギー消費効率化の措置が講じられていること。
- ⑧庁舎管理に空気調和設備, 熱源設備の維持管理を含む場合にあっては, 冷媒として用いられるフロン類の漏えいの防止のための適切な措置が講じられていること。
- 備考) 1 「常駐管理」とは定められた時刻において、業務実施者が常駐し、常時施設の運転・監視及び日常点検・保守等の業務にあたる管理形態をいう。
  - 2 庁舎管理に係る判断基準②から⑤については、契約の対象となる業務の範囲に当該基準

【調達目標】 調達に努める に関連する内容が含まれる場合に適用するものとする。

- 3 庁舎管理に係る判断の基準②の管理標準は、別表1に示したエネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)に基づく「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準(平成21年経済産業省告示第66号)」を参考とし、必要に応じ、施設管理者と協議の上、定めるものとする。
- 4 判断の基準③の施設における省エネルギーに関する計画は、当該施設の管理形態、建物の規模、設備・機器等の利用状況を勘案し、施設管理者と協議の上、省エネルギーに係る目標、実施すべき省エネルギー対策、推進体制等を盛り込むものとする。また、実施すべき省エネルギー対策(当該対策に係る実施基準を含む。)は、別表2を参考として選定するものとする。
- 5 「施設利用者」とは、入居者又は来庁者をいう。
- 6 判断基準②から⑤については、施設の改修、大規模な設備・機器の更新・導入等の措置・ 対策は含まれないものとする。
- 7 判断の基準⑥の省エネルギー診断は、本方針に示した「21-1 省エネルギー診断」の 「省エネルギー診断」をいう。
- 8 判断の基準⑦のエネルギー管理システムは、本方針に示した「17 設備」の「エネルギー管理システム」をいう。
- 9 「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年 法律第64号)第2条第1項に定める物質をいう。
- 10 調達を行う各機関は、省エネルギー・低炭素化の推進の観点から、次の事項に留意すること。
  - ア. 庁舎管理を複数年契約で調達する場合は、当該契約期間に応じた温室効果ガスの排出 削減等に係る目標を設定するとともに、毎年度達成状況を評価し、目標達成に向けた 継続的な運用改善が図られるよう努めること。なお、単年度契約の場合にあっても、 適切な対応が図られるよう努めること。
  - イ. 省エネルギー診断の実施,エネルギー管理システムの導入について,可能な施設から 積極的に対応を図るよう努めること。

# 工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準(抄)

対象	管理	計測及び記録	保守及び点検
空気調和設備,換気設備	ア. で、、	ア・ニンのというでは、大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大	ア・コース では、
ボイラー設備, 給湯設備	ア.ボイラー設備は、ボイラーの容量及び使用する燃料の種類に応じて空気比についての管理標準を設定。 イ.ア.の管理標準は、ボイラーに関する基準空気比の値を基準と	ア. ボイラー設備は,燃料 の供給量,蒸気の圧力, 温水温度,排ガス中の 残存酸素量,廃ガスの 温度,ボイラー給水量 その他のボイラーの効	ア. ボイラー設備の効率 の改善に必要な事項の 保守及び点検に関する 管理標準を設定。定期 的に保守及び点検を行 い,良好な状態に維持。

対象		計測及び記録	保守及び点検
	に 圧る転料 関管管のにる すー標と 作定圧必を まりかる 数場働総さ かっす運燃 に質の一)ず 用ギ理数 び限湯に準 はと的る 数場働総さ のす運燃 に質の一)ず 用ギ理数 び限湯に準 はと的る 数場働総さ がい が 質水質ラ質準。使ル管台 及の給善標 理機合せ 複る稼の上で 京川理過供イ管行,及すを教合を設。設内給の事。設の等ル管設制では、 で定イ温標剰給ララにでは、 で定が、 で定が、 で定が、 で定が、 で定が、 でででは、 でででから、 かった。 かった。 かった。 かった。 かった。 かった。 かった。 かった。	率の計でである。 おいます では、 一本のと、	イが大きな、これのでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ
照明設備, 昇降機, 動力設備	ア. 照明設備は、JIS Z 9110(照度 基準)又は Z 9125(屋内作業場 の関基準)及びこれらに準ず る規格に規定するところにより 管理標準を設定し用。よた、 過剰で重要な照明をな 過剰で重要な照明をな うにで選択という。 イ. 昇降機は、時間帯や曜日ある り停止階の制限、複数台 合には稼働台数の制限等によ の管理標準を設定し、効率的な 運転を行う。	照明設備は、照明を施す 作業場所等の照度の計測 及び記録に関する管理標 準を設定。定期的に計測 し、その結果を記録。	ア. 照明設備は, 照の清等のでという。 解明設備は, 照の清等のでという。 かられる でで、 でで、 とないで、 でで、 ないで、 でで、 ないで、 でで、 ないで、 でいるで、 でいるが、 でいいるが、 でいるが、 でいるが、 でいいるが、 でいいるが、 でいるが、 で

対象	管理	計測及び記録	保守及び点検
受変電設備	ア.変圧器及び無停電電源装置は、 部分負荷における効率を考測を考別を表現を表現を表現を変圧器及び無停電る場合をでの発生での全体の対応では、な働台をでで、ででは、ので理標準を設定し、ででは、からのででは、からのででは、からのででは、からのででは、からのででは、からのででは、からのででは、からのでは、からいでは、からのでは	事務所その他の使用電気の実置を変電気の過程を変電気の過程を変更がある。これのででででいる。これのででででいる。これのでででではないでででででいる。これのは、これのは、これのは、これのは、これのは、これのは、これのは、これのは、	負。達るよ関。検機等,止配低び準守 状守標守 は、

庁舎管理・利用に係る省エネルギー対策例

1.1 A = 11.1# k/k	月青日生・利用に尿る目・	実施基準 (例)	
対象設備等	省エネルギー対策(例)	常駐管理	常駐管理以外
	室内設定温湿度条件の変更	季節・外気温に応じ実施	季節ごとに実施
	運転時間の短縮など機器の起動・停止期 間の最適な値に設定	毎日実施	季節ごとに実施
	季節ごと・室内負荷状況に応じた最適な 運転方法の設定	週1回以上実施	季節ごとに実施
	空調終了前に関連補機(外調機・熱源機器)などの停止	毎日実施	_
	インテリア・ペリメータの年間冷暖房の 取りやめ	季節・外気温に応じ実施	_
	冷房・暖房同時使用に伴うミキシングロ スの確認及び防止	随時実施	随時実施
	温湿度センサを適正な位置に取付	必要に応じ実施	必要に応じ実施
±1.75	吹出し口の位置,方向の調整による温度 分布均一化	必要に応じ実施	必要に応じ実施
熱源・空調	冷暖房期間の短縮化	季節・外気温に応じ実施	_
設備共通	空室・倉庫等の空調換気の停止	必要に応じ実施	必要に応じ実施
	運転時間の短縮	毎日実施	_
	残業時間帯の空調制限	毎日実施	_
	ブラインド・カーテンの休日前の閉止に よる休日明けの空調負荷の低減	毎日実施	_
	早朝・深夜の清掃作業における空調制限	毎日実施	_
	空調時間帯の扉・窓開放の禁止	季節・外気温に応じ実施	=
	空調の障害となる間仕切り・家具の配置 の変更	随時実施	_
	共用部の温度設定を居室よりも緩和する 措置の実施	毎日実施	季節ごとに実施
	クールビズ・ウォームビズの実施	季節ごとに実施	季節ごとに実施
	夏季における屋上等への散水の実施	当該期間外気温に応 じ実施	_
	各種センサを含む自動制御装置の適正保 守の実施	随時実施	随時実施
個別空調機	エアーフィルタの定期清掃の実施	年2回以上実施	年2回以上実施
	冷温水フィンコイルの定期清掃の実施	年2回以上実施	年2回以上実施
	空調の還気、吹出し口の障害物の撤去	随時実施	_
	ウォーミングアップ制御の採用	毎日実施	_
	空調立ち上げ時に対し定常運転後に設定 温度を2℃~3℃上げる又は下げる措置 の実施	季節・外気温に応じ実施	_
	窓の開閉による自然換気の採用	季節・外気温に応じ実施	_
	外気温度の低い夜間に適温外気を取り入 れるナイトパージの実施	季節・外気温に応じ実施	_
	吸気口と排気口の近接により生じるショ ートサーキットの防止	随時実施	随時実施
	スケジュール運転の実施	随時実施	随時実施

1 1 to = 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 1		実施基準	進(例)
対象設備等	省エネルギー対策(例)	常駐管理	常駐管理以外
	ダクトのエアー漏れ・水漏れ・保温材の 脱落等について保守管理の徹底	年1回以上実施	年1回以上実施
伊山本海峡	全熱交換器の清掃管理	年2回以上実施	年2回以上実施
個別空調機	全熱交換器の停止措置	季節・外気温に応じ実施	季節ごとに実施
	温湿度を一定の範囲内で制御するゼロエ ナジーバンドの設定	毎日実施	-
	冷水は高め、温水は低め、冷却水は低め の温度管理	毎日実施	
セントラル 空調システ	冷温水の大温度差運転の制御運転の実施 (ポンプの搬送動力の低減)	随時実施	_
ム関連	冷温水・冷却水の定期的な水質管理の実 施 (熱伝導率低下の防止)	月1回以上実施	月1回以上実施
	空調終了 30 分程度前の熱源機器の停止	毎日実施	_
	冷凍機の運転圧力の適正管理	随時実施	随時実施
	蒸発器・凝縮器の薬洗・ブラシ清掃など のチューブ内部洗浄の実施	必要に応じ実施	必要に応じ実施
冷凍機	温度計・圧力計などの計測機器の機能維 持, 点検整備の実施	年2回以上実施	年2回以上実施
	マノメーター・センサーなどの計測機器 の機能維持,点検整備の実施	年2回以上実施	年2回以上実施
	機器の COP 値(効率)の管理	随時実施	1
	機内の機密の適正な維持管理	随時実施	随時実施
冷温水発生	蒸発器・凝縮器の薬洗・ブラシ清掃など のチューブ内部洗浄の実施	年2回以上実施	年2回以上実施
機・吸収式 冷凍機	温度計・圧力計などの計測機器の機能維 持,点検整備の実施	年2回以上実施	年2回以上実施
1111/4/1/2	マノメーター・センサーなどの計測機器 の機能維持、点検整備の実施	年2回以上実施	年2回以上実施
	機器の COP 値(効率)の管理	随時実施	
	冷却水出入口温度の適正化	随時実施	随時実施
	充填材の汚れ、水質の汚れ等の管理	随時実施	随時実施
冷却塔	冷却塔水槽の清掃	随時実施	随時実施
	バルブの開閉状態の確認	随時実施	随時実施
	冷却水の薬注管理の実施	随時実施	随時実施
蓄熱槽	空調負荷予測等を踏まえた蓄熱槽におけ る水・氷蓄熱量の最適な運転の実施	随時実施	
	槽内温度分布の適正管理	随時実施	
ファンコイル	ペリメータ用ファンコイルの最適な運転 (時間帯・設定温度)	季節・外気温に応じ実施	_
	エアーフィルタの定期的な清掃	月1回以上実施	月1回以上実施
	冷温水フィンコイルの定期的な清掃	年2回以上実施	年2回以上実施
	空調の還気、吹出し口の障害物の撤去	随時実施	_
空冷ヒートポンプ	室外機フィンコイルの定期的な洗浄	年1回以上実施	年1回以上実施
	室内機フィンコイルの定期的な洗浄	年1回以上実施	年1回以上実施
	室内機のエアーフィルタの定期的な清掃	月1回以上実施	月1回以上実施
	運転圧力・運転電流などによる運転状況 の確認・管理	毎日実施	_
	全熱交換器の清掃	年2回以上実施	年2回以上実施

		実施基準	進 (例)
対象設備等	省エネルギー対策(例)	常駐管理	常駐管理以外
空冷ヒート ポンプ	全熱交換器の停止措置	季節・外気温に応じ実施	季節ごとに実施
	室内機フィンコイルの定期的な洗浄	年1回以上実施	年1回以上実施
	エアーフィルタの定期的な清掃	月1回以上実施	月1回以上実施
水冷パッケ	運転圧力・運転電流などによる運転状況 の確認・管理	毎日実施	_
ージ方式	全熱交換器の清掃	年2回以上実施	年2回以上実施
	全熱交換器の停止措置	季節・外気温に応じ実施	季節ごとに実施
	冷却水薬洗の実施	年1回以上実施	年1回以上実施
	機械室,電気室,倉庫の換気量の制限	随時実施	随時実施
	不使用室の換気停止(倉庫,機械室等)	必要に応じ実施	必要に応じ実施
	窓の開閉による自然換気の採用	季節・外気温に応じ実施	
	ファンベルトの点検・交換	年1回以上実施	年1回以上実施
給排気設備	排熱用換気ファンの起動設定温度の変更	必要に応じ実施	必要に応じ実施
	ファン,ダクト等のフィルターの目詰ま り除去	必要に応じ実施	必要に応じ実施
	換気風量の適正な値への設定,外気量の 削減	必要に応じ実施	_
	二次ポンプの起動・停止・圧力・流量が 最適な状態になるように設定	随時実施	_
ポンプ関連	グランドパッキン等の水量適正管理の実 施	月1回以上実施	月1回以上実施
	断熱材の状態管理	年2回以上実施	年2回以上実施
	3管・4管式設備の場合,状況に応じた 運転停止などの実施	随時実施	_
	空気比・排ガス温度等燃焼装置の適切な 設定	随時実施	随時実施
	蒸気等の圧力、温水の温度の適切な設定	随時実施	随時実施
	伝熱面の清掃・スケール等の除去	年1回以上実施	年1回以上実施
ボイラ	熱交換器類の伝熱面の管理	月1回以上実施	月1回以上実施
	ボイラーの水質管理(JISB8223による)	月1回以上実施	月1回以上実施
	蒸気トラップの機能維持(ドレンの回収)	月1回以上実施	月1回以上実施
	機器の COP 値(効率)の管理	随時実施	
	給湯時間の制限と給湯範囲の縮小	季節・外気温に応じ実施	季節ごとに実施
	夏季における手洗い場等の給湯の停止	当該期間毎日実施	当該期間毎日実施
給湯設備	給湯温度の設定変更	季節・外気温に応じ実施	
NA WAREN	使用上、支障のない範囲で給湯の分岐バ ルブを絞込み	必要に応じ実施	必要に応じ実施
照明設備	作業スペースの過剰照明の消灯、自然採 光の活用、窓際の消灯	利用状況に応じ実施	利用状況に応じ実施
	調光による減光	利用状況に応じ実施	利用状況に応じ実施
	廊下・ホールの消灯及び間引き	利用状況に応じ実施	利用状況に応じ実施
	トイレ・給湯室不在時の消灯	毎日実施	——————————————————————————————————————
	空室・倉庫等の消灯	毎日実施	必要に応じ実施
	王主   岩岸寺の旧名	毎日実施	— — — — — — — — — — — — — — — — — — —
	残業実施場所を集約化することによる残 業時間帯における部分消灯の実施	毎日実施	_
	乗時間帯における部カ有灯の美施   始業点灯時間の短縮・制限	毎日実施	_
	201天小201m1回2722mm - 1101px	丹日大心	

-1.43 =n.1± k/×	省エネルギー対策 (例)	実施基準 (例)	
対象設備等		常駐管理	常駐管理以外
	器具の清掃による照明効率の向上	年1回以上実施	年1回以上実施
	定期的なランプ交換の実施(蛍光ランプ, HID ランプ等)	1回/2~3年	1回/2~3年
	ランプ交換時の初期照度補正の初期化	交換時に実施	_
	間仕切りの取りやめ	必要に応じ実施	<del>-</del>
	部分消灯を行いやすくするような照明の		
照明設備	点灯範囲における机及び作業場所の適正 な配置	必要に応じ実施	_
	ソーラータイマーのこまめな調整	月1回以上実施	月1回以上実施
	局部照明の採用	随時実施	_
	照明スイッチに点灯範囲を表示	必要に応じ実施	
	照明制御設備の作動点検	必要に応じ実施	_
	手動によるこまめな点消灯	随時実施	_
	エレベータ・エスカレータの運転台数制 御 (停止階の制限,稼働台数の制御)	毎日実施	_
	階段利用の促進	毎日実施	_
搬送設備	庁舎内配送共同化の実施	毎日実施	_
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	電動機の負荷となる機器,動力伝達部及 び電動機の機器損失を低減するような保 守及び点検	必要に応じ実施	_
	配管のさび・腐食・水漏れの確認	必要に応じ実施	必要に応じ実施
給排水·	熱源機とポンプ等の補機を含めたエネル ギー消費効率の向上	必要に応じ実施	_
衛生設備	使用上,支障のない範囲で給水の分岐バ ルブを絞込み	必要に応じ実施	必要に応じ実施
	夏季における温水洗浄便座暖房の停止	季節・外気温に応じ実施	季節ごとに実施
	受変電室の室内温度の見直し	季節ごとに実施	_
	デマンドの状況による負荷の調節	随時実施	_
<b>亚</b> 亦最凯准	進相コンデンサによる力率管理	随時実施	_
受変電設備	不要期間・不要時間帯の変圧器の切離し	必要に応じ実施	_
	変圧器の稼働台数の調整及び適正負荷の 維持	随時実施	_
受変電設備	無停電電源装置の稼働台数の調整及び適 正負荷の維持	随時実施	_
その他	自動販売機の節電(照明の消灯・夜間運 転停止時)の実施	毎日実施	_
	OA 機器等の昼休み等不使用時における電源の切断	毎日実施	_
	ブラインド・カーテンの有効利用	毎日実施	_
	対象設備・機器等の設定値の確認, 運転 結果の測定・記録	毎日実施	月1回以上実施
	省エネルギーに必要なエネルギーデータ の把握・活用	毎日実施	月1回以上実施

### ④植栽管理

### 【環境物品等の判断基準】

- ①植栽管理において使用する物品が特定調達品目に該当する場合は、判断の基準を満たしている物品が使用されていること。
- ②病害虫予防として,適切な剪定や刈込みを行って通風をよくし,日照等を確保するとともに,適切な防除手段を用いて,害虫や雑草の密度を低いレベルに維持する総合的病害虫・雑草管理を行う体制が確保されていること。
- ③農薬の使用の回数及び量の削減に努めているとともに,農薬取締法に基づいて登録された適正な農薬を,ラベルに記載されている使用方法(使用回数,使用量,使用濃度等)及び使用上の注意事項を守って,適正かつ効果的に使用されるものであること。

【調達目標】

調達に努める

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「植栽管理」とは、庁舎周辺等の植栽地及び屋上緑化等の管理とする。
  - 2 判断の基準②の「総合的病害虫・雑草管理を行う体制」とは、発生状況等の調査、被害の早期発見、剪定や捕殺などの物理的防除も含めた防除方法の選択等、経済性を考慮しつつ健康と環境への負荷の軽減を総合的に講じる体制をいう。
  - 3 判断の基準②及び③については、農薬の使用に係る施設管理者や周辺地域への情報提供、 農薬の飛散防止、適正使用の記録の保持等、「住宅地等における農薬使用について(平成 25 年 4 月 26 日付 25 消安第 175 号環水大土発第 1304261 号農林水産省消費・安全局長、環境 省水・大気環境局長連名通知)」に準拠したものであること。

### 5加煙試験

### 【判断の基準】

○加煙試験器の発煙体にフロン類が使用されていないこと。

### 【配慮事項】

<u>○製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ</u> 及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

- 備考) 1 消防設備点検業務等に加煙試験を含む場合にも、本項の判断の基準を適用する。
  - 2 「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成 13 年 法律第 64 号)第 2 条第 1 項に定める物質をいう。
  - 3 判断の基準の適用については、平成30年度の1年間は経過措置を設けるものとし、この 期間においては、当該基準を満たさない場合にあっても、特定調達物品等とみなすことと する。ただし、この期間においても、可能な限り発煙体にフロン類を使用しない加煙試験 器を使用するよう努めること。

### 6清掃

### 【環境物品等の判断基準】

- ①清掃において使用する物品が特定調達品目に該当する場合は, 判断基準を満たしている物品が使用されていること。
- ②洗面所の手洗い洗剤として石けん液又は石けんを使用する場合には,資源有効利用の観点から,廃油又は動植物油脂を原料とした石けん液又は石けんが使用されていること。
- ③ごみの収集は、資源ごみ(紙類、缶、びん、ペットボトル等)、 生ごみ、可燃ごみ、不燃ごみを分別し、適切に回収が実施されていること。
- ④資源ごみのうち、紙類については、古紙のリサイクルに配慮した分別・回収が実施されていること。また、分別が不徹底であった場合や排出量が前月比又は前年同月比で著しく増加した場合は、施設管理者と協力して改善案の提示がなされること。
- ⑤清掃に使用する床維持剤 (ワックス), 洗浄剤等の揮発性有機 化合物の含有量が指針値以下であること。
- ⑥環境負荷低減に資する技術を有する適正な事業者であり、より 環境負荷低減が図られる清掃方法等について、具体的提案が行 われていること。
- 備考) 1 判断の基準④の紙類の排出にあたって、調達を行う各機関は、庁舎等における紙類の使用・廃棄の実態を勘案しつつ、別表1及び2を参考とし、清掃事業者等と協議の上、古紙排出に当たっての分類を定め、古紙再生の阻害要因となる材料の混入を排除して、分別を徹底すること。印刷物について、印刷役務の判断基準を満たしたリサイクル対応型印刷物は、紙向けの製紙原料として使用されるよう、適切に分別すること。
  - 2 判断の基準⑤の揮発性有機化合物の指針値については、厚生労働省の定める室内濃度指針値に基づくものとする。
  - 3 判断の基準⑥の環境負荷低減が図られる清掃方法等とは、汚染度別の清掃方法の採用、 室内環境の汚染前に除去する予防的清掃方法の採用、清掃用機材の性能維持による確実な 汚染除去の実施等をいう。
  - 4 調達を行う各機関は、床維持剤の剥離洗浄廃液等の建築物の清掃作業に伴う廃液の適正 処理を図るよう必要な措置を講ずること。

【調達目標】

調達に努 める

# 古紙の分別方法 (例)

分類	品目
新聞	新聞 (折込チラシを含む)
段ボール	段ボール
雑誌	ポスター, チラシ 雑誌, 報告書, カタログ, パンフレット, 書籍, ノートなど冊子形状のもの
OA 用紙	コピー用紙及びそれに準ずるもの
リサイクル対応	「印刷用の紙にリサイクルできます」の印刷物(Aランクの材料のみ使用)
型印刷物	「板紙にリサイクルできます」の印刷物(AまたはBランクの材料のみ使用)
その他雑がみ	封筒, 紙箱, DM, メモ用紙, 包装紙など上記以外の紙
シュレッダー屑	庁舎等内において裁断処理した紙

備考) 「リサイクル対応型印刷物」とは、印刷に係る判断基準(印刷参照)に示された印刷物の リサイクル適性が表示された印刷物をいう。

別表 2

# 古紙再生の阻害要因となる材料 (例)

分類	種類
	粘着物の付いた封筒
	防水加工された紙
	裏カーボン紙、ノーカーボン紙(宅配便の複写伝票など)
	圧着はがき
	感熱紙
	写真、インクジェット写真プリント用紙、感光紙
紙製品	プラスチックフィルムやアルミ箔などを貼り合わせた複合素材の紙
	金・銀などの金属が箔押しされた紙
	臭いの付いた紙(石けんの個別包装紙、紙製の洗剤容器、線香の紙箱等)
	捺染紙(昇華転写紙,アイロンプリント紙等)
	感熱発泡紙
	合成紙
	汚れた紙 (使い終わった衛生用紙、食品残さなどで汚れた紙等)
	粘着テープ類
	ワッペン類
	ファイルの金属
	金属クリップ類
M 1/1 Trò	フィルム類
紙以外	発泡スチロール
	セロハン
	プラスチック類
	ガラス製品
	布製品
L	

# <u>⑦タイルカ</u> <u>ーペット洗</u> 浄

## 【判断の基準】

- ①洗浄に使用する機器の消費電力量が0.22kWh/m以下であること。
- <u>②洗浄に使用する水量が40L/㎡以下であること。</u>
- ③洗浄に使用する洗剤等は、清掃に係る判断の基準(「清掃」参照。)を満た すこと。
- <u>④洗浄完了後のタイルカーペットを水洗いした回収水の透視度が5ポイント</u> 以上であること。
- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「タイルカーペット洗浄」とは、敷設されたタイルカーペットを取り外し、施工現場又は事業所等においてタイルカーペットの汚れを遊離・分解し洗い流すとともに、汚水が残らないように吸引若しくは脱水することをいう。
  - 2 判断の基準④の透視度は JIS K 0120 による。

# <u>⑧</u>機密文書 処理

### 【環境物品等の判断基準】

- ①当該施設において排出される紙の種類や量を考慮し,施設の 状況に応じた分別方法及び処理方法の提案がなされ,製紙原 料として適切な回収が実施されること。
- ②機密文書の処理にあたっては、排出・一時保管、回収、運搬、 処理の各段階において、機密漏洩に対する適切な対策を講じ たうえで、製紙原料としての利用が可能となるよう次の事項 を満たすこと。
  - ア. 古紙再生の阻害となるものを除去する設備や体制が整っていること。
  - イ. 直接溶解処理にあたっては、異物除去システムが導入された設備において処理されること。
  - ウ. 破砕処理にあたっては、可能な限り紙の繊維が保持される処理が行われること。
- ③適正処理が行われたことを示す機密処理・リサイクル管理票を 発注者に提示できること。
- 備考) 1 調達を行う各機関は、廃棄書類の排出にあたって機密の度合や必要性を考慮し、可能な 限り機密文書として排出する量の削減に努めること。
  - 2 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。
    - ア. 判断基準②の破砕処理の発注にあたっては、裁断紙片の大きさについて確認を行うこと(古紙の再生においては、裁断した紙片が望まれる機密性の範囲において、より大きい方が望ましい。事業者による裁断紙片サイズの目安は 10mm×50mm 以上)。
    - イ. 庁舎等内におけるシュレッダー処理は、一般的に古紙原料としての利用適性が低下することから、機密の度合いや必要性を考慮して行うこと。シュレッダー屑は廃棄・焼却せず、紙の種類に応じて適切に製紙原料として使用されるよう、古紙回収業者や機密文書処理事業者等に回収・処理を依頼するよう努めること(古紙として再生に適した紙幅の目安は5mm以上)。
  - 3 判断基準③の「機密処理・リサイクル管理票」とは、回収された機密文書が機密抹消処 理後に製紙原料として使用されたことを証明する書類をいう。なお、この証明書は溶解、 破砕などの処理を事業者に委託した場合に提示されるものであり、調達を行う各機関内で シュレッダー処理を行ったシュレッダー屑についてはこの限りではない。

【調達目標】

調達に努める

# 9害虫防除

## 【環境物品等の判断基準】

- ①害虫防除において使用する物品が特定調達品目に該当する場合は、判断基準を満たしている物品が使用されていること。
- ②殺そ剤及び殺虫剤の乱用を避け,生息状況等の調査を重視した総合的な防除措置が講じられていること。
- ③害虫等の発生・侵入を防止するための措置が講じられていること。
- ④防除作業にあたり,事前計画や目標が設定されていること。また,防除作業後に,効果判定(確認調査,防除の有効性評価等)が行われていること。
- ⑤殺そ剤又は殺虫剤の使用に当たっては、医薬品、医療機器等の 品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律 第145号)において製造販売の承認を得た医薬品又は医薬部外 品を使用し、使用回数・使用量・使用濃度等、適正かつ効果的 に行われていること。

備考) 本項の判断基準と対象とする「害虫防除」は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律を基本に、庁舎等のねずみ・昆虫、外来生物等その他人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物等の防除とする。

【調達目標】

調達に努 める

# 21-4 輸配送

#### 10輸配送

### 【環境物品等の判断基準】

- ①エネルギーの使用の実態,エネルギーの使用の合理化に係る取組効果の把握が定期的に行われていること。
- ②環境保全のための仕組み・体制が整備されていること。
- ③エコドライブを推進するための措置が講じられていること。
- ④大気汚染物質の排出削減、エネルギー効率を維持する等の環境の保全の観点から車両の点検・整備を実施していること。
- **⑤**モーダルシフトを実施していること。
- ⑥輸配送効率の向上のための措置が講じられていること。
- ①上記①については使用実態,取組効果の数値が,上記②から⑥については実施の有無がウエブサイトを始め環境報告書等により公表され,容易に確認できること,又は第三者により客観的な立場から審査されていること。

【調達目標】 調達に努める

- 備考) 1 本項の判断基準の対象とする「輸配送」とは、国内向けの信書、宅配便、小包郵便物(一般、冊子等)及びメール便をいう。
  - ア.「信書」とは、特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書 をいう。
  - イ.「宅配便」とは、一般貨物自動車運送事業の特別積合せ貨物運送又はこれに準ずる貨物 の運送及び利用運送事業の鉄道貨物運送、内航海運、貨物自動車運送、航空貨物運送 のいずれか又はこれらを組み合わせて利用する運送であって、重量 30kg 以下の一ロー 個の貨物をいう。
  - ウ.「メール便」とは、書籍、雑誌、商品目録等比較的軽量な荷物を荷送人から引き受け、 それらを荷受人の郵便受箱等に投函することにより運送行為を終了する運送サービス であって、重量 1kg 以下の一口一冊の貨物をいう。
  - 2 「環境保全のための仕組み・体制の整備」とは、環境に関する計画・目標を策定するとともに、当該計画等の実施体制を定め、環境保全に向けた取組を推進することをいう。
  - <u>3</u>「エコドライブ」とは、エコドライブ普及連絡会作成「エコドライブ 10 のすすめ」(平成 24 年 10 月) に基づく運転をいう。

(参考) ①ふんわりアクセル『eスタート』②車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転③減速時は早めにアクセルを離そう④エアコンの使用は適切に⑤ムダなアイドリングはやめよう⑥渋滞を避け、余裕をもって出発しよう⑦タイヤの空気圧から始める点検・整備⑧不要な荷物はおろそう⑨走行の妨げとなる駐車はやめよう⑩自分の燃費を把握しよう

- <u>4</u> 判断基準<u>3</u>の「エコドライブを推進するための措置」とは、次の要件をすべて満たすことをいう。
  - ア. エコドライブについて運転者への周知がなされていること。
  - イ. エコドライブに係る管理責任者の設置、マニュアルの作成(既存マニュアルの活用を 含む)及びエコドライブの推進体制を整備していること。
  - ウ. エコドライブに係る教育・研修等を実施していること。
  - エ. 運行記録を運転者別・車種別等の適切な単位で把握し、エネルギーの使用の管理を行っていること。
- 5 判断基準④の「車両の点検・整備」とは、日常点検、定期点検の実施等道路運送車両法等において規定されている事項を遵守するほか、車両のエネルギー効率を維持する等環境の保全を目的に、別表に示した点検・整備項目に係る自主的な管理基準を定め、実施していることをいう。

- 6 「モーダルシフト」とは、貨物輸送において、環境負荷の少ない大量輸送機関である鉄道貨物輸送・内航海運の活用により、輸送機関(モード)の転換(シフト)を図ることをいう。ただし、その主業務が幹線輸送を伴わない場合は、判断の基準⑤を適用しない。
- 7 判断基準6の「輸配送効率の向上のための措置」とは、次の要件をすべて満たすことをいう。
  - ア. エネルギーの使用に関して効率的な輸配送経路を事前に選択し、運転者に周知していること。
  - イ. 渋滞情報等を把握することにより、適切な輸配送経路を選択できる仕組みを有していること。
  - ウ. 輸配送量、地域の特性に応じた適正車種の選択をしていること。
  - エ. 輸配送先, 輸配送量に応じて拠点経由方式と直送方式を使い分け, 全体として輸配送 距離を短縮していること。
- 8 「環境報告書」とは、環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律(平成 16 年法律 77 号) 第2条第4項に規定する環境報告書をいう。

### 車両のエネルギー効率の維持等環境の保全に係る点検・整備項目

# 【点検・整備の推進体制】 点検・整備は、明示された実施計画に基づき、その結果を把握し、記録として残して 点検・整備結果に基づき、点検・整備体制や取組内容について見直しを行う仕組みを 有すること。 【車両の適切な点検・整備】 点検・整備を整備事業者に依頼するに当たっては、車両の状態を日常から把握し、そ の状況について伝えていること。 目視により黒煙が増加してきたと判断された場合には、点検・整備を実施しているこ フロン類の大気中への放出を抑制するため、カーエアコンの効き具合等により、エア コンガスが減っている(漏れている)と判断された場合には、カーエアコンの点検・ 整備を実施していること。 【自主的な管理基準による点検・整備】 (エア・クリーナ・エレメント関連) エア・クリーナ・エレメントの清掃・交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノ ート等を参考に, 走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し, 実施して いること。 (エンジンオイル関連) エンジンオイルの交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走 行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。 エンジンオイルフィルタの交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参 考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。 (燃料装置関連) 燃料装置のオーバーホールや交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を 参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。 (排出ガス減少装置関連) 排出ガス減少装置(DPF,酸化触媒)の点検に当たっては、メーカーのメンテナンスノ ート等を参考に,走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し,実施して いること。 (その他) タイヤの空気圧の点検・調整は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距 離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、空気圧の測定に基づき実施してい トランスミッションオイルの漏れの点検は、メーカーのメンテナンスノート等を参考 に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。 トランスミッションオイルの交換は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走 行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。 デファレンシャルオイルの漏れの点検は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、 走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。

- 注:「■」は車両の点検・整備に当たって必ず実施すべき項目
  - 「□」は車両の点検・整備に当たって実施するよう努めるべき項目

□ デファレンシャルオイルの交換は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行 距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。

## 21-5 旅客輸送(自動車)

9旅客輸送

【環境物品等の判断基準】

- ①エネルギーの使用の実態及びエネルギーの使用の合理化に係る 取組効果の把握が定期的に行われていること。
- ②環境保全のための仕組み・体制が整備されていること。
- ③エコドライブを推進するための措置が講じられていること。
- ④エネルギー効率を維持する等環境の保全のため車両の点検・整備を実施していること。
- ⑤旅客輸送効率の向上のための措置又は空車走行距離の削減のための措置が講じられていること。
- ⑥上記①については使用実態,取組効果の数値が,上記②から④については実施の状況がウエブサイトをはじめ環境報告書等により公表され,容易に確認できること,又は第三者により客観的な立場から審査されていること。

備考) 1 「エコドライブ」とは、エコドライブ普及連絡会作成「エコドライブ 10 のすすめ」(平成 24 年 10 月) に基づく運転をいう。

(参考) ①ふんわりアクセル『eスタート』②車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転③減速時は早めにアクセルを離そう④エアコンの使用は適切に⑤ムダなアイドリングはやめよう⑥渋滞を避け、余裕をもって出発しよう⑦タイヤの空気圧から始める点検・整備⑧不要な荷物はおろそう⑨走行の妨げとなる駐車はやめよう⑩自分の燃費を把握しよう

- 2 「環境保全のための仕組み・体制の整備」とは、環境に関する計画・目標を策定すると ともに、当該計画等の実施体制を定め、環境保全に向けた取組を推進することをいう。
- 3 判断基準3の「エコドライブを推進するための措置」とは、次の要件をすべて満たすことをいう。
  - ア. エコドライブについて運転者への周知がなされていること。
  - イ. エコドライブに係る管理責任者の設置、マニュアルの作成(既存マニュアルの活用を 含む)及びエコドライブの推進体制を整備していること。
  - ウ. エコドライブに係る教育・研修等を実施していること。
  - エ. 運行記録を運転者別・車種別等の適切な単位で把握し、エネルギーの使用の管理を行っていること。
- 4 判断基準<br/>
  ④の「車両の点検・整備」とは、日常点検、定期点検の実施等道路運送車両法等において規定されている事項を遵守するほか、車両のエネルギー効率を維持する等環境の保全を目的に、別表に示した点検・整備項目に係る自主的な管理基準を定め、実施していることをいう。
- <u>5</u> 判断基準<u>6</u>の「旅客輸送効率の向上のための措置」及び「空車走行距離の削減ための措置」とは、次の要件を満たすことをいう。
  - 一般貸切旅客自動車にあっては次の要件ア及びイを満たすことをいう。
  - ア. エネルギーの使用に関して効率的な旅客輸送経路を事前に選択し、運転者に周知して いること。
  - イ. 輸送人数, 地域の特性に応じた適正車種の選択をしていること。
  - 一般乗用旅客自動車にあっては次の要件ウを満たすことをいう。
  - ウ. 配車に無線を導入していること、あるいは他の通信・情報機器等を利用し運転者との 連絡が取れる体制を有していること。
  - **6** 「環境報告書」とは、環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した

【調達目標】 調達に努める 事業活動の促進に関する法律(平成 16 年法律 77 号)第2条第4項に規定する環境報告書をいう。

### 車両のエネルギー効率の維持等環境の保全に係る点検・整備項目

# 【点検・整備の推進体制】 点検・整備は、明示された実施計画に基づき、その結果を把握し、記録として残して 点検・整備結果に基づき、点検・整備体制や取組内容について見直しを行う仕組みを 有すること。 【車両の適切な点検・整備】 車両の状態を日常から把握し、環境に対して影響のある現象が確認された時には、直 ちに点検・整備を実施していること。 ディーゼル車にあっては、目視により黒煙が増加してきたと判断された場合には、点 検・整備を実施していること。 フロン類の大気中への放出を抑制するため、カーエアコンの効き具合等により、エア コンガスが減っている(漏れている)と判断された場合には、カーエアコンの点検・ 整備を実施していること。 【自主的な管理基準による点検・整備】 (エア・クリーナ・エレメント関連) ディーゼル車にあっては、エア・クリーナ・エレメントの清掃・交換に当たっては、 メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管 理基準を設定し、実施していること。 (エンジンオイル関連) エンジンオイルの交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走 行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。 エンジンオイルフィルタの交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参 考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。 (燃料装置関連) ディーゼル車にあっては、燃料装置のオーバーホールや交換に当たっては、メーカー のメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を 設定し, 実施していること。 (排出ガス減少装置関連) ディーゼル車にあっては、排出ガス減少装置(DPF,酸化触媒)の点検に当たっては、 メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管 理基準を設定し、実施していること。 (その他) タイヤの空気圧の点検・調整は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距 離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、空気圧の測定に基づき実施してい トランスミッションオイルの漏れの点検は、メーカーのメンテナンスノート等を参考 に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。 トランスミッションオイルの交換は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走 行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。 デファレンシャルオイルの漏れの点検は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、 走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。 デファレンシャルオイルの交換は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行 距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。

- 注:「■」は車両の点検・整備に当たって必ず実施すべき項目
  - 「□」は車両の点検・整備に当たって実施するよう努めるべき項目

# 21-6 照明機能提供業務

⑩蛍光灯機	【環境物品等の判断基準】	【調達目標】
能提供業	○次の要件を満たす機能提供型サービス(サービサイジング)で	調達に努
務	あること。	める
	①使用目的に不都合がなく器具に適合する場合,蛍光ランプに	
	係る判断基準(ランプ参照)を満たす蛍光灯が使用されてい	
	ること。	
	②回収した蛍光灯のうち成型品で回収されたものについては再	
	資源化率が95%以上であること。	
	③蛍光灯の適正処理終了を示す証明書を発行し、顧客に提示で	
	きること。	

- 備考) 1 本項の判断基準の「機能提供型サービス (サービサイジング)」とは、蛍光灯の所有権を業務提供者から移さず機能のみを提供し、輸送・回収・廃棄にかかる責任を業務提供者が負う 役務をいう。
  - 2 判断基準③の「蛍光灯の適正処理終了を示す証明書」は、電子マニフェストや IT を活用したマニフェスト管理システムなど証明書に準ずるものでも可能とする。

# 21-7 小売業務

⑪ 庁	舎	等	に
お	١,	て	営
業	を	行	う
小	売	<b>挨</b> 務	5

### 【環境物品等の判断基準】

- ○庁舎又は敷地内において委託契約等によって営業を行う小売 業務の店舗にあっては,容器包装廃棄物の排出の抑制を促進す るために,次のいずれかの要件を満たすこと。
  - ①容器包装の過剰な使用を抑制するための独自の取組が行われていること。
  - ②消費者の容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための独自の取組が行われていること。
- 【調達目標】 調達に努める
- 備考) 1 判断基準①の独自の取組とは、薄肉化又は軽量化された容器包装を使用すること、商品に応じて適正な寸法の容器包装を使用することその他の小売業者自らが容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するために取り組む措置をいう。
  - 2 判断基準②の独自の取組とは、商品の販売に際して消費者に容器包装を有償で提供すること、自ら買物袋等を持参しない消費者に対し繰り返し使用が可能な買物袋等を提供すること、容器包装の使用に関する意思を消費者に確認することその他の消費者による容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するために取り組む措置をいう。

# 21-8 クリーニング

②クリーニング	【環境物品等の判断基準】	【調達目標】
	①ドレンの回収及び再利用により、省エネルギー及び水資	調達に努
	源節約等の環境負荷低減が図られていること。	める
	②エコドライブを推進するための措置が講じられているこ	
	と。	
	③ハンガーの回収及び再使用等の仕組みが構築されている	
	- L	

- 備考) 1 本項の判断基準の対象とする「クリーニング」は、クリーニング業法(昭和25年法律第207号)に定めるクリーニング業をいう。ただし、毛布、ふとん、モップ等、他の品目としてリース・レンタル契約により調達する場合、調達先事業者が行う当該製品のクリーニングには本項の判断基準は適用しない。
  - 2 「ドレン」とは、蒸発してできた蒸気(飽和蒸気)が放熱や熱の利用により凝縮水へ状態変化したものをいう。
  - 3 「エコドライブ」とは、エコドライブ普及連絡会作成「エコドライブ 10 のすすめ」(平成 24 年 10 月) に基づく運転をいう。

(参考) ①ふんわりアクセル『eスタート』②車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転③減速時は早めにアクセルを離そう④エアコンの使用は適切に⑤ムダなアイドリングはやめよう⑥渋滞を避け、余裕をもって出発しよう⑦タイヤの空気圧から始める点検・整備⑧不要な荷物はおろそう⑨走行の妨げとなる駐車はやめよう⑩自分の燃費を把握しよう

- 4 「エコドライブを推進するための措置」とは、次の要件を満たすことをいう。
  - ア. エコドライブについて運転者への周知がなされていること。
  - イ.エコドライブに係る責任者の設置、マニュアルの作成(既存マニュアルの活用を含む) 等の取組を実施していること。
  - ウ. エネルギー使用実態を運転者別・車種別等の適切な単位で把握し、エネルギーの使用 の管理を行うこと。なお、その際は、車両の運行記録を用いることが望ましい。
- 5 「ハンガーの回収及び再使用等の仕組みが構築されていること」とは、次の要件を満たすことをいう。
- ア. 回収が適切に行われるよう, ユーザに対し回収に関する情報(回収方法, 回収窓口等) が表示又は提供されていること。
- イ. 回収されたハンガーを洗浄し、再使用すること。
- ウ. 回収されたプラスチックハンガーについて、再使用できない場合にあっては可能な限 りマテリアルリサイクルをすること。

# 21-9 自動販売機設置

# ③飲料自動販売機 設置

# 【環境物品等の判断基準】

- ①エネルギー消費効率が表1に示された区分ごとの算定式 を用いて算出した基準エネルギー消費効率を上回らない こと。
- ②冷媒及び断熱材発泡剤にフロン類が使用されていないこ と。
- ③表2に掲げる評価基準に示された環境配慮設計がなされていること。また、環境配慮設計の実施状況については、 その内容がウエブサイト、環境報告書等により公表され、 容易に確認できること。
- ④特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、 当該化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認 できること。
- ⑤使用済自動販売機の回収リサイクルシステムがあり,リサイクルされない部分については適正処理されるシステムがあること。
- 備考) 1 本項の判断基準の対象となる「飲料自動販売機設置」は、缶・ボトル飲料自動販売機、 紙容器飲料自動販売機及びカップ式飲料自動販売機を設置する場合をいう。ただし、次の いずれかに該当するものを設置する場合は、これに含まれないものとする。
  - ①商品を常温又は常温に近い温度のみで保存する収容スペースをもつもの
  - ②台の上に載せて使用する小型の卓上型のもの
  - ③車両等特定の場所で使用することを目的とするもの
  - ④電子冷却(ペルチェ冷却等)により、飲料(原料)を冷却しているもの
  - 2 本項の判断基準は、設置に係る契約等の期間中又は契約更新等の場合で機器の入替えが発生しない場合には適用しないものとする。
  - 3 判断基準①については、災害対応自動販売機、ユニバーサルデザイン自動販売機及び社 会貢献型自動販売機のうち、当該機能を有することにより、消費電力量の増加するものに ついては適用しないものとする。
  - 4 「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年 法律第64号)第2条第1項に定める物質をいう。判断基準②において使用できる冷媒は、 二酸化炭素、炭化水素及びハイドロフルオロオレフィン(HF01234yf)等。
  - <u>5</u> 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に 対する比で示した数値をいう。
  - 6 判断基準④については、リユース部品には適用しないものとする。
  - 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。
  - 8 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950:2008(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の附属書Aの表 A.1 (特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値)に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950:2008 に準ずるものとする。
  - 9 「エネルギー消費効率基準達成率」とは、判断基準①で算出した当該製品の基準エネルギー消費効率をエネルギー消費効率で除した数値を百分率(小数点以下を切り捨て)で表したものとする。

調達に努める

- 10 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。
  - ア. 利用人数,販売量等を十分勘案し,必要な台数,適切な大きさの自動販売機を設置すること。
  - イ. 設置場所(屋内・屋外,日向・日陰等)によって、エネルギー消費等の環境負荷が異なることから、可能な限り環境負荷の低い場所に設置するよう検討すること。
  - ウ. マイカップ対応型自動販売機の設置に当たっては、設置場所及び周辺の清掃・衛生面 の確認を行い、購入者への注意喚起を実施するとともに、衛生面における問題が生じ た場合の責任の所在の明確化を図ること。

表1 飲料自動販売機に係る基準エネルギー消費効率算定式

表1 以付日勤級几級に休る至中一小/ 1 1月 別十昇に入				
区分			基準エネルギー	
販 売 す る 飲料の種類	自動販	売機の種類	基準エイルギー消費効率の算定式	
缶・ボトル飲料	コールド専用機又はホ	ットオアコールド機	E=0. 218V+401	
	ホットアンドコールド のもの)	機(庫内奥行寸法が 400mm 未満	E=0. 798Va+414	
	ホットアンドコール	電子マネー対応装置のないもの	E=0. 482Va+350	
	ド機(庫内奥行寸法が 400mm 以上のもの)	電子マネー対応装置のあるもの	E=0. 482Va+500	
紙 容 器 飲 料		コールド専用機	E=0. 948V+373	
	A タイプ (サンプルを 使用し,商品販売を行	ホットアンドコールド機 (庫内 が 2 室のもの)	E=0. 306Vb+954	
	うもの)	ホットアンドコールド機 (庫内 が 3 室のもの)	E=0. 630Vb+1474	
	B タイプ (商品そのも	コールド専用機	E=0. 477V+750	
	のを視認し,商品販売 を行うもの)	ホットアンドコールド機	E=0. 401Vb+1261	
カップ式飲料			E=1020[T≤1500] E=0. 293T+580[T>1500]	

- 備考) 1 「コールド専用機」とは、商品を冷蔵して販売するためのものをいう。
  - 2 「ホットオアコールド機」とは、商品を冷蔵又は温蔵どちらか一方にして販売するため のものをいう。
  - 3 「ホットアンドコールド機」とは、自動販売機の内部が仕切壁で仕切られ、商品を冷蔵 又は温蔵して販売するためのものをいう。
  - 4 E, V, Va, Vb 及び T は、次の数値を表すものとする。
    - E:基準エネルギー消費効率(単位:kWh/年)
    - V : 実庫内容積(商品を貯蔵する庫室の内寸法から算出した数値をいう。)(単位:L)
    - Va:調整庫内容積(温蔵室の実庫内容積に 40 を乗じて 11 で除した数値に冷蔵室の実庫 内容積を加えた数値をいう。) (単位:L)
    - Vb:調整庫内容積(温蔵室の実庫内容積に 40 を乗じて 10 で除した数値に冷蔵室の実庫 内容積を加えた数値をいう。) (単位:L)
    - T:調整熱容量(湯タンク容量に80を乗じた数値,冷水槽容量に15を乗じた数値及び 貯氷量に95を乗じて0.917で除した数値の総和に4.19を乗じた数値)(単位:kJ)
  - 5 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基

づく経済産業省告示 289 号(平成 19 年 11 月 26 日)の「3 エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。

表 2 飲料自動販売機に係る環境配慮設計項目

目 的	評価項目	評 価 基 準
H FV	使用資源の削減	製品の質量を削減抑制していること。
	再生材の使用	再生材の使用を促進していること。
	行工机*2区//I	オーバーホール、リニューアルへの配慮をし
	) 製品の長寿命化 消費電力量の削減	ていること。
		製品の分解・組立性への配慮・改善をしてい
リデュース(省資源化)		ること。
		修理・保守性への配慮をしていること。
		製品の消費電力量の抑制が図られているこ
		と。設置条件、設定条件の適正化等の運用支
		援を行っていること。
	リユース部品の選定	リユース部品について設計段階から選定し、
	サユース 前品の 選足	共通化・標準化に配慮していること。
リユース(再使用化)	製品での配慮部品のリユース設計	リユース対象部品の分解・組立性に配慮して
グユーハ(丹灰市に)		いること。
		リユース対象部品への表示,清掃・洗浄,与
		寿命判定の容易性に配慮していること。
	材料	リサイクル可能な材料を選択していること。
		プラスチックの種類の統一化及び材料表示
		を行っていること。
リサイクル(再資源化)		リサイクル困難な部材の使用削減を図って
		いること。
	   分解容易性	事前分別対象部品の分解容易性に配慮して
	7/ /17/1/ / IL	いること。

# 21-10 引越輸送

### 仰引越輸送

### 【環境物品等の判断基準】

- ①梱包及び養生に使用する物品が特定調達品目に該当する場合 は、判断基準を満たしている物品が使用されていること。
- ②反復利用可能な梱包用資材及び養生用資材が使用されている こと。
- ③引越終了後に梱包用資材の回収が実施されていること。
- ④自動車による輸送を伴う場合には、次の要件を満たすこと。 ア.エネルギーの使用の実態及びエネルギーの使用の合理化 に係る取組効果の把握が定期的に行われていること。
  - イ. <u>環境保全のための仕組み・体制が整備されていること。</u> <u>ウ. エコドライブを推進するための措置が講じられていること。</u> と。
  - 工. 大気汚染物質の排出削減、エネルギー効率を維持する等の環境の保全の観点から車両の点検・整備が実施されていること。
- 備考) 1 本項の判断基準の対象とする「引越輸送」とは、庁舎移転等(庁舎・ビル間移転、庁舎・ビル内移動、フロア内移動を含む。)に伴う什器、物品、書類等の引越輸送業務及びこれに 附帯する梱包・開梱、配置、養生等の役務をいう。ただし、美術品、精密機器、動植物等 の特殊な梱包及び運送、管理等が必要となる品目は除く。
  - 2 判断基準③は、段ボール等紙製の梱包用資材が業務提供者によって提供される場合に適用し、発注者の求めに応じて回収を実施する。ただし、あらかじめ回収期限及び回数を定めるものとする。
  - 3 判断基準④は、引越輸送の元請か下請かを問わず、自動車による輸送を行う者に適用する。
  - 4 「エコドライブ」とは、エコドライブ普及連絡会作成「エコドライブ 10 のすすめ」(平成 24 年 10 月) に基づく運転をいう。

(参考) ①ふんわりアクセル『eスタート』②車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転③減速時は早めにアクセルを離そう④エアコンの使用は適切に⑤ムダなアイドリングはやめよう⑥渋滞を避け、余裕をもって出発しよう⑦タイヤの空気圧から始める点検・整備⑧不要な荷物はおろそう⑨走行の妨げとなる駐車はやめよう⑩自分の燃費を把握しよう

- 5 判断基準④イの「エコドライブを推進するための措置」とは、次の要件をすべて満たす ことをいう。
  - ア. エコドライブについて運転者への周知がなされていること。
  - イ. エコドライブに係る管理責任者の設置、マニュアルの作成(既存マニュアルの活用を 含む)及びエコドライブの推進体制を整備していること。
  - ウ. エコドライブに係る教育・研修等を実施していること。
  - エ. 運行記録を運転者別・車種別等の適切な単位で把握し、エネルギーの使用の管理を行っていること。
- 6 判断基準④ウの「車両の点検・整備」とは、日常点検、定期点検の実施等道路運送車両 法等において規定されている事項を遵守するほか、車両のエネルギー効率を維持する等環 境の保全を目的に、別表に示した点検・整備項目に係る自主的な管理基準を定め、実施し ていることをいう。
- 7 判断の基準④エの「車両の点検・整備」とは、日常点検、定期点検の実施等道路運送車 両法等において規定されている事項を遵守するほか、車両のエネルギー効率を維持する等 環境の保全を目的に、別表に示した点検・整備項目に係る自主的な管理基準を定め、実施

【調達目標】 調達に

努める

### していることをいう。

- 8 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。
  - ア. 引越に伴い発生する廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を第三者に依頼する場合には、一般廃棄物については市町村又は一般廃棄物処理業者(廃棄物処理法施行規則第2条第1項及び第2条の3第1項に該当するものを含む)に、産業廃棄物については産業廃棄物処理業者(同法施行規則第9条第1項及び第10条の3第1項に該当するものを含む)にそれぞれ収集若しくは運搬又は処分を委託する必要がある。なお、一般廃棄物の収集又は運搬については委任状を交付した上で引越事業者に依頼することも可能である。
  - イ. 引越輸送業務と併せて廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を委託する場合には,委託基準に従う必要があり、産業廃棄物については、収集又は運搬を委託する産業廃棄物収集運搬業者及び処分を委託する産業廃棄物処分業者が当該産業廃棄物を適正に処理する能力を備えていることを、運搬車両、保管施設、処理施設等の状況を聴取することや、これらを実地に調査すること等により確認し、あらかじめ書面により契約する必要がある。また一般廃棄物についても、産業廃棄物に準じた確認を行うことが望ましい。
  - ウ. 廃棄物の引渡しにおいて、産業廃棄物については、引渡しと同時に産業廃棄物管理票 (マニフェスト)を交付し、運搬及び処分の終了後に処理業者からその旨を記載した 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の写しの送付を受け、委託内容どおりに運搬、処 分されたことを確認する必要がある。また一般廃棄物についても、産業廃棄物に準じ た確認を行うことが望ましい。

# 21-11 会議運営

(1) 品目及び判断基準等

	1
【環境物品等の判断基準】	【調達目標】
○委託契約等により会議の運営を含む業務の実施に当たっ	調達に努
て、次の項目に該当する場合は、該当する項目に掲げられ	める
た要件を満たすこと。	
①紙の資料を配布する場合は、適正部数の印刷、両面印刷	
等により、紙の使用量の削減が図られていること。 また,	
紙の資料として配布される用紙が特定調達品目に該当す	
る場合は、当該品目に係る判断基準を満たすこと。	
②ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷物を印刷する	
場合は,印刷に係る判断基準を満たすこと。	
	○委託契約等により会議の運営を含む業務の実施に当たって、次の項目に該当する場合は、該当する項目に掲げられた要件を満たすこと。 ①紙の資料を配布する場合は、適正部数の印刷、両面印刷等により、紙の使用量の削減が図られていること。また、紙の資料として配布される用紙が特定調達品目に該当する場合は、当該品目に係る判断基準を満たすこと。 ②ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷物を印刷する